



0008140000

0008140-000

AZ-641-33

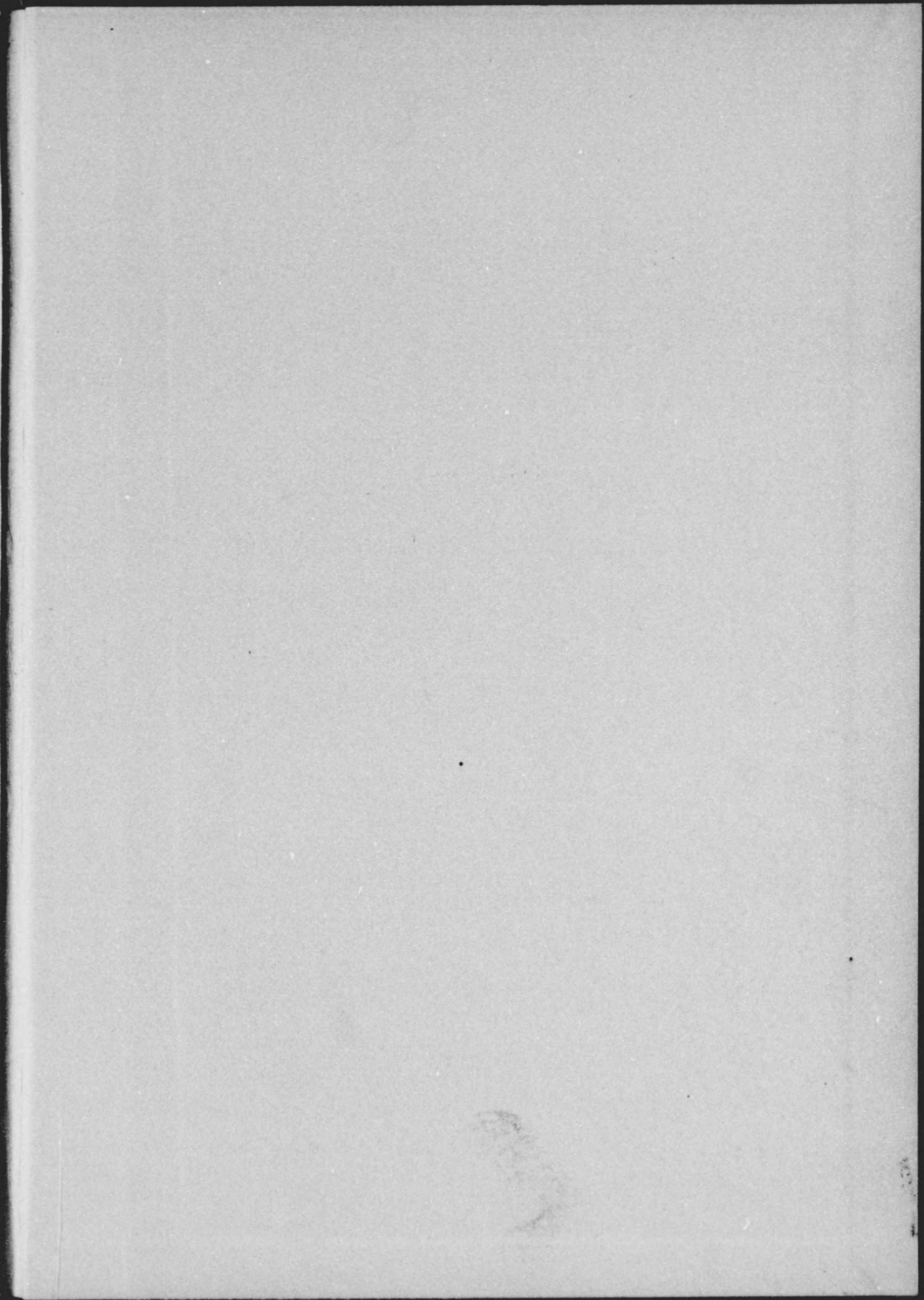
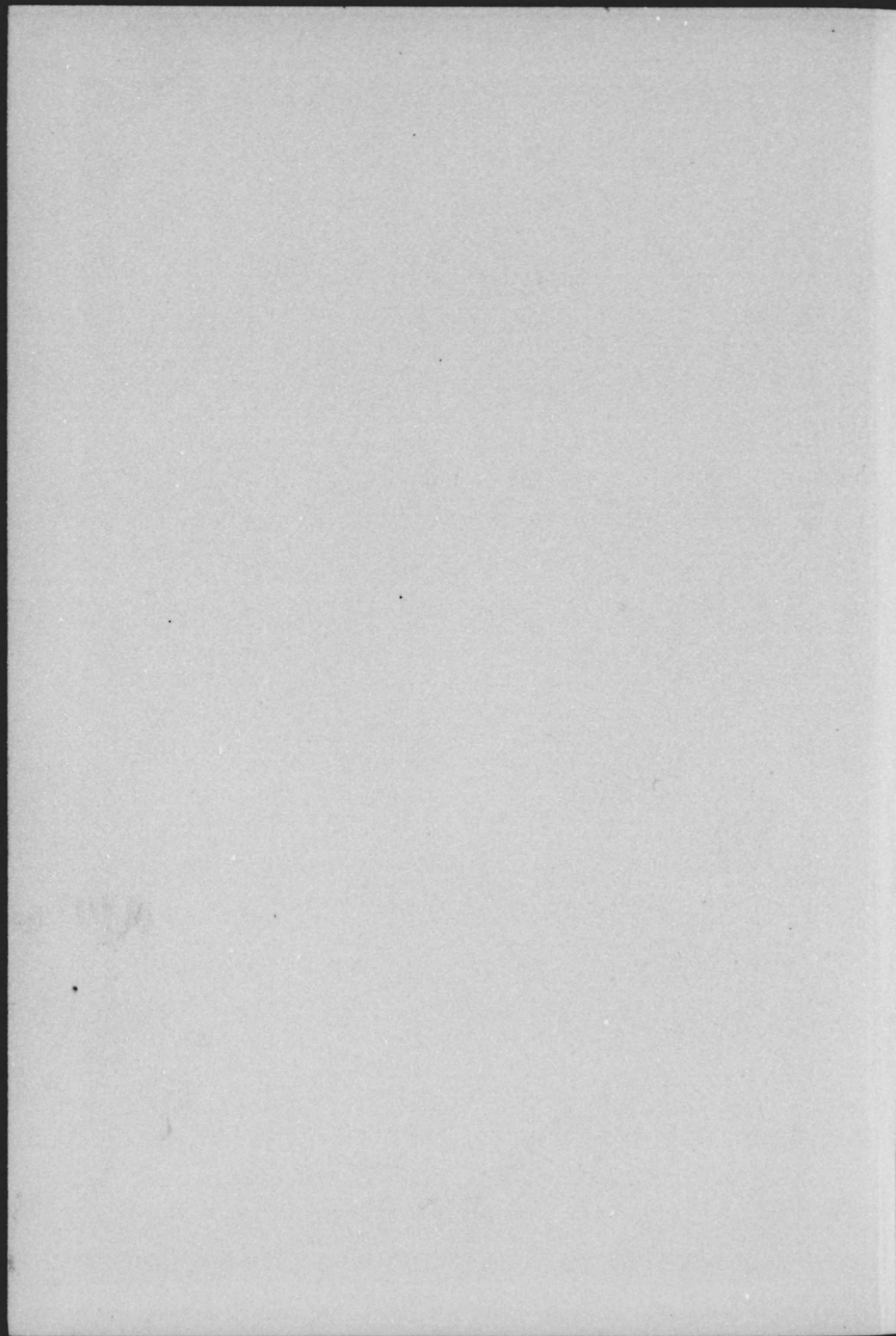
台灣總督府警察沿革誌


台灣總督府警務局

第2編

1942

ABH





シ RA12.

臺灣總督府警察沿革誌第二編

領臺以後の治安狀況（下卷）

司法警察及犯罪即決の變遷史

臺灣總督府警務局

ACF
~~3/11~~
 1
 ↓
 AZ
 641
 33



800707

「警察 刑事裁判制度及司法行政 沿革誌」
刑事警察制度ノ變革

目次

第一章 刑事裁判制度及司法行政

官衙の變遷……………一

第一節 法院制度の沿革……………一

- 一、領臺當時の治安維持狀況及法院職制の發布……………一
- 二、法院條例の發布と其前後の狀況……………九
- 三、高野法院長非職事件と三級審制度の廢止……………三
- 四、三級審制度復活論及內臺司法共通の問題……………九
- 五、三級審制度の確立……………六
- 六、法院條例一部の改正……………六
- 七、地方法院支部の權限に關する規定……………四
- 八、法院及出張所並法院支部ノ改廢……………四
- 九、臨時法院制の存廢……………四

目次

第二節 司法行政事務主管局課の變遷……………四

- 一、總督府開設當時の司法行政官署……………四
- 二、軍政實施に依る變更……………四
- 三、民政復活に依る民事刑事兩課の新設……………四
- 四、總督府官制と分課規程の變革……………四

第二章 刑事法規の變遷……………五

第一節 領臺當時の刑罰法並手續法……………五

- 一、臺灣人民軍事犯處分例の施行……………五
- 二、臺灣住民刑罰令及臺灣住民治罪令の發布……………五
- 三、刑法を臺灣に適用……………六

一

第二節 刑事法典の施行と刑事訴訟特別法の發布

- 一、民刑事法典の施行…………… 六
- 二、本島人清國人に對する規定…………… 一〇五
- 三、刑事訴訟手續法の發布…………… 一〇六
- 四、刑事訴訟特別手續の發布並に廢止…………… 一〇八

第三節 臺灣刑事令の發布と其一部改正

- 一、刑法、刑法施行法、刑事訴訟法の通行…………… 一〇六
- 二、刑の執行猶豫に關する取扱規程…………… 一〇七

第四節 改正刑事訴訟法の施行

- 一、刑事訴訟法の實施…………… 一〇六
- 二、臺灣に施行する法律の特例に就て…………… 一〇三
- 三、刑事訴訟法特例發布の趣旨及要旨…………… 一〇〇

第五節 特別刑罰法令の本島實施

- 一、匪徒刑罰令の實施…………… 一〇三
- 二、臺灣違警例の變遷…………… 一〇五
- 三、大正七年臺灣の違警例改正…………… 一〇五
- 四、違警例改正の議論…………… 一〇三
- 五、治安維持法の本島施行…………… 一〇五

- 六、暴力行為等處罰に關する法律の實施…………… 一〇七
- 七、盜犯等防止及處分に關する法律の本島實施…………… 一〇九
- 八、不穩文書取締法の本島施行…………… 一〇三
- 九、法人處罰に關する規程の實施…………… 一〇五

第六節 刑事事件に關する補償

- 一、刑事補償法の臺灣施行…………… 一〇四
- 二、犯罪捜査の爲め呼出したる者に旅費等支給方に就いて…………… 一〇九
- 三、刑事訴訟費用法本島適用…………… 一〇三

第七節 司法事務の共助及共通性に關する規程

- 一、司法事務共助及押送に關する規程の發布…………… 一〇三
- 二、司法事務共助法の發布…………… 一〇一
- 三、共通法の制定…………… 一〇五
- 四、日滿司法事務共助法…………… 一〇三

第三章 犯罪即決の制度

第一節 領臺當時の犯罪即決例

第二節 現行犯罪即決例の發布と改正

- 一、犯罪即決例の改定發布…………… 一〇八
- 二、犯罪即決例の一部改正…………… 一〇一
- (一) 明治四十二年新刑法實施に伴ふ改正…………… 一〇一
- (二) 大正九年地方制度改正に伴ふ改正…………… 一〇三
- (三) 昭和二年の改正…………… 一〇三
- 三、即決を爲し得る犯罪の範圍…………… 一〇五
- (一) 府廳の決定…………… 一〇六
- (二) 執務要項の規定…………… 一〇六
- (三) 戶口規則違反事項…………… 一〇七
- (四) 高等法院の判例…………… 一〇七
- (五) 警務局長の通牒…………… 一〇八
- (六) 罰金を併科したる場合の即決權…………… 一〇九
- 四、即決例施行に關する民情と實績…………… 一〇〇

第三節 即決事務取扱の基準

- 一、即決例施行手續…………… 一〇五
- (一) 即決例施行手續の制定…………… 一〇五
- (二) 同施行手續の一部改正…………… 一〇六
- 二、犯罪即決事務取扱に關する通牒…………… 一〇七

- (一) 事務取扱に關する一般的通牒…………… 一〇七
- 1. 犯罪即決例條文中解釋…………… 一〇八
- 2. 犯罪即決取扱順序の通牒…………… 一〇八
- 3. 即決處分上法規運用に關する通牒…………… 一〇五
- 4. 改正刑罰法實施に伴ふ即決事務取扱に就て…………… 一〇五
- 5. 即決處分租済の取扱に關して…………… 一〇七
- 6. 即決事務取扱統一に關して…………… 一〇七
- (二) 各事項に對する通牒…………… 一〇八
- 1. 即決事務取扱者に關する通牒…………… 一〇八
- 2. 未成年者及生番人の犯罪即決取扱に就て…………… 一〇七
- 3. 正式裁判請求を爲したる場合の取扱に就て…………… 一〇四
- 4. 期間計算方の變遷…………… 一〇六
- 5. 即決と累犯及加減例の應用…………… 一〇六
- 6. 即決事務の記録に關する通牒…………… 一〇六
- 7. 即決關係書類作成に關する通牒…………… 一〇八
- 8. 犯罪處斷の通知に關する規定…………… 一〇三
- (三) 即決官の心得べき執務要項…………… 一〇四
- (四) 諸法規違反の即決に關する通牒…………… 一〇七

- 1. 戸口規則違反事項に関する取扱 四七一
- 2. 火薬及銃器取締規則違反者取扱に就て 四七三
- 3. 外國旅券規則の解釋に就て 四七四
- 4. 賣屋取締法規の適用に就て 四七五
- 5. 煙草專賣規則違反取締に就て 四七五
- 6. 銃制違反に関する事項 四八一
- 7. 阿片令の解釋適用に關して 四八八
- 8. 醫生に對する即決處分に關して 四九三
- 9. 水利を妨害する犯罪の取扱に關して 四九六
- 10. 非常管理法令違反即決に關して 四九七
- (五) 罰金及科料の取扱 四九七
 - 1. 罰金科料官渡後の取扱及強制徴收 四九七
 - 2. 收入印紙を以て納付する罰金科料取扱に就て 五〇五
 - 3. 罰金科料の追徴取扱に就て 五二三
- (六) 刑の執行及沒收品の取扱 五二八
 - 1. 刑の執行囑託に就て 五二八
 - 2. 刑の執行停止に關する取扱 五三三
 - 3. 犯罪即決に係る沒收品の取扱に就て 五三三

第四章 司法警察に關する規程

並通牒 五三七

第一節 司法警察官吏に關する規程 五三七

- 一、府令に依る規程の發布 五三七
- 二、右府令の一部改正 五三八

第二節 司法警察官の職務に關する規程 五三〇

- 一、司法警察官職務内則の制定 五三〇
- 二、外國人に關する執務心得 五三九
- 三、司法警察官執務心得の制定 五四〇
- 四、司法警察職務規程の制定 五七七
- 五、司法警察處務規程の發布 五四四
- 六、特種の身分を有する者の起訴に關して 五五三
- 七、微罪起訴猶豫に關する取扱 五五三
- 八、中止事件の取扱に關する規程 五五〇
- 九、檢視に關する規程 五五三

第三節 司法警察事務及犯罪捜査に關する通牒

一、一般司法警察事務取扱上の注意 五三八

- 1. 司法事務取扱注意事項 五三八
- 2. 犯罪捜査事務取扱に關して 五八六
- 3. 盜難届口頭録取に就て 五八八
- 4. 捜査に關する書類に關して 五八九
- 5. 未檢舉重要犯罪事件簿の設定 五九〇
- 6. 被告人死亡したる場合の處置に就て 五九二
- 7. 犯罪事件の送致に關して 五九三
- 8. 犯罪事件簿の處理に關して 五九三
- 9. 留置人看守に關して 五九三
- 二、犯罪捜査に關する通牒 五九六
 - 1. 遺失事件の捜査に關して 五九六
 - 2. 勞働者の身元調査に關して 五九七
 - 3. 犯人捜査に餘弊を生せしめざることに關して 五九七
 - 4. 刑事被告人の取調に關して 五九七
 - 5. 十四歳未満の犯罪者取扱に關して 五九八

第四章 司法警察に關する規程

並通牒 五三七

第一節 司法警察官吏に關する規程 五三七

- 一、府令に依る規程の發布 五三七
- 二、右府令の一部改正 五三八

第二節 司法警察官の職務に關する規程 五三〇

- 一、司法警察官職務内則の制定 五三〇
- 二、外國人に關する執務心得 五三九
- 三、司法警察官執務心得の制定 五四〇
- 四、司法警察職務規程の制定 五七七
- 五、司法警察處務規程の發布 五四四
- 六、特種の身分を有する者の起訴に關して 五五三
- 七、微罪起訴猶豫に關する取扱 五五三
- 八、中止事件の取扱に關する規程 五五〇
- 九、檢視に關する規程 五五三

第三節 司法警察事務及犯罪捜査に關する通牒

一、一般司法警察事務取扱上の注意 五三八

- 1. 司法事務取扱注意事項 五三八
- 2. 犯罪捜査事務取扱に關して 五八六
- 3. 盜難届口頭録取に就て 五八八
- 4. 捜査に關する書類に關して 五八九
- 5. 未檢舉重要犯罪事件簿の設定 五九〇
- 6. 被告人死亡したる場合の處置に就て 五九二
- 7. 犯罪事件の送致に關して 五九三
- 8. 犯罪事件簿の處理に關して 五九三
- 9. 留置人看守に關して 五九三
- 二、犯罪捜査に關する通牒 五九六
 - 1. 遺失事件の捜査に關して 五九六
 - 2. 勞働者の身元調査に關して 五九七
 - 3. 犯人捜査に餘弊を生せしめざることに關して 五九七
 - 4. 刑事被告人の取調に關して 五九七
 - 5. 十四歳未満の犯罪者取扱に關して 五九八

第四節 捜査續行及刑事要視察人取締に

- 6. 賭博犯取締に關して 五九九
- 7. 辯護士等の請託に關する注意 六〇〇
- 8. 官吏の犯罪檢舉に關して 六〇〇
- 9. 犯人取調に關して 六一一
- 10. 司法警察係員の監獄派遣に關して 六一一
- 三、各種犯罪の豫防又取締に就て 六一三
 - (一) 密輸入の取締に關して 六一三
 - (二) 密輸入の取締に關して 六一四
 - (三) 密輸入の取締に關して 六一四
 - (四) 密輸入の取締に關して 六一五
 - (五) 密輸入の取締に關して 六一七
 - (六) 密輸入の取締に關して 六一七
 - (七) 密輸入の取締に關して 六一八
 - (八) 密輸入の取締に關して 六一八
 - (九) 密輸入の取締に關して 六一八
 - (一〇) 密輸入の取締に關して 六一八
 - (十一) 密輸入の取締に關して 六一八
 - (十二) 密輸入の取締に關して 六一八

關する事項……………六四

- 一、犯罪捜査執行簿の設定……………六四
- 二、前科者名簿の設定及構成……………六六
- 三、前科者並賭博常習者の視察……………七〇
- 四、假出獄者の視察取締に關して……………七三
- 五、刑事要視察人視察内視の設定……………七五
- 六、刑事要視察人視察の島外連絡及被疑者取押に關して……………七七
- 七、内地に於ける移動警察に就て……………七九

第五節 囚人刑事被告人押送に關する事項……………七九

- 一、囚人刑事被告人押送に關する規程……………七九
- 二、押送實施上の注意に關する通牒……………八〇

第六節 犯罪人名簿及犯罪の報告並に通知……………八二

- 一、犯罪人名簿及犯罪通知規則の制定……………八二
- 二、犯罪人名簿及犯罪通知規則の第一項改定……………八四
- 三、犯罪人名簿調製手續の制定……………八五
- 四、犯罪人名簿及犯罪人名票取扱に關する通牒……………八六

五、犯罪人名簿及犯罪通知規則の改定……………七〇

- 六、犯罪票及刑事犯人票の取扱……………七五
- 七、犯罪の報告及通知に關する通牒……………八六

第七節 刑事鑑識設備……………八四

- 一、警察に指紋の應用……………八四
- 二、犯罪手口の實施……………八四
- 三、鑑識設備の充實……………八六

第五章 罰金及管刑處分例の存廢……………八二

緒言……………八二

第一節 罰金及管刑處分例の發布……………八二

第二節 制度に關する論議……………八〇

第三節 管刑の實施と其影響……………八二

第四節 管刑實施後の批判……………八五

第五節 管刑制度の廢止……………八二

第一章 刑事裁判制度及司法行政官署の變遷

第一章 刑事裁判制度及司法行政官署の變遷

臺灣に於ける民事刑事の檢察及裁判を掌る司法機關は、内地の裁判所及檢察局に當る臺灣總督府法院及檢察局が之れであり、其の行政事務を掌理するのが、總督府法務局である。又所謂司法警察機關は勿論行政の第一線に配置せられた郡役所、警察署は勿論、州刑事課、廳保安係が之れで、其の監督機關が總督府警務局たることは説明するまでもないが、司法警察官署の構成に就ては既に第一編に記述してゐるので、本章に於ては本島法院制度及司法行政事務を管掌する官衙の變遷を叙するに止める。

第一節 法院及檢察制度の沿革

一、領臺當時の治安維持狀況及法院職制の發布

樺山臺灣總督の臺灣及澎湖列島接收並に本島武力平定の劇末に關しては、既に既判警察沿革誌に詳述した處であるが、更に之を概述すれば先づ臺北附近に播種してゐた反抗

分子が平定せられ、六月十四日樺山總督以下の文武官吏も臺北に入城し、次で十七日庶政開始の式典を擧げ行政事務を掌理することとなつたものであるが、當時本島の實情は反抗氣分極めて旺盛にして、之れまで或は虚勢を示し或は騷擾を逞ふしてゐた舊清國行政官吏或は敗兵の徒は、皇軍の勢威に一時姿を匿し、隱陽流言蜚語を飛ばし民情を惑亂してゐた、一般島民と唯日本軍の威壓に服して整伏してゐる状態で、本島の治安は表面幸じて維持せられてゐたが、裏面は全く不安混沌の狀況にあつた。

既に臺灣總督府諸官員に任命せられ樺山總督と行を共にして、臺北に入城した官吏の爲めには、總督府假條例の下に分課が定められたものゝ、諸事草創、兵馬倥傯の際何から手をつけてよいか判らない状態にあつた。一番須要な警察事務に關しては、總督府民政局に警保課が設けられたとは云ふものの、當時一人の警察官も配置せられなかつた位で、事實警察制度は未だ實施せられてゐず地方の治安は唯

軍隊に附屬して來た少數の憲兵の一隊が主となり、本島土人中より壯丁を選抜して之に警吏の名を附し、憲兵の補助的機關として十月初旬警察官が始めて來臺するまで占領地たる臺北附近に於て警察的任務に服し、漸く治安を保つて來たものである。一方今迄日常生活を何等規束されることなく無秩序放縱な生活に馴れつゝあつた本島土民に對しては我軍の上陸進軍當時沿道各地に貼付して部民の盲動を戒めた水野民政局長名の次の諭示が發せられてゐたのみであつた。

水野民政局長の人民諭示(譯文)

此時大日本大清兩國欽差全權大臣講和條約ヲ議定シ臺灣各島自今全ク大日本國ニ歸ス頃日總督任ニ蒞ミ先ツ員辨ヲ遣リ淡水口ニ前往セシム何ソ計ラン該處ニ在ル兵丁等銃槍ヲ放テ要撃シ進行スルニ由ナシ故ニ迂路此ヲ過キ將ニ臺北府ニ赴カントス凡ソ臺灣各地ノ民衆從來各自管有ノ田地、家産等秋毫犯サス永遠舊ニ仍ル唯條約ニ載スル所ノ城壘、兵器等ニシテ既ニ久シク官ニ歸スルノ物件ハ之ニ受授スレハ則可ナリ、爾民衆各其堵ニ安シ徒ニ蠢

動事ヲ滋クスルヲ許サス

この頃人民の不法行為に關しては未だ之を處置する規準が示されてゐないのであるから、憲兵等が摘發した刑事事件の如きものは陸軍の法官部で軍法會議に附し處分し或は又所謂臨機處分の名の下に非常的處置を執つたことは、新占領地に於て兵馬控衛の際には避け難きことでもあつた。然し單なる右の諭告の外に、何等か土民取締の規準を示すものがなければならぬので、七月六日に至り臺灣總督は更に諭告の形式を以て人民軍事犯處分法施行を命じた。之れが臺灣に刑罰法令の發布せられた最初のものであるが其の詳細は後述する。

臺北附近はかくして略平靜を保つことは出來たが、足一歩街外に出づれば騷擾危険は昔ならざるものがあり、偵察に従事した將兵は、隨時隨所で反撃を蒙り死傷する者が生じ、本島平定の前途は容易ならざるものあるを感じしむるに至つた、本島施政の急務は之等反徒の掃蕩を爲すにあり、之に對應する爲め八月軍政を實施するに至つて、行政の凡ては參謀長の裁決を要することになつた。軍政實施後民政部中に民刑課を設けられ、從來陸軍法官部の取扱に屬

した法律命令又は裁判檢察に關する事務を擔任することになり、法官部は常に之と協商して事務處理の円滑を期し民刑課長竝に課員一名が審判官兼務となつて裁判に従事することになつた。更に九月廿二日總督府に司法制度審査の爲め法令取調委員會を設け、陸軍法官部長山本忠彰を委員長に、法官部付二官狀太郎及中村和光、民政局民刑課長服部甲子造、臺北縣參事官紫原龜二を委員に選任し、諸法令を審議せしめ、十月七日先づ臺灣住民刑罰令、臺灣住民治罪令等の刑罰法令と共に臺灣法院職制を日令を以て公布し、裁判制度の形態を整ふることが出來た。其の中法院職制は次の如きものであつた。

臺灣總督府法院職制(日令第十一號)

- 第一條 總督府ニ法院ヲ置キ宜蘭、新竹、苗栗、彰化、雲林、埔里社、嘉義、臺南、鳳山、恒春及ヒ澎湖島ニ其支部ヲ置ク
- 第二條 總督府法院及ヒ支部ハ各別表ニ定メタル管轄地内ニ於ケル臺灣住民ノ犯罪及ヒ民事訴訟ヲ審判ス
- 總督府法院ハ支部ノ管轄地内ニ屬スル事件ト雖モ總督

第一章 刑事裁判制度及司法行政官署の變遷

ヨリ特別ノ命令アルトキハ之ヲ審判ス

- 第三條 總督府法院ニ院長一人審判官四人書記四人各支部ニ審判官書記各一人若クハ二人ヲ置ク
- 院長審判官ハ總督府高等官中ヨリ書記ハ同判任官中ヨリ總督之ヲ選任ス
- 第四條 總督府法院長ハ院務ヲ綜理シ本院及ヒ支部審判官以下ノ職務ヲ監督ス又院長ハ審判官トシテ其職務ヲ行フコトヲ得
- 審判官ハ刑事民事ノ審判ニ關スル職務ヲ行フ
- 書記ハ審判ニ關スル調査其他ノ記録ヲ作り及ヒ庶務ニ服ス
- 第五條 刑事民事ノ審判ハ主任審判官單獨ニテ之ヲ行フ但刑事判決ノ決行ハ特ニ定メタルモノノ外總督ノ認可ヲ經ルコトヲ要ス
- 第六條 總督府法院及ヒ各支部ニ通譯官竝ニ廷丁ヲ置キ上官ノ指揮ニ從ヒ各其事務ニ服セシム

(別表)

臺灣總督府法院管轄區域

法院及支部廳名	管轄區域
本院	臺北縣直轄地及基隆淡水各支廳管轄地
宜蘭支部	臺北縣宜蘭支廳管轄地
新竹支部	臺北縣新竹支廳管轄地
苗栗支部	臺灣民政支部苗栗出張所管轄地
彰化支部	臺灣民政支部直轄地及彰化出張所管轄地
雲林支部	臺灣民政支部雲林出張所管轄地
埔里社支部	臺灣民政支部埔里出張所管轄地
嘉義支部	臺灣民政支部嘉義出張所管轄地
臺南支部	臺灣民政支部直轄地及安平出張所管轄地
鳳山支部	臺南民政支部鳳山出張所管轄地
恒春支部	臺南民政支部恒春出張所管轄地
澎湖島支部	澎湖島廳管轄地

法院職制の創設其他に關し山本法律取調委員長が、翌二十九年三月民政復歸の爲め本法院職制の廢止に際し、當初

よりの狀況を記述せる報告は當時の司法事務處理狀況を知るに足るものあるを以て之を左に掲ぐ。

法院職制 治罪聽訟ノ事項タル特定ノ機關ニ任スルニ非サレハ其效果ヲ期シ難キモノアルヲ以テ法院ヲ設ク而シテ本院ヲ總督府ニ支部ヲ宜蘭、新竹、苗栗、彰化（後臺灣）雲林、埔里社、嘉義、臺南、鳳山、恒春、及ヒ澎湖島ニ置キ以テ生蕃以外全島住民ニ關スル民刑事件ノ審判ヲ管掌セシム其構成及ヒ權限ノ如キハ固ヨリ簡單ナラサルヘカラサルニ因リ法院長審判官書記ヲ置クモ皆總督府職員中ヨリ之ヲ選任シ又本院支部トモ土地ニ依リ管轄ヲ畫シ事物ニ就テ權限ヲ別タス且審判ハ合議ヲ用ヒス特ニ總督ノ認可ヲ經ヘキモノト定メタル事件ヲ除ク外渾テ審判官其判決ヲ專行スヘキモノト爲ス

軍事命令ヲ以テ設立スル法衙ナルニ依リ占領地人民處分令ニ倣ヒ軍事法院ト稱スル方其性質ニ適合スルカ如クナルモ平定ノ日ニ及ヒ直ニ裁判所ヲ置カサルノ事ニ至ラズ此法衙ヲ繼續セサルヘカラサルトキハ軍事法院ノ名稱不都合ト爲ルヘク而シテ其際名稱ヲ變更セハ種々ノ不便ヲ生スヘシ寧ロ總督府ノ軍政組織ナルト否トニ拘ハラス

之ト相伴フテ差支ナキ如キ名稱ヲ選ムヘシトノ説ニ從ヒ即チ總督府法院ト稱ス

法院長以下職員任命 法院長以下職員ハ十月二十一日ヲ以テ任命アリ審判官ハ總督府高等官ヨリ書記ハ同判任官ヨリ選任スルノ規定ニシテ武官文官ニ擇ム所アルニアラスト雖武官ハ職務繁劇ニシテ他ノ事務ヲ執ルノ餘裕ナキモ文官ハ否ラス且現ニ司法ノ職務ニ在リ若クハ前ニ司法ノ職務ニ從事セル者モ少ナカラサルヨリ強テ文官ヲ取ル事ト爲リ陸軍法官部員ト民政局民刑課長同課員ニ本院審判官書記兼勤ヲ命シ地方民政廳ノ職員ニ其地法院支部審判官書記兼勤ヲ命セリ審判官書記ノ補任轉免ニ關スル事務ハ法院長ノ掌管ニ屬スルモ法官部ヨリ出ル者ノ外ハ皆民政局ヨリ出ル者ニシテ審判官書記トシテノ異動モ民政局長配置上ニ影響ヲ及ホスヲ以テ法院長ハ民政局長ト協議ノ上之ヲ取扱フノ例ニ從ヘリ然ルニ後ニ至リ民刑事件増加シ審判官増員ノ必要ヲ生シタルモ民政局職員限リアリ且審判官ニ充ツヘキ者ヲ新ニ任用スル事ヲ得サル事情アリシ爲メ増員ノ必要ヲ看過セサルヲ得スシテ頗ル不都合ヲ感シタリ

通譯官ハ本院ニ在テハ專屬ニ人ヲ任用シ又通譯補助トシテ土人二人ヲ雇用シ及ヒ廷丁トシテ雇員二人ヲ使用セリ而シテ各支部ニ於ケル通譯官補助及ヒ廷丁ハ別ニ任命ヲ須ヒス其他民政廳ニ屬スル者ニ兼勤セシムルノ例ト爲シタリ

開院 本院ハ命令ノ如ク十一月二十日ヨリ開始シ支部ハ命令ノ延着若クハ準備等ノ爲メ遲延シ十一月二十二日乃至十二月七日ノ間ニ於テ開始セリ

檢察事務ノ實況 陸軍憲兵將校下士守備隊長兵站司令官地方行政廳長官警部長警部ハ皆犯罪ヲ捜査シ證據ヲ收集シ起訴ヲ爲スヘキ職權ヲ有スト雖モ實際其職務ヲ行フ者ハ憲兵下士ニシテ警部ノ如キモ間々之ヲ行フニ過キス而シテ憲兵下士ハ平時司法警察官又ハ陸軍檢察官トシテ治罪事務ニ習熟スルヲ以テ風俗殊異言語不通ノ困難アルニ拘ハラス犯人ヲ逮捕シ證人ヲ訊問シ其他檢證處分ヲ爲シ種々ノ調査ヲ作り起訴ノ手續ヲ行フニ於テ敏活周到ニシテ粗々現時ノ必要ヲ充タスニ足ルヘキ働力ヲ有セリ但被告人中往々檢察官ヨリ苛刻ナル取扱ヲ受ケタル旨ヲ苦訴スル者アリタルト雖現時ノ場合ニ於テ多少變通ノ措置

ヲ行フハ已ム事ヲ得サル事情ニシテ敢テ檢察官ヲ咎ムル
事ヲ得サルヘシ

檢察事務ヲ統轄スル高等ノ職員ヲ置キ以テ各檢察官ノ
勳力ノ區々ニ涉ラサルヲ謀ルニ於テハ更ニ著シキ成績ノ
舉ルベキヲ認メタルモ之ヲ經畫スルノ運ニ至ラスシテ止
メリ

審判事務ノ實況 被告事件ヲ受理スルヤ素ヨリ豫審的
審理ヲ爲スノ法則アルニ非サレハ直ニ開廷シ審判官書記
通譯官列席ニテ被告人ヲ訊問シ或ハ證人鑑定人ヲ召喚シ
書記其始末書ヲ作ル等粗々軍法會議ノ判決廷ニ於ケル審
理ノ體裁ニ似タリ審理ハ開廷一回ニテ了ル事多シト雖モ
亦數回ニ涉ル事アリ判決ハ即日若クハ數日ノ後宣告ス而
シテ宣告ハ之ヲ執行指揮官及ヒ其事件ヲ起訴シタル檢察
官ニ通知シ又法院ノ門前犯罪ノ地及ヒ被告人ノ住所ニ掲
示セリ被告人證人等概シテ漢語ヲ解セサルカ爲メ毎ニ副
通譯ヲ要シ訊問上頗ル隔靴ノ感ヲ免レスト雖モ複雜難
ノ事件少ク且形式上ノ檢束ヲ受ケサルト軍中自ラ活斷ヲ
用フルノ趨勢アルトニ因リ審判ノ進行極メテ迅速ナル事
ヲ得タリ

本院ニ於テ在淡水英商ノ手代タル厦門人某カ匪首ニ軍
資供給ノ取次ヲ爲シタリトノ事件審理中英領領事ヨリ右
事件公判ノ時領事自ラ傍聽ノ爲メ參廷シ且某ニ辯護人ヲ
用フル事ヲ許サレタリトノ申込アリ法院長ハ之ニ對シ法
院ハ軍命令ヲ以テ設立セラレタルモノニシテ普通裁判所
ト性質ヲ殊ニシ審判ノ法則モ亦同シカラスシテ法廷ヲ公
開シ傍聽ヲ許シ又ハ被告人ニ辯護人ヲ用フル事ヲ得セシ
ムルノ例ニアラストノ覆牒ヲ以テ領事ノ申込ヲ拒却セリ
民事訴訟モ多クハ一回若クハ二回ノ開廷ニシテ口頭辯
論其他ノ取調ヲ終結シ直ニ判決ヲ言渡ス事ヲ得タリ但訴
狀ノ記載方ニ關シ當事者ニ教示スルノ要アリテ多少ノ煩
ヲ覺ヘリ又或ル地方ノ如キハ健訟ノ風アリテ曾テ清國官
衙ニ訴ヘシモ在再決セラレサリシモノ或ハ枉斷セラレタ
ルモノト稱シテ續々出訴スルノ傾向ヲ生シタルヨリ管轄
支部ニ於テ注意シ多クハ行政上ノ設論ヲ以テ示談ニ止マ
ラシメタリト云フ

民刑判決書ノ程式ニ準據スル事ト爲レリ然レ共審判官各
自ノ考案ニ依リ簡單ナルアリ詳密ナルアリ且間々文義支
離理由不備等ノ瑕疵ヲ帶フルモノ少ナカラス時時法院長
ヨリ主任審判官ヘ注意ノ告知ヲ爲スノ要アリタリ

者一件モナク又同第十三條ニ依リ赦免アリタル者一人モ
ナシ

總督ノ認可ヲ經ヘキ被告事件ハ主任審判官ヨリ判決書
ニ一件記録ヲ添ヘテ伺出テ法院長之ヲ審查シ總督ヨリ指
令ヲ下スノ順序ニシテ伺出タル判決ハ多少ノ瑕疵ヲ帶フ
ルモ大體ノ斷定ニ錯誤アルニ非サレハ不可ナラストノ方
針ヲ以テ概シテ認可ノ指令ヲ下セリ其認可ナラスシテ更
ニ本院ノ審判ニ付セラレタルモノハ僅ニ二件ノミ
起訴アリタル被告事件中無罪ノ判決アリタルモノハ約
九分ノ一ニ當リ而シテ懲役ニ至テハ其範圍内ニ於テ一般
ニ短期ニ處シタル者多シトス

匪徒處分ノ事 前ニ南方ニ於テ抗敵シタル賊軍ノ殘卒
ニシテ降服シタル者皆起訴ナクシテ之ヲ放免シ後ニ北部
ニ於テ蜂起シタル匪徒ニシテ捕ニ就キタル者亦多ク起訴
ナクシテ之ヲ斬殺セリ右降卒匪囚共ニ刑罰令第十三條ニ
該ル犯罪人ナルニ直ニ放免シ又ハ斬殺セルハ法院ハ職權
ヲ殺キ刑罰令治罪令ノ効力ヲ奪フ措置ニ非サルヤノ疑ヲ
懷ク者ナキヲ保セスト雖モ決シテ否ラス抑法院職制刑罰
令治罪令ハ素是レ總督ノ命令ニ外ナラスシテ總督ハ之レ
ニ拘束セラル、事ナク何時ニテモ特殊ノ必要ニ因リ別段
ノ命令ヲ發スル事ヲ得ヘキモノナルカ故其命令ヲ以テ降
卒ヲ放免シタルノミ何等ノ支障アル事ナシ又俘虜ヲ遇ス
ルニハ必ス單一ナル檢束ニ止メサルヘカラストノ理アル
ニ非ス反抗ヲ企テ若クハ逃走ヲ謀ル中ハ論ナク其他尋常
ノ手段ニ委ヌル事ヲ得サル時會ニハ之ヲ懲殺スルモ敢テ
妨ケナキ事猶ホ戰線ニ臨ミテ敵勢ヲ砲撃スルト同シク普
通戰規ノ認許スル所ニ係ル況ンヤ義ニ背キ亂ヲ起シタル
小醜ニ對シ施スヘカラサルモノアランヤ守備隊又ハ憲兵

隊等ニ於テ匪囚ヲ斬殺セルハ即チ職權ノ行使ト看做スヘキモノニシテ法院ノ職權刑罰令治罪令ノ効力ト並立シ互ニ妨クルモノニ非ストス若シ夫レ職權ヲ行使スル程度ノ當否ニ至テハ是レ軍事上若クハ國政上ノ觀察ニ屬シ自ラ別論タルヘシ而シテ實際斬殺セル匪囚ノ數ヲ詳カニセスト雖モ法院ニ起訴シ審判ヲ經タル者ハ五十二人ニシテ内死刑ニ處シタルハ三十二人放免シタルハ二十人ナリト

帝國臣民ト臺灣住民トノ間ニ於ケル民事訴訟ノ事 法院ハ臺灣住民ヲ支配スル爲メニ設置セラレタルモノニシテ帝國臣民ニ對シ裁判權ヲ有セサル事勿論タリ然ルニ臺灣住民共理ヲ解セス往々帝國臣民ヲ被告トシテ契約履行等ノ民事訴訟ヲ提出スル者アリ施政上ノ信用ニ關シ甚タ不都合ヲ感シタルモ如何トモ爲ス事ヲ得ス皆其旨ヲ諒示シ訴訟ヲ却下セリ(以上省略)

所謂日令とは臺灣總督が領臺當時發布した軍令の一種である。右條文を一讀して甚た其の不整頓を感じ、凡そ最近の裁判制度と趣きを異にすることを知り得るが諸事草創の際已むを得ざるものであつた。而も當時は僅か臺北地方が漸く治安を保つてゐたのみで、臺南に於ては公然反族を

してゐた劉永福の一黨が勢威を張り、爾余の地方状況の如きは殆ど暗中摸索の範圍を出でなかつた。總て高島副總督麾下の三軍臺南城包圍攻撃の準備が進められ、着々進捗して十月二十二日に臺南城も陥落し南北竝に一時假面的平和を見るに至つた。然し全島各地は皇軍が疾風の如く通過して滑道の人民は一時其の勢威に蟄伏してゐたに過ぎない状態にあつた。領臺勿々既に全島三縣十二支廳の行政區劃は定められ、支廳長以下の命課はあつたので之等の行政諸員は總て軍隊に隨從して己が任地に至り、軍隊に平定せられた地方に於て行政官衙を開設し事務を開始してゐたものであるから、開廳の期日の如きも極めて區々たるものであつた。前述の法院職制に依れば十二支部は十二支廳と所在を同じくしたものであるが、行政官廳さへ尙不整頓の時代に於て司法官衙が整備出来る筈がなく、全島支廳長又は民政支部長或は支部出張所長の一半が十月下旬に至つて審判官を命ぜられてゐるに過ぎず、之等機關の司法事務取扱の如きも極めて區々、現在行はれつゝあるやうな統一せる司法事務處理法を見らるゝものでなかつたことは、明治二十八年の暮に樺山總督より臺灣事務局へ致した次の報告文に見

るも明である。之れが本島司法行政の状況について爲された報告最初のものである。之に依れば

曩ニ匪徒唱衆草賊横行ノ際ニ當リテハ陸海軍將卒ノ力ヲ藉リテ處分シ來レリ而シテ匪徒ノ鎮定ト共ニ民政支部出張所等ノ増設アリ守備隊ノ分遣アリテ民刑ノ事務ハ概ネ憲兵部ニ委ネタリシガ軍組織ト共ニ法官部ノ制ヲ布カレタリシモ民事ニ關シテハ行政官廳ノ管掌ヲ須タサルヘカラサルモノアルヲ以テ法院職制ヲ設ケ總督府ニ本院ヲ置キ各民政支部員又ハ各出張所ヲ以テ審判官ヲ兼ネシメ聽訟斷獄ヲ司ラシメ臺灣住民刑罰令臺灣住民治罪令臺灣住民訴訟令臺灣監獄令等ヲ規定シ之ヲ施行セシメタリ未決既決ノ囚徒執行方ニ就テノ訓令ヲ發シ便宜上憲兵隊警察官ヲシテ拘禁又ハ執行セシムル事トセリ惟フニ民刑ノ事務タル國家ノ一日モ忽ニスヘカラサルヲ以テ警察制度ヲ完備ナラシメ着々治安ヲ維持センコトハ今尙計畫中ナリ

とある。總て十月末臺南城占領を以て本島の平定は一應成つたのであるから直に軍衛組織は解くべきであるが經費支辨の關係もあつて明治二十九年三月軍政は尙繼續せられ四

月の新會計年度から再び民政に復歸したものである。軍政中の司法制度が極めて不整頓のものであつたことは大概前述の如くである。

二、法院條例の發布と其前後の狀況

明治二十九年四月民政復歸と共に過渡的法院制度も改定されねばならぬのは當然であつたが其の準備が整はず法院制度の審議に手間とつて三月中旬に發布することが出来ず漸く五月に至つて律令第一號で次のやうな法院條例が發布せられた。之に關しては明治二十九年五月十八日舊法院長理事山本忠彰が更任に際し業務要録として報告せる中に

明治二十九年三月三十一日限り法院ハ閉止シ刑罰令等ノ效力終了セリ且同年勅令第八十八號及法律第六十三號發布ノ結果ナリトス

勅令第八十八號法律第六十三號ノ發布ト同時ニ法院及刑罰令等ニ替ハルヘキ新制度ノ發布ナキ爲メ司法上無制度ノ状態ト爲レリ漸ク四月十三日ニ至リ總督ヨリ裁判ニ關シテハ新機關ノ完備スルマテ從前ノ通り執務スヘシトノ電命アリ依テ法律第六十三號ニ依ル總督ノ命令ヲ以テ

法院職制刑罰令等ニ新性質ヲ付シ之ヲ復活セシムヘキカ
將舊性質ノ儘其效力ヲ保護セシムヘキカニ付評議ヲ經電
命ノ旨趣後者ニ在リト決シ總テ保護スルモノトシテ之ヲ
實行セリ然レ共四月一日以後ハ法院其名異ナラス職員モ
亦舊ノ如シト雖モ其實已ニ變性シ而シテ民政局ノ所管ニ
屬スル司法事務ヲ代行スル暫假ノ一機關ト爲レルモノニ
シテ軍令命令ニ基ク法院ノ閉止ハ實ニ三月三十一日ニ在
リト看做ササルヲ得ス刑罰令等ノ效力モ亦同一ナリト
ス

と述べてゐることは注目すべきことである。

其後法院條例の發布及裁判官の任命も行はれ事務漸く進
捗したので七月十五日より法院開設の運となり茲に於て内
臺人共に民事事件を問はず法院の裁判を受くることにな
つたものである。而して法院條例は次の如きものであつ
た。

臺灣總督府法院條例 (明治二十九年五月律令第一號)

第一條 臺灣總督府法院ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ民事刑
事ノ裁判ヲ爲スコトヲ掌ル

第二條 臺灣總督府法院ヲ分チテ地方法院覆審法院及高

等法院トス其管轄區域ハ行政區劃ニ依ル

第三條 地方法院ハ縣廳支廳及島廳所在地ニ各一箇所ヲ
置キ其管轄區域内ニ於ケル民事刑事ノ第一審裁判及刑
事ノ豫審ヲ爲ス所トス

臺灣總督ハ地方法院管内必要ト認ムル地ニ常設若クハ
定期ノ地方法院出張所ヲ置クコトヲ得

覆審法院ハ臺灣總督府所在地ニ一箇所ヲ置キ各地方
院ノ裁判ヲ覆審スル所トス

高等法院ハ臺灣總督府所在地ニ一箇所ヲ置キ覆審法院
ノ審判ニシテ適法ニ非ラサルモノヲ破毀匡正スル所ト
ス

第四條 各法院ニ判官ヲ置ク

判官ハ勅任又ハ奏任トス臺灣總督之ヲ補職ス

裁判所構成法ニ於テ判事タルノ資格ヲ有スル者ニ非ラ
サレハ判官タルコトヲ得ス但地方法院判官ハ此限りニ
アラス

第五條 各法院ニ院長ヲ置ク判官ヲ以テ之ヲ補ス院長ハ
院内及下級法院ノ行政事務ヲ監督ス

第六條 總テ裁判事件ハ地方法院ハ一人覆審法院ハ三人

高等法院ハ五人ノ判官ヲ以テ之ヲ審問裁判ス合議裁判
ニ在テハ院長ヲ以テ其裁判長ト爲シ院長事故アルトキ
ハ上席判官ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 各法院ニ檢察官ヲ置ク

檢察官ハ勅任又ハ奏任トシ臺灣總督之ヲ補職ス

檢察官ハ刑事訴追ヲ爲シ其裁判ノ執行ヲ指揮シ國ノ訴
訟ニ付テハ國ヲ代表ス

上級法院ノ檢察官ハ下級法院ノ檢察官ヲ監督ス

地方法院檢察官ノ職務ハ警部長及警部ヲシテ便宜之ヲ
代理セシムルコトヲ得

第八條 各法院ニ書記ヲ置ク

書記ハ判任トス

書記ハ民事刑事ノ審判ニ關スル準備ヲ爲シ法廷ニ立會
調書ヲ作り及一切ノ訴訟記録ヲ整理保管ス

書記ハ前項ノ外上官ノ指揮ニ從ヒ法院ニ於ケル諸般ノ
事務ニ従事ス

之を従前の法院職制に比すれば其の構成其他に一段の進歩
を見たが然し内地の夫れに比較するとき尙特殊の事情を認
めた制度なることは瞭である。

法院條例に依る各法院は明治二十九年七月府令第十九號を
以て

明治二十九年五月律令第一號臺灣總督府法院條例ニ依リ
來ル七月十五日ヨリ各法院ヲ開廳ス但シ基隆淡水兩地方
法院ハ當分ノ内開廳セス同院ニ屬スル事務ハ臺北地方
院ヲシテ代理セシム

と發布せられたが十月府令第四十二號を以て「臺東地方
院ハ當分ノ内開廳セス同院ニ屬スル事務ハ桓春地方法院ヲ
シテ代理セシム」と公表せられた。亦同月府令第四十八號
を以て鹿港地方法院を彰化に移し彰化地方法院と改稱せら
れてゐる。翌三十年九月に至つて府令第四十四號を以て

明治三十年十月十五日ヨリ當分ノ内桓春地方法院及埔里
社地方法院ヲ閉廳シ桓春地方法院ニ屬スル事務ハ臺中地
方法院ヲシテ代理セシム

と公布し同第四十五號を以て「明治二十九年府令第四十二
號桓春地方法院ヲ鳳山地方法院ト改ム」と改定十月十五日
より實施のことに定められた。蓋し後述する如く兩法院判
官の犯罪事件惹起せられたことに因る。

更に明治三十年十一月十五日より一當分ノ内苗栗地方法

院彰化地方法院雲林地方法院ヲ閉廳シ苗栗地方法院ニ屬スル事務ハ新竹地方法院ヲシテ彰化地方法院ニ屬スル事務ハ臺中地方法院ヲシテ雲林地方法院ニ屬スル事務ハ嘉義地方法院ヲシテ代理セシムルことに定められた。如之各法院の開設は極めて區々に互つてゐる。然し之れが本島に於ける裁判制度の確立した最初のもので、即ち高等、覆審、地方の三段審判制度になつてゐたのであるが法院名と参考の爲め五月十三日付發令せられた職員氏名を擧ぐれば次の如きものである。

- 高等法院 法院長 (兼法務部長) 高野孟矩
- 判官 (兼民事課長) 山口武洪
- 判官 結城顯彦
- 判官 濱崎芳雄
- 判官 (兼法務課長) 服部甲子造
- 判官 竹内平吉
- 覆審法院 法院長心得 加藤重三郎
- 判官 瀧野種孝
- 兼檢察官 (臺北縣警部長) 田中坤六
- 臺北地方法院 法院長判官 加藤禮次郎

- 臺南地方法院 判官 (兼臺南法院判官) 竹内平吉
- 判官 戸口茂里
- 判官 瀧野種孝
- 判官 大野吉利
- 判官 竹内平吉
- 判官 花田元直
- 判官 (兼鳳山法院判官) 豐永高義
- 兼檢察官 (臺南縣警部長) 後藤松吉郎
- 臺中地方法院 法院長 濱崎芳雄
- 兼判官 (高等法院判官) 有川貞義
- 兼檢察官 (臺中縣警部長) 有川貞義
- 彰化地方法院 判官 (兼鹿港支廳長) 川田藤三郎
- 兼鳳山法院長 (臺南縣書記官) 柴原龜二
- 兼嘉義法院長 (臺南縣書記官) 大西道生
- 兼新竹法院長 (臺北縣書記官) 家永泰吉郎
- 兼苗栗法院長 (臺中縣書記官) 小林一生
- 兼埔里社法院長 (臺南縣書記官) 檜山鐵三郎
- 兼恒春法院長 (臺南縣書記官) 安積五郎
- 兼雲村法院長 (臺中縣書記官) 恩地順太郎
- 兼澎湖法院長 (澎湖廳書記官) 阪島宗明

これを見れば司法行政の混淆は尙未だ全く脱却することを得なかつたことを察し得やう。

三、高野高等法院長非職事件と三級審判制度の廢止

明治二十九年七月叙上の經過を以て閉廳した臺灣法院制度は翌明治三十年に至りついに空前の混亂を惹起するに至つた。問題は明治三十年匆々檢擧せられた總督府官吏の疑獄事件に發端し、ついに高野高等法院長の非職事件を見るに至り之が惹いて臺灣に憲法行否の議論となつて發展したものである。

當時臺灣官紀の弛廢延て本島行政官に對する世上の非難甚だ香しからず其綱紀肅正は明治二十九年末着任せる乃木總督莅任の一使命なるが如く取沙汰せらるゝに至つたものであるが果然明治三十年三月民政局事務官松浦篤三郎、同三島敏教外官吏商人等二十名に垂んとする者檢擧せられた。嫌疑は民間の者總督府通信部計算課長の職に在つた杉浦事務官其他に請託し不正の利を得たといふにあつた。之を第一疑獄事件と稱するが續いて第二疑獄事件は元總督府土木課長杉山輯吉、土木請負業澤井市造等土木事業關係者約十名のもが官廳請負工事に不正あるものとして檢擧せられたものである。更に此の事件の取調中七月に至り第三疑獄

と指稱せらるゝもの惹起するに至つた。之が爲め當時民政局通信部長土居通豫、同部技師岩田武夫、瀨山勉、同事務官岡儀三郎其他數名のもが大倉組臺灣支店賀田金三郎等と共に一齊に家宅捜査を受くるに至つた。事件は局に當る官吏が關係商人より請託を受け不正を圖つたと云ふのであるが本事件に關係して召喚取調を受くるもの全島官吏を通じて極めて多數に上りついに當時上京中水野民政局長の身邊に關しても種々風説せらるゝに至つた。次て埔里社法院長兼務であつた檜山鐵三郎が拘引せられ又鳳山縣內務部長柴原龜二は鳳山法院長兼務中非行ありとして部下多數と共に拘引收容せらるゝ事件が生じた。之が爲め世上の非難は愈々臺灣官界に集中し以上の疑獄事件頻發は正に臺灣官界の腐敗を立證するものとして指摘するに至つた。曩是同三十年六月乃木總督は上京し臺政の刷新につき中央當局と打合せ處があつたが先づ水野民政局長を罷め曾根荒介を以て之に代え又七月二十九日に至りて山口財務、伊澤學務の兩部長非職となり高野高等法院長も兼務してゐた法務部長の兼任を解かれ總て専務の高等法院長の職も非職となるに至るべしとの風評が頻りであつた。次いで土居通信部長も辭職するに

至り茲に總督府の首腦者は殆ど全部更迭を見るに至つた。而して事件が法院に繫属せられ審理の結果は檜山法院長及柴原鳳山縣内務部長の非行以外は事體極めて輕微或は無罪を宣告せらるゝもの續出し世人をして案外の感を抱かしむるものがあると同時に事端は行政司法兩官の軋轢より生じたるものなりと揣摩するものが少くなかつた。總て高野法院長の非職發令が世上に取沙汰せらるゝや同法院長は之を心外とし上京中の乃木總督に對し長文の電報を發して其の地位の保證につき意見を上申し又一面内外各地の新聞に臺灣司法官地位の保障について意見書を發表する等のことあつた。總て中央政府より上京を命ぜられ九月十日の便船にて上京の途につき松方總理大臣に面會進退につき交渉を受けたが肯せずついに十月一日付を以て非職を命ぜらるに至つたものである。然し同人は司法官の進退は憲法の保障する處非職は不當なりとして辭令書を返納し十月二十二日歸臺依然高等法院長の職にあるものとして歸任届を提出し官舎に入つた。總督府に於ては之に對し數次論旨を加へ官舎より退去を迫つたが聽かないので二十八日午前山口高等法院長代理は總督の命を受けて高等法院長官舎に至り總督の

意思を傳達して事務の引繼を要求し且つ午後三時を期して官舎を引拂ふべく傳ふる處があつた。彼は憤然拒絕したのて同日午後三時磯部臺北縣警部長は首藤警察署長、鹽川保安課長以下警察官多數を従へ高等法院内法院長室に至り將に公力を加へて退去せしめ様としあわや亂闘に及ばんとする時席にあつた加藤、戸口の兩判官仲裁し漸く廳舎を出て十一月四日基隆出帆の便船にて上京の途についた。着京後臺灣司法官の獨立を高唱して或は内閣に抗議を提出し或は俸給支拂の民事訴訟を提起する等常軌を逸する行動も尠くなかつた。

法院判官中本事件の取扱に不満を抱くものも少くなく川田臺北法院長、加藤、戸口の兩判官も連決辭職して退臺するに至つた。之れが内臺法曹界評論界に多大の波紋を投じたのみでなく在野政治家は之を以て憲法違反の措置として政府攻撃の資料に加へ或は議會に彈劾案を提出するものさへあつた。翌三十一年三月の帝國議會に於て政府は「議員の質問に答へ「臺灣に憲法は適用せらるゝものとす臺灣總督府判官は憲法第五十八條第二項の保障を受くるものとす」と回答し此の旨臺灣總督府へも内訓する處があつたが、此事

件の餘蘊は容易に收らなかつた兎に角此の事件は漸く體形を整へ機能發揮せんとしつゝあつた臺灣の法院制度に不詳なる影響を加ふるものであつたのみならず乃木總督の進退を決しなければならぬ一原因となつたことも覆ふべくない。果して明治三十一年二月乃木總督は依頼免本官となり陸軍中將兒玉源太郎就任し後藤民政局長を滯留し明治三十一年三月着任し銳意之が對策を講究する處があつた。同年六月五日始めて地方官を召集し地方官會議を開いた。席上當時の法院問題に論及し

本島施政に關する批難は紛々擾々の有様にて就中司法問題なるものは大に當時の人心を喚起して或は法院問題となり或は違憲問題なりとまで絶叫せしむるに至れり。然れ共是或は感情の衝突に過ぎざるならん、入府後高等法院長檢察官長にも直接に面談し又民政局長よりも是等の人々に協議を遂げ多少の議論ありしと雖も遂に法例條例改正案、判官懲戒令を草し評議會の議決をも經て御裁可を仰ぐ迄の運に至れり。

本島に於て憲法の施行せられ居るや否やの理想問題は暫く擱き判官の保障の必要は認めたり。然れども一に内

地の構成法に據らんとするは本島の事情に照し却て過ぎたるは猶及ばざるが如しの感なきにあらず。故に陸軍理事保障の程度に準じ甲乙參酌して以て之等に關する律令案を定めたり他日改正條約實施の日も何等差支を見ざるの餘地を存し適宜進行の活動を妨げざるを期して從來蟠屈せる苦情を洗滌するの措置を施せり。

以上は事専ら司法に關するものなりと雖地方行政官に於て亦間接に連繫あるの問題なるを以て茲に經過の大要を陳べ置くの必要あるを思惟せり諸君も亦行政上の關係に就き此意を以て措置せられんことを希望す。

と演述してゐる。斯て本島制度の改革は實現せられたものであるが當時我邦財政は行政機構の整理を必要とする狀況にあつて地方官制も從來の六縣廳制を三縣一廳に廢合した實情にあり、本島法院制度も亦從來の三審制を廢して二級審制と改められた。明治三十一年七月律令第十六號を以て發布せられた法院條例は次の如きもので茲に本島特有の二審制度は生れたものである。

臺灣總督府法院條例

第一條 臺灣總督府法院ハ臺灣總督ニ直屬シ民事刑事ノ裁判ヲ爲スコトヲ掌ル

第二條 臺灣總督府法院ヲ分テ地方法院及覆審法院トス但地方法院ノ管内ニ一若ハ二以上ノ地方法院出張所ヲ置クコトヲ得

地方法院及其出張所ノ設立廢止及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三條 地方法院ハ其管轄區域内ニ於ケル民事刑事ノ第一審裁判及刑事ノ豫審ヲ爲ス所トス

第四條 覆審法院ハ臺灣總督府所在地ニ一箇所ヲ置キ各地方法院ノ裁判ヲ覆審シ及裁判管轄ニ關スル申請ヲ裁判ス

第五條 各法院ニ判官ヲ置ク判官ハ勅任又ハ奏任トス臺灣總督之ヲ補職ス

裁判所構成法ニ於テ判事タルノ資格アルモノニアラサレハ判官タルコトヲ得ス

第六條 各法院ニ院長ヲ置ク判官ヲ以テ之ニ補ス院長ハ其院一般ノ事務ヲ指揮シ其行政事務ヲ監督ス

上級法院ノ院長ハ下級法院ノ行政事務ヲ監督ス

院長事故アルトキハ上席判官其職務ヲ代理ス

第七條 地方法院ハ單獨判官ヲ以テ總テノ事件ヲ審問裁判ス

第八條 覆審法院ニ一若ハ二以上ノ部ヲ設ケ各部ニ部長ヲ置ク判官ヲ以テ之ニ補ス但院長ヲ以テ一部ノ長ニ充ツ

各部ハ部長一人判官二人ヲ以テ組織シ總テノ事件ヲ審問裁判シ部長ヲ其裁判長ト爲ス部長ハ其部ノ事務ヲ監督ス

第九條 各法院ニ檢察局ヲ附置ス

檢察局ハ臺灣總督ニ直屬シ其管轄區域ハ各法院ノ管轄區域ニ同シ

各檢察局ニ檢察官ヲ置ク

檢察官ハ勅任又ハ奏任トス臺灣總督之ヲ補職ス

第十條 檢察官ハ司法警察官ヲ指揮監督シ刑事訴追ヲ爲シ其裁判ノ執行ヲ指揮監督シ法院所管ノ事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表ス

上級法院ノ檢察官ハ下級法院ノ檢察官ヲ指揮監督ス

地方法院檢察官ノ職務ハ當分ノ内務部長又ハ警部ヲシテ便宜之ヲ代理セシムルコトヲ得

第十一條 各檢察局ニ檢察官長ヲ置ク檢察官ヲ以テ之ニ補ス但當分ノ内專任檢察官長ヲ置カス檢察官ヨリ之ヲ兼補スルコトヲ得

檢察官長ハ檢察局ノ事務ヲ指揮監督ス

第十二條 各法院及檢察局ニ通譯ヲ置ク

通譯ハ奏任又ハ判任トス臺灣總督之ヲ補職ス

通譯ハ法廷ニ立會通譯ニ從事ス

第十三條 各法院及檢察局ニ書記ヲ置ク

書記ハ判任トス臺灣總督之ヲ補職ス

書記ハ民事刑事ノ審判ニ關スル準備ヲ爲シ法廷ニ立會調書ヲ作り及一切ノ訴訟記録ヲ整理保管ス

第十四條 判官ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス

第一 公然政事ニ關係スルコト

第二 政黨政派ニ加入スルコト

第三 俸給アル又ハ金錢ノ利益ヲ目的トスル公務ニ就クコト

第四 商業ヲ爲スコト

第十五條 判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニアラサレハ其意ニ反シテ免官轉官セラルルコトヲ得

第十六條 判官身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ臺灣總督ハ覆審法院ノ總會ノ議決ヲ經テ之ニ退職ヲ命スル事ヲ得

退職者ハ官吏恩給法ニ依リ恩給ヲ受ク

第十七條 臺灣總督ハ必要ト認ムルトキハ判官ニ退職ヲ命スルコトヲ得

退職判官ハ本俸四分ノ一ヲ給ス

第十八條 法院又ハ檢察局ハ各自ノ管轄區域内ニ於テ取扱フヘキ事務ニ付互ニ法律上ノ共助ヲ爲ス

附 則

第十九條 此條例ハ明治三十一年七月二十日ヨリ施行ス

第二十條 此條例施行前ニ於テ高等法院ノ受理シタル訴

訟事件ニシテ未タ判決ヲ受ケサルモノニ關シテハ從前ノ高等法院ノ職務ハ覆審法院之ヲ行フ此條例施行前ニ於テ地方法院ノ受理シタル訴訟事件ニシテ未タ判決ヲ受ケサルモノハ各其管轄地方法院ニ於テ審問裁判ス

而して此の改正に就て、總督府事務成績提要には「七月律令第十六號臺灣總督府法院條例を改正し、三級審制度を改めて二級審制度と爲し判官の資格、其の免官の規定及檢察局を付置し檢察官長を置く等の條項を設け又地方法院の廢合を行ひ更に出張所の制を設け此の條例發布以前高等法院に於て受理し未だ判決を経ざるものは覆審法院に於て之を行ひ、地方法院に於て受理し未だ判決を受けざるものは、其の管轄地方法院に於て審問裁判することとなし」云々と述べてゐる。

此の法院條例の第二條に依り地方法院及出張所の名稱位置管轄區域は同年府令第五十六號を以て次の如く定められた。

地方法院及出張所ノ名稱及管轄區域
名 稱 位 置 管 轄 區 域

臺北地方法院	臺北	〔臺北一圓宜蘭廳下一圓〕
臺北地方法院出張所	新竹	〔臺北地方法院管轄ノ内臺北縣下新埔新竹ノ二辨務署管内一圓〕
臺北地方法院出張所	宜蘭	〔臺北地方法院管轄ノ内宜蘭廳管下一圓〕
臺中地方法院	彰化	臺中縣下一圓
臺南地方法院出張所	嘉義	〔臺南地方法院管轄ノ内臺南縣下麻荳店仔口、嘉義、打猫、鹽水港、摸仔脚ノ六辨務署管内一圓〕
臺南地方法院出張所	鳳山	〔臺南地方法院管轄ノ内臺南縣下鳳山阿公店、阿猴、潮州庄、東港、恒春ノ六辨務署管内一圓臺東廳下一圓〕
澎湖出張所	媽宮	澎湖廳下一圓
註	右ノ内臺北地方法院宜蘭出張所臺南地方法院鳳山出張所及澎湖出張所ニ於テハ登記事務ノミヲ取扱ヘリ	

法院條例の一部改正 右法院條例は明治四十一年四月律令第五號を以て一部次の如く改正せられ覆審法院に書記長を置くことを認められたものである。其改正理由として民事務成績提要に述べられた處は「本島覆審法院ノ權限ハ内地控訴院ニ相當スルヲ以テ控訴院ニ書記長ヲ設ケアルト同シク同法院書記長ヲ置クノ必要アリ殊ニ民事案件ノ増加ト公證及土地登記判度ノ施行ニ伴ヒ書記ノ定員ヲ倍加シ其

任免又悉ク覆審法院長ニ委任セラレタルニヨリ事務ノ劇増ヲ來シタルヲ以テ臺灣總督府法院條例ヲ改正シ覆審法院ニ書記長ヲ置キ奏任トシ上官ノ命ヲ受ケ書記ノ事務ヲ指揮監督セシムルハ最モ機宜ニ適シタル措置ナリトス」とあつた。

臺灣總督府法院條例中左ノ通改正ス

第十一條ノ二 覆審法院ニ書記長ヲ置ク書記長ハ奏任トス長官ノ命ヲ承ケ書記ノ事務ヲ指揮監督ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

地方法院出張所取置審事件の審判に關して 明治三十七年五月府令第四十七號を以て次の如く發布せられた。

地方法院出張所ニ於テ豫審ヲ經タル刑事事件ノ審判ハ其ノ管轄地方法院ニ於テ之ヲ取扱フコトヲ得 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來出張所は判官二名以上を配置した處もあつたが豫審を經た刑事事件は刑事訴訟法の規定に依り同一判官を以て公判の審判を爲すことを得ない爲めにこの規定を設けたのである。

四、三級審制度復活並に内臺司法共通の問題

本島二級審制度に改正せられた當時内地の裁判所は依然三級審制度を採用して大審院が法律解釋の統一を爲してゐたのに臺灣の法院のみが財政緊縮の爲めに二級審制度に改められることに就ては内閣法制局方面に於ても議論は免れなかつた。之に對し總督府當局は臺灣法院の裁判せるものに對し上告審は大審院に連絡せしむる方針であることを言明して漸く納得を得たものである。此の結果總督府に於ては明治三十一年九月次の法律案提出方を内務大臣に稟申した。本法律案は原案に若干の變更が加へられ最後の案文は次の如きものであつた。而して之が提出理由として述べられた處に「法院條例ノ制定ハ本島ノ情勢ニ視テ其必要ノ程度ニ基ツキタルモノニシテ固ヨリ裁判所構成法トノ間ニ劃然タル限界ヲ存シ敢テ相互兼綜スルコトヲ許サス、然リト雖訴訟ハ事實ノ覆審ニ依ル判決ヲ終極トシ更ニ進ンテ其ノ判決ノ果シテ法律ニ適合セルヤ否ヲ審理スルノ機關ナシト云フニ至リテハ訴訟法ノ活動ヲ期スル上ニ於テ聊カ遺憾ノ點ナシトセス且法律解釋ノ統一ヲ圖ルカ爲ニハ一國內數多

ノ上告裁判所ヲ設クルヨリ大審院ヲ以テ唯一ノ上告裁判所ト爲スノ國家ノ組織ニ適合スルヲ認ム即本案ハ以上缺點ノ幾分ヲ補正シ併テ組織ノ完全ヲ期圖スルモノナリ、而シテ再審ノ訴訟ハ事體重大ニ涉ルモノアルヲ以テ上告ト同シク訴訟法ノ規定ニ準シ大審院ノ管轄ニ屬セシメタルモ抗告ニ付テハ其必要ヲ認メサルヲ以テ之カ規定ヲ設ケサルナリ」とあつた。

大審院特別裁判權ニ關スル法律案

- 第一條 大審院ハ臺灣總督府法院ノ判決ニ對スル上告及再審ニ付裁判權ヲ有ス
- 第二條 大審院ニ於テ臺灣總督府覆審法院ノ判決ヲ破毀シタルトキハ自カラ裁判ヲ爲ス場合ヲ除クノ外更ニ辯論及裁判ヲ爲サシムル爲其事件ヲ原法院ニ差戻スヘシ
- 大審院ニ於テ再審ノ原因アルコトヲ認メ原判決ヲ破毀シタルトキハ自ラ裁判ヲ爲ス場合ヲ除クノ外其事件ヲ原法院ニ差戻スヘシ
- 第三條 大審院ノ裁判權ヲ行フ範圍及方法ニ於テハ此ノ法律ニ定メサルモノハ民事訴訟法刑事訴訟法ノ規定ヲ

準用ス訴訟法上大審院ト下級裁判所トノ關係ニ同シ

第四條 大審院ニ於テ裁判ヲ爲スニ當リ法律ノ點ニ付テ表シタル意見ハ其訴訟一切ノ事ニ付臺灣總督府法院ヲ

編束ス

本案は之を明治三十二年一月議會に提出したのであるが、若し本案が通過し全部の訴訟事件について最終の審理を大審院に移す必要があると云ふなら寧ろ臺灣に裁判所構成法を普及し其の權限を司法大臣に移し司法權の統一を計るのが適策でないかとの議論が司法省方面に出た。それは臺灣獨特の法院制度の根本方針を破ることになると云ふので在京の後藤民政長官は次の如き修正案を作成し之を總督府に移牒し其の意圖を存在する處があつた、當時本島人及清國人の裁判には民事及刑事訴訟法が適用せられてゐないのであるから、修正案は民刑訴訟法に依て裁判した内地人に對してのみ上告を認めやうと云ふ趣旨であつた。

法院ノ判決ニ對スル大審院ノ判決ニ關スル法律案

第一條 臺灣總督府覆審法院ニ於テ民事訴訟法又ハ刑事訴訟法ニ依リ爲シタル第二審ノ終局判決ニ對シテハ大

審院ニ上告ヲ爲スコトヲ得

- 第二條 大審院ニ於テ上告ニ因リ臺灣總督府覆審法院ノ判決ヲ破毀シタルトキハ自ラ裁判ヲ爲ス場合ヲ除ク外更ニ辯論及裁判ヲ爲サシムル爲其事件ヲ原法院ニ差戻スヘシ
- 第三條 臺灣總督府法院ニ於テ刑事訴訟法ニ依リ爲シタル確定判決ニ非常上告ノ原因アルトキハ大審院檢事ハ大審院ニ非常上告ヲ爲スコトヲ得
- 第四條 民事ニ關シ大審院ニ於テ爲シタル判決ニ再審ノ原因アルトキハ再審ヲ求ムルコトヲ得
- 第五條 刑事訴訟法ニ依リ爲シタル判決ニ再審ノ原因アルトキハ大審院ニ其訴ヲ爲スコトヲ得
- 第六條 民事ニ關シ大審院ニ於テ事件ニ付爲シタル判決ノ執行ハ臺灣總督府ノ制度ノ執行ト同一ノ手續ニ依ル
- 第七條 刑事ニ關シ大審院ニ於テ爲シタル判決ノ執行ハ刑事訴訟法ノ規定ニ準シ檢事總長其ノ指揮ヲ爲スヘシ
- 前項ノ判決ノ執行ハ臺灣總督府法院ノ判決ト同一ノ手續ニ依ル

續ニ依ル

第八條 民事訴訟法、刑事訴訟法及其附屬法中上告非常上告及再審ニ關スル規定ハ本法ニ定メタル上告非常上告及再審ニ付之ヲ準用ス

然して當時總督府當局に於ては從來特殊の取扱を爲し來つた本島人及清國人民事及刑事に關する事項は別段の規定あるものゝ外民事訴訟法及其の附屬法律に依るべき旨律令を以て發布せんと計畫中であつたが若し前記法律案が公布された時本島人清國人の上告も大審院に爲し得ることゝなつては律令案發布の趣旨と兩立しないものになると云ふので

第一案を
臺灣總督府覆審法院ニ於ケル第二審ノ終局判決ニ對シテハ大審院ニ上告ヲ爲スコトヲ得但シ臺灣人及清國人ノ外ニ關係ナキモノ民事商事並臺灣人及清國人ノ刑事ニ關シテハ此限ニアラス

と再修正せんことを在京民政局長官に通牒した。然し當時法律案は既に衆議院の委員會に提出され委員會に於ては第二條中最後に「其ノ事件ヲ原法院ニ差戻スヘシ」とあるを「事件ヲ他ノ控訴院又ハ原法院」ニ差戻スヘシ」と修正し既

に委員會で可決し本會議第二議會に附議せられつゝあつて再修正は困難な旨回答があつた。この修正案が通過すれば内地の控訴院に於て臺灣の事件を裁判を爲す結果になりかなくては一層紛糾を來すことになる云ふので兒玉總督は之が削除を求め若し容れられざるに於ては本法律案全部の撤回を懇請するに至つた。然し結局衆議院は多數を以て修正案を可決し貴族院に送附したのであるが貴族院に於ては立法、司法、行政の政務共に臺灣總督に委任せられあるに獨り司法事務のみ内地に連絡するは不可なりとして之を否決したので此案はついに成立するに至らなかつた。ついで三十二年八月に至り律令第二十六號を以て

刑事事件ノ再審ノ訴及非常上告ニ關シテハ覆審法院ヲ以テ上告裁判所トス

上告裁判所ハ覆審法院ノ判決ニ對スル再審ノ訴ニシテ其ノ原由アリト認ムルトキハ原判決ヲ破毀シ其ノ件ノ公訴及私訴ニ付再審ヲ爲スヘキコトヲ言渡シ之ヲ原法院ニ差戻スヘシ本令發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

と發布した。蓋し刑事事件の再審の訴及非常上告は刑事訴訟法上専ら上告裁判所の管轄する所であるが二級審制の本

島に於ては之等の訴を爲すべき機關がないから覆審法院を以て上告裁判所と規定したものである。

處が翌明治三十三年三月臺北辯護士會は兒玉總督に建議書を提出して高等法院の復活を要請する處があつた。當局に於ても上告審復活については賛成であつたが經費の關係もあつて之が實現は尙曙光を見ることは出来なかつた。安易な解決策として法院長會議等では覆審法院内に上告部を設置すべしとの決議等も行はれたが之に對しては次のやうな反對意見もあつた。即ち内地に於ける裁判所構成法に依るに控訴院判事たるものは五年間大審院判事たるものは十ヶ年間地方裁判所判事たりし者に限り裁判の鄭重を求むる爲め學識經驗ある判事を選任することになつてゐるのに本島に於ては此の制を認めてゐない。之れに覆審法院内に上告部を設くるは同一の事件を同一の判官に裁判せしむる結果となるのみでなく上告部若し覆審法院の判決を破毀したる場合に於ても覆審法院は唯一院しかないのであるから重ねて同一の裁判を爲さしめなければならぬ弊害もあると云ふのであつた。然し當局は上告部設置の方針を決定して之を第十五議會に提出したが新事業中止の方針の下に否決せ

らるゝに至つてゐる。此の當時の事情は尙委曲を盡しい難いものがあるは文献資料が乏しい爲である。其後三審制度の復活を叫ぶ聲は朝野法曹の間に聴かぬでもなかつたが、之が實現には曙光を認むること能はずして早くも明治四十一年の新刑法實施を迎へなければならなかつた。之が機縁となつて再び臺灣裁判機關の三審制の問題が取上げらるゝに至つた。先づ日本辯護士協會臺灣支部には從來から此の議論が行はれてゐたが、明治四十二年一月の支部總會席上更に實行委員を選んで本問題並辯護士共通の問題等を議會に提出せんことを決議し小林勝民、養輪藤次郎、伊藤政重等をして上京せしめ日本辯護士協會の應援を受けて活動することとし先づ同會内の司法部會の討議に附した結果同會は直に採擇して代議士松田源治外六七十名の賛成を得て次の法案を開會中の議會に提出するに至つた。

内地臺灣司法共通案

第一條 臺灣總督府法院條例ニ依ル覆審法院ノ第二審ノ

終局判決ニ對シテハ大審院ニ上告ヲ爲スコトヲ得

第二條 裁判所構成法ノ通常裁判所特別裁判所ノ裁判及

第一章 刑事裁判制度及司法行政官署の變遷

ヒ臺灣總督府法院條例並ニ臺灣總督府臨時法院條例ニ依ル法院ノ判決裁判ハ内地及ヒ臺灣ニ於テ共通ニ其效力ヲ有シ各之カ執行ヲ爲スコトヲ得

第三條 内地及臺灣ノ辯護士ハ共通シテ其ノ職務ヲ行フコトヲ得

臺灣總督府法院所屬辯護士ハ辯護士法ノ辯護士タル資格ヲ有ス

第四條 臺灣總督府法院判官檢察官及其ノ所屬辯護士ノ在職年限ハ裁判所構成法第六十九條第七十條ニ掲タル年限ニ通算ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

此の法案は先づ衆議員に提出せられ特別委員に附託せらるゝや竹越議員（與三郎）委員長となり花井（卓藏）代議士外數名を擧げて審議を遂げたが大島民政長官、齋藤司法省、參事官、平沼民刑局長等の各政府委員は本案に反對し委員間にも反對或は時期尙早の議論が多く大勢は三級審の必要はないといふに傾いた。右委員會に於て政府委員は第一條を削除し第二條以下に修正を加へ殊に第三條第二項の必要

を認めずと主張したが、司法省當局には臺灣と内地との判決執行の共通の問題は之を必要と認むとの意見の下に法案第一條即ち覆審法院の確定判決に對して大審院に上告し得る條文を削除し他の三條を次の二法案に分割して政府案として衆議院に提出した。

第一案 裁判所臺灣總督府統監府法務院及理事廳ノ判決ノ執行ニ關スル法律案

第一條 裁判所ノ言渡シタル民事ノ判決ハ其執行力アル正本ニ基キ臺灣及韓國ニ於テ臺灣總督府法院、統監府法務院及理事廳ノ言渡シタル民事ノ判決ハ其ノ執行力アル正本ニ基キ内地ニ於テモ各其ノ強制執行ヲ爲スコトヲ得但シ執行地ノ法令ニ依リ許スヘカラサル請求ニ付テハ強制執行ハ此ノ限ニアラス

第二條 裁判所ノ言渡シタル刑事ノ判決ハ臺灣總督府地方法院檢察官又ハ理事廳理事並ニ臺灣總督府法院統監府法務院及理事廳ノ言渡シタル刑事ノ判決ハ地方裁判所又ハ區裁判所ノ檢察ニ各其執行ヲ囑託スルコトヲ得但シ死刑又ハ管刑ヲ言渡シタル判決ハ此限ニアラス

ハ裁判所構成法第六十九條及第七十條ニ掲クル年限ニ之ヲ通算ス

衆議院本會議は此の二案を共に可決し貴族院に送附したが修正第二法案中の第一條に「但シ臺灣總督府法院所屬辯護士ハ辯護士法ニヨリ辯護士タル資格ヲ有スルモノニ限ル」との修正を加へ之を本會議に於て可決したので法律案は成立せず於茲衆議員との協議會を開くに至つたが兩院協議會の議調はず第二案は不成立に終り第一案のみ漸く成立して四月單行法令として公布せられた。

如是して三級審制度復活の議論は議會に於て敗れたが在野の法曹が此の問題を閉却する譯がないので其後と雖も隨時此の議論を爲すものが絶へなかつたのは多言を要しない。而し司法當局が容易に賛成すべくもなく亦議會通過の確信がない爲めか其後法律案の提出は見なかつたのであるが大正三年一月に至り日本辯護士協會臺灣支部大會が臺北に開催せらるゝや再び司法統一問題を高唱し、ついに一の決議を爲し再び同志議員をして法律案として同年三月の議會に提出することになつた。その案文は大凡次の如きものであつた。

前項ノ囑託ヲ爲スニハ判決謄本ヲ送附スヘシ
第三條 裁判所及臺灣總督府法院ノ言渡シタル刑ニシテ刑各同シキモノハ其執行ニ關シテハ同一ノ刑ト見做ス
第四條 臺灣總督府法院ノ言渡シタル判決ノ韓國ニ於テ統監府法務院及理事廳ノ言渡シタル判決ヲ臺灣ニ於テ執行スルコトニ關シテハ前三條ノ例ニ依ル

第二案 辯護士ノ職務並ニ判官評定官檢察官及辯護士ノ在職年限ニ關スル法律案

第一條 裁判所所屬辯護士ハ臺灣總督府法院ニ於テ臺灣總督府法院所屬辯護士ハ裁判所ニ於テ各其ノ職務ヲ行フコトヲ得

第二條 臺灣總督府所屬辯護士ニシテ辯護士法ニ依リ辯護士タル資格ヲ有スルモノノ在職年限ハ裁判所構成法第六十五條第六十九條及第七十條ニ掲クル年限ニ之ヲ通算ス

第三條 臺灣總督府法院判官臺灣總督府法院檢察官統監府法務院評定官及統監府法務院檢察官ニシテ裁判所構成法ニ依リ判事檢察タル資格ヲ有スルモノノ在職年限

裁判所構成法及辯護士法ヲ臺灣ニ施行スル法律案

第一條 裁判所構成法及辯護士法ハ之ヲ臺灣ニ施行ス
第二條 臺北ニ臺灣控訴院、臺北地方裁判所、臺北區裁判所ヲ置キ宜蘭ニ宜蘭區裁判所ヲ置キ臺中ニ臺中地方裁判所ヲ置キ臺南ニ臺南區裁判所ヲ置ク
第三條 裁判所管轄區域別表中函館控訴院欄ノ次ニ左ノ一欄ヲ加フ

控訴院		地方裁判所	區裁判所	管轄區域
臺	北	臺	北	臺灣ノ内臺北廳、桃園廳、新竹廳
臺	中	宜	北	臺灣ノ内宜蘭廳、臺東廳、花蓮港廳
臺	南	中	南	臺灣ノ内臺中廳、南投廳、嘉義廳、臺南廳、阿緬廳、澎湖廳

第四條 本法施行前臺灣總督府法院ニ於テ受理シタル訴訟事件及非訟事件ハ現在ノ儘相當ノ裁判所ニ移ルモノトス

第五條 本法施行前臺灣總督府法院ニ於テ爲シタル裁判

ハ相當ノ裁判所之ヲ爲シタルモノト看做シ既ニ確定シタルモノハ確定裁判ト看做ス

第六條 本法施行ノ際在職ノ臺灣總督府法院判官臺灣總督府法院檢察官ハ裁判所構成法第二編第一章ノ要件ニ拘ラス判事檢事ニ任セラルルコトヲ得

前項ノ判官檢察官ノ在職年數ハ裁判所構成法第八十九條ノ要件ニ拘ラス裁判所書記ニ任セラルルコトヲ得

第八條 臺灣ニ於ケル執達吏ノ職務ハ當分ノ内區裁判所書記ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第九條 本法施行ノ際臺灣地方法院所屬辯護士タルモノハ辯護士法第二條第二號ノ條件ニ拘ラス辯護士タルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

而して本法案提出の理由として述べた處は「臺灣カ帝國ノ版圖ニ歸シテヨリ茲ニ二十年今ニ於テ裁判所構成法及其附屬法タル辯護士法ヲ施行シ島民ヲシテ帝國憲法ニ定メタル司法官ノ裁判ヲ受タルヲ得セシムルハ同島ノ統治上極メテ緊要ナリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ」と云ふにあつ

た。本法律案は三月十七日衆議院に提出せられ、委員附託となつたが委員會に於て奥田司法大臣は本案の趣旨には賛成なるが、實施に於ては法律調査委員會等に於て調査をなすの必要があれば此際直に同意するを得ない、調査終了の上は政府案として提出すべきも次期の議會に提出せらるゝや言明するを得ずと述べ委員側より意見の開陳もあつたが、會期中に決議を見るに至らなかつた。翌々大正五年の議會にも此の問題は繰り返されたが、同様實現するに至らなかつた。

五、三級審制度の確立

臺灣に於ける三級審制度復活の聲は如是常に在野法曹より強調せられて來たのであつたが容易に解決を見るに至らなかつたことは敘上の通りである。偶々本邦刑事法學の一權威であつた谷野法學博士(格)を大正六年八月覆審法院長に迎へてからこの問題は急速に進行を見るに至つた。即ち同法院長が未だ赴任前東京に在る中新聞記者に爲した談話中にも「可成早く渡臺して臺灣司法の刷新を行ふ考へなるが先づ現状を調査研究せる上更らに手を下すべし現在

二審制度なるも内地同様裁判を慎重にし所謂人權擁護生命

財産の權利義務に對する充分なる保障を與ふる爲めの新制度とせざるべからず其の實行方法として覆審法院の判決を更らに東京の大審院に廻し最後の決定を與ふるとせば公平ならんと思惟し居れり」と述べてゐるのであるが聽て着任して臺灣の實情を仔細に検討し又南清方面司法制度を視察した結果は本島内に於て三審制度を採るに決定、大正七年に至り司法省其他と交渉を遂げ成果を得て其の費用を大正八年度豫算に計上して要求したところ議會も通過したので大正八年八月律令第四號を以て臺灣法院條例が次の如く改正發布せられたものである。

臺灣總督府法院條例中左ノ通り改正ス

第一條 臺灣總督府法院ハ臺灣總督ニ直屬シ民事刑事ノ

裁判及非訟事件ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 臺灣總督府法院ヲ分チテ地方法院及高等法院ト

ス

地方法院ノ管轄區域内ニ地方法院支部ヲ置キ其事務ノ

一部ヲ取扱ハシムルコトヲ得

地方法院及地方法院支部ノ管轄區域内ニ出張所ヲ置キ

第一章 刑事裁判制度及司法行政官署の變遷

登記及公訟ノ事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

地方法院、地方法院支部及出張所ノ設置廢止並管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

高等法院ニ覆審部及上告部ヲ置ク

第三條 地方法院ハ直轄區域内ニ於ケル民事刑事ニ付第一審ノ裁判ヲ爲シ刑事ノ豫審及非訟事件ニ關スル事務ヲ取扱フ但高等法院上告部ノ特別權限ニ屬スル罪ニ付

テハ此限りニ限ラス

第四條 高等法院覆審部ハ地方法院ノ裁判ニ對スル控訴及抗告ニ付裁判ヲ爲ス高等法院上告部ハ左ニ掲クル事項ニ付裁判ヲ爲ス

第一 終審トシテ高等法院覆審部ノ裁判ニ對スル上告及抗告ノ裁判

第二 第一審ニシテ終審トシテ

イ 刑法第七十三條、第七十五條及第七十九條ノ罪ノ裁判

ロ 左ニ記載シタル罪ノ裁判

一 施政ニ反抗シ暴動ヲ爲スノ目的ヲ以テ犯シタル罪

第一章 刑事裁判制度及司法行政官署の變遷

二 政事ニ關シ權要ノ官職ニ在ル者ニ危害ヲ加フル目的ヲ以テ犯シタル罪

三 外患ニ關スル罪

四 國交ニ關スル罪

五 匪徒刑罰令ニ掲ケタル罪

第三 裁判管轄ニ關スル申請

第四條ノ二 前條第二項第二ニ掲ケタル事項ニ付高等法院ニ於テ必要アリト認メタルトキハ事件ノ裁判ヲ爲ス爲メ地方法院、地方法院支部其他便宜ノ場所ニ於テ法廷ヲ開ケコトヲ得

第六條ニ左ノ一項ヲ加フ

地方法院支部ノ判官ハ地方法院長ノ命ヲ承ケ其支部ノ行政事務ヲ掌ル判官二人以上アルトキハ上席判官之ヲ掌ル

第七條 地方法院ニ於テハ判官單獨ニテ裁判ヲ爲ス但左

ニ掲ケル事項ニ付テハ三人ノ判官合議シテ裁判ヲ爲ス

一 訴訟物ノ價格千圓ヲ超過スル請求

二 人事訴訟

三 破産

四 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪

五 短期一年ニ滿タサル有期ノ懲役若ハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニシテ豫審ヲ經タルモノ

登記公證事務ハ法院書記ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第八條 高等法院覆審部ニ於テハ三人ノ判官合議シテ裁判ヲ爲ス

高等法院上告部ニ於テハ五人ノ判官合議シテ裁判ヲ爲ス

第八條ノ二 地方法院及高等法院覆審部ニ部ヲ設ケ

地方法院、高等法院法覆審部ノ各部並高等法院上告部ニ部長ヲ設ケ但地方法院ノ一部及高等法院上告部ノ部長ハ其法院ノ院長ヲ以テ之ニ充

部長ハ裁判長ト爲ナリ其ノ部ノ事務ヲ監督ス

第八條ノ三 高等法院ハ第四條第二項第二ニ掲ケタル事件ニ付高等法院上告部、高等法院覆審部又ハ地方法院ノ判官ニ豫審ヲ命スルコトヲ得

第八條ノ四 高等法院覆審部ノ判官差支ノ爲メ或事件ヲ取

扱フコトヲ得ス且覆審部ノ判官中其代理人ヲ爲シ得ヘ

キ者ナキ場合ニ於テ其事件緊急ナリト認ムルトキハ高等法院長ハ之ヲ代理スヘキ判官ヲ出スヘキ旨ヲ地方法院長ニ通知シ其地方法院ノ判官ヲシテ代理シ爲サシムルコトヲ得

高等法院上告部ノ判官差支ノ爲メ或事件ヲ取扱フコトヲ得サルトキハ高等法院長ハ覆審部ノ判官ヲシテ代理ヲ爲サシムルコトヲ得

第八條ノ五 高等法院上告部ニ於テ裁判ヲ爲スニ當リ法律ノ點ニ付テ表シタル意見ハ其訴訟一切ノ事ニ付高等法院覆審部及地方法院ヲ關ス

第十條中「警部長」ヲ「警視」ニ改ム

第十一條第一項但書ヲ判ル

第十一條ノ二 高等法院檢察官長ハ地方法院檢察官ノ職務ノ範圍内ニ在ル事務ヲ自ラ取扱フコトヲ得
高等法院檢察官長ハ地方法院ノ或檢察官ノ取扱フヘキ事務ヲ他ノ檢察官ニ移スコトヲ得

第十二條ノ二中「覆審法院」ヲ「高等法院」ニ改ム

第十三條中「法院ニ於ケル」ヲ「法院又ハ檢察局ニ於ケ

第一章 刑事裁判制度及司法行政官署の變遷

ル」ニ改ム

第十六條中「覆審法院」ヲ「高等法院」ニ改ム

第十七條 法院長又ハ檢察官長ハ其監督ニ屬スル判官又ハ檢察官ヲシテ司法行政事務ノ一部分ヲ取扱ハシムルコトヲ得

附 則

臺灣總督府臨時法院條例及明治三十八年律令第四號ハ之ヲ廢止ム

本令施行ノ日ヨリ從前ノ登記所ハ地方法院出張所ニ、地方法院出張所ハ地方法院支部ニ、覆審法院檢察局ハ高等法院檢察局ニ覆審法院ハ高等法院覆審部ニ、臨時法院ハ高等法院上告部ニ該當スルモノトシ各其ノ受理シタル事件ヲ取扱フヘシ

本令施行前受理シタル裁判管轄ニ關スル申請刑事再審ノ訴及非常上告ハ高等法院上告部ニ繫屬スルモノトス

第四條第二項第二ニ掲ケタル事件ニシテ本令施行前受理シタルモノハ高等法院上告部ニ繫屬スルモノトス

他ノ律令中登記所トアルハ地方法院出張所、地方法院出張所トアルハ地方法院支部、覆審法院檢察局トアルハ高

等法院檢察局、覆審法院トアルハ高等法院覆審部、臨時法院トアルハ高等法院上告部、覆審法院檢察官長トアルハ高等法院檢察官長、覆審法院長トアルハ高等法院院長トス

本改正の趣旨其他に關しては當時谷野法院長が臺灣時報紙上に掲載せる次の記事が委曲を盡してゐる。

臺灣司法制度今次の革新

昨秋編成せられたる總督府豫算中には上告部設置費用の計上を見たるが、拓殖局、大藏省に於ては左したる反對論もなかりしが如し。其後衆議院にては全然問題と爲らず、貴族院にては多少の問題と爲りたる後、遂に豫算の確定を見るに至りたり。是れ固より總督閣下及民政長官閣下が、臺灣に於ても法律審即ち上告審設置の必要を認められたる結果に外ならず。

豫算確定後、律令審議會に於ては法院條例に上告部設置の爲め必要な改正を加ふると共に、豫算に關係なき部分に付き種々修正を試みたり。律令審議會の審議したる法院條例改正案及之に附帶する律令等の改正案は、拓殖

局及法制局の審議を経て、本時報の發行前にも公布せらるゝことなしとせず。實に臺灣司法制度革新の爲め祝賀せざるを得ざるなり。此等の改正案に依り革新せられたる點は、多岐に亙ると雖も、之を大觀すれば三審制度の採認、地方合議部の新設、判官休職規定の廢止等を指摘することを得。左に此等の事項に付き多少の説明を試みんとす。

此等革新に付き最も注意を要する點は、差別は平等の反對なることなりとす。即ち平等ならしめんとせば差別を徹廢せざるべからざることなり。臺灣に對する統治政策が一視同仁に在ることは、歴代の總督其他高官の屢々明言するところにして尙内地との地理的人種的經濟的關係より論ずれば、所謂新附民と内地人とを一視同仁に取扱はざるべからざること、恐らく何人も異論なきところなるべし。而して特段なる必要な場合に於て、内地に於ける法制と差別ある法制を敷くことは、假りに内地の法制との比較上優良なるものなりとするも、臺灣及其新附民を平等に取扱ふ所以を疑はるゝ餘地なしと云ふべからず。要するに法制を區別すべき程度の必要ありや否や

の問題に歸着す。他の部局に屬する行政のことに付ては、余は其必要の有無を判斷する資料を有せざれども、少くとも余が關與する司法制度上より論ずれば、何等差別ある法制を敷くの必要無しと斷言することを得。凡て司法の作用は消極的なれども、人權擁護に密接の關係を有するものにして、従つて一國家内なりとせば、一部の地方又は一部の人民に對し、特殊の司法制度を敷くを利便なりとせず。三審制度の採認、地方合議部の新設、判官休職規定の廢止に至りたるも、結局此理由に外ならざるものと思料す。

裁判官に終身官の保證を與ふる立法上の理由如何、裁判官は獨立不羈、良心の命する所に従ひ裁判を爲すの職務を有するものなり、裁判の結果は或は行政上官の意見に背馳せざるやを期し難く、又民間輿論の期待する所に副ふことを必し難し。若し裁判官にして徒らに行政上官の顔色を窺ひ又は輿論に詔はざるを得ざるものとせば、其職責を全ふし難きは言を俟たず。是れ裁判官を終身官と爲すに至れる重要な理由なるべし。内地に於ては裁判官をして完全に其職責を全くせしむる必要を認め居る

に、何故に臺灣に於ては此必要を認めざるや。臺灣に於ては行政上官の顔色を見つゝ、又は民間の輿論に詔つゝ、裁判を爲さしむる特殊の必要ありとは云ふを得ざるべし。内地に於ては民事刑事とも其重大なるものは裁判官三人の合議を以て裁判を爲さしむる必要あるに、臺灣に於ては何故其必要を否定することを得るや。數十萬圓に上る争訟も、本島人に關すれば一人の裁判官にて恰好なる裁判を爲し得べしと認むべき理由如何。死刑に處すべき事件も本島人に關すれば一人の裁判官にて恰好なる裁判を爲し得べしと認むべき理由如何。又内地は勿論新領土たる朝鮮に於ても、法律審即ち上告審を設くるに、臺灣に於て其必要を認めざる理由如何。從來覆審法院は一箇に過ぎざれども、現在に於ても覆審法院内には獨立せる二箇の裁判部あるを以て、其法律見解を統一する必要なしとは云ふべからず。然らば臺灣に上告審の設けなきは、内地の三審制度を愚劣なる制度と論斷するか、又は本島人を劣等なる人種と認むるか其の何れかの理由に出でたるものと云はざるを得ず。而かも前段の論斷は極めて大膽なるものにして、未だ俄かに承服し難く、後段の

認定は明かに眞實に反し、且つ一視同仁の統治政策に合致せず。

三審制度の採認 三審制度とは裁判所をして事實及法律に付ての裁判を爲さしむること二回に及びたる後、更に法律の點のみに付き裁判を爲さしむる制度にして、現時佛・獨其他佛・獨の法系に屬する各文明國に於ける裁判所の普通編成法なり。臺灣に於ても明治二十九年律令第一號臺灣總督府法院條例に依り、覆審法院以外、別に高等法院を置き、「覆審法院の裁判にして適法に非ざるものを破毀匡正せしめ」たるが、明治三十一年律令第十六號臺灣總督府法院條例に依り高等法院を全廢し、從て上告審の制度を消滅せしめて以て今日に至れり。當時の臺灣總督が高等法院を廢止すると同時に、覆審法院の判決に對する上告を大審院に爲さしむる趣意なりしことは、明治三十二年一月政府提出「法院の判決に對する大審院の判決權」に關する法律案に徴して明かなりと雖も、該法律案の貴族院に於て否決せられたる以後、政府は何等此點に關し努力せし形跡を認むるを得ず。其後第二十五議會中明治四十二年二月に於て、第三十一議會中

大正三年三月に於て、又第三十七議會中大正五年二月に於て、或衆議院議員は同院に裁判所構成法を臺灣に施行する旨の法律案を提出したるも結局通過するに至らず。三審問題の前途は實に暗澹たるものなりしなり。

臺灣に上告審を設くべき重大なる理由が、前述一視同仁論に在るは勿論なりと雖も、附隨の理由も亦た尠しとせず。上告審即ち法律審なきが爲め一般法曹は法規の解釋を輕視して専ら事案の眞想を捕捉せんとす。蓋し裁判を爲すには須らく事案の眞想を看取すべく、法律解釋の如きは必ずしも嚴正なるを要せずとの異論なきを必し難きも、法治國に於ては認容することを得ざる論決にして、法治國に於ては嚴正なる法律解釋の範圍内に於てのみ事案の眞想を捕捉せざるを得ず。是れ現時の裁判が所謂大岡裁判と異る所以なり。大岡裁判は唯大岡なるが故に爲し得る裁判なるも、近代の法治國に於ては法規の遵守を條件として大岡ならざる者にも、大岡裁判に近き裁判を爲さしめんとす。或は臺灣には唯一箇の覆審法院あるに止まるを以て、上告審を設くる必要なしと論ずる者あらん、是れ俗耳に入り易き反對論なれども、前述せし

如く現在に於ても覆審法院内に獨立せる二箇の裁判部あり、覆審事件増加の結果、本年度に於ては更に一部を増設したるを以て結局獨立の裁判部三箇あるを見るべし。

一覆審法院内の三箇の獨立せる裁判部は、理論上三箇の獨立せる覆審法院と區別する所以を知らざるなり。三箇の覆審法院なれば何人も其法律見解を統一する必要を是認するに拘らず、何故に三箇の獨立せる裁判部の法律見解を統一する必要なしと云ふを得るや。余は此反對論にも服することを得ず、又本島人は福建廣東より移住したる支那民族なるが、福建省、廣東省に於ても地方審判廳と高等審判廳とを設け、高等審判廳の判決に對しては北京の大法院に上告することを得べし。日本人たる本島人を其同種族たる福建及廣東に在る支那人と同一に律すべきや否やは別問題なるも現在の福建人・廣東人が上告審を有する權衡上より論ずるも、本島人に上告審を與ふるの必要なしと云ふことを得るや。

此等の理由に依り、臺灣に三審制度を採認するとも、更に其方法に關しては種々異説を想像することを得。此點に關しては今詳細なる論議を爲すことを避くる

も、一は覆審法院を内地の控訴院と同視し、其判決に對する上告を大審院に爲さしめんとする方法なれども距離の關係上、從つて訴訟費用等の關係上、到底上告を許したる實績を擧ぐるに難し。一は覆審法院以外、別箇に高等法院を設くる方法なれども、之を上告事件數に鑑み、極めて贅澤なる施設なりと云はざるべからず。從つて財政上之を許すとすも、總督府全體官制上、到底之を認容することを得ざるべし。

改正案に依れば臺灣には、「地方法院の上級審として高等法院を設け、高等法院内に覆審部及び上告部を置き、覆審部に於ては控訴審の審判を爲し、上告部に於ては判官五人合議して上告審の審判を爲さしめんとす。即ち一種變態の三審制度を認むるに過ぎずと雖も、之を總督府現時の事情に鑑み、最も適切なる措置と云はざるを得ず。

地方合議部の新設 從來の地方法院は其名稱は、地方裁判所に類似すと雖も、其實質は地方裁判所の權限に屬する事件をも裁判し得べき區裁判所に外ならず。是れ地方法院に於ては單獨判官が常に裁判權を行ふを以てなり

地方法院に合議部を設け、從て地方法院をして地方裁判所及區裁判所の實を有せしむる必要あることは上述の一視同仁論より生ずる論結なりと雖も余は地方合議部の新設に付き他の部面に於ても將來多大に期待するところなきを得ず。即ち其期待は部員たる裁判官相互の研議に存す。裁判官と雖も人なり。初より其有能を必ず可からざるは論なし。故に司法官試補の制度を設け、判官たらしむる前、實地の修習を爲さしむること少くとも一年有半に及ぶと雖も、尙其完全を期すべからず。裁判官たる後に於ても、或は先進の誘掖、或は後學の推挽に因り、漸次に良裁判官たるに至るものとす然るに地方法院に合議部の設置なく、從て裁判官は常に單獨に裁判權を行はざるを得ざるものとすれば、先進の誘掖を受くる機會を有せざると同時に、後學の推挽を受くる機會を生ぜず。是れ判官相互の研議上の恨事なりとす。余は地方合議部の新設に依り、裁判官は將來相互に開發するところありて、各々其向上發展を期す得べきものと信す。

地方合議部の權限は、刑事に付ては地方裁判所の權限と同一なり。即ち重罪事件及豫審を経たる輕罪事件を審判

すと雖も、民事に付ては請求の價額又は金額千圓以上の事件を審判す。地方裁判所の民事に關する權限は、價額又は金額五百圓以上の事件を審判するに在るを以て、此點に於て地方合議部の權限は、地方裁判所の權限より狭少なるを免れずと雖も、時に於ける通貨の價値より論ずれば、價額又は金額五百圓乃至千圓の事件の如き、強ひて可重なる審判を爲すことを要せざるを以て、朝鮮に於ける地方合議部の權限と同様なる變更を加へたるものとす。而して内地に於ても早晚此點に關する修正あるべしと思はる。

臺灣に於ては地方合議部の權限に屬する事件、大正五年乃至大正七年新受平均數に依れば一年千八十七件に過ぎざるを以て、各地方法院に一部を設置するを以て足れりとすと雖も、合議部設置の理由は、上述の如く裁判官をして相互に研議を爲さしむることにも存するを以て、余の計畫に依れば各地方法院には必ず民事部及刑事部を置き、地方法院長を以て其一部の長に當て別に一人の部長を置き、總ての合議部員をして其取扱に係る合議件數の如何に依り、餘力を單獨判官の權限に屬する事件の處

理に注がしめんとす。

判官休職規定の廢止 現行法院條例第十七條に依れば臺灣總督は必要と認むる時は判官に休職を命ずることを得、休職判官は本俸四分の一を給す。休職判官は職を執らざるの外在職者に同じと規定す。此規定は職を執らざるの外在職者と同視する休職規定なるを以て、同條例第十五條の、判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に依るに非ざれば其意に反して免官轉官せらるゝことなし、との規定と表面上低備するところなしと雖も其實質に至りては毫も、免官と區別するところなし。況や本俸四分の一の俸給とは、退官文官の恩給と同額又は同額以下なるに於てをや。幸に總督府に於ては爾來休職規定の適用を爲したること絶無なりと雖も、若し然らずとすれば、屢々繁難なる裁判權干涉の政治問題を惹起したるべきを疑はず、朝鮮に於ては我臺灣の法制に模倣し、現時尙裁判官休職の規定を存置するに拘らず、總督府に於ては斷呼之を廢止するの舉に出でたるものにして、司法權獨立の爲め最も慶賀せざるを得ざるものに屬す。

其他の修正 法院條例改正案の立法と共に明治三十八

年律令第九號民事訴訟特別手續、明治三十八年律令第十號刑事訴訟特別手續、及明治三十一年律令第六號民事訴訟用印紙規則に多少の修正を加へられたり。民事訴訟特別手續中の改正に付ては別に説明を要せず。刑事訴訟特別手續中第七條を削除して、保釋の許否、其取消、保證金の沒收及既に沒收したる金額の還付、責付の言渡及其取消に付ては、必ず檢察官の意見を聽くべきものとし、第十二條を削除して、總て單獨判官の權限に屬する事件に付き被告人が其罪を自白したる時は、檢察官及民事原告人の異議なき場合に限り、他の證憑の取調を爲さざることを得るものとし、第十六條を削除して、主刑一年以下の自由刑又は二百圓以下の財産刑を言渡したる判決に付ても、證據に關する理由を明示すべきものとし、第十七條の規定は其意義不明確にして或は上告を許與する精神と背馳する虞なきに非ざるを以て之を削除し、仍ほ附則に於て明治三十一年律令第二十五號重罪輕罪控訴豫納金規則を廢止し、民事訴訟用印紙規則中に上告狀には、第一審の訴狀に貼用すべき印紙を加貼すべき旨を規定せられたり。然れども是れ畢竟上告部設置に伴ひ己むを得

ざるに出でたる修正を試みたるに過ぎずして、前示律令中仍ほ修正を施さざるを得ざる廢止とせず。此點に於ては更に一般法曹の攻究を煩はざるを得ず。

六、法院條例の一部改正

右法院條例は其後數回に亙つて一部の改正が行はれ現在に至つてゐる。左に之を一括記述する。

大正十一年の改正 律令第九號を以て一部次の如く改正せられた。蓋し内地に於ては從來破産事件は地方裁判所の管轄であつたが大正十一年法律第五十二號を以て區裁判所の管轄と定められたので臺灣に於ても内地と同様地方法院單獨判官の權限に屬せしむることになつたものである。

臺灣總督府法院條例中左ノ通り改正ス

第七條第一項第三號削除

附 則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前地方法院又ハ其ノ支部ニ於テ受理シタル破産事件ハ其ノ地方法院又ハ其ノ支部ノ合議部ニ於テ之ヲ完結ス

大正十二年十二月の改正 律令第七號を以て一部次の如く改正せられた。改正理由は(一)第四條は新刑事訴訟法は特

定の場合に就ては直に上告を爲すことを得るので之が棄却に對し即時抗告を爲した場合其の裁判は高等法院上告部に於て爲すこととし又裁判所構成法第五十條に倣ひ特殊事件の豫審を爲すことを認め更に新刑事訴訟法の規定に従ふて裁判管轄に關する請求を認めたものである。(二)第十三條のこの規定は各法院檢察局に於ける判任官の實務を修習せしむる爲め判任官見習を置き登記及公證事務を除く外書記通譯の職務代理を爲すことを認めたものであり、(三)第十六條第二項は新に恩給法中之と同様の規定が設けられたので之を削除したものである。

臺灣總督府法院條例中左ノ通り改正ス

第四條 高等法院覆審部ハ地方法院ノ判決ニ對スル控訴

並ニ高等法院上告部ノ權限ニ關スルモノヲ除クノ外地

方法院ノ決定及命令ニ對スル抗告ニ付裁判ヲナス

第一 終審トシテ

イ 上告

ロ 高等法院覆審部ノ決定及命令ニ對スル抗告

附 則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年律令第四號附則第六項ニ左ノ但シ書ヲ加フ

但シ明治三十二年律令第二十七號中覆審法院トアルハ高等法院上告部トス

大正十五年四月の一部改正 律令第三號を以て次の如く改正せられた。蓋し從來訴訟物の價格千圓を超過する事件は地方法院の判官合議して裁判を爲して來たが本島一般經濟界の狀況より見て訴訟物の價格二千圓以下の事件は手續の簡易なる地方法院の單獨判官の權限に屬せしめ事件の進捗を圖るが時代に適するものと認められたに依る。

臺灣總督府法院條例中左ノ通り改正ス

第七條中「千圓」ヲ「二千圓」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ繼續スル民事事件ニシテ訴訟物ノ價格一千圓ヲ超エ二千圓以下ノモノハ従前ノ規定ニ依リ完結ス

昭和二年七月の一部改正 律令第四號を以て次の如く改

ハ 地方法院ノ爲シタル上告棄却ノ決定ニ對スル抗告

第二 第一審ニテ終審トシテ

イ 刑法第七十三條第七十五條及第七十七條乃至第七

十九條ノ罪ノ豫審及裁判

ロ 左ニ記載シタル罪ノ豫審及裁判

一 施政ニ反抗シ暴動ヲ爲スノ目的ヲ以テ犯シタル罪

二 政事ニ關シ權要ノ官職ニアル者ニ危害ヲ加フル目的ヲ以テ犯シタル罪

三 外患ニ關スル罪

四 國交ニ關スル罪

五 匪徒刑罰金ニ掲ケタル罪

第三 裁判管轄ニ關スル請求又ハ申請

第十三條ノ二 各法院及檢察局ニ判任官見習ヲ置クコトヲ得

判任官見習ハ上官ノ監督ヲ受ケ實務ヲ修習ス
臺灣總督ハ判任官見習ヲシテ書記又ハ通譯ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得但シ登記又ハ公證事務ニ就テハ此ノ限ニアラス

第十六條第二項ヲ削ル

正せられた。改正の理由には「從來地方法院の爲したる裁判に對する第二審裁判は總て在北の高等法院覆審部の權限に屬したるも臺北を去る遠隔の地の當事者の不利不便に鑑み地方法院に單獨部及合議部を設け單獨部は内地の區裁判所、合議部は内地の地方裁判所と同様に合議部をして單獨部の爲したる裁判の第二審事件をも取扱ふこととせり、又從來地方法院檢察局の定員不足の爲め法院書記をして警部を兼任せしめ常時的に檢察局の職務を代理せしめ來れるも時代に適合する爲め檢察局の充實を圖り以て檢察官代理の職務を行ふ場合を制限し檢察官職務を行ふことを得ざるときは警視又は警部として單獨部の權限に屬する事件を認むるもの限り之を代理し得ることに改む。次に公證人法施行に伴ひ本例中より公證事務を削除するの要ありと認め」と云ふにあつた。

- 臺灣總督府法院條例中左ノ通改正ス
- 第二條第三項中「登記及公證ノ事務」ヲ「登記事務」ニ改メ第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
- 地方法院ニ單獨部及合議部ヲ置ク
- 第三條 地方法院單獨部ハ民事刑事ニ付第一審ノ裁判ヲ

爲シ非訟事件ニ關スル事務ヲ取扱フ但シ地方法院合議部ノ權限又ハ高等法院上告部ノ特別權限ニ屬スル事項ニ付テハ其ノ限りニ在ラス
非訟事件中登記事務ハ法院書記ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得

- 第三條ノ二 地方法院合議部ハ左ニ掲クル事項ニ付裁判ヲ爲シ刑事ノ豫審ニ關スル事務ヲ取扱フ但シ高等法院上告部ノ權限ニ屬スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第一 第一審トシテ
 - イ 訴訟物ノ價格二千圓ヲ超過スル請求
 - ロ 人事訴訟
 - ハ 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪
 - ニ 短期一年ニ滿タサル有期ノ懲役若ハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニシテ豫審ヲ經タルモノ
- 第二 第二審トシテ
 - イ 地方法院單獨部ノ判決ニ對スル控訴
 - ロ 地方法院單獨部ノ決定及命令ニ對スル抗告
- 第四條 第一項ヲ左ノ如ク改ム

高等法院覆審部ハ地方法院合議部ノ第一審判決ニ對スル控訴並ニ高等法院上告部ノ權限ニ屬スルモノヲ除ク外地方法院合議部ノ第一審トシテ爲シタル決定及命令ニ對スル抗告ニ付裁判ヲ爲ス

- 同條第項第ロ及ハヲ左ノ如ク改ム
- ロ 地方法院合議部ノ第二審トシテ爲シタル決定及命令並ニ高等法院覆審部ノ決定及命令ニ對スル抗告
- ハ 地方法院單獨部又ハ地方法院合議部ノ爲シタル上告棄却ノ決定ニ對スル抗告

第七條 地方法院單獨部ニ於テハ判官單獨ニテ裁判ヲ爲ス
地方法院合議部ニ於テハ三人ノ判官合議ニテ裁判ヲ爲ス

- 臺灣總督ハ地方法院合議部ノ判官一人又ハ數人ニ刑事ノ豫審ヲ爲スコトヲ命ス
- 第八條ノ二第一項及第二項中「地方法院」ヲ「地方法院合議部」ニ改ム
- 第八條ノ三中「又ハ地方法院ノ判官」ヲ「地方法院合議部又ハ地方法院單獨部ノ判官」ニ改ム

第八條ノ四第一項中「地方法院ノ判官」ヲ「地方法院合議部ノ判官」ニ改ム

- 第八條ノ五中「及地方法院」ヲ「地方法院合議部及地方法院單獨部」ニ改ム
- 第十條第三項ヲ左ノ如ク改ム
- 地方法院檢察官差支ノ爲其ノ職務ヲ行フコトヲ得サルトキハ地方法院單獨部ノ權限ニ屬スル事項ト認ムルモノニ限り警視又ハ警部ヲシテ之ヲ代理セシムルコトヲ得

第十三條ノ二第三項中「登記及公證事務」ヲ「登記事務」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和二年七月十日ヨリ之ヲ施行ス
本令ハ施行ノ際現ニ地方法院ノ單獨判官又ハ合議部ニ於テ處理スル事件ハ各之ヲ地方法院ノ單獨部又ハ合議部ニ於テ處理スルモノトス
本令施行前地方法院ノ單獨判官ニ於テ爲シタル裁判ハ之ヲ地方法院ノ單獨部ニ於テ爲シタルモノト看做ス但シ刑事ノ豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ハ高等法院覆審部ニ之

ヲ爲スヘシ

本令施行ノ際現ニ地方法院ノ單獨判官ニ於テ審理中ノ刑
事ノ豫審ハ其ノ地方法院ノ單獨部ニ於テ之ヲ完結ス但シ
其決定ニ對スル抗告ハ高等法院覆審部ニ之ヲ爲スヘシ
本令施行ノ際現ニ高等法院覆審部ニ繫屬中ノ控訴又ハ抗
告事件ニシテ地方法院ノ單獨判官ノ裁判ニ對シテ爲サレ
タルモノハ高等法院覆審部ニ於テ之ヲ完結ス
臺灣總督府指定スル地方法院出張所ニ於テハ當分ノ内仍
公證ノ事務ヲ行フコトヲ得

昭和四年九月の一部改正 律令第四號を以て次の如く改
正せられた。改正理由は民事訴訟法改正の結果訴訟物の價
格を算定すること不能の場合は其の價格は二千圓を超過す
るものと看做し地方裁判所の管轄に屬せしめたので本島に
於ても地方法院合議部の管轄に屬せしむることとしたもの
である。

臺灣總督府法院條例中左ノ通改正ス
第三條ノ二第一中「イ訴訟物ノ價格二千圓ヲ超過スル請
求」ヲ「イ訴訟ノ目的ノ價格二千圓ヲ超過スル請求及訴
訟ノ價格ヲ算定スルコト能ハサル請求」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ地方法院單獨部ニ繫屬中ノ訴訟ノ目的
ノ價格ヲ算定スルコト能ハサル請求事件ハ其ノ地方法院
單獨部ニ於テ之ヲ完結ス。

昭和八年六月の一部改正 律令第二號を以て次の如く改
正せられた。

臺灣總督府法院條例中左ノ通改正ス
第七條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ豫備判官ハ二人以上其ノ部ニ列席スルコトヲ得ス
第十一條ノ三 新ニ臺灣總督府法院判官又ハ臺灣總督府
法院檢察官ニ任セラレタル者ヲ補スヘキ關位ナキトキ
ハ臺灣總督ハ關位アル迄豫備判官又ハ豫備檢察官トシ
テ地方法院、地方法院支部又ハ其ノ檢察局ニ勤務セシ
ム

第十一條ノ四 地方法院長又ハ地方法院檢察局長ハ必要
アル場合ニ於テハ第七條第二項但書ノ制限ニ從ヒ豫備
判官又ハ豫備檢察官ヲシテ地方法院又ハ地方法院支部
ノ判官又ハ檢察官ヲ代理セシムルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

七、地方法院支部の権限に關する規定

次に地方法院支部の職務権限を定めたる規定の變遷を記
述する。

大正八年府令第十六號を以て

各地方法院ニ於テハ臺灣總督府法院條例ニ於テ單獨判官
ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ取扱ハシム
地方法院合議部ノ權限ニ屬セシメタル事項ニシテ從前ノ
地方法院出張所ニ於テ受理シ未タ判決ヲ經サルモノハ各
其管轄地方法院ニ於テ移送スヘシ

との命が發せられ八月十日より實施せられた。其の立法理
由には舊法院條例に依る地方法院出張所の事務の管轄權に
就ては地方法院の權限と何等異るところがなかつたが、法
院條例改正の結果民事事を通し重大事件は合議制に依るこ
ととなつたから従來の權限を縮少し地方法院に於ける單獨
判官の權限に屬せしめた事項のみを取扱はしむることとし
たと云ふのである。

而して翌大正九年には府令第六十八號を以て次の如く
改定せられた。

地方法院支部ニ於テハ臺灣總督府法院條例ニ於テ單獨判
官ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ取扱フ
臺南地方法院嘉義支部ニ於テハ前項ノ外其ノ管轄區域内
ニ於ケル地方法院ノ權限ニ屬スル合議事件ヲ取扱フ但シ
豫審ヲ經タル刑事事件ハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本令ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
大正八年八月府令第十六號ハ之ヲ廢止ス
本令施行前臺南地方法院嘉義支部管内ノ合議事件ハ仍臺
南地方法院之ヲ行フ

改正の理由は「從來各地方法院支部ニ於テハ法院條例
中單獨判官ノ權限ニ屬セシメタル事項ソミヲ取扱ハシメ來
リシモ近時民事ニ付テハ訴訟物ノ價格著シク増大シタル結
果、支部ノ管轄區域内ニ於ケル合議事件増加シタルニ依リ
支部ノ權限ヲ擴張シ其ノ管轄區域内ニ於ケル民刑合議事件ヲ
モ審判セシムルハ時勢ニ適應セルノミナラス訴訟當事者ノ
便益尠ナラスト認メ現在スル法院支部ハ宜蘭新竹及嘉義

ノ三箇所ナルモ先ツ民事數最モ多ク且獄舎ノ完備スル嘉義支部ノ權限ヲ擴張スルノ必要ナリト認メ同支部ヲシテ地方法院ノ權限ニ屬スル合議事件ヲ取扱ハシムルニ至レリ」と云ふにあつた。

右事項は昭和二年七月府令第四十二號を以て更に次の如く改定せられた。

地方法院支部ニ於テ取扱フヘキ事務ヲ左ノ通り相定ム
地方法院支部ハ臺灣總督府法院條例ニ於テ地方法院單獨部ノ權限ニ屬セシメタル事項竝地方法院單獨部ノ裁判ニ對スル控訴、抗告及豫審ヲ經由シタル刑事事件ヲ除クノ外地方法院合議部ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ取扱フ但シ臺北地方法院宜蘭支部ニ於テハ地方法院單獨部ノ權限ニ屬セシメタル事項及刑事ノ豫審事件ノミヲ取扱フ

附 則

本令ハ昭和二年七月十日ヨリ之ヲ施行ス
大正九年府令第六十八號ハ之ヲ廢止ス
本令施行前臺北地方法院ニ於テ受理シタル臺北地方法院新竹支部管内ノ合議部事件ハ仍臺北地方法院之ヲ取扱フ

改正の理由は從來地方法院の支部は原則として單獨判官の權限に屬する事項のみを取扱ひ例外として嘉義支部のみ合議事件の一部をも取扱ひ來りたる處今回法院條例改正と同時に支部の權限を擴張するを適當と認め大正九年府令第六十八號を廢止し支部をして地方法院單獨部の權限に屬する事項及合議部の權限に屬する事項の内經豫審事件及第二審事件宜蘭支部は豫審事件のみを除く事項を取扱ふこととしたと云ふのである。

本令は昭和八年三月九日高雄地方法院支部の開設に際し府令第三十號を以て左の一項を加ふと改正せられた。
臺南地方法院高雄支部ニ於テハ當分ノ内地方法院單獨部ノ權限ニ屬セシメタル事項及刑事ノ豫審事件ノミヲ取扱フ

附 則

本令ハ昭和八年三月十五日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前臺南地方法院ニ於テ受理シタル臺南地方法院高雄支部管内ノ事件ハ仍臺南地方法院ニ於テ之ヲ完結スと定められ更に昭和九年七月府令第五十八號を以て
第二項ヲ削ル

附 則
本令ハ昭和九年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前臺南地方法院ニ於テ受理シタル臺南地方法院高雄支部ノ合議事件ハ仍臺南地方法院ニ於テ之ヲ取扱フ
と改正せられてゐる。

八、臨時法院の制度の存廢

(一) 臨時法院條例の發布及改廢

明治二十九年の夏臺灣の法院制度の改正が漸く實現する頃中南部に於ては斗六の匪魁柯鐵一味の匪徒が守備隊の斥候將校を襲撃したことより軍隊は大部隊で中部匪徒の掃蕩を爲しつゝあつた。總て軍隊が膺懲の目的を達して臺中其他の駐屯地に引揚げた後匪徒再び起つて斗六支廳守備隊等を襲撃した。この暴動には附近の良莠竝び立ち勢洵に猖獗を極めたので衆寡敵せず支廳員軍隊等斗六を撤退し應援軍の派遣を待つて再度土匪の一掃を企てた。この匪擾は匪勢の猖獗なること被害の大なること等一世を驚倒せしめたも

ので長くも明治天皇の宸襟を惱まし奉り撫恤として御内帑金さへ賜はつてゐる程である。桂總督大に恐悚し事件關係人を濫りに臨機處分を爲すことを寛さず裁判の結果に依ることを命じたのであるが、關係者の大勢なること其他の事情は通常法院で審理することは不得策と認められたので、明治二十九年七月律令第二號を以て次の如き臨時法院條例を緊急發布し同時に判官檢察官書記を補職し最初に彰化に開設して雲林(斗六)臺中鹿港附近の關係者を審判せしめた。

臺灣總督府臨時法院條例

第一條 臺灣總督ハ左ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時法院ヲ便宜ノ場所ニ開設シテ普通ノ裁判管轄ニ拘ラス之ヲ審判セシムルコトヲ得
一、政府ヲ顛覆シ邦土ヲ僭窃シ其他朝憲ヲ紊亂スル目的ヲ以テ罪ヲ犯シタル者アルトキ
二、施政ニ反抗シ暴動ヲ爲スノ目的ヲ以テ犯シタル者アルトキ
三、政事ニ關シ樞要ノ官職ニ在ル者ニ危害ヲ加フルノ

目的ヲ以テ罪ヲ犯シタル者アルトキ

四、外患ニ關スル罪ヲ犯シタル者アルトキ

第二條 臨時法院ニ於テハ五人ノ判官ヲ以テ審問裁判ス

其判官ハ高等法院又ハ覆審法院ノ判官タル資格ヲ有スル者ニアラサレハ之ニ補スルコトヲ得ス

第三條 臨時法院ノ豫審ハ覆審法院判官又ハ地方法院判官ヲシテ之ヲ爲サシメ其結果ヲ報告セシムヘシ

第四條 臨時法院檢察官ハ高等法院又ハ覆審法院檢察官ヲ以テ之ニ補ス但差支ノ場合ニ於テハ地方法院檢察官又ハ警部ヲシテ便宜代理セシムルコトヲ得

第五條 臨時法院書記ハ高等法院又ハ覆審法院書記ヲ以テ之ニ補ス但差支ノ場合ニ於テハ地方法院書記ヲシテ便宜代理セシムルコトヲ得

第六條 臨時法院ノ裁判ハ第一審ニシテ終審トス但法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ法律ニ定メタル刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタルトキハ其ノ法院又ハ高等法院ノ檢察官ヨリ高等法院ニ上訴スルコトヲ得

第七條 訴訟手續ニシテ此律令ニ規定セサルモノハ總テ

通常手續ニ從フ但再審ノ訴ハ高等法院ニ於テ之ヲ審理シ再審ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ原判決ヲ爲スヘシ

この法院條例は明治三十一年に至り匪徒刑罰令の公布と共に律令第二十三號を以て一部分の如く改正せられた。改正理由書には「臺灣總督府法院條例ノ改正及匪徒刑罰令制定ノ結果組織及權限ニ關シ本令改正ノ必要アルニ依ル」とあるのみ。即ち匪徒刑罰令違反者を臨時法院に於て審判することを認めたのみでなく法院の構成に就ても五人の合議制を三人に改め同條例中上訴再審の制を削除したが之は法院條例の改正に依り高等法院の廢せられた結果である。

明治二十九年律令第二號臺灣總督府臨時法院條例中左ノ通り改正ス

第一條 第一條中第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ追加ス

五、匪徒刑罰令ニ掲ケタル罪ヲ犯シタル者アルトキ

第二條 臨時法院ニ於テハ三人ノ判官ヲ以テ審問裁判ス

其判官ハ覆審法院又ハ地方法院ノ判官ヲ以テ兼補ス

第四條 臨時法院檢察官ハ覆審法院又ハ地方法院檢察官

ヲ以テ兼補ス但差支ノ場合ニ於テハ警部長又ハ警部ヲシテ便宜代理セシムルコトヲ得

第五條 臨時法院書記ハ覆審法院又ハ地方法院書記覆審法院檢察局又ハ地方法院檢察局書記ヲ以テ兼補ス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

而して右の上告再審に關しては聲明治三十二年八月律令第二十七號を以て次の如く公布せられた。蓋し通常法院の判決に關して同時に再審の訴及非常上告を認めたるに就ては臨時法院の判決に於て之を認むるを至當とするものであつた。

臨時法院ノ判決ニ對スル再審ノ訴及非常上告方ノ件

臺灣總督府臨時法院ノ判決ニ對シテハ覆審法院ニ再審ノ訴及非常上告ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ再審ノ訴及非常上告ニ關スル上告裁判所ノ訴訟手續ヲ準用ス

覆審法院ハ再審ノ訴ニシテ其原由アリト認ムルトキハ原判決ヲ破毀シ直ニ其事件ノ公訴及私訴ニ付判決ヲ爲スヘシ

其後更に大正三年五月に至り律令第九號を以て臨時法院條例は次の如く改正せられてゐる。

第八條 臨時法院ノ事件ニ關スル事務ハ其ノ廢廳後ニアリテハ覆審法院ニ於テ之ヲ取扱フ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

蓋し臨時法院は所定の事件惹起せし場合に附屬事件の審理を爲し判決言渡のあつた後は附屬すべきものであるから廢廳後事務を繼承する機關を設くるにあらざれば被告人其他利害關係人は法律に定めた權利を行ふこと能はざる場合も尠くなく、殊に臨時法院に於て言渡した缺席判決に對する故障の如きも事件を繼承する機關の定められない場合は被告人は權利を伸張することが出来ない云ふやうな場合も生ずるから之を救済せんとして改正を見たものである。

(二) 臨時法院制度の廢止

臨時法院條例は、大正八年法院に三審制度を採用するに當つて同年八月律令第四號を以て、之が廢止を見たことは既述せる所である。

(三) 臨時法院開設の實例

敘上の経緯を以て發布せられた臨時法院は明治二十九年七月府令第二十號を以て雲林臺中及鹿港附近に起つた土匪事件の審判を爲す爲め彰化に開設せられ事件關係土匪四百二十一名の審理を爲し九月三十日之を閉鎖したのが其の最初の例であつた。

次に明治三十一年十一月府令第五號を以て臺中縣斗六に辨務署構内に開設斗六地方土匪の審判を爲し之を終つて十二月嘉義に移し臺南地方法院嘉義出張所構内に開設し、嘉義地方土匪事件の審判を爲し、更に十二月二十五日臺南縣阿公廳辨務署に開設して同地方の土匪事件を審判し、之を終つて翌三十二年一月二十五日限り之を廢止し、其の未済事件は臺南地方法院へ引續ぐべき旨民政長官より臨時法院判官檢察官及臺南地方法院長同檢察官長等へ通達が發せられた。

其後暫く臨時法院の開設を見なかつたが明治四十年十一月蔡清霖一派の北埔支廳襲撃事件が發生したので同十二月北埔支廳に臨時法院が開設せられ此の事件關係者の審理を爲し十二月二十八日廢止せられた。更に明治四十五年四月

發生した林杞埔支廳管内頂林派出所襲撃の隠謀事件が惹起せられたので之が審理の爲め四月七日林杞埔支廳に第四回臨時法院が開設せられ審理を終つて四月十六日閉鎖第五回目は大正二年苗栗其他各地に續發せし臺灣獨立隠謀事件を審理する爲め大正二年十一月二十五日苗栗廳に開設した。更に翌大正三年から四年にかけて臺南地方を擾亂したタバニ一地方匪徒騷擾事件審理の爲め第五回臨時法院が大正四年八月臺南地方法院内に開設せられ首魁余清芳以下千三百餘人の審理を爲し判決を宣告して十二月二十七日閉鎖した。之が臨時法院開設の最後の事例である。

第二節 司法行政事務主管

局課の變遷

一、總督府開課當時の司法行政官署

警察沿革誌第二編上卷に於て述べた如く、伊藤總理大臣が樺山總督を赴任せしむるに際し與へた訓令の中に「總督府ノ部門ヲ分ツコト左ノ如シ」とある中に總督府中治民部、財務部、外務部、殖産部、軍事部、交通部、司法部の七部

を設くべきものなし更に、

司法部 本部ハ須臾モナカルヘカラス而シテ刑ハ本邦ノ

刑法ヲ適用スヘシト雖モ治罪法ニ至ツテハ之ヲ適用ス

ルヲ得ス宜ク簡易ナル治罪手續ヲ規定スヘシ

と述べてあつた。右總督府行機構の大綱を示したもので以外何等規定する處がなかつた。五月十一日樺山總督は總督府設置に關し臺灣總督府條例なる私案を起草し其發布方を内閣に稟議する所があつたが、内閣は後日の參考に供するものとして止め置いて了ふた。茲に於て樺山總督自ら決裁公布した臺灣總督府假條例なるものを實施するに至つたが之に據ると、臺灣總督府に總督官房以外民政、陸軍、海軍の三局を設け各長官を置き、民政局は之を更に内務、外務、殖産、財務、學務、選信、學務、司法の七部に分け各部に長を置き各部は更に課を分ち事務を定め又既に各々部課長を任命してゐたが、司法部に關しては條例中

第二十一條 司法部ハ民事事件ニ關スル事務ヲ掌ル

とあつたのみで、分課もなく未だ司法部長の任命さへ見てゐない狀況にあつたので、司法部の存在も有名無實と云ふべきものであつた

二、軍政實施に依る變更

當時本島に於ては臺北近郊のみ征臺軍の武力平定に依り辛じて平靜を保つてゐたが、爾餘の各地の狀況の如き皆不明なので近衛師團長は各地に偵察隊を派遣して狀況を偵察せしめた處が、臺北以南の各地の賊情極めて不穩、當時本島焦眉の急務は武力平定にあることを痛感するに至つた。即ち近衛師團の主力は漸次南下の體勢をとりつゝあつたが、風土瘴惡の爲め將兵の病魔に襲はるもの多く、師團兵力は漸減したが各地の反抗猛烈にして到底一個師團の兵力を以てしては本島鎮定の進捗せざるべきを慮ばかつて、七月總督は參謀を大本營に派して兵力の應援を交渉つし、あり亦一方行政を進捗せしむる爲め、諸職員の増遣を稟議しつゝあつた。處が七月十八日に至り内閣總理大臣よりは、目下鎮壓ノ爲豫テ請求セラレシ、諸部隊ヲ編成シ追々發送中ナリ、然ルニ臺灣全島ノ軍隊及諸部トモ漸次増加セシヲ以テ之等ノ指揮經理ノ筋道ヲ明ニシ且其ノ働キヲ敏捷ナラシムル爲メ平定ニ至ル迄、總督府現在ノ人員ニ更ニ増加ノ必要ノモノヲ充塞シ之ヲ軍事組織ニ改ムル必要ヲ感ズ、同

感ナラバ其仕向ヲ爲サシムヘシ折返シ返事アレ」と照會し來つた。所謂軍政實施の要求である。樺山總督は即日「軍事組織ノコトハ尤モ同意スル所至急御取計アラムコトヲ切ニ望ム」旨返電した。八月六日に至り、大本營より陸建第七十號を以て次の如き臺灣總督府條例を定めた旨の通牒があつた。それに依れば

第一條 臺灣全島鎮定ニ至ル迄臺灣總督ノ下ニ軍事官衙ヲ組織スルコト別表ノ如シ

第二條 參謀長ハ總督ヲ輔佐シ總督府内各局ノ業務ヲ監視ス各官長ハ總督ニ具申スヘキ件ニ就テハ必ス先ツ參謀長ノ承認ヲ經ヘキモノトス

第四條 民政局長ハ民政ニ關シ適宜ニ課ヲ分チ又民政支部ヲ置キ總督ノ認可ヲ得テ隸屬スル人員ヲ配置シ各自擔任ノ事務ヲ整理シ其責ニ任セシム
とあつた。其の別表に依れば

參謀部
副官部
砲兵部
工兵部

を設くべきことに定めてあり法官部には理事三名と下士三名を配屬せしめてあつた。
この外海軍局、民政局が置かるゝことになり備考欄中「民政局ノ職員ハ文武官ヲ以テ之ヲ充ツ其ノ事務官ノ視定ハ所要ニ應シ總督之ヲ定ム」とあつたので、民政局長は別に民政局内の分課を定めた。之に依ると民政局に局長部の外、内務部、殖産部、財務部及學務部の四部を置き局長部中に民政課が設けられ「民政課ハ民事刑事ニ關スル事項」を分掌することになつた。之に關し明治二十八年の事務成績提要に司法事務ハ初メ陸軍局法官部ノ取扱ニ屬シタリシモ民政課ヲ置クニ及ヒテ民事刑事ニ屬スル法律命令又ハ裁判檢察ニ關スル事務ニ關シテハ法官部ハ常ニ民政局ニ協商シテ行

憲兵部
監督部
軍規部
法官部
電信部
郵便部

政ト司法トノ圓滿ヲ企圖セリ、又民政課長ト同課員ノ一人ヲ審判官兼勤ヲ命セリ」とあることに依り之等の事務處理狀況が偲ばれるのである。

然し司法行政の仔細に互つて尙研究實施を要することが多いので九月二十三日には總督府に法令取調委員會を設け陸軍局法官部員中より三名、民政課より一名臺北縣廳より一名の委員を各選任して法院制度、刑罰法及手續法等の審議を爲さしめ途次之を發布したのであつた。

三、民政復活に依る民事刑事兩課新設

前敘軍政實施後、既に渡臺し反徒掃蕩中の近衛師團の外に、乃木中將の率ゆる第二師團及伏見官貞愛親王の率ひ給ふ混成旅團が新に増援せられ陸軍中將高島勲之助が臺灣副總督に任命せられ、三軍を指揮し銳意匪徒の掃蕩を圖ることになつたが、舊清兵が精銳なる我軍の攻撃に敵すべくもなく明治二十八年十月二十三日匪巢臺南城は陥落し、反將劉永福は清國に逃亡し臺灣島内は茲に平定を見るに至り樺山總督此の旨大本營に報告せるに對し
明治天皇陛下は優渥なる勅語を賜はつた。軍政の實施は固

より賊軍の盲動する間に限られ今や全島平定せる上は直に民政に復歸すべきものであるが、當時本島の經費を軍事費にて支辨して來た關係もあつて二十八年の會計年度中はその儘押し通すことになり明治二十九年三月迄軍政實施は續けられた。

明治二十九年四月以降の民政開始を控へ總督府に於ては諸課の準備を爲す處あり、總督府及地方官制の如き三月中大概公布を見るに至つた。明治二十九年三月勅令第九十號を以て發布せられた民政局官制第十條に依れば民政局には總務、殖産、財務、法務、學務、通信の七部が置かれ法務部に刑事課民事課が置かれるゝことになつた。即ち分課規程中

- 第二十五條 法務課ニ刑事課民事課ヲ置ク
- 第二十六條 刑事課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一、刑事ニ屬スル法律命令ニ關スル事項
 - 二、刑事裁判及檢察ニ關スル事項
- 三、恩赦及復權ニ關スル事項
- 第十七條 民事課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一、民事ニ屬スル法律命令ニ關スル事項
 - 二、民事ノ裁判ニ關スル事項

三、他課ノ主管ニ屬セサル事項
と規定せられてゐた。

四、總督府官制と分課規程の變革

(一) 民政局長務課時代

前記官制は明治三十年十月勅令第三百六十號を以て臺灣總督官制が發布せられたので廢止になつた。

新しい官制に依れば、總督府に陸軍幕僚、海軍幕僚及民政局を受くこととなり(官制第十五條)民政局は民政及司法に關する一般の事務を掌ること(官制第十六條)に定められてあつた。之と同時に總督訓令第三百三十六號を以て臺灣總督府行政事務規程が發布せられたが、この規程に依れば總督府陸海軍幕僚の外に官房及民政局、財務局を置くことを認められ、官房、秘書、文書の二課に民政局は外事、縣治、警保、衛生、法務、學務、殖産、通信の八課を置くこととなり法務課で司法行政に關する事項を掌理することとなつたのである。

この行政機構はその後總督府官制及分課の改廢に伴ひ屢々變遷してゐるので左に之を略述する。

(二) 民政部法務課時代

右官制は明治三十一年六月勅令第六號を以て一部改正せられ民政財務の兩局が廢止せられ新に民政部を置くことになつたので訓令百四十九號で總督府官房及民政部分課規程が設けられた。

右分課規程に依れば民政部には人事、文書、外事、縣治、警保、土木、衛生、主計、稅務、法務、學務、殖産、通信、調査、會計の十五課が置かれた。その中

第十六條 法務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、民事刑事其他ノ司法行政ニ關スル事項

二、裁判及檢察事務ニ關スル事項

三、恩赦及復權ニ關スル事項

と定められてあつた。この規程で注意すべきは警保課で監獄に關する事項を掌ることになつてゐたことであるが、之は明治三十三年九月訓令第二六七號を以て改正された際監獄に關する事務は法務課に移管せらるゝに至つた。

(三) 民政部總務局法務課時代

明治三十四年十二月勅令第二百一號を以て總督府官制改正せられ民政部に新に警察本署及總務、財務、通信、殖産、

土木の五局が置かれた爲め分課規程も改正せられたが、民政部總務局中の法務課の主管事務は

第十四條 法務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、民事刑事其他ノ司法行政ニ關スル事項

二、裁判及檢察事務ニ關スル事項

三、恩赦及復權ニ關スル事項

四、監獄ニ關スル事項

五、看守退隱料及遺族扶助料ニ關スル事項

と定められた。

(四) 民政部内務局法務課時代

明治四十二年十月總督官制の大改正が行はれて民政部に内務、財務、通信、殖産の四局の外に蕃務本署が設置せられたので、分課規程も改定せられ、法務課は内務局の一課となつたが所管事務は

第十二條 法務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、民事刑事其他ノ司法行政ニ關スル事項

二、裁判及檢察事務ニ關スル事項

三、恩赦及復權ニ關スル事項

四、監獄ニ關スル事項

第一章 刑事裁判制度及司法行政官署の變遷

五、出獄人保護ニ關スル事項
六、看守退隱料及遺族扶助料等ニ關スル事項
と定められた。

(五) 法務部獨立時代

明治四十四年の十月には再び總督府官制の大改正が行はれ、總督官房の外に、財務、通信、殖産、土木の四局と、警察、蕃務の二署、地方、法務、學務の三部が置かれ、法務部は民刑、監獄の二課に分れた。分課規程中

第四十四條 民刑課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、民事刑事其他司法行政ニ關スル事項

二、裁判及檢察事務ニ關スル事項

三、恩赦及復權ニ關スル事項

四、辯護士ニ關スル事項

五、民事争訟調停ニ關スル事項

六、他課ノ主管ニ屬セサル事項

第四十五條 監獄課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、監獄ニ關スル事項

二、假出獄及出獄人保護ニ關スル事項

三、看守限隱料及遺族扶助料ニ關スル事項

と定められてあつた。

此の規程は大正八年に一部改正されたが事務の分掌には大なる變化は見なかつた。

(六) 官房法務課時代

其後大正十三年十二月行政整理斷行せられた結果法務部は削除せられ、總督官房の中法務課として殘存することゝなつたが改正せられた各局事務分掌規程に依れば

第一條 官房ニ秘書課文書、審議室、法務課、會計課、調査課ヲ置ク

第五條 法務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、民事刑事其他司法行政ニ關スル事項
- 二、裁判及檢察事務ニ關スル事項
- 三、恩赦ニ關スル事項
- 四、辯護士ニ關スル事項
- 五、民事争訟調停ニ關スル事項
- 六、供託ニ關スル事項
- 七、刑務所ニ關スル事項
- 八、假出獄及假出場ニ關スル事項
- 九、釋放者ノ保護ニ關スル事項

一〇、犯罪人異同識別ニ關スル事項等と定められた。

最近に至り法務課昇格の問題が喧しくついに昭和十五年に至り法務局が設置せられたのである。

第二章 刑事法規の變遷

第二章 刑事法規の變遷

第一節 領臺當時の刑罰法

並手續法

一、臺灣人民軍事犯處分例の施行

領臺當時本島治安の概況については、既に第一章に述べた所であるが、島内には未だ本島人に適用すべき刑罰法令と認むべきものがなかつたので、明治二十八年七月六日當局は總督諭告（第三號）の形式を以て次の如き臺灣人民軍事犯處分例を發布し焦眉の急務に應ずることになつた。

臺灣人民軍事犯處分例

第一條 臺灣人民ニシテ左ニ記載シタル所爲アルモノハ死刑ニ處ス

- 一、大日本帝國ノ陸海軍ニ抗敵スル所爲ヲ企タル者
- 二、鐵道電線道路橋梁兵器彈藥森林壘柵水道汽車船舶

第二章 刑事法規の變遷

- 兵器彈藥及ヒ船舶ノ製造場其他軍事ニ關スル土地家屋物件ヲ毀壞シタル者
 - 三、冠賊又ハ其間諜ヲ誘導指示隱匿其他大日本國ニ敵對スルモノ、行爲ヲ幫助シタル者若クハ俘虜ヲ逃走セシメ又ハ劫奪シタル者
 - 四、軍隊軍艦軍用船舶ノ所在動靜又ハ軍用物件ノ分量所在等ヲ敵ニ密報シタル者
 - 五、軍隊軍艦軍用船舶ノ嚮導ヲ爲スニ當リ詐欺ノ所爲アリタル者
 - 六、流言蜚語ヲ捏造シ又ハ喧噪呼號シ軍隊軍艦軍用船舶ノ靜肅ヲ害シタル者
 - 七、井泉河流ニ毒藥ヲ投シタル者又ハ之ヲ汚穢シテ其用ニ適セザラシメタル者
 - 八、阿片烟及其吸食器ヲ大日本帝國軍人軍屬其他ノ從軍者ニ交付シタル者又ハ其吸食處ヲ給シタル者
- 第二條 前條ノ罪ハ其教唆ナルト從犯未遂ナルトヲ問ハ

ス情狀ニ因リ酌量減刑スルコトヲ得

第三條 前二條ノ處分ハ軍法會議又ハ臺灣總督府民政局之ヲ爲ス

第四條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

此の法令の實施理由に關しては次の如く述べられてあつた。曰く

茲ニ國アレハ茲ニ法律アリトノ格言ハ萬古不易ノ原則ニシテ法律ハ一日半頃モ國家ヲ離ルヘカラサルノ要素權利伸張維持ノ法犯罪責罰懲ノ律ハ如何ナル種類如何ナル程度ノ社會ニ於テモ之カ缺欠ヲ許サ、ルナリ法律ニシテ若シ欠缺セハ國家ハ秩序ヲ保ツニ途ナク人民ハ其ノ堵ニ安スルノ由ナシ

凡ソ一國ノ法律ハ或區域ニ對スル特別ノ規定ナキ以上ハ其ノ國全體ヲ網東スヘキハ言ヲ俟タス故ニ道理上ヨリ言ヘハ目下臺灣ニ於テハ刑罰命令トシテハ帝國刑法其他ノ法規行ハレ各個人ノ權利義務ノ關係ニ付テハ土地ノ習慣又ハ普通ノ條理ニ依リ其ノ私法(不文)ヲ組成シアルコトハ勿論ナルヲ以テ刑罰法ト民法トハ完全セリト斷言セ

サルヲ得ス

然ルニ我カ刑法ハ文明國ニ行フヘキノ法ニシテ半開若ハ未開ノ臺灣島民ニ加フヘキノ法ニアラス且ツ戰勝ノ後新領土ニ治者タルモノ時宜ト場合トニ依テハ犯罪ノ性質ニ從ヒ政略上自ラ刑罰ニ輕重ノ權ナカルヘカラス例ヘハ反亂策動ノ傾向多キヲ以テ官吏ニ對スル犯罪ハ之ヲ内地ニ比シテ重ク刑セサルヘカラス神經魯鈍ニシテ精神上ノ苦痛ヲ感スルコト少ナキカ故ニ肉體刑及財産刑ヲ嚴ニセサレハ刑法ノ效ナカルヘク又民情風俗ニ鑑ミ斯民ノ舉ヲ惡ムヘキ罪トナス所ト甚シキ罪ニアラストナス所ニ從ヒ寬嚴ノ標準ヲ異ニセサルヘカラス之ヲ要スルニ刑法ノ如キハ早晚政府ニ於テ此地特別刑法ヲ起草セラルヘキモノナリトス

二、臺灣住民刑罰令及臺灣住民治罪令の發布

臺灣人民軍事處分例は極めて苛酷嚴重なものであると同時に審判手續も極めて粗略なものであるが新領土平定の當時所謂兵馬倥傯の際に當つてを得なは已亦むいものであつ

たらう。然し規定事項極めて簡明之を以て凡てを律することを得ない不便は免れぬ、即ち九月法令審査委員會の設けらるゝや先づ刑罰法令の審議を爲し成案を得て十月十七日日令を以て次の如き臺灣住民刑罰令及臺灣住民治罪令を制定公布し同二十日より實施することになつた。この前後法院職制が創設されたので審判も之に委ねられつゝあつたことは既述せるところである。

臺灣住民刑罰令 (明治二十八年十一月十七日日令第二一號ノ一)

第一條 此刑罰令ハ臺灣、澎湖、澎湖列島及ヒ附屬諸島 住民ニ適用ス

第二條 此刑罰ノ總則ハ他ノ總則ヲ定メサル諸罰令ニ適用ス

第三條 此刑罰令ニ正條ナキ所爲ト雖モ帝國陸海軍刑法及普通刑法ニ正條アルモノハ之ヲ罰スルコトヲ得 但其刑ハ輕重ヲ斟酌シテ此刑罰令ノ刑ヲ適用ス

第四條 刑ハ左ノ四種トス

一、死刑

二、懲役

三、罰金

四、沒收

第五條 死刑ハ斬首トス

第六條 懲役ハ一日以上十五年以下トシ懲役場ニ留置シ定役ニ服セシム

第七條 罰金ハ拾錢以上千圓以下トス

第八條 左ニ記載シタル物件ハ沒收ス

一、法令ニ於テ禁制シタル物件

二、犯罪ノ用ニ供シタル物件

三、犯罪ニ因テ得タル物件

第九條 罰金ヲ納付スル資力ナキ物ハ五十錢ヲ一日ニ算シテ懲役ニ服セシム

第十條 未タ判決ヲ經サル數罪俱ニ發シタル時ハ宥ノ重キニ從テ處斷ス一罪前ニ發シテ已ニ判決ヲ經テ餘罪後ニ發シタル時亦同シ

第十一條 教唆者從犯未遂犯ハ正犯既遂犯ノ刑ヲ科ス

第十二條 所犯情狀宥諒ス可キ者ハ酌量シテ本刑ヲ減輕スルコトヲ得

第二章 犯罪及刑罰

第十三條 左ニ記載シタル所爲アル者ハ死刑ニ處ス其豫備陰謀ニ止ル者亦同シ

一、内亂ヲ起シタル者

二、政府ニ抗敵スル目的ヲ以テ官吏ヲ殺害シタル者

三、軍隊軍艦々隊用船舶官廳ニ對シ黨ヲ結ヒ抗敵シタル者

四、船舶兵器ノ工場船渠壘橋兵器彈藥其他戰爭ノ用ニ

供スヘキ物件及軍事ニ關スル道路橋梁河溝港埠森林

家屋船舶水道等ヲ毀壞シ又ハ火ヲ放テ之ヲ燒燬シタル者

ル者

五、電信ノ器械柱木ヲ毀壞燒燬シ又ハ條線ヲ切斷シタル者

ル者

六、汽車鐵道又ハ其標識ヲ毀壞燒燬シタル者及ヒ汽車

ノ往來ヲ妨害スル爲メ危險ナル障礙ヲ爲シタル者

七、燈台浮標其他航海ノ安寧ヲ保護スル標識ヲ毀壞燒

燬シタル者及船舶ノ往來ヲ妨害スル爲メ詐僞ノ標識

ヲ點示シタル者

八、偽計又ハ威力ヲ以テ兵器彈藥其他軍用物件ノ運搬及郵便ヲ妨害シタル者

九、兵器彈藥金穀物件ヲ敵ニ支給シタル者及ヒ軍隊軍艦々隊軍用船舶ノ動靜軍用品ノ集積所等ヲ敵ニ密報

シ又ハ敵兵ヲ誘導シタル者

十、間諜ヲ誘導助成シ又ハ隱避セシメ若クハ藏匿シタル者

十一、俘虜ヲ逃走セシメ若クハ之ヲ却奪シタル者又ハ

逃走ノ俘虜ナルコトヲ知リテ之ヲ藏匿シ若クハ隱避

セシメタル者

十二、軍隊軍艦々隊軍用船舶ノ嚮導ヲ爲スニ當リ詐欺

ノ所爲アリタル者

十三、造言飛語ヲ爲シ又ハ喧噪呼號シテ軍隊軍艦々隊

軍用船舶其他官廳ノ靜肅ヲ妨害シ若クハ民心ヲ攪擾

シタル者

毒物ヲ井泉河流ニ投シタル者及汚穢物ヲ投シ若クハ

其他ノ手段ヲ以テ軍用ニ供スル淨水ヲ害シタル者

第十四條 官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害シタル者ハ一月以上

六年以下ノ懲役及ヒ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス因

テ官吏ヲ死傷ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス

官吏ノ職務ニ對シ公然又ハ其目前ニ於テ侮辱シタル者

ハ一月以上二年以下ノ懲役及ヒ五圓以上五百圓以下ノ

罰金ニ處ス

第十五條 匪徒逃走シタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役

ニ處ス

匪徒ヲ却奪シ又ハ逃走セシメタル者ハ六月以上八年以

下ノ懲役及ヒ貳拾圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 犯罪人又ハ逃走ノ匪徒ヲ藏匿シタル者ハ十五

日以上一年以下ノ懲役又ハ五圓以上五百圓以下ノ罰金

ニ處ス

第十七條 官廳ヨリ召喚ヲ受ケ故ナク出頭セサル者ハ一

圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 帝國ニ於テ適用スル内外國ノ金銀貨及ヒ紙幣

ヲ偽造シタル者ハ死刑ニ處ス其變造シタル者及ヒ白銅

貨若クハ銅貨ヲ偽造シタル者ハ二年以上五年以下ノ懲

役及ヒ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 偽造變造ノ情ヲ知テ其貨幣ヲ行使シタル者ハ

二月以上四年以下ノ懲役及ヒ二圓以上五百圓以下ノ罰

金ニ處ス

第二十條 官印ヲ偽造シ又ハ盜用シタル者及ヒ官ノ文書

ヲ偽造シ又ハ變造シタル者ハ六年以上十五年以下ノ懲

役及ヒ五十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 私印ヲ偽造シ又ハ盜用シタル者及ヒ私書ヲ

偽造シ又ハ變造シタル者ハ一年以上六年以下ノ懲役及

ヒ五圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 官吏ノ職務上ノ訊問ニ對シ偽證シタル者又

ハ詐欺ノ陳述ヲ爲シタル者ハ一月以上六年以下ノ懲役

及ヒ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

被告人ヲ陷害スル爲メ偽證シ又ハ詐欺ノ陳述ヲ爲シタル

者ハ被告人刑ニ處セラレタルト否トヲ問ハス其刑ニ

反坐ス反坐ノ刑前項ノ刑ヨリ輕キ時ハ前項ニ依リ處斷

第二十三條 人ヲ誣告シタル者ハ亦前條第二項ニ同シ

第二十四條 阿片烟又ハ吸食器ヲ軍人軍屬其他渡來ノ帝

國臣民ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス其情ヲ知テ房屋ヲ

給與シタル者亦同シ

第二十五條 墳墓ヲ發掘シタル者及ヒ埋葬ス可キ死屍ヲ汚辱シ又ハ毀棄シタル者ニハ二月以上四年以下ノ懲役及ヒ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 官廳ノ命ヲ受ケ公務ヲ行フ者賄賂ヲ收受シタル時ハ一月以上四年以下ノ懲役及ヒ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條 賄賂ヲ行使シタル者ハ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 人ヲ殺シタル者ハ死刑ニ處ス

第二十九條 人ヲ傷シタル者ハ一月以上八年以下ノ懲役ニ處ス因テ死ニ致シタル者ハ九年以上十五年以下ノ懲役ニ處ス

第三十條 過失ニ因テ人ヲ傷シタル者ハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス因テ死ニ致シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 擅ニ人ヲ逮捕シ又ハ監禁シタル者ハ一月以上二年以下ノ懲役及ヒ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

金ニ處ス

第三十八條 贖物ナルコトヲ知テ之ヲ受ケ又ハ寄藏故買シ若クハ牙保ヲ爲シタル者ハ十五日以上三年以下ノ懲役及ヒ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 火ヲ放テ家屋其他ノ建造物若クハ船舶ヲ燒燬シタル者ハ死刑ニ處ス

第四十條 火ヲ放テ廢屋及ヒ柴草肥料等ヲ貯フル屋舎又ハ山林ノ竹木田野ノ穀麥若クハ露積シタル柴草竹木其他ノ物件ヲ燒燬シタル者ハ六年以上十五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十一條 人ノ家屋其他ノ建造物又ハ船舶ヲ毀壞シタル者ハ一月以上五年以下ノ懲役及ヒ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀棄シタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役及ヒ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 人ノ牛馬ヲ殺シタル者及器物ヲ毀棄シタル者ハ十五日以上六月以下ノ懲役及ヒ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 十五歳以下ノ幼者ヲ略取シ又ハ誘拐ノ情ヲ知テ之ヲ收受シタル者ハ六月以上五年以下ノ懲役及ヒ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 婦女ヲ強姦シタル者ハ六年以上十二年以下ノ懲役ニ處ス因テ傷シタル者ハ十二年以上十五年以下ノ懲役ニ處ス其死ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス

第三十四條 人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ二月以上八年以下ノ懲役ニ處ス

第三十五條 人ヲ脅迫シ又ハ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ強取シタル者ハ四年以上十五年以下ノ懲役ニ處ス二人以上兇器ヲ携帯シテ犯シタル時ハ死刑ニ處ス強盜人ヲ殺傷シタル者及ヒ婦女ヲ強姦シタル者亦同シ

第三十六條 遺失物又ハ漂流物ヲ拾得シ若クハ埋藏物ヲ掘得シテ隱匿シ所有主ニ還付セズ又ハ官署ニ申告セサル者ハ十五日以上六月以下ノ懲役又ハ三圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 人ヲ欺罔シ又ハ恐喝シテ財物若クハ證書類ヲ騙取シタル者及ヒ受託物ヲ消費シ又ハ拐帶シタル者ハ一月以上四年以下ノ懲役及ヒ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

本刑罰令發布の趣旨に關し山本法律取調委員長は次の如く述べてゐる

臺灣ハ民度卑低習俗險惡加フルニ暨政ニ慣レ暴戾不逞ノ徒ノ多ク帝國刑法ノ如キ寬宥ナル刑罰ニテハ豫防懲戒ノ目的ヲ達シ難ク殊ニ敗國ノ殘卒尙ホ抗敵ヲ企テ全島臨戰ノ實況ニ在リ重劇ナル威力ヲ用ヒ軍事ニ關スル有害ノ行爲ヲ防壓セサルヘカラサルノ最大必要アル場合ナルヲ以テ頗ル峻嚴ナル主義ヲ取テ罪刑ヲ定メ且其條規ノ如キモ極メテ簡單ニシテ實際ノ運用ニ便ナルヲ要スルカ爲メ刑名ハ死刑懲役罰金沒收ノ四種ニ止メ不論罪ノ例ハ普通ノ理論ニ委シ從犯未遂犯ハ正犯已遂犯ト同シテ論シ又再犯宥恕自首ニ關スル加減例ヲ廢シ酌量減輕ニ制限ヲ附セス其他各種ノ犯罪ニ於テ特別ノ加減條件ヲ設ケスシテ本刑ノ範圍ヲ汎濶ニシ仍ホ實際ニ生スヘキ重ナル犯行ニ非サレハ之ヲ揭ケス而シテ本令ニ漏ルル犯行ニシテ罰スヘキ要アラハ普通刑法並陸海軍刑法ヲ便宜援引スル事ヲ得ヘキモノト爲ス但阿片煙ニ關スル犯行及ヒ賭博罪ヲ本案ニ掲ケサルハ其一ハ新政上重大ナル問題ニシテ容易ニ決スル事ヲ得サルニ因リ二ハ殆ント公行ノ慣習ヲ成シ俄カ

ニ禁遏シ難ク且ツ暫ク不問ニ附スルモ深ク恐ルヘキ弊害ナシト認ムルニ因ル共ニ普通刑法ヲ適用スルノ精神ニ非ストス

明治二十九年二月二十四日ニ至リ阿片輸入禁止ニ關スル發令アリ然ルニ此禁令ニ刑罰ヲ規定セサルヨリ普通刑法ヲ適用スルノ外ナク之ヲ諸他ノ犯罪ニ對スル刑罰ニ比較スレハ其刑罰大ニ輕ク又此禁令ニハ特ニ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ阿片ヲ吸食スル事ヲ得サルノ旨趣ヲ表示スルモ其許可ニ關スル規則ヲ發セラレサル爲メ擅ニ阿片ヲ吸食スル者ヲ罰スル事ヲ得サル等頗ル不完全ノ禁令タルヲ覺ヘリ

本案ニ對シ幕僚參謀官ヨリ二個ノ意見ヲ提出セリ第一財產全部沒收ノ刑ヲ置ク事第二帝國臣民ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ危害ヲ加ヘントシタル者ヲ死刑ニ處スル事はナリ其理由トスル所ハ本島ノ富豪ナル地主ト其小作人トノ間ニハ恰モ君臣ノ如キ關係アリテ土匪ノ反亂ヲ企ツルハ即此情誼ト財源ヲ有スルニ因ルモノナルカ故此等富豪ノ財產ヲ剝奪スルノ手段ヲ設クルニ非サレハ全島ノ平定得テ望ムヘカラス又征服國ノ人民ハ被征服國ノ人民ヨリ種々ノ

國臣民ニシテ本來ノ臣民ト均シク皇澤ニ浴スヘキ者ナレハ之ヲ待ツニ異別ノ律令ヲ以テスル事スラ已ム事ヲ得サルニ出ツ之ニ加フルニ彼此一私人ノ關係上ニ不平等ノ條規ヲ設ケ一方ニ最極ノ保護ヲ與ヘントスルカ如キハ爲スニ忍ビサル事タリ且現ニ渡來ノ帝國臣民中下劣ノ輩ニ至テハ盜倫ヲ犯シ暴行ヲ働ク者少ナカラス更ニ刑罰上ノ效力ニ藉リ之ニ威勢ヲ附加スル事アラン乎此下劣輩カ本島ノ安寧ヲ蹂躪シ施政ノ大害ヲ醸スヤ炳焉タルモノアリトノ理由ヲ以テ第二問題ヲ排斥セリ

又本案第一條臺灣住民ナル語第十三條敵ナル語及ヒ本令ノ致反效ニ關シ疑問アリタルニ依リ其辯解ヲ摘記センニ本令ハ臺灣島澎湖島及ヒ附屬諸島ニ現在在居シ又ハ一時渡來セル清國人民ニ適用スルノ目的ナルヲ以テ此目的ヲ精確ニ明言スル事案ヨリ緊要ナルモ良民中已ニ帝國臣民タルノ感想ヲ懷ク者少ナラサレハ國籍論ニ拘ハリ清國人民ト公言スルハ施政上不得策ナリトノ說ニ從ヒ曖昧ヲ避ケス故サラニ臺灣住民ト稱シタリ軍事ニ關スル罰條ハ重ニ敵トシ視ルヘカラル匪徒ニ適用スルノ目的ナレハ條文中敵ナル語ヲ用フルハ失當ナルニ似タレトモ國際法ノ

危害ヲ加ヘラレルヲ普通ノ例トス本島ノ如キ殊ニ其恐レ少ナカラサルヲ以テ帝國臣民ニ最極ノ保護ヲ與フルニ非サレハ不可ナリト云フニ在リ然ルニ委員ハ財產全部ノ沒收ヲ目的トスル刑罰ハ非理ニシテ峻嚴ト謂ハンヨリ寧ロ殘虐ト謂フヘキ性質ヲ有ス之ヲ法制上ニ掲クルハ帝國ノ不面目タリ未開ノ人民ヲ支配スルニハ自ラ峻嚴ナル刑罰ヲ要スヘシト雖モ之カ爲メ峻嚴ノ度ヲ越ヘ非理虐ナル刑罰ヲ用フル如キハ帝國カ義戰ノ結果トシテ得タル新領土ノ公秩ヲ恢光シ其習俗ヲ醇化セントスル公明正大ナル旨趣ニ戾ル本島ハ瘴惡不逞ノ徒多シト稱スト雖モ其犯行蠢動ヲ防壓スルニ於テ繫獄斬首等嚴正ナル方法アリ若シ尙ホ足ラストセン乎砲擊燒拂ノ如キ堂々タル猛威ヲ用フヘキノミ何ソ壓フヘキ一種ノ刑罰ニ依頼スルノ要アランヤ財產全部沒收ノ刑ヲ揭示スレハ恐嚇ノ一助タルニ似タレトモ已ニ死ヲ畏レサル者ニ對シ其效力アルヘシトモ想ハレサレハ豫防懲戒ヲ目的トスルヨリモ寧ロ醜類ノ財產ヲ將テ國庫ニ利セントスルノ目的ニ出ルカ如キ嫌疑スヘキ外觀アルヲ免カレス等ノ理由ヲ以テ第一問題ヲ拒却シ又臺灣ニ住居スル今日ノ清國人民ハ短期ノ未來ニ於ケル帝

敵ト内國法ノ敵トハ定義必スシモ同シカラス現ニ陸海軍刑法ニ於テ敵ト稱スルハ戰鬪ノ形勢ヲ成シ反抗スルモノヲ謂フ其外敵タルト内敵タルトヲ區別セス而シテ敵ノ罰セラルヘキ者タルト否トハ自ラ別論ニ從フノ旨趣ナルカ故強ク軍律ニ異ナル名稱ヲ求ムルノ要ナク且俘虜間諜等ノ語ニモ差支ヘ却テ不可ナリトノ說ニ決シ敵ナル語ヲ用ヒタリ本案ニ新舊法比照ノ例ヲ掲ケサルハ舊法タル清律ノ原則概ネ過嚴殘酷ナルト其實行ノ情況詳カナラスシテ輕重ヲ比照スルニ由ナキカ爲メナリ然レトモ亦一概ニ既往ノ所爲ニ及フモノトスルトキハ穩當ナラサル場合アルヘキヲ慮リ實際ノ必要ニ應シ例ヘハ既往ノ所爲ト雖モ殺人強盜ノ如キ重大ナル犯罪ハ罰シ嚴打竊盜ノ如キ輕微ナル犯罪ハ罪セス又甚タ舊キ所爲ハ渾テ不問ニ附スル等適宜ノ處分ヲ爲ス事ヲ得セシムルノ精神ニテ致反效ノ事ヲ不文ニ附セリ

以て之が制定趣旨を覗ふに足る。更に治罪令は次の如きものであつた。

臺灣住民治罪令

第一條 臺灣島澎湖列島 住民ノ犯罪ハ別表ニ定メタル管轄
及ヒ附屬諸島 區域ニ從ヒ臺灣總督府法院若クハ其支部ニ於テ之ヲ審
判ス但臺灣總督ノ命令ヲ以テ特ニ法院ノ審判ニ附シタ
ル事件ハ此限リニアラス

第二條 左ニ記載シタル犯罪ハ犯罪人所在地又ハ犯罪地
ノ憲兵諸隊長警察署長分署長之ヲ審判ス

一、帝國刑法ノ違警罪

二、臺灣諸罰令ニ於テ本刑懲役二月以下罰金三十圓以
下ニ該ル犯罪

第三條 陸軍憲兵將校下士守備隊長兵站司令官地方各行
政廳長官警部長警部檢察官トシテ犯罪ヲ捜査シ其證據
ヲ蒐集シテ法院若クハ支部ニ起訴スヘシ

第四條 官吏職務ヲ行フニ因リ犯罪アルコトヲ知リタル
トキハ檢察官ニ告發スヘシ

何人ニ限ラス犯罪アルコトヲ知リタルトキハ檢察官ニ
告發スルコトヲ得

第五條 憲兵上等兵及ヒ巡查ハ審判官又ハ檢察官ノ命令
アルニアラサレハ被告人ヲ逮捕スルコトヲ得ス
但現行犯ノ場合ハ直ニ逮捕スヘシ

何人ニ限ラス現行犯ヲ認メタルトキハ直チニ逮捕スル
コトヲ得其逮捕シタルトキハ速ニ檢察官若クハ憲兵上
等兵巡查ニ交付スヘシ

第六條 被告人逮捕ノ後審判官ノ命令アルニアラサレハ
五日以上留置スルコトヲ得ス

第七條 審判官ハ事實發見ノ爲メ證人ヲ喚問シ鑑定ヲ命
ジ臨檢ヲ爲シ家宅ヲ搜索シ物件ヲ押取スルコトヲ得

第八條 審判官ハ職務執行ノ爲メ官吏ヲ喚問シ憲兵下士
上等兵及ヒ警部巡查ヲ指揮スルコトヲ得

第九條 犯罪ノ證據十分ナラス又ハ被告事件罪トナラサ
ルトキハ判決ヲ以テ無罪ヲ宣告スヘシ

第十條 本件死刑ニ該ル被告事件ハ總督ノ認可ヲ經テ判
決ヲ宣告スヘシ

總督若シ認可セサルトキハ原法衙ニ以テ又ハ法院ニ移
シテ更ニ其事件ヲ審判セシム

第十一條 判決書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
一、被告人ノ住所氏名年齢

二、事實及判決ノ理由
三、判決主文

四、審判ヲ爲シタル年月日

五、審判ヲ爲シタル法院若クハ支部ノ名稱

六、審判官及ヒ書記ノ官氏名

第十二條 判決ニ錯誤アリタルコトヲ發見シタルトキハ
審判官檢察官及監獄長ハ總督ニ再審ノ申請ヲ爲スヘシ
刑ノ宣告ヲ受ケタル者亦之ヲ爲スコトヲ得

總督若シ其申請ヲ理由アリトシタルトキハ法院ニ命ジ
テ再審セシム

第十三條 刑ノ宣告ヲ受ケタル者後改ノ情狀顯著ナル
トキハ總督ハ其ノ刑ノ全部若クハ一部ヲ赦免ス

之が制定趣旨に關しても山本委員長は次の如く述べてゐ
る。

臨戰地境ニ於ケル犯罪ノ證明刑ノ適用ハ最も迅速ニシテ
且最も嚴密ナルヲ要シ殆ント私權ヲ顧慮スルノ餘地ナク
加フルニ言語不通習俗殊異ノ地尋常治罪ノ綱目ニ從フ事
ヲ得スト雖モ捜査起訴審理判決ニ關シ一定ノ準則ナクシ
ハ事端紛錯ニ涉リ却テ遲滯疎漏ニ流ルルノ弊ヲ免カレサ
ルカ故本令ヲ制定スルモノニシテ其目的治罪ノ迅速嚴密
ヲ求ムルニ外ナラサレハ廣ク一地ノ靜肅ヲ掌ル諸官及ヒ

普通司法警察官タルヘキ諸職員ヲ敢テ檢察官ニ充テ之ニ
捜査起訴ノ職權ヲ有セシメ而シテ別ニ原告官若クハ公益
保護官トシテ審判ニ立會ヒ或ハ意見ヲ陳フルカ如キ法則
ヲ設ケス又豫審公判ノ區別ヲ立テス上訴ノ道ヲ開カス本
刑死刑ニ該ル事件ノ外審判官其判決ヲ專行スヘキモノト
爲シ其他治罪上ニ於ケル種々ノ形式的規則ヲ定メス專ラ
普通ノ理論ト實際ノ便宜ニ委シ仍ホ輕微ナル事件ニ至テ
ハ地方警察上ノ職員ニ於テ審判スヘキモノト爲ス

本案第十二條再審ノ規定ハ條文稍漠然ノ觀アルモ其精神
ハ刑ノ宣告アリタル後處刑ノ理由ト爲リタル事實上若ク
ハ法律上ニ錯誤アル事ヲ發見シタルトキ受刑人ノ利益ノ
爲メニスル救濟法ニシテ換言セハ即チ普通治罪法ノ再審
ト非常告トヲ合シタルモノナリトス

一審にして終審且上訴の道を認めないものであつた。本令は専ら臺灣島民に限り適用せらるべきもので在内地人の犯罪に對しては如何にすべきか地方より知照せしものに對し總督府は「臺灣住民刑罰令は臺灣住民に對して適用すべきものにして内地人に適用すべきものにあらざるのみならず總督府法院は内地人を裁判する權なし内地人は明治二十八年六月勅令第九十二號臨時陸軍法會議に於て刑法を適用し處罰すべきもの」と回答したのであるが更に十二月十四日總督府法院長山本忠彰は本令の適用に關し次の如き通牒を各支部長に發して居る。

臺灣住民刑罰令第三條ニ此刑罰令ニ正條ナキ所爲ト雖モ帝國陸海軍刑法及ヒ普通刑法ニ正條アルモノハ之ヲ罰スルコトヲ得トアリ右ハ刑罰令ノ條規可成緊密ニ涉ラサルヲ要シ萬般ノ犯行ヲ網羅スルコトヲ得サリシ爲メ施政上看過スヘカラサル犯行ニシテ刑罰令ニ正條ナキヨリ制裁ニ免カラルカ如キ不都合ナル結果ノ生スヘキヲ慮リタルト一ハ風儀ニ關スル犯行ニ至テハ畫一固定ノ罰條ヲ設ルヨリモ土地ノ習俗ヲ察シ實際ノ必要ニ應シ或ハ罰シ或ハ不問ニ附スル等活用ノ餘地ヲ存スル方然ルヘシトノ理由

ヲ以テ規定シタル條文ニシハ苟モ刑法ノ正條ニ觸ルルモノハ犯罪ノ性質危害ノ輕重ヲ問ハス一概之ヲ罰スヘシトノ旨趣ニ非ス是「得」ナル聽許詞ヲ用ヒタル所以ニシテ本條ノ效果如何ハ乃チ當該官憲ノ自由ナル運用ニ待ツノ外ナキモノトス而シテ爰ニ種々ノ犯行ヲ列舉シ一々其罰スヘキモノト否サルモノトヲ豫定スルコト難シト雖モ例ヘハ賭博ノ如キ清律明ニ罰條ヲ掲ケ本島ノ住民亦其不法ノ所爲タルヲ辨識セサルニ非サルモ官民共ニ法律ヲ蔑視シ賭事盛ニ行ハレ積年ノ因習殆ント默許放任ノ實況ヲ成シ來レルヲ以テ今俄カニ刑罰ノ效力ニ藉リテ之ヲ矯正セント欲スルモ固ヨリ易カラサルノミナラス彼ノ賭場ヲ開張シテ利ヲ圖リ或ハ博徒ヲ招結スル等弊害ノ甚シキ犯行ヲ除ケハ敢テ他ノ事情ヲ顧ミス嚴ニ防壓セサルヘカラサル程ノ公害ヲ含ムモノニ非サルカ故暫ラク寛假シテ警察上ノ訓誡ニ止メ而シテ一般秩序ノ程度ニ伴ヒ漸次矯正ヲ期スル方施政ノ順序上宜キヲ得タリトス是ナリ此他仍ホ土地ノ習俗ヲ察シ實際ノ必要ニ應シ或ハ罰シ或ハ不問ニ附スヘキモノ少ナカラサルヘシ當該官憲宜ク自由ノ運用ニ於テ適當ノ斟酌ヲ加ヘ以テ刑罰令第三條ノ效果ヲ舉

ケンコトヲ企望ス

又明治二十八年十二月六日臺灣法院埔里社支部檜山鐵三郎より刑罰令發布前の犯罪を處罰することを得るかに就て總督府法院長に指揮を仰ぎたるに對し同十二月十三日法院長山本忠彰より「本月五日付ヲ以テ臺灣住民刑罰令ノ適用ニ關スル御問合ノ趣領承刑罰令ハ頒布前ニ係ル犯罪ニモ適用ス但シ犯罪ノ性質危害ノ輕重及犯罪後ノ經時如何ニ依リ或ハ罰シ或ハ不問ニ付スル等當該官ニ於テ實際ノ必要ニ應シ適宜決定スルコトヲ得サルノ限リニ非スト思考ス」る旨回答を發してゐる。因に明治二十八年六月勅令第九十二號を以て發布せられた臨時軍法會議に關する規程は次の如きものであつた。

第一條 戰時若クハ事變ニ際シ特設又ハ分駐セル陸軍軍衙若クハ陸軍團隊ニハ必要ニ應シ臨時陸軍軍法會議ヲ設クルコトヲ得
 事平定ノ後ト雖仍引續キ前項ノ軍衙又ハ團隊ヲ置クトキハ臨時陸軍軍法會議ヲ設クルコトヲ得
 第二條 臨時陸軍軍法會議ノ管轄ハ特設軍衙又ハ分駐團隊ノ管轄若クハ守備地方ヲ以テ管轄トシ其ノ構成權限

及治罪ニ關スル諸般ノ規定ハ本令ニ於テ特ニ定メタルモノヲ除ク外陸軍治罪法合團ノ地ノ軍法會議ノ例ニ依ル
 第三條 臨時陸軍軍法會議ハ管轄地内ニ在ル常人ノ犯罪及他ノ軍法會議ノ管轄ニ屬スル者ノ犯罪ヲ審判スルコトヲ得但高等軍法會議ノ管轄ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス
 第四條 臨時陸軍軍法會議ヲ設ケタル軍衙ノ長官若クハ團隊ノ長ノ其ノ軍法會議ニ關スル職權ハ陸軍治罪法第四條ノ長官ニ同シク其ノ副官及其ノ職務副官ト同シキ者ノ陸軍檢察ニ關スル職權ハ陸軍治罪法第三十一條ノ諸官ニ同シ
 第五條 臨時陸軍軍法會議ノ管轄地内ニ於テ陸軍刑法第五十三條第五十四條第五十六條第五十七條第五十八條第五十九條第六十條第六十一條ニ掲クル所ノ罪ヲ犯ス者ハ軍人ニ非スト雖陸軍刑法ニ依テ處斷ス但其ノ豫備若クハ陰謀ニ止マル者ハ陸軍刑法第六十二條第六十三條ニ照シテ處斷ス
 第六條 本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

三、刑法を臺灣に適用

總て明治二十九年三月盡日を以て本島軍政は撤廢せられ臺灣總督府條例が施行せられて茲に再び民政實施を見るに至つた。之に伴ひ新に法院制度制定せられ本島司法制度は茲に整頓するに至つたが當時住民刑罰令の外に刑事に關する實體法の制定尙整はなかつたので法の適用に就ての見解人に依て異り法院に於ては會議を開き「内臺人ヲ問ハス其犯罪ニ關シテハ舊慣風俗ニ依ルコト」を議決したが此頃職員の異動頻繁にして其の決議徹底せず中には該決議に違ふの義務なしと主張する者も出て來り裁判の統一を見ることが出来ないやうになつたので總督府では之を憂ひ八月十四日法律第六十三號に依り緊急律令第四號を以て「臺灣ニ於ケル犯罪ハ帝國刑法ニ依リ之ヲ處斷ス但其條項中臺灣住民ニ適用シ難キモノハ別ニ定ムル處ニ依ル」と公布した。然し當時議論仍百出或は此の律令の無効を主張するものさへあつた。理由に法律第六十三號の第五條は現行の法律又は將來發布する法律命令にして其の全部又は一部を臺灣に施行するを要せば勅令を以て定むることになつてゐるのであ

る。律令を以て帝國刑法全部を臺灣に施行すると云ふが如きことはこの法律に背反する無効のものにして裁判官は之を遵奉の義務なし法院に於て刑法を適用してゐるのは此の律令に服従するにあらずして我等が議決した法院會議の議決に従ふに過ぎないと云ふにあつたと傳へられてゐる。この年七月十五日より各法院は開廳職務の事に定められたが諸事不整理各法院の開廳も區々に流れ職員の配置も思ふやうにならなかつたので各地法院の事務は成績尙見るべきものがなかつた。

第二節 刑事法典の臺灣施行と

刑事特別手續の發布

一、民刑事法典の施行

若干の議論はあつたが、刑法は律令の規程に依り臺灣に施行せられて一二年を経過した。風波を起した法院部内の騷擾も漸く鎮り明治三十一年七月には律令第八號を以て次の命令が發せられた。

民事商事及刑事ニ關スル律令

第一條 民事商事及刑事ニ關スル事項ハ民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法及其ノ附屬法律ニ依ル但左ニ掲グル事項ハ別ニ定ムル現行ノ例ニ依ル
一、本島人及清國人ノ外ニ關係ナキ民事及商事ニ關スル事項
二、本島人及清國人ノ刑事ニ關スル事項

第三編 犯罪ノ搜查、起訴及ヒ豫審

第一章 搜查
第一節 告訴及ヒ告發
第二節 現行犯罪
第二章 起訴
第二節 豫審
第一節 令狀
第二節 密室監禁
第三節 證據
第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質
第五節 檢證、搜索及ヒ物件差押
第六節 證人訊問
第七節 鑑定
第八節 現行犯ノ豫審
第九節 保釋
第十節 豫審終結

第二條 本令ハ第一條ノ法律ニ規定シタル事項ニ付臺灣ニ關シ特ニ定メタル規定ノ效力ヲ指定ス
第四條 明治二十九年律令第四號ハ之ヲ廢止ス
かくして本島に發布せられた諸法令中刑事訴訟法條文は次の如きものであつた。(明治二十三年十月法律第九十六號)

刑事訴訟法

第一編 總則
第二編 裁判所
第二章 裁判所ノ管轄
第二章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避回避
第二章 刑事法規の變遷

第四編 公判

第一章 通則
第二章 區裁判所公判
第三章 地方裁判所公判

第二章 刑事法規の變遷

第五編 上訴

第一章 通則

第二章 控訴

第三章 上告

第四章 抗告

第五編 再審

第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

第八編 裁判執行復讐及ヒ特赦

第一章 裁判執行

第二章 復讐

第三章 特赦

附規

刑事訴訟法

第一編 總則

第一條 公訴ハ犯罪ヲ證明シ刑ヲ適用スルコトヲ目的トスルモノニシテ法律ニ定メタル區別ニ從ヒ檢事之ヲ行フ

第二條 私訴ハ犯罪ニ因リ生シタル損害ノ賠償物ノ返還ヲ目的トスルモノニシテ民法ニ從ヒ被害者ニ屬ス

第三條 公訴ハ被害者ノ告訴ヲ待テ起ルモノニ非ス又告訴私訴ノ拋棄ニ因テ消滅スルモノニ非ス但法律ニ於テ特ニ定メタル

第二 經罪ハ三年

第三 重罪ハ十年

第九條 私訴ノ時效ハ被害者無能力ナルトキ又ハ公訴ニ附帶セシテ其訴ヲ爲シタルトキト雖モ公訴ノ時效ト其期間ヲ同クス

公訴ニ付キ既ニ刑ノ言渡アリタルトキハ民法ニ定メタル時效ノ例ニ從フ

第十條 公訴私訴ノ時效ハ犯罪ノ日ヨリ其期間ヲ起算ス但繼續犯罪ニ付テハ其最終ノ日ヨリ起算ス

第十一條 時效ハ起訴豫審又ハ公判ノ手續アリタルニ因リ其期間ノ經過ヲ中斷ス其未タ發覺セサル正犯、從犯及ヒ民事擔當人ニ付テモ亦同シ

時效ノ經過ヲ中斷シタルトキハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續ヲ止メタル日ヨリ更ニ其期間ヲ起算ス

第十二條 起訴、豫審又ハ公判ノ手續其規定ニ背キタルニ因リ時效ニ屬スルトキハ時效ノ經過ヲ中斷スル效ナカル可シ但裁判所ノ管轄運ナルニ因リ其手續ノ無効ニ屬スルトキハ此限ニ在ラス

第十三條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタル場合ニ於テ其訴訟ノ原由告訴人、告發人又ハ民事原告人ノ惡意若クハ重過

第二章 刑事法規の變遷

場合ハ此限ニ在ラス

第四條 私訴ハ其金額ノ多寡ニ拘ラス公訴ニ付キ第二審ノ判決アルマテ何時ニテモ其公訴ニ附帶シテ之ヲ爲スコトヲ得

第三者ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ公訴附帶ノ私訴ニ參加スルコトヲ得

第五條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ民法ニ從ヒ被害者ヨリ賠償返還ヲ要ムル妨礙ト爲ルコトナカル可シ

第六條 公訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

第一 被告人ノ死去

第二 告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付テハ告訴ノ拋棄

第三 確定判決

第四 犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止

第五 大赦

第六 時效

第七條 私訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

第一 拋棄又ハ和解

第二 確定判決

第三 時效

第八條 公訴ノ時效ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ成就ス

第一 違警罪ハ六月

失ニ出テタルトキハ是等ノ者ニ對シ損害ノ價ヲ要ムルコトヲ得

被告人刑ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ告訴人、告發人又ハ民事原告人ヨリ惡意若クハ重過失ニ因リ其犯罪ニ付キ過失ノ申立ヲ爲シタルトキ亦同シ

民事原告人上訴ヲ爲シ敗訴シタルトキハ被告人其上訴ニ因リ生シタル損害ノ價ヲ要ムルコトヲ得

要價ノ訴ハ本案ノ判決アルマテ何時ニテモ其裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第十四條 被告人無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ判事、檢事、裁判所書記、執達吏、司法警察官又ハ巡查、憲兵卒ニ對シ要價ノ訴ヲ爲スコトヲ得但是等ノ官吏被告人ニ對シ故意ヲ以テ損害ヲ加ヘ又ハ刑法ニ定メタル罪ヲ犯シタル場合ハ此限ニ在ラス

第十五條 此法律ニ於テ期間ヲ計算スルニ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ起算シ日ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス若シ最終ノ日休暇ニ當ルトキハ期間ニ算入ス可カラス但時效ノ期間ハ此限ニ在ラス

一日ト稱スルハ二十四時ヲ以テシ一月ト稱スルハ三十日ヲ以テシ一年ト稱スルハ曆ニ從フ

第十六條 此法律ニ定メタル期間ニハ海陸路八里毎ニ一日ノ猶
豫ヲ加フ八里ニ滿サルモノト雖モ三里以上ナルトキ亦同シ
島嶼又ハ外國ニ付テハ裁判所ニ於テ特ニ附加期間ヲ定ムルコ
トヲ得

第十七條 此法律ニ於テ訴訟ヲ爲スニ付キ定メタル期間ヲ經過
シタルトキハ特別ノ場合ヲ除ク外其訴訟ヲ爲ス權ヲ失フ可シ
第十八條 訴訟關係人ハ裁判所所在ノ地ニ住セザルトキハ其地
ニ假住所ヲ定メ裁判所ニ届出ツ可シ否ラザルトキハ書類ノ送
達ナシト雖モ異議ヲ申立ルコトヲ得ス

第十九條 書類ノ送達ハ此法律ニ於テ別ニ規定アラザルトキハ
民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第二十條 官吏、公吏ノ作ル可キ書類ハ其所屬官署、公署ノ印
ヲ用ヒ年月日及ヒ場所ヲ記載シテ署名捺印シ毎葉ニ契印ス可
シ若シ官署、公署ノ印ヲ用ユルコト能ハサル場合ニ於テハ其
事由ヲ記載ス可シ此規定ニ背キタルトキハ其書類ノ効ナカル
可シ

官吏、公吏ニ非サル者ノ作ル可キ書類ニハ本人自ラ署名捺印
ス可シ若シ署名捺印スルコト能ハザルトキハ官吏、公吏ノ面
前ニ於テ作リタル場合ヲ除ク外立會人代署シ其事由ヲ記載ス
可シ

第二十七條 數箇ノ裁判所ノ管轄ナル場合ニ於テハ其中ニテ最
初豫審又ハ公判ニ著手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第二十八條 從犯ハ正犯ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ其管轄ナリト
ス
數箇ノ裁判所ノ管轄ニ屬スル正犯數名アルトキハ其中ニテ最
初豫審又ハ公判ニ著手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス
裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル皇族ノ犯罪ニ付テ
ハ其正犯、從犯ハ身分ノ如何ヲ問ハス大審院ニ於テ之ヲ管轄
ス

第二十九條 外國ニ在テ犯シタル罪本邦ノ法律ニ依リ處斷ス可
キモノニシテ内地ニ於テ被告人ヲ逮捕シタル時ハ逮捕ノ地ノ
裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス又外國ヨリ送致シタルトキハ送
致ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス
關席判決ヲ爲ス可キ場合ニ於テハ被告人最後ノ住所ノ地ノ裁
判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第三十條 海船内ノ犯罪ニ付テハ定業港又ハ犯罪後最初ニ著船
シタル地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第三十一條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲ス場合及ヒ其決
定ヲ爲ス裁判所ハ裁判所構成法第十二條ノ規定ニ從フ

第三十二條 管轄裁判所ノ指定ニ付テノ申請ハ檢事其他訴訟關

第二十一條 官吏其他何人ニ限ラス訴訟ニ關スル書類ノ原本、
正本又ハ謄本ヲ作ルニ付キ文字ヲ改竄ス可カラス若シ挿入、
削除及ヒ欄外ノ記入アルトキハ之ニ認印ス可シ文字ヲ削除ス
ルトキハ之ヲ讀得ヘキ爲メ字面ヲ存シ其數ヲ記載ス可シ此規
定ニ背キタルトキハ其變更増減効ナカル可シ

第二十二條 此法律ハ頒布以前ニ係ル犯罪ニモ亦之ヲ適用ス
頒布以前ニ爲シタル訴訟手續當時ノ法律ニ背カザルトキハ其
効アリトス

第二十三條 此法律ハ陸海軍ニ關スル法律ヲ以テ處分ス可キ者
ニ適用スルコトヲ得ス

第二十四條 此法律ニ於テ親屬ト稱スルハ刑法第百十四條第百
十五條ノ規定ニ從フ

第二編 裁判所

第一章 裁判所ノ管轄

第二十五條 犯罪ノ種類ニ關スル裁判所ノ管轄ハ裁判所構成法
ノ規定ニ從フ

管轄ヲ異ニスル數箇ノ犯罪ニ付キ同時ニ同一ノ被告人ニ對シ
訴アリタルトキハ上級ノ裁判所併セテ之ヲ管轄ス

第二十六條 同等ノ裁判所ニ於テハ犯罪ノ地又ハ被告人所在ノ
地ノ裁判所ヲ以テ豫審及ヒ公判ノ管轄ナリトス

係人ヨリ之ヲ爲スコトヲ得

大審院ニ於テ管轄裁判所ヲ指定ス可キ場合ニ於テハ檢事總長
ハ司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其申請ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲サントスル者ハ
申請ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ其趣意書ヲ差出ス可シ
裁判所ハ書類ニ依リ其申請ヲ決定ス可シ

第三十四條 犯罪ノ性質、被告人ノ身分、員數、地方ノ民心其
他重大ナル事情ニ由リ裁判ニ對シ紛擾又ハ危險ヲ生スル恐
ルトキハ公安ノ爲メ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スコト
ヲ得

第三十五條 公安ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ハ司法大臣ノ命ニ
因リ大審院檢事總長ヨリ其院ニ之ヲ爲スコシ

大審院ニ於テハ訴訟關係人ノ申立ヲ聽クコトナク其申請ヲ決
定スヘシ

第三十六條 被告人ノ身分、地方ノ民心又ハ訴訟ノ模様ニ因リ
裁判ノ公平ヲ維持スルコト能ハサル恐アルトキハ嫌疑ノ爲メ
其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スコトヲ得

第二十七條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ハ管轄裁判所ノ檢
事其他訴訟關係人ヨリ上級裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得
民事原告人嫌疑アル裁判所ニ私訴ヲ爲シ又被告人其裁判所ニ

於テ異議ノ申立ナクシテ本案ニ付キ辯論ヲ爲シタルトキハ前
項ノ申請ヲ爲スコトヲ得ス

第三十八條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ヲ爲スニハ其趣意
書ニ通テ原裁判所ニ差出ス可シ裁判所書記ハ速ニ一通ヲ相手
方ニ送達シ相手方ハ其送達アリタルヨリ三日内ニ答辯書ヲ差
出スコトヲ得

裁判所ニ於テ前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ其訴訟手續ヲ停止
ス可シ

第三十九條 前條ノ申請ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ於テハ
書類ニ依リ其申請ヲ決定ス可シ

第二章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避、回避

第四十條 判事ハ左ノ場合ニ於テ法律ニ依リ其職務ノ執行ヨリ
除斥セラル可シ

第一 判事被害者ナルトキ

第二 判事又ハ其配偶者ト被告人、被害者又ハ是等ノ者ノ配
偶者ト親屬ナルトキ但細族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキ
ト雖モ亦同シ

第三 判事其事件ニ付キ證人、鑑定人ト爲リタルトキ又ハ被
告人若クハ被害者ノ法律上代理人ナルトキ

第四 判事其事件ノ豫審終結ニ干與シ又ハ不服ヲ申立テラレ

タル裁判ノ前審ニ干與シタルトキ

第四十一條 刑事法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルル場合
及ヒ偏頗ナル裁判ヲ爲スコトヲ疑フニ足ル可キ情況アル場合
ニ於テハ檢察其他訴訟關係人ヨリ之ヲ忌避スルコトヲ得

第四十二條 忌避ノ申請及ヒ其裁判ニ付テハ民事訴訟法第三十
四條乃至第三十八條ノ規定ニ從フ

第四十三條 忌避ノ申請アリタルトキハ公判ニ付テハ其辯論ヲ
中止ス可シ豫審ニ付テハ仍ホ其處分ヲ繼續ス可シ但急速ヲ要
セサル事件ニ付テハ豫審手續ヲ中止スルコトヲ得

第四十四條 判事自ラ第四十條ニ定メタル理由アルコトヲ認メ
又ハ回避ス可キモノト思料シタルトキハ忌避申請ノ管轄裁判
所ニ回避ノ申立ヲ爲スコトヲ得

其裁判所ニ於テハ回避ノ申立ヲ裁判ス可シ

第四十五條 本章ノ規程ハ裁判所書記ニモ之ヲ準用ス但其裁判
ハ書記所屬ノ裁判所之ヲ爲スコトヲ得

第三編 犯罪ノ捜査起訴及ヒ豫審

第一章 捜査

第四十六條 檢事ハ後ニ記載シタル告訴、告發、現行犯其他ノ
理由ニ因リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタル
トキハ其證憑及ヒ犯人ヲ捜査ス可シ

第四十七條 警視總監及ヒ地方長官ハ各其管轄地内ニ於テ司法
警察官トシテ犯罪ヲ捜査スルニ付キ地方裁判所檢事ト同一ノ
權ヲ有ス但東京府知事ハ此限ニ在ラス

左ニ記載シタル官吏、公吏ハ檢事ノ補佐トシテ其指揮ヲ受ケ
司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査ス可シ

第一 警視、警部長、警部、警部補

第二 憲兵將校、下士

第三 島 司

第四 郡 長

第五 林務官

第六 市町村長

第四十八條 海船内ノ犯罪ニ付テハ船長ニ於テ司法警察ノ職務
ヲ行フ可シ

第一節 告訴及ヒ告發

第四十九條 何人ニ限ラス犯罪ニ因リ損害ヲ受ケタル者ハ犯罪
ノ地若クハ被害者所在ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ告訴スル
コトヲ得

司法警察官告訴ヲ受ケタルトキハ違警罪ニ付キ即決ヲ爲ス場
合ヲ除外速ニ其書類ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致ス可シ

第五十條 告訴人ハ成ル可ク其證憑及ヒ事實參考ト爲ル可キコ

トヲ申立ツ可シ

第五十一條 告訴ハ告訴人ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲
ス可シ

又告訴ハ口述ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得其告訴ヲ受ケタル官吏
ハ調書ヲ作り告訴人ニ之ヲ讀聞カセ共ニ署名捺印ス可シ若シ
告訴人署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第五十二條 官吏、公吏其職務ヲ行フニ因リ犯罪アルコトヲ認
知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ速ニ其職務ヲ行フ地ノ
檢事ニ告發ス可シ

告發ハ官吏、公吏ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲シ成ル
可ク證憑及ヒ事實參考ト爲ル可キ事物ヲ添フ可シ

第五十三條 何人ニ限ラス犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリ
ト思料シタルトキハ第五十條第五十一條ノ規定ニ從ヒ其所在
ノ地若クハ犯罪ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ告發スルコトヲ
得

告發ヲ受ケタル司法警察官ハ第四十九條ノ規定ニ從ヒ處分ヲ
爲スコトヲ得

第五十四條 告訴告發ハ代人ニ委任シテ之ヲ爲スコトヲ得但第
五十二條ノ場合ハ此限ニ在ラス

無能力者ノ告訴ハ法律上代理人之ヲ爲スモ其效アリトス

第二章 刑事法規の變遷

第五十五條 告訴發せられたる罪又は其申立を變更スルコトヲ得此場合ト雖モ第十五條ノ規定ニ從ヒ被告人ヨリ要償ノ訴ヲ受クルコトアル可シ

第二節 現行犯罪

第五十六條 現行犯罪トハ現ニ行ヒ又ハ現ニ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル罪ヲ謂フ

第五十七條 重罪、輕罪ニ付キ左ノ場合ハ現行犯ニ准ス

第一 犯人トシテ一人又ハ數人ニ追呼セラルトキ

第二 兇器、贓物其他ノ物件ヲ携帶シ又ハ身體被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料ス可キトキ

第三 家宅内ニ於テ犯シタル罪ヲ檢證スル爲メ又ハ其犯人ト思料ス可キ者ヲ逮捕スル爲メ戸主ヨリ官吏ニ其處分ヲ求メタルトキ

第五十八條 司法警察官吏及ヒ巡查、憲兵卒其職務ヲ行フニ當リ重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪ノ現行犯アルコトヲ知りタルトキハ合狀ヲ待タズシテ被告人ヲ逮捕ス可シ

罰金ノ刑ニ該ル可キ輕罪又ハ違警罪ノ現行犯アルコトヲ知りタルトキハ被告人ノ氏名住所ヲ問ヒ輕罪ニ付テハ檢事、違警罪ニ付テハ即決ヲ爲ス可キ官署ニ告發ス可シ其氏名、住所分明ナラス又ハ逃亡ノ恐アル者ハ檢事若クハ官署ニ引致スルコトヲ得

第六十二條 地方裁判所檢事犯罪ノ搜查ヲ終リタルトキハ左ノ手續ヲ爲ス可シ

第一 重罪ト思料シタル事件ニ付テハ豫審判事ニ豫審ヲ求ム

アルニ非サレハ豫審ニ取掛ルコトヲ得ス此規定ニ背キタルトキハ其請求ヨリ以前ニ係ル手續ノ效ナカル可シ

第六十八條 檢事ハ豫審中何時ニテモ豫審判事ニ請求シテ訴訟記録ヲ檢閱スルコトヲ得但二十四時内ニ之ヲ還付ス可シ又必用ナリトスル處分ニ付キ臨時其請求ヲ爲スコトヲ得

第六十九條 豫審判事ハ檢事ノ起訴ニ因リ重罪輕罪ノ事件ヲ受理シタルトキハ被告人ニ對シ先ツ召喚狀ヲ發ス可シ但召喚狀ノ送達ト被告人出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫アル可シ

第七十條 豫審判事ハ召喚狀ヲ受ク可キ被告人其管轄地内ニ住セザルトキハ訊問ス可キ條件ヲ明示シテ被告人所在ノ地ノ豫審判事又ハ區裁判所判事ニ其處分ヲ囑託スルコトヲ得

第七十一條 豫審判事又ハ受託判事ハ召喚狀ヲ受ケタル被告人其日時ニ出頭セザルトキハ拘引狀ヲ發スルコトヲ得

第七十二條 豫審判事又ハ受託判事ハ左ノ場合ニ於テ直チニ拘引狀ヲ發スルコトヲ得

第一 被告人定リタル住所アラザルトキ

第二 被告人ノ住所不明ナルトキ

第三 被告人ノ住所不明ナルトキ

第四 被告人ノ住所不明ナルトキ

第五 被告人ノ住所不明ナルトキ

第六 被告人ノ住所不明ナルトキ

第七 被告人ノ住所不明ナルトキ

第八 被告人ノ住所不明ナルトキ

第九 被告人ノ住所不明ナルトキ

第十 被告人ノ住所不明ナルトキ

第十一 被告人ノ住所不明ナルトキ

第十二 被告人ノ住所不明ナルトキ

第十三 被告人ノ住所不明ナルトキ

第十四 被告人ノ住所不明ナルトキ

第十五 被告人ノ住所不明ナルトキ

第十六 被告人ノ住所不明ナルトキ

第十七 被告人ノ住所不明ナルトキ

第十八 被告人ノ住所不明ナルトキ

第十九 被告人ノ住所不明ナルトキ

第二十 被告人ノ住所不明ナルトキ

第二十一 被告人ノ住所不明ナルトキ

第二十二 被告人ノ住所不明ナルトキ

第二十三 被告人ノ住所不明ナルトキ

第二十四 被告人ノ住所不明ナルトキ

第二十五 被告人ノ住所不明ナルトキ

第二十六 被告人ノ住所不明ナルトキ

第二十七 被告人ノ住所不明ナルトキ

第二十八 被告人ノ住所不明ナルトキ

第二十九 被告人ノ住所不明ナルトキ

第三十 被告人ノ住所不明ナルトキ

第三十一 被告人ノ住所不明ナルトキ

第三章 豫審

第六十七條 現行ノ重罪、輕罪ヲ除ク外豫審判事ハ檢事ノ請求

第二章 刑事法規の變遷

トヲ得

第五十九條 巡查、憲兵卒被告人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之ヲ司法警察官ニ引致ス可シ

其被告人ヲ受取リタル司法警察官ハ逮捕及ヒ告發ニ付テノ調書ヲ作ル可シ

第六十條 何人ニ限ラス重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪ノ現行犯アル場合ニ於テハ直チニ被告人ヲ逮捕スルコトヲ得

第六十一條 前條ノ場合ニ於テ被告人ヲ逮捕シタル者ハ之ヲ司法警察官ニ引致ス可シ若シ引致スルコトヲ得ザルトキハ自己ノ氏名、職業住所及ヒ其逮捕ノ事由ヲ陳述シ假ニ之ヲ巡查、憲兵卒ニ引渡スコトヲ得

被告人ヲ巡查、憲兵卒ニ引渡シタルトキハ速ニ告訴又ハ告發ヲ爲ス可シ

被告人又ハ巡查、憲兵卒ハ逮捕ヲ爲シタル者ニ對シ共ニ官署ニ至ルコトヲ求ムルヲ得但逮捕ヲ爲シタル者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ其求ヲ拒ムコトヲ得ス

第二章 起訴

第六十二條 地方裁判所檢事犯罪ノ搜查ヲ終リタルトキハ左ノ手續ヲ爲ス可シ

第一 重罪ト思料シタル事件ニ付テハ豫審判事ニ豫審ヲ求ム

アルニ非サレハ豫審ニ取掛ルコトヲ得ス此規定ニ背キタルトキハ其請求ヨリ以前ニ係ル手續ノ效ナカル可シ

第六十八條 檢事ハ豫審中何時ニテモ豫審判事ニ請求シテ訴訟記録ヲ檢閱スルコトヲ得但二十四時内ニ之ヲ還付ス可シ又必用ナリトスル處分ニ付キ臨時其請求ヲ爲スコトヲ得

第六十九條 豫審判事ハ檢事ノ起訴ニ因リ重罪輕罪ノ事件ヲ受理シタルトキハ被告人ニ對シ先ツ召喚狀ヲ發ス可シ但召喚狀ノ送達ト被告人出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫アル可シ

第七十條 豫審判事ハ召喚狀ヲ受ク可キ被告人其管轄地内ニ住セザルトキハ訊問ス可キ條件ヲ明示シテ被告人所在ノ地ノ豫審判事又ハ區裁判所判事ニ其處分ヲ囑託スルコトヲ得

第七十一條 豫審判事又ハ受託判事ハ召喚狀ヲ受ケタル被告人其日時ニ出頭セザルトキハ拘引狀ヲ發スルコトヲ得

第七十二條 豫審判事又ハ受託判事ハ左ノ場合ニ於テ直チニ拘引狀ヲ發スルコトヲ得

第一 被告人定リタル住所アラザルトキ

第二 被告人ノ住所不明ナルトキ

第三 被告人ノ住所不明ナルトキ

第四 被告人ノ住所不明ナルトキ

第五 被告人ノ住所不明ナルトキ

第六 被告人ノ住所不明ナルトキ

第七 被告人ノ住所不明ナルトキ

第八 被告人ノ住所不明ナルトキ

第九 被告人ノ住所不明ナルトキ

第十 被告人ノ住所不明ナルトキ

第二章 刑事法規の變遷

第二 被告人罪證ヲ覆滅シ又ハ逃亡スル恐アルトキ

第三 被告人未遂罪又ハ脅迫罪ヲ犯シ仍ホ其目的ヲ遂ケントスル恐アルトキ

第七十三條 拘引狀執行ノ命ヲ受ケタル者ハ其令狀ヲ發シタル判事ニ被告人ヲ引致ス可シ

拘引狀ヲ以テ引致シタル被告人ハ四十八時内ニ之ヲ訊問ス可シ若シ其時間ヲ經過スルトキハ拘留狀ヲ發スルニ非サレハ當然之ヲ釋放ス可シ

第七十四條 豫審判事又ハ受託判事ハ召喚狀又ハ拘引狀ヲ受ケタル被告人疾病其他正當ノ事由アリテ令狀ニ應スル能ハサルコトヲ確明シタルトキハ被告人ノ所在ニ就テ之ヲ訊問スルコトヲ得

第七十五條 拘留狀ハ被告人ヲ訊問シタル後禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノト思料スルニ非サレハ之ヲ發スルコトヲ得但被告人逃亡シタル場合ニ於テハ其訊問ヲ爲サスシテ之ヲ發スルコトヲ得

第七十六條 總テ令狀ニハ被告事件及ヒ被告人ノ氏名、職業、住所ヲ記載ス可シ但召喚狀ヲ除ク外其氏名分明ナラサルトキハ容貌體格等ヲ明示ス可シ

又令狀ニハ之ヲ發スル年月日時ヲ記載シ判事及ヒ裁判所書記

署名捺印ス可シ

召喚狀ハ執達吏ヲシテ被告人ニ送達セシメ拘引狀、拘留狀ハ巡查、憲兵卒ヲシテ之ヲ執行セシム

第七十七條 拘引狀、拘留狀ハ時宜ニ因リ正本數通ヲ作り巡查、憲兵卒數人ニ分付スルコトアル可シ

前項ノ令狀ヲ執行スルニハ被告人ニ正本ヲ示シ其謄本ヲ下付ス可シ此場合ニ於テハ其正本、謄本ニ執行ノ場所日時ヲ記載シ被告人ヲシテ署名捺印セシム若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第七十八條 令狀執行ノ命ヲ受ケタル巡查、憲兵卒ハ被告人其家宅若クハ他人ノ家宅ニ潛匿シタルト思料シタルトキハ其地ノ市町村長又其差支アルトキハ隣佑二名以上ノ立會ヲ求メ之ヲ搜索ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ被告人ヲ發見シタルト否トニ拘ハラス搜索調書ヲ作り立會人ト共ニ署名捺印ス可シ
家宅搜索ハ日出前日没後之ヲ爲スコトヲ得但旅店、割烹店其他夜間ト雖モ衆人ノ出入スル場所ニ付テハ其公開時間内ニ限り何時ニテモ搜索ヲ爲スコトヲ得

第七十九條 豫審判事ハ被告人他ノ管轄地内ニ潛匿シタルコトヲ知り又ハ潛匿シタルト思料シタル場合ニ於テ被告事件急速

本ニ記載ス可シ巡查、憲兵卒ハ令狀執行ニ關スル書類ヲ檢事ニ差出ス可シ

第八十四條 拘留狀ヲ受ク可キ被告人既ニ監獄署ニ在ルトキハ執達吏ヲシテ之ヲ本人ニ送達セシム可シ

第八十五條 密室監禁ノ場合ヲ除ク外被告人ハ監獄則ニ從ヒ官吏ノ立會ニ依リ其親屬故舊又ハ辯護士ニ接見スルコトヲ得
書翰、書籍其他ノ書類ハ豫審判事又ハ檢事ノ檢閲ヲ經タル後ニ非サレハ被告人ト外人ト之ヲ授受スルコトヲ許サス但豫審判事又ハ檢事ハ其書類ヲ留置クコトヲ得

第八十六條 豫審判事ハ被告事件禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノニ非スト思料シタルトキハ豫審中何時ニテモ拘留狀ヲ取消ス可シ

第二節 密室監禁

第八十七條 豫審判事ハ豫審中事實發見ノ爲メ必要ナリト思料シタルトキハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ拘留狀ヲ受ケタル被告人ヲ密室ニ監禁スル言渡ヲ爲スコトヲ得

第八十八條 密室監禁ノ言渡ヲ受ケタル被告人ハ一名毎ニ之ヲ別室ニ置キ豫審判事ノ允許ヲ得ルニ非サレハ他人ト接見シ又ハ書類其他ノ物品ヲ授受スルコトヲ許サス

第八十九條 密室監禁ハ十日ヲ超過ス可カラス但十日毎ニ其言

ヲ要スルトキハ巡查、憲兵卒ニ令狀ヲ帶行セシムルコトヲ得

巡查、憲兵卒ハ被告人所在ノ地ノ豫審判事、檢事又ハ司法警察官ニ令狀ヲ示シテ即時執行ヲ求ム可シ

第八十條 豫審判事ハ被告人所在ノ地ヲ覺知スルコト能ハサルトキハ各檢事長ニ被告人ノ人相書ヲ送致シ搜查及ヒ逮捕ヲ爲ス可キコトヲ請求スルヲ得

請求ヲ受ケタル檢事長ハ其管轄地内ノ檢事ヲシテ搜索及ヒ逮捕ノ處分ヲ爲サシム可シ此場合ニ於テ檢事ノ發シタル逮捕狀ハ拘留狀ト同一ノ效ヲ有ス

第八十一條 豫審、後備ノ軍籍ニ在ラサル下士以下ノ軍人、軍屬ニ對シ令狀ヲ發シタルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ニ令狀ヲ示ス可シ其長官又ハ隊長ハ已ムコトヲ得サル差支アルニ非サレハ本人ヲシテ速ニ令狀ニ應セシム可シ

第八十二條 拘留狀ヲ受ケタル被告人ハ速ニ其令狀ニ記載シタル監獄署ニ引致ス可シ若シ其監獄署ニ引致スルコト能ハサルトキハ假ニ最近ノ監獄署ニ引致スルコトヲ得

何レノ場合ニ於テモ監獄署長ハ令狀ヲ檢閲シテ被告人ヲ受取リ其證書ヲ渡ス可シ

第八十三條 令狀執行ノ命ヲ受ケタル巡查、憲兵卒ハ之ヲ執行シタルコト又執行スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ令狀ノ正

第二章 刑事法規の變遷

渡ヲ更改スルコトヲ得

言渡ヲ更改スルトキハ其事由ヲ裁判所長ニ報告ス可シ
豫審判事ハ十日間ニ少クトモ二度被告人ヲ訊問ス可シ

第三節 證據

第九十條 被告人ノ自白、官吏ノ檢證調書、證據物件、證人及
ヒ鑑定人ノ供述其他諸般ノ證據ハ判事ノ判斷ニ任ス

第九十一條 豫審判事ハ檢事若クハ被告人ノ請求ニ因リ又ハ職
權ヲ以テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル證據徴取ヲ集取ス可
シ

第九十二條 豫審判事臨檢、搜索、物件差押又ハ被告人、證人
ノ訊問ヲ爲スニハ裁判所書記ノ立會ヲ必要トス書記ハ調書ヲ
作り豫審判事ト共ニ署名捺印ス可シ

裁判所外ニ於テ急遽ノ際書記ノ立會ヲ得ルコト能ハサルトキ
ハ立會人二名アルヲ要ス但監獄署ニ就テ被告人ヲ訊問スルト
キハ其監獄署ノ官吏一名ヲシテ立會ハシム可シ

前項ノ場合ニ於テハ豫審判事自ラ調書ヲ作り之ヲ讀聞カセ立
會人ト共ニ署名捺印ス可シ

書記又ハ立會人ナクシテ爲シタル處分ハ其效ナカル可シ

第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質

第九十三條 豫審判事ハ先ツ被告人ヲ訊問ス可シ但檢證ヲ爲シ

又ハ證人ヲ訊問スルニ付キ急遽ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス
第九十四條 豫審判事ハ被告人ヲシテ其罪ヲ自白セシムル爲メ
恐嚇又ハ詐言ヲ用ユ可カラス

第九十五條 裁判所書記ハ訊問及ヒ供述ヲ錄取シ被告人ニ之ヲ
讀聞カス可シ

豫審判事ハ被告人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヤヲ問ヒ署名捺印
セシム可シ若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記
ス可シ

第九十六條 被告人其供述ニ付キ變更増減ス可キコトヲ申立タ
ルトキハ更ニ訊問ヲ爲シ其訊問及ヒ供述ヲ錄取シ之ヲ讀聞カ
セ署名捺印ス可シ

第九十七條 被告人ハ供述書ノ謄本ヲ求ムルコトヲ得

第九十八條 豫審判事ハ被告人ノ共犯ナルコト人違ナキコト其
他事實ヲ發見ス可キ一切ノ模樣ヲ證スル爲メ必要ナリトスル
トキハ被告人ト他ノ被告人、證人又ハ其他ノ者ト對質セシム
ルコトヲ得

第九十九條 書記ハ對質人ノ供述及ヒ對質ニ因リ生スル一切ノ
事件ヲ錄取シ對質人ニ其對質ニ關スル部分ヲ讀聞カス可シ

第九十五條、第九十六條ノ規定ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第一百條 被告人又ハ對質人變ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ應ナル

トキハ書面ヲ以テ答ヘシム若シ變者應者文字ヲ知ラサルトキ

ハ通事ヲ命ス可シ

被告人又ハ對質人國語ニ通セサルトキ亦同シ

第一百一條 通事ハ正實ニ通譯ス可キ宣誓ヲ爲ス可シ

書記ハ通事ニ調書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印シム可シ

第一百三十六條、第三十七條、第四十一條ノ規定ハ本條ニ
モ亦之ヲ適ス

第五節 檢證、搜索及ヒ物件差押

第一百二條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ犯
所又ハ其他ノ場合ニ臨檢證ヲ爲ス可シ

第一百三條 豫審判事ハ犯罪ノ性質方法日時場所及ヒ被告人ノ人
違ナキコトヲ證明ス可キ模樣ニ付キ調書ヲ作ル可シ

又被告人ノ利益ト爲ル可キ模樣ヲモ記載ス可シ

第一百四條 豫審判事ハ被告人ノ住居又ハ事實ヲ證明ス可キ物件
ヲ藏匿スル疑アル者ノ住居ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得
被告人又ハ物件ヲ藏匿スル者住居ニ在ラサルトキハ同居ノ親
屬若シ其在ラサルトキハ市町村長ノ立會アルヲ要ス

第七十八條第三項ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第一百五條 豫審判事ハ被告人又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿
スル疑アル者ノ身體及ヒ之ニ屬スル物件ニ就キ搜索ヲ爲スコ

トヲ得

第一百六條 豫審判事ハ臨檢、搜索ニ因リ發見シタル物件其事實

ヲ證明スルニ足ル可シト思料シタルトキハ之ヲ差押ヘテ認印
ヲ爲シ目錄ヲ作ル可シ但其物件ヲ監護シ又ハ遞送スルハ裁判
所書記之ヲ擔任ス可シ

第一百七條 豫審判事ハ臨檢、搜索、物件差押ニ付キ其日ニ處分
ヲ終ラサルトキハ場所ノ周圍ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クコト

ヲ得第八條 被告人ハ臨檢、搜索、物件差押ノ處分ニ立會
ヒ又ハ代人ヲシテ立會ハシムルコトヲ得若シ被告人拘留ヲ受
ケタルトキハ自ラ立會フコトヲ得但豫審判事本人ノ立會フ
必要ナリトスルトキハ此限ニ在ラス

第一百九條 豫審判事ハ被告人物件差押ノ處分ニ立會ヒタルト否
トヲ問ハス其物件ヲ被告人ニ示シ辯解ヲ爲サシム可シ

其訊問及ヒ供述ハ之ヲ調書ニ記載ス可シ

第一百十條 豫審判事ハ臨檢搜索ノ場所ニ於テ證人ノ供述ヲ聽ク
コトヲ必要ナリトスルトキハ第一百十五條以下ノ規定ニ從ヒ之
ヲ訊問ス可シ

第一百十一條 豫審判事ハ前數條ニ記載シタル處分中何人ニ限ラ
ス允許ヲ得スシテ其場所ニ出入スルコトヲ禁スルヲ得

若シ其禁ヲ犯ス者アルトキハ之ヲ逐斥シ又ハ處分ヲ終ルマテ

第二章 刑事法規の變遷

之ヲ留置スルコトヲ得

第百十二條 豫審判事ハ其管轄地内ト雖モ時宜ニ因リ臨檢、捜索、物件差押ノ事ヲ區裁判所判事ニ囑託スルコトヲ得

第百十三條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ郵便、電信、鐵道諸會社ニ其事由ヲ通知シ被告人又ハ豫審事件ニ關係アル者ヨリ發シ若クハ此等ノ者ニ對シ發シタル書類、電報又ハ物件ヲ受取開披スルコトヲ得但受取證書ヲ渡スコシ第百十四條 證言ヲ拒ムコトヲ得ル者ノ所持スル物件ニシテ其默秘ス可キ義務アル事情ニ關スルモノハ其承諾アルニ非サレハ之ヲ差押ヘ及ヒ開披スルコトヲ得ス

第六節 證人訊問

第百十五條 證人ノ呼出狀ニハ其姓名、住所及ヒ職業ヲ記載ス可シ

又出頭ノ日時、場所及ヒ呼出ニ應セサルトキハ罰金ヲ言渡シ且勾引スルコトアル可キ旨ヲ記載ス可シ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫アル可シ第百十六條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ呼出ニ應スル能ハサルコトヲ疎明シタルトキハ豫審判事其所在ニ就テ之ヲ訊問ス可シ

第百十七條 證人ト爲ル可キ者豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍

八〇

人、軍屬ナルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ハ即時ニ出頭セシム可キコトヲ認可シ又 職務上已ムコトヲ得サル差支アルトキ、其事由ヲ付シテ出頭ノ延期ヲ豫審判事ニ請求ス可シ

第百十八條 豫審判事ハ前二條ニ定メタル差支ノ場合ヲ除ク外證人呼出ニ應セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其不參ニ因リ生シタル費用ノ賠償及ニ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ言渡スコシ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス

豫審判事ハ其證人ニ對シ罰金ノ言渡書ト共ニ再度ノ呼出狀ヲ送達シ又ハ直チニ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

若シ證人再ノ呼出ニ應セサルトキハ費用賠償ノ外二倍ノ罰金ヲ言渡スコシ又勾引狀ヲ發スルコトヲ得

豫備後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ執行ハ軍事裁判所又ハ所屬ノ長官又ハ隊長ニ囑託シテ之ヲ爲スコシ其勾引ニ付テモ亦同シ

可シ

第百二十一條 豫審判事ハ證人トシテ呼出シタル者ニ對シ其氏名年令職業住所及ヒ第百二十三條ニ記載シタル者ナリヤ否ヤヲ問フ可シ

第百二十二條 豫審判事ノ證人ヲシテ良人ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何時ヲモ默秘セス又何事ヲモ附加セサル旨ヲ宣誓セシム可シ裁判所書記ハ證人ニ宣誓書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記スコシ

第百二十三條 左ニ記載シタル者ハ證人ト爲ルコトヲ許サス但宣誓ヲ爲サシメスシテ事實參考ノ爲メ其供述ヲ聽クコトヲ得

- 第一 民事原告人
- 第二 民事原告人及ヒ被告人ノ親屬但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖モ亦同シ
- 第三 民事原告人及ヒ被告人ノ後見人又ハ此等ノ者ノ後見ヲ受クル者
- 第四 民事原告人及ヒ被告人ノ雇人又ハ同居人

第百二十四條 左ニ記載シタル者亦前條ニ同シ

- 第一 十六歳未満ノ幼者
- 第二 知覺精神ノ不十分ナル者
- 第二 雙眼者

第二章 刑事法規の變遷

八一

第四 公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者

第五 重罪事件又ハ重禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪事件ニ付キ公判ニ付セラレタル者

第六 現ニ供述ヲ爲スコキ事件ニ付キ曾テ訴ヲ受ケ其證據十分ナラサルニ因リ免訴ノ言渡ヲ受ケタル者

第百二十五條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

- 第一 官吏、公吏又ハ官吏、公吏タリシ者其職務上默秘アル事情ニ關スルトキ
- 第二 醫師、藥商、穩婆、辯護士、辯護人、公證人、神職、僧侶其身分、職業ノ爲メ委託ヲ受ケタルニ因テ知りタル事實ニシテ默秘ス可キモノニ關スルトキ

第百二十六條 證人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ供述ヲ肯セサルトキハ豫審判事檢事ノ意見ヲ聽キ刑法第百八十條ニ從ヒ罰金ヲ言渡スコシ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス

豫備後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ執行ハ軍事裁判所ニ囑託シ之ヲ爲スコシ

第二百二十七條 證人ハ他ノ證人及ヒ被告人ト各別ニ之ヲ訊問ス可シ但事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ證人ト他ノ證人又ハ被告人ト對質セシムルコトヲ得

第二百二十八條 豫審判事ハ證人ノ供述ヲ確實ナラシムル爲メ必要ナリトスルトキハ犯所又ハ其他ノ場所ニ同行スルコトヲ得若シ證人行スルコトヲ肯セサトキハ第一百八條ノ規定ニ從テ之ヲ適用ス

第二百二十九條 第一百條第一條ノ規定ハ證人ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第三百十條 皇族證人ナルトキハ豫審判事其所在ニ就キ訊問ヲ爲スコシ
各大臣ニ付テハ其官廳ノ所在地ニ於テ之ヲ訊問ス若シ其所在地外ニ滞在スルトキハ其現在地ニ於テ之ヲ爲スコシ
帝國議會ノ議員ニ付テハ開會期間其議會ノ所在地ニ滞在中ハ其所在地ニ於テ之ヲ訊問ス可シ

第三百十一條 豫審判事ハ證人ニ其供述ノ相違ナキ否ヲ知ラシムル爲メ裁判所書記ヲシテ調書ヲ讀聞カセシム可シ
證人ハ其供述ヲ變更増減センコトヲ請求スルヲ得書記ハ其請求アリタルコト及ヒ變更増減ノ條件ヲ調書ニ記載ス可シ
調書ニハ豫審判事書記及ヒ證人共ニ署名捺印ス可シ若シ證人署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

ルトキハ豫審判事檢察ノ意見ヲ聽キ刑法第七十九條ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス

第三百十九條 豫審判事ハ鑑定人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ鑑定人ヲ増加シ又ハ別人ヲシテ鑑定セシムルコトヲ得
第三百十條 鑑定人ハ鑑定書ヲ作り其手續、結果及ヒ鑑定ヲ爲シタル時間ヲ詳記ス可シ
若シ結果ヲ得サルトキハ其推測スル所ヲ記載ス可シ
鑑定人意見ヲ異ニスルトキハ各自鑑定書ヲ作り又ハ各自ノ意見ヲ一箇ノ鑑定書ニ記載ス可シ

第三百十一條 鑑定人ハ旅費、日常及ヒ立替金ノ辨濟ヲ要ムルコトヲ得

第八節 現行犯ノ豫審

第四百十二條 豫審判事ハ檢察ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ檢察ノ請求ヲ待タズ直チニ其旨ヲ通知シ豫審ニ取掛ルコトヲ得
豫審判事ハ犯所ニ臨檢シ令狀ヲ發シ其他此章ノ規定ニ從ヒ豫審ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第四百十三條 前條ノ場合ニ於テハ檢察ノ起訴ナシト雖モ豫審

第三百三十二條 豫審判事ハ證人裁判所在ノ地ニ住セサルトキハ其住居ノ地ノ區裁判所判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得若シ證人管轄地外ニ在ルトキハ其所在ノ地ノ豫審判事又ハ區裁判所判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得

第三百三十三條 第一百八條第一百九條及ヒ第二百六條ニ掲ケタル證人ニ對スル豫審判事ノ權ハ受託判事ニモ屬ス
第三百三十四條 證人ハ出頭ニ付テノ旅費日當ヲ要ムルコトヲ得

第七節 鑑定

第三百三十五條 豫審判事ハ犯罪ノ性質、方法及ヒ結果ヲ分明ナラシムル爲メ鑑定ヲ必要ナリトスルトキハ學術、職業ニ因リ鑑定スルコトヲ得ヘキ者一名又ハ數名ヲシテ鑑定ヲ爲サシム可シ
鑑定ノ爲メ必要ナリトスルトキハ死體ノ解剖ヲ命シ又既ニ埋葬シタル死體ヲ解剖シ若クハ檢視スル爲メ墳墓ノ發掘ヲ命スルコトヲ得

第三百三十六條 鑑定ニ付テハ第一百十五條第一百八條乃至第二百一十一條第二百二十三條乃至第二百五條及ヒ第二百二十八條ノ規定ヲ準用ス但鑑定人ニ對シテハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得ス
第三百三十七條 鑑定人ハ公平且正實ニ鑑定ス可キ宣誓ヲ爲スコシ其宣誓ハ第二百二十二條ノ式ニ從テ
第三百三十八條 鑑定人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ鑑定ヲ肯セサ

判事檢證調書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理シタルモノトス其調書ニハ現行ノ重罪又ハ輕罪ナルコトヲ記載ス可シ
豫審判事ハ速ニ書類ヲ檢察ニ送致ス可シ但檢察ヨリ其豫審手續ヲ繼續ス可キモノニ非サル意見アリト雖モ通常ノ規定ニ從ヒ之ヲ終結ス可シ

第四百十四條 地方裁判所檢察事及ヒ區裁判所檢察事ハ豫審判事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ豫審判事ヲ待ツコトナク其旨ヲ通知シテ犯所ニ臨檢シ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得但罰金及ヒ費用賠償ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス

第四百十五條 前條ノ場合ニ於テ地方裁判所檢察事ハ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ豫審判事ニ送致シ區裁判所檢察事ハ之ヲ地方裁判所檢察事ニ送致ス可シ

第四百十六條 區裁判所檢察事其裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ第四百十四條ニ規定シタル處分ヲ爲スコトヲ得
若シ被告人ニ對シ勾留狀ヲ發シタルトキハ三日内ニ起訴ノ手續ヲ爲スコシ

第四百十七條 第四百十四條、第四百十六條ニ於テ檢事ニ許シタル職務、司法警察官モ亦假ニ之ヲ行フコトヲ得但勾留狀ヲ發スルコトヲ得ス

司法警察官ハ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致シ且被告人ヲ逮捕シタルトキハ共ニ之ヲ送致ス可シ

第四百十八條 地方裁判所檢事ハ區裁判所檢事又ハ司法警察官ヨリ事件ノ送致ヲ受ケタルトキハ一切ノ書類ニ請求書ヲ添ヘ豫審判事ニ送致ス可シ

若シ同時ニ被告人ヲ受取リタルトキハ二十四時内ニ之ヲ訊問シ勾留狀ヲ發シ又ハ發セスシテ前項ノ手續ヲ爲ス可シ

第四百十九條 地方裁判所檢事ハ何レノ場合ニ於テモ輕罪ノ現行犯ニ係リ豫審ヲ求ムルニ及ホスト思料シタルトキハ勾留狀ヲ發シタルト否トニ拘ハララス直チニ其裁判所ニ訴ヲ爲スコトヲ得

被告事件罪ト爲ラス又ハ公訴受理ス可カラサルモノト思料シタルトキハ起訴ノ手續ヲ爲ス可カラス

第九節 保釋

第五百十條 豫審判事ハ豫審中勾留狀ヲ受ケタル被告人ノ請求ニ因リ檢事ノ意見ヲ聽キ何時ニテモ呼出ニ應ジ出頭ス可キ證

書ヲ差出シ且保證ヲ立テシメ保釋ヲ許スコトヲ得
被告人無能力ナルトキハ法律上代理人ヨリ保釋ヲ求ムルコトヲ得

第五百十一條 保證ノ金額ハ豫審判事之ヲ定メ保釋ヲ許ス言渡書ニ記載ス可シ

第五百十二條 保證ヲ爲スニハ被告人又ハ法律上代理人ヨリ金錢若クハ有價證券ヲ差出ス可シ

又裁判所ノ管轄地内ニ住シ且十分ナル資力アル者ヨリ金額ニ充ツ可キ保證書ヲ差出スコトヲ得

第五百十三條 保釋人被告人ヲ呼出ストキハ出頭ヨリ二十四時前ニ其報告ヲ爲ス可シ

第五百十四條 保釋中被告人呼出ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒收ス可シ

第五百十五條 保證金ヲ沒收スルニハ檢事ノ意見ヲ聽キ豫審判事其言渡ヲ爲ス可シ

第五百十六條 豫審判事保證金ヲ沒收シタルトキハ保釋ノ言渡ヲ取消ス可シ

又豫審中保釋ノ言渡ヲ取消スコトヲ必要ナリトスルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其言渡ヲ取消ス可シ

第五百十七條 豫審判事保證金ヲ沒收シタル後免訴ノ言渡、違

警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罰ニ付キ公判ニ付スル言渡ヲ爲シタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ前ニ沒收シタル金額ヲ還付ス可シ

第五百十八條 豫審判事免訴ノ言渡、違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付キ公判ニ付スル言渡ヲ爲シ若クハ保釋ノ言渡ヲ取消シタルトキハ保證金ヲ還付ス可シ

第五百十九條 豫審判事ハ保釋ノ請求アルト否トヲ問ハス檢事ノ意見ヲ聽キ被告人ヲ其親屬又ハ故舊ニ責付スルコトヲ得
責付ヲ爲スニハ親屬又ハ故舊ヨリ何時ニテモ呼出ニ應ジ被告人ヲ出頭セシム可キ證書ヲ差出サシムヘシ

第六十條 責付中被告人ヲ呼出ストキハ出頭ヨリ二十四時前ニ其報知ヲ爲ス可シ

被告人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ責付ノ言渡ヲ取消ス可シ

第十節 豫審終結

第六十一條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非ストシ又ハ他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキハ豫審終結ノ處分ニ付キ檢事ノ意見ヲ求ムル爲メ訴訟記録ヲ送致ス可シ

檢事ハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ三日内ニ之ヲ還付ス可シ
第六十二條 檢事ハ豫審十分ナラスト思料シタルトキハ其條

件ニ付キ更ニ取調ヲ請求スルコトヲ得若シ豫審判事其請求ヲ肯セサルトキハ檢事ハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ二十四時内ニ之ヲ還付ス可シ

第六十三條 豫審判事ハ檢事ノ意見如何ナルヲ問ハス後數條ニ記載シタル決定ヲ以テ豫審ヲ終結ス可シ

第六十四條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非サルコトヲ認メタルトキハ其旨ヲ言渡ス可シ若シ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前ニ發シタル令狀ヲ存シ又ハ新ニ令狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

第六十五條 豫審判事ハ左ノ場合ニ於テ免訴ノ言渡ヲ爲シ且被告人勾留ヲ受ケタルトキハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ

第一 犯罪ノ證憑十分ナラサルトキ

第二 被告事件罪トナラサルトキ

第三 公訴ノ時効ニ罹リタルトキ

第四 確定判決ヲ經タルトキ

第五 大赦アリタルトキ

第六 法律ニ於テ其罪ヲ全免スルヤ

第六十六條 被告事件違警罪ナリト思料シタルトキハ區裁判所ニ移ス言渡ヲ爲シ且被告人勾留ヲ受ケタルトキハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ

第六十七條 被告事件裁判所構成法第十六條第二號ニ記載シタル輕罪ナリト思料シタルトキハ區裁判所ニ移ス言渡ヲ爲シ其他ノ輕罪ナリト思料シタルトキハ其裁判所ノ輕罪公判ニ付スル言渡ヲ爲スコシ

被告人勾留ヲ受ケタル場合ニ於テ罰金ノ刑ニ該ルモノト思料シタルトキハ釋放ノ言渡ヲ爲スコシ

禁錮ノ刑ニ該ル可キモノト思料シタルトキハ保釋ヲ許シ又ハ責付ヲ爲スコトヲ得若シ被告人未タ勾留ヲ受ケサルトキハ令狀ヲ發スルコトヲ得

第六十八條 被告事件重罪ナリト思料シタルトキハ其裁判所ノ重罪公判ニ付スル言渡ヲ爲スコシ若シ保釋ヲ許シ又ハ責付ヲ爲シタルトキハ其言渡ヲ取消シ被告人未タ勾留ヲ受ケサルトキハ令狀ヲ發スコシ

第六十九條 豫審終結ノ決定ニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ付スコシ

管轄違ノ言渡ヲ爲スニハ其理由ヲ明示シ若シ被告人ヲ勾留ス可キトキハ其理由ヲ明示スコシ

免訴ノ言渡ヲ爲スニハ被告事件罪ト爲ラサルコト、公訴受理ス可カラサルコト及ヒ其理由又犯罪ノ證據十分ナラサルトキハ其旨ヲ明示スコシ

新ナル證據アルトキハ檢事ヨリ之ヲ其裁判所ニ差出シ裁判所ニ於テハ其起訴ヲ許スコキヤ否ヤヲ決定スコシ

第四編 公判

第一章 通則

第七十六條 公判ハ判事、檢事、裁判所書記出廷シテ之ヲ爲スモノトス

第七十七條 被告人ハ公廷ニ於テ身體ノ拘束ヲ受クルコトナシ但守卒ヲ置クコトアル可シ

第七十八條 裁判所ニ於テハ何時ニテモ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ被告人ニ對シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スルコトヲ得

第七十九條 被告人ハ辯論ノ爲メ辯護人ヲ用ユルコトヲ得辯護人ハ裁判所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任スコシ但裁判所ノ允許ヲ得タルトキハ辯護士ニ非サル者ト雖モ辯護人ト爲スコトヲ得

第八十條 辯護人ハ裁判所ニ於テ訴訟記録ヲ閱讀シ且之ヲ抄寫スルコトヲ得

第八十一條 被告人ノ法律上代理人ハ其補佐人ト爲リ辯論ニ與カルコトヲ得

第八十二條 被告人出頭シテ辯論スルコトヲ肯セサルトキハ對席トシテ裁判ヲ爲スコシ

區裁判所ニ移ス言渡又ハ公判ニ付スル言渡ヲ爲スニハ犯罪ノ性質、模樣、證據ノ十分ナルコト及ヒ其罪ヲ罰ス可キ法律ノ正條ヲ明示スコシ

第七十條 前條ノ決定ニハ第七十六條ノ規定ニ從ヒ被告人ノ氏名等ヲ明示スコシ

第七十一條 豫審終結ノ決定ノ正本ハ速ニ檢事及ヒ被告人ニ送達スコシ

第七十二條 檢事ハ重罪公判ニ付スル決定又ハ免訴若クハ管轄違ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

被告人ハ重罪公判ニ付スル決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

第七十三條 重罪公判ニ付スル場合ニ於テ被告人ニ送達ス可キ決定ニハ其決定ニ對シ抗告ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ記載スコシ其記載ナキトキハ更ニ通常ノ規定ニ從ヒ決定ノ送達アルマテ抗告期間ノ經過ヲ停止ス

第七十四條 豫審終結ノ決定ハ抗告ノ期間内又抗告アリタルトキハ其決定アルマテ執行ヲ停止ス但保釋責付ノ言渡ヲ取消ス決定ハ其執行ヲ停止セス

第七十五條 豫審ニ於テ被告人免訴ノ言渡ヲ受ケ其決定確定シタルトキハ罪名ノ變更アルモ同一ノ事件ニ付キ再ヒ訴ヲ受クルコトナカル可シ但新ナル證據アルトキハ此限ニ在ラス

新被告人審問ヲ妨ケ又ハ不當ノ行狀ヲ爲シ裁判長ヨリ退廷又ハ勾留ヲ命セラレタルトキ亦同シ若シ辯論二日ニ涉ルトキハ更ニ被告人ヲ出頭セシム可シ

第八十三條 被告人精神錯亂又ハ疾病ニ因リ出頭スルコト能ハサルトキハ控廳ニ至ルマテ辯論ヲ停止ス但罰金以下ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ被告人代人ヲ差出シタルトキハ此限ニ在ラス

辯論ニ取掛リタル後被告人精神錯亂シタルトキハ其控廳ノ後新ニ辯論ヲ爲スコシ其他ノ疾病ニ罹ルトキハ控廳ノ後前ニ停止シタルヨリ以後ノ手續ヲ爲スコシ但五日間辯論ヲ停止シ又ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求アリタルトキハ新ニ辯論ヲ爲スコシ

若シ被告事件及ヒ法律ノ適用ニ付キ既ニ辯論ヲ終リタルトキハ其控廳ノ後更ニ取調ヲ爲スコトナク裁判ヲ爲スコシ

第八十四條 裁判所ニ於テハ訴ヲ受ケサル事件ニ付キ裁判ヲ爲スコカラス但辯論ニ因リ發見シタル附帶ノ犯罪ニ付テハ此限ニ在ラス若シ附帶ノ犯罪ニ付キ豫審ヲ必要ナリトスルトキハ本案ノ訊問ヲ停止スルコトヲ得

第八十五條 左ノ場合ニ於テハ附帶ノ犯罪ナリトス
第一 同一ノ場所ニ於テ同時ニ一人又ハ數人ニテ數罪ヲ犯シ

タルトキ

第二 數人通謀シテ日時又ハ場所ヲ異ニシ數罪ヲ犯シタルトキ

第三 自己又ハ他人ノ犯罪ヲ容易ニスル爲メ又ハ其罪ヲ免カ
ル爲メ他ノ罪ヲ犯シタルトキ

第八十六條 檢事及ヒ被告人ハ第一審第二審ヲ問ハス本案ノ
判決アルマテ何時ニテモ管轄運又ハ公訴受理ス可カラサル申
立ヲ爲スコトヲ得

裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ管轄運又ハ公訴受理ス可カラサル
言渡ヲ爲スコトヲ得

第八十七條 裁判所ニ於テ前條ノ申立ヲ却下シタルトキハ本
案ノ判決ヲ待タス直チニ控訴又ハ上告ヲ爲スコトヲ得此場合
ニ於テハ本案ノ辯論ヲ停止ス

第八十八條 調書ヲ作りタル司法警察官ハ檢事其他訴訟關係
人ノ請求ニ因リ又ハ裁判所ノ職權ヲ以テ證人トシテ之ヲ呼出
スコトヲ得

第八十九條 豫審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル
鑑定人ハ更ニ之ヲ呼出スコトヲ得

豫審ニ於ケル證人ノ供述書又ハ鑑定人ノ鑑定書ハ更ニ其證
人、鑑定人ヲ呼出ササルトキ、證人、鑑定人呼出ヲ受ケ出頭

セサルトキ又ハ豫審及ヒ公判ニ於ケル供述、鑑定ヲ比較ス可
キトハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ裁判長ノ職權ヲ
以テ之ヲ朗讀セシムルコトヲ得

第九十條 第一百五條以下ノ規定ハ公判ノ證人ニ第三百十五
條以下ノ規定ハ公判ノ鑑定人ニモ亦之ヲ準用ス

第九十一條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ出頭スル能ハサ
ルコトヲ疏明シタルトキハ裁判所ハ其部員一名ニ命シ又ハ區
裁所判事ニ囑託シ其所在ニ就テ之ヲ訊問セシムルコトヲ得

第九十二條 檢事、被告人及ヒ民事原告人ノ請求ニ因リ呼出
ス證人ノ氏名目録ハ開廷ヨリ一日前之ヲ各相手方ニ送達ス可
シ

第九十三條 證人ハ互ニ言語ヲ接ス可カラス又供述前辯論ニ
立會フ可カラス既ニ供述ヲ爲シタル後ハ公廷ニ留ル可シ但裁
判長ヨリ退去ノ允許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

第九十四條 證人及ヒ被告人ノ訊問ハ裁判長之ヲ爲スモノト
ス
陪席判事及ヒ檢事ハ裁判長ニ告ケ證人及ヒ被告人ヲ訊問スル
コトヲ得

訴訟關係人ハ辯論ニ必要ナリトスル事項ヲ分明ナラシムル爲
メ證人ヲ訊問ス可キコトヲ裁判長ニ求ムルヲ得

第九十五條 證人又ハ鑑定人ノ供述不實ニシテ故意ニ出テ禁
錮以上ノ刑ニ該ル可キ者ト思料シタルトキハ裁判所ニ於テ檢
事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ取押ハ勾
引狀ヲ發シ豫審判事ニ送致ス可シ

其證人又ハ鑑定人ノ供述ハ裁判所書記之ヲ錄取シ豫審判事ニ
送致ス可シ
本條ノ場合ニ於テハ裁判所ニモ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ
因リ又ハ職權ヲ以テ本案ノ辯論ヲ停止スルコトヲ得

第九十六條 被告人雙者、啞者又ハ國語ニ通セサルトキハ第
百條、第一百條ノ規定ニ從フ

第九十七條 裁判所ニ於テハ證人被告人ノ豫ニ於テ十分ナル
供述ヲ爲スコトヲ得サル可シト思料シタルトキハ其證人ノ供
述中被告人ヲ退廷セシムルコトヲ得但裁判長ハ證人供述ヲ終
リタル後被告人ヲ入廷セシメ其供述シタル事項ヲ告知ス可シ
本條ノ規定ハ共同被告人ニモ亦之ヲ適用ス

第九十八條 裁判長ハ各證憑ノ取調終リタル毎ニ被告人ニ意
見アリヤ否ヤヲ問ヒ且其利益ト爲ル可キ證憑ヲ差出スヲ得ハ
キコトヲ告知ス可シ

又證憑物件ハ被告人ニ示シテ辯解ヲ爲サシム可シ
第九十九條 辯論中公判ノ手續ニ付キ異議ノ申立アリタルト

キハ裁判所ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽キ直チニ之ヲ裁判ス可シ

第二百條 裁判所ニ於テハ公訴ノ判決ト同時ニ私訴ノ判決ヲ爲
ス可シ

私訴ニ付キ取調未タ十分ナラサルトキハ公訴ノ判決アリタル
後其判決ヲ爲スコトヲ得

第二百一號 被告人有罪ト爲リタルトキハ裁判所ノ職權ヲ以テ
公訴ニ關スル訴訟費用ノ全部又ハ一分ヲ負擔ス可キ言渡ヲ爲
ス可シ

免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テ公訴ニ關スル訴訟費
用ハ國庫之ヲ負擔ス

私訴ニ關スル訴訟費用ノ負擔ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

第二百二條 被告人有罪ト爲リタルトキハ問ハス沒收ニ係ラ
サル差押物ハ所有者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ爲
ス可シ

第二百三條 刑ノ言渡ヲ爲スニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ
明示シ且犯罪ノ證憑ヲ明示ス可シ

無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ爲スニ付テモ其理由ヲ明示ス可シ

第二百四條 判決ノ言渡ハ辯論ヲ終リタル後即日又ハ次ノ開廷
日ニ之ヲ爲ス可シ
判決ノ言渡ハ判決主文ノ朗讀ニ因リ之ヲ爲ス其判決ノ理由ハ

第二章 刑事法規の變遷

九〇

判決ノ言渡ト同時ニ之ヲ朗讀シ又ハ口頭ニテ其要領ヲ告ク可シ

第二百五條 判決ノ原本ニハ其裁判ヲ爲シタル裁判所、年月日、其事件ニ干與シタル檢事ノ官氏名ヲ記載シ判事、裁判所書記共ニ署名捺印ス可シ

第二百六條 訴訟關係人ハ其費用ヲ以テ判決ノ正本、謄本又ハ抄本ヲ求ムルコトヲ得但上訴ノ爲ノ其求ヲ爲シタルトキハ書記ヨリ二十四時内ニ之ヲ下付ス可シ

第二百七條 對席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタルトキハ裁判長ヨリ其言渡ヲ受ケタル者ニ前條ノ請求及ヒ其判決ニ對シ上訴ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ告知シ又對席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタルトキハ其判決ニ對シ故障ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ記載ス可シ

若シ其告知又ハ記載ナキトキハ更ニ其通知アルマテ上訴及ヒ故障期間ノ經過ヲ停止ス

第二百八條 裁判所書記ハ公判始末書ヲ作り左ノ事項其他一切ノ訴訟手續ヲ記載ス可シ

第一 公ニ辯論ヲ爲シタルコト又ハ公開ヲ禁シタルコト及ヒ其事由

第二 被告人ノ訊問及ヒ其供述

第三 證人、鑑定人ノ供述及ヒ宣誓ヲ爲シタルコト若シ宣誓ヲ爲ササトキハ其事由

第四 證據物件

第五 辯論中異議ノ申立アリタルコト、其申立ニ付キ檢事其他訴訟關係人ノ意見及ヒ裁判所ノ裁判

第六 辯論ノ順序及ヒ被告人ヲシテ最終ニ供述セシメタルコト

第二百九條 公判始末書ニハ前條ニ記載シタル事項ノ外裁判ヲ爲シタル裁判所、年月日、裁判長、陪席判事、檢事及ヒ裁判所書記ノ官氏名ヲ記載ス可シ

第二百十條 公判始末書ハ判決言渡ヨリ三日内ニ之ヲ整頓シ裁判長及ヒ裁判所書記署名捺印ス可シ

裁判長ハ署名捺印セサル以前ニ公判始末書ヲ檢閲シ若シ意見アルトキハ其紙尾ニ記載ス可シ

第二百十一條 判決及ヒ公判始末書ノ原本ハ訴訟記録ニ添付シ其裁判所ニ保存ス可シ若シ上訴アリタルトキハ之ヲ上訴裁判所ニ送付ス可シ

第二章 區裁判所公判

第二百十二條 區裁判所ハ左ノ場合ニ於テ其管轄ニ屬スル違警罪及ヒ輕罪ノ公訴ヲ受理ス

第一 檢事ノ起訴アリタルトキ

第二 豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判アリタルトキ

第二百十三條 檢事ハ何レノ場合ニ於テモ被告人ニ對シ呼出狀ヲ發ス可キコトヲ裁判所ニ請求ス可シ

裁判所ハ裁判所書記ヲシテ被告人ニ對シ呼出狀ヲ發セシム可シ

第二百十四條 呼出狀ニハ呼出ヲ受ク可キ者ノ氏名、職業、住所、出頭ノ日時、場所及ヒ被告事件ヲ記載シ且被告事件違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ナルトキハ代人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得ヘキ旨ヲ記載ス可シ

若シ被告事件ノ記載ナキ場合ニ於テ被告人未タ其事件ニ付キ取調ヲ受ケサリシトキハ辯護準備ノ爲メ二日ノ猶豫ヲ求ムルコトヲ得

第二百十五條 呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ

第二百十六條 判事ハ豫審ヲ經サル被告事件急速ヲ要スルトキ

第二章 刑事法規の變遷

九一

ハ公判ニ取掛ル前檢證處分ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ檢事其他訴訟關係人ノ立會ヲ要セス

第二百十七條 證人ハ呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ

又呼出ヲ受ケスシテ出頭シタル者ト雖モ異議ノ申立ナキトキハ裁判所ニ於テ證人トシテ其供述ヲ聽クコトヲ得

第二百十八條 判事ハ先ツ被告人ノ氏名、年齢、身分、職業、住所、出生ノ地ヲ問フ可シ

檢事ハ被告事件ヲ陳述ス可シ

第二百十九條 判事ハ被告事件ニ付キ被告人ヲ訊問ス可シ必要ナル調書其他證憑書類ハ書記ヲシテ朗讀セシメ又證人ノ供述ヲ聽キ其他證憑ノ取調ヲ爲ス可シ

若シ被告人ノ自白アリタル場合ニ於テ檢事、民事原告人ノ異議ナキトキハ他ノ證憑ヲ取調フルニ及ハス

第二百二十條 證憑調濟ノ後檢事ハ事實及ヒ法律適用ニ付キ意見ヲ陳述ス可シ

被告人及ヒ其辯護人ハ答辯ヲ爲スコトヲ得

檢事、被告人及ヒ辯護人ハ迭ヒニ辯論ヲ爲スコトヲ得但辯論ノ最終ニハ被告人又ハ辯護人ヲシテ供述セシム可シ

第二百二十一條 公訴ニ付キ辯論終リタル後民事原告人ハ被害

ノ事實ヲ證明シ且私訴ニ付キ其請求スル所ヲ陳述ス可シ
被告人、辯護人及ヒ民事擔當人ハ答辯ヲ爲スコトヲ得

第二百二十二條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ判
決ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲スコシ若シ被告人勾留ヲ受ケタル
トキハ放免ノ言渡ヲ爲スコシ

本條ノ場合ニ於テ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前勾留
狀ヲ存シ又ハ新ニ勾留狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

第二百二十三條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬シ且犯罪ノ證據
十分ナルトキハ判決ヲ以テ法律ニ從ヒ刑ノ言渡ヲ爲スコシ、

第二百二十四條 犯罪ノ證據十分ナラス又ハ被告事件罪ト爲ラ
サルトキハ判決ヲ以テ無罪ノ言渡ヲ爲シ又第六十五條第三
號以下ノ場合ニ於テハ判決ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲スコシ

第二百二十五條 前二條ノ場合ニ於テハ私訴ニ付キ其請求價額
ノ多寡ニ拘ハラズ判決ヲ爲スコシ

第二百二十六條 呼出ヲ受ケタル被告人又ハ罰金以下ノ刑ニ該
ル可キ事件ニ付キ其代人公判ノ期日ニ出頭セサルトキハ檢事
ノ請求スル所ヲ聽キ關席判決ヲ爲スコシ

私訴關係人出頭セサルトキハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ關席判
決ヲ爲スコス

第二百二十七條 禁錮ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ被告人出頭セ

スト雖モ豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達シ
タル證アルニ非サレハ關席判決ヲ爲スコカラス

豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達スルコト能
ハサル場合ニ於テハ裁判所ニテ豫審ノ期間ヲ定メ其期間ニ被
告人出頭セサルトキハ關席判決ヲ爲スコキ告知書ヲ其親屬又
ハ其本籍若クハ最後ノ住所ノ地ノ市町村長ニ送達ス可シ若シ
其本籍若クハ最後ノ住所ノ地分明ナラサルトキハ同上ノ告知
書ヲ少クトモ一月間裁判所ノ掲示板ニ貼付シテ公示ス可シ

第二百二十八條 關席判決ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ
關席者ニ送達ス可シ

關席判決ヲ受ケタル者ハ其判決ニ對シ故障ヲ申立ルコトヲ得
第二百二十九條 故障申立ノ期間ハ三日トス此期間ハ罰金以下
ノ刑ヲ言渡シタル判決及ヒ私訴ノ判決ニ付テハ關席判決ノ送
達ヲ以テ始マリ禁錮ノ刑ヲ言渡シタル判決ニ付テハ被告人自
ラ其送達ヲ受ケ又ハ判決執行ニ因リ刑ノ言渡アリタルコトヲ
知りタル日ヲ以テ始マル

第二百三十條 故障ヲ申立テントスル者ハ關席判決ヲ爲シタル
裁判所ニ其申立書ヲ差出スコシ

第二百三十一條 裁判所ニ於テハ故障ノ申立アリタルコトヲ相
手方ニ通知シ且其事件ヲ公判ニ付スコキ期日ヲ定メ訴訟關係

人ヲ呼出スコシ

第二百三十二條 裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ故障ヲ許スコキヤ
否ヤ又故障ノ期間ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要
件ノ一ヲ缺クトキハ判決ヲ以テ故障ヲ棄却スコシ

第二百三十三條 故障ノ申立ヲ受理シタル場合ニ於テハ更ニ通
常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲スコシ

前項ノ場合ニ於テ故障申立人關席シタルトキハ更ニ故障ヲ申
立ルコトヲ得ス

第二百三十四條 第二百四十七條第二百四十八條ノ規定ハ關席
判決ニ對スル故障ニモ亦之ヲ準用ス

第三章 地方裁判所公判

第二百三十五條 地方裁判所ニ於テハ豫審判事又ハ上級裁判所
ヨリ事件ヲ移ス裁判ニ因リ其管轄ニ屬スル輕罪及ヒ重罪ノ公
訴ヲ受理ス

又輕罪ニ付テハ檢事ノ起訴ニ因リ其公訴ヲ受理ス

第二百三十六條 前章ノ規定ハ此章ニ別段ノ定メナキモノニ限
リ地方裁判所ノ輕罪、重罪ノ公判ニ準用ス

第二百三十七條 重罪事件ニ付テハ開廷前裁判長又ハ受命判事
ハ裁判所書記ノ立會ニ依リ一應被告人ヲ訊問シ且辯護人ヲ選
任シタルヤ否ヤヲ問フ可シ

第二章 刑事法規の變遷

若シ辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ノ職權ヲ以テ其裁判所
所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任スコシ被告人及ヒ辯護士ニ異議
ナキトキハ辯護士一名ヲシテ被告人數名ノ辯護ヲ爲サシムル
コトヲ得

書記ハ本條ノ訊問ニ付キ特ニ調書ヲ作ル可シ

第二百三十八條 裁判所ニ於テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル
トキハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ受命
判事ヲシテ臨檢ノ處分ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百三十九條 裁判所ニ於テハ被告人其罪ヲ自白シタルトキ
ト雖モ仍ホ證據ヲ取調ヘサル可カラス

第二百四十條 裁判所ニ於テハ被告事件區裁判所ノ管轄ニ屬ス
ルモノト認メタルトキト雖モ第一審ノ判決ヲ爲スコシ
私訴ニ付キ其請求ノ價額通常民事上區裁判所ノ管轄ニ屬スル
トキ亦同シ

第二百四十一條 裁判ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪
ナリトスルトキ又ハ檢事ヨリ更ニ其事件ヲ重罪トシテ訴追ス
ルコトヲ申立タルトキハ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲スコシ
但被告人勾留ヲ受ケサルトキハ勾留狀ヲ發スコシ
其被告事件豫審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシ
テ裁判スコキ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ

第二章 刑事法規の變遷

爲シ報告ヲ爲サシム可シ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

第五編 上訴

第一章 通則

第二百四十二條 檢事其他訴訟關係人ハ法律ニ許シタル上訴ヲ爲スコトヲ得
檢事ハ被告人ノ利益ノ爲メニモ亦上訴ヲ爲スコトヲ得

第二百四十三條 辯護人ハ被告人ニ代リ上訴ヲ爲スコトヲ得但被告人ノ明言シタル意見ニ反スルコトヲ得ス

第二百四十四條 被告人ノ法律上代理人ハ獨立シテ上訴ヲ爲スコトヲ得

第二百四十五條 勾留ヲ受ケタル被告人上訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ監獄署長ニ差出シ署長ハ之ヲ其裁判所ニ送致ス可シ

第二百四十六條 檢事ヲ除ク外上訴シタル者ハ其判決アルマテ何時ニテモ之ヲ取下クルコトヲ得

第二百四十七條 訴訟關係人天災其他避ク可カラサル事實ノ爲メ上訴期間ヲ經過シタル場合ニ於テ其旨ヲ疏明シタルトキハ期間ヲ經過シタルニ因リ失ヒタル權利ヲ回復スルコトヲ得但障礙ノ止ミタル日ヨリ通常ノ期間内ニ其疏明方法ヲ申立書ニ記載シ上訴ヲ爲スコシ

第二百四十八條 前條ノ申立アリタルトキハ裁判所書記速ニ其申立書ヲ相手方ニ送達ス可シ相手方ハ三日内ニ答辯書ヲ差出スコトヲ得

上訴ヲ裁判ス可キ裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ先ツ其申立ヲ許ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

第二百四十九條 上訴完結ノ後其訴訟記録ハ上訴審ニ於テ爲シタル裁判ノ謄本ト共ニ第一審裁判所ニ之ヲ返還ス可シ

第二章 控訴

第二百五十條 控訴ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第二百五十一條 控訴ハ判決ノ一分ニ限り之ヲ爲スコトヲ得若シ之ヲ限ラサルトキハ判決ノ全部ニ對シ控訴ヲ爲シタルモノト看做ス可シ

第二百五十二條 控訴ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ五日トス

關席判決ヲ受ケタル者ハ故障ノ期間内故障ヲ爲サシテ直チニ控訴ヲ爲スコトヲ得

第二百五十三條 本案ノ判決ニ對スル控訴ノ期間内及ヒ控訴アリタルトキハ判決ノ執行ヲ停止ス

第二百五十四條 控訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出スコシ

裁判所ハ控訴ノ申立アリタルコトヲ速ニ相手方ニ通知ス可シ

第二百五十五條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル控訴ノ申立ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百五十六條 訴訟記録ハ檢事ヨリ控訴裁判所ノ檢事ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スコシ

公訴ノ判決ニ對シ控訴アリタル場合ニ於テ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ檢事ヨリ之ヲ控訴裁判所ノ監獄ニ移スコシ

第二百五十七條 控訴裁判所ニ於テハ訴訟關係人ニ對シ呼出狀ヲ發シタル後其裁判ニ取掛ル可シ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ

第二百五十八條 控訴ノ裁判ニ付テハ地方裁判所ノ第一審ニ關スル規定ヲ適用ス

第一審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル鑑定人ハ控訴裁判所ニ於テ其再度ノ訊問鑑定ヲ必要ナリトセサルトキハ之ヲ呼出ササルコトヲ得

第二百五十九條 控訴ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

控訴裁判所ノ檢事モ亦附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

第二百六十條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ期間ノ經過後ニ係ルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ

第二百六十一條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ノ理由ナシトスルトキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ

控訴ノ理由アリトスルトキハ原判決ヲ取消シ更ニ判決ヲ爲スコシ

第二百六十二條 控訴裁判所ニ於テハ原裁判所ノ管轄違テルコトヲ認メタルトキハ原判決ヲ取消ス可シ此場合ニ於テ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ勾留狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

原裁判所ニ於テ不當ニ管轄違ヲ言渡シタルトキハ其判決ヲ取消シ事件ヲ其裁判所ニ差戻スコシ

第二百六十三條 前條第一項ノ場合ニ於テ控訴ヲ受ケタル地方裁判所自ラ其事件ニ付キ第一審トシテ裁判權ヲ有スルトキハ更ニ其事件ニ付キ判決ヲ爲スコシ但事件重罪ナルトキハ第二百四十一條ノ規定ニ從ヒ處分スコシ

第二百六十四條 控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキ又ハ其事件ヲ重罪ナリトシテ

第二章 刑事法規の變遷

主たる控訴又ハ附帶控訴アリタルトキハ其公判ヲ止メ更ニ罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

本條ノ場合ニ於テ被告人辯護人ヲ選任セサルトキハ第二百三十七條第二項ノ規定ニ從ヒ裁判長ノ職權ヲ以テ辯護人ヲ選任ス可シ

第二百六十五條 被告人、辯護人又ハ法律上代理人ノミ控訴ヲ爲シタルトキハ原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲スコトヲ許サス

被告人ノ利益ノ爲メ檢事ヨリ控訴ヲ爲シタルトキ亦同シ

第二百六十六條 控訴申立人出頭セサルトキハ關席判決ヲ以テ控訴ヲ棄却シ相手方出頭セサルトキハ申立人ノ意見ヲ聽キ關席判決ヲ爲スコトヲ得

第三章 上告

第二百六十七條 上告ハ地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第二百六十八條 上告ハ法律ニ違背シタル裁判ナルコトヲ理由トスルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第十 援律ノ錯誤アルトキ

第二百七十條 免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テハ被告人ノ利益ノ爲メ設ケタル規定ニ背キタルコト又ハ土地ノ管轄違アリト雖モ上告ノ理由ト爲スコトヲ得

第二百七十一條 上告申立ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ三日トス

第二百七十二條 本案ノ判決ニ對スル上告ノ期間内及ヒ上告ノ申立アリタルトキハ勾留及ヒ放免ノ言渡ヲ除ク外判決ノ執行ヲ停止ス

第二百七十三條 上告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出シ且其申立ヲ爲シタル日ヨリ五日內ニ趣意書ヲ差出スコトヲ得

第二百七十四條 相手方ハ上告申立書及ヒ趣意書ヲ受取リタル日ヨリ五日內ニ答辯書ヲ原裁判所ニ差出スコトヲ得

裁判所ハ其答辯書ヲ受取リタルヨリ二十四時內ニ之ヲ上告申立人ニ送達ス可シ

第二百七十五條 檢事ヨリ差出スコキ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辯書ハ二通ヲ作り一通ヲ上告裁判所ニ差出シ一通ヲ相手方ニ送達ス可シ

第二章 刑事法規の變遷

法則ヲ適用セス又ハ不當ニ適用シタルトキハ法律ニ違背シタルモノトス

第二百六十九條 裁判ハ左ノ場合ニ於テ常ニ法律ニ違背シタルモノトス

第一 規定ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セザリシトキ

第二 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレタル判事裁判ニ

參與シタルトキ但忌避ノ申請又ハ上訴ヲ以テ除斥ノ理由ヲ主張シタルモ其效ナカリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得

第三 判事忌避セラレ其忌避ノ申請ヲ理由アリト認メタルニ拘ハラス裁判ニ參與シタルトキ

第四 裁判所ニ於テ其管轄又ハ管轄違ヲ不當ニ認メタルトキ

第五 法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又ハ受理セサルトキ

第六 法律ニ定メタル場合ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽カサルトキ

第七 裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ爲サス又ハ職權ヲ以テ判決スルコトヲ得ヘキ場合ヲ除ク外請求ヲ受ケサル事件ニ付キ判決ヲ爲シタルトキ

第八 判決ヲ公行セス又ハ公開ヲ禁スル言渡ナクシテ辯論ヲ公ニセサルトキ

第九 裁判ニ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ顛倒アルトキ

私訴ノ判決ニ對シ訴訟關係人ヨリ差出スコキ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辯書ニ付テモ亦同シ

第二百七十六條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル上告ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百七十七條 訴訟記録ハ檢事ヨリ上告裁判所ノ檢事ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スコトヲ得

第二百七十八條 上告ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶上告ヲ爲スコトヲ得

第二百七十九條 上告申立人及ヒ相手方ハ辯護士ヲ差出スコトヲ得

重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者上告ヲ爲シ又ハ檢事ヨリ重罪ノ刑ニ該ル可キモノトシテ上告ヲ爲シタル場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者自ラ辯護士ヲ選任セサルトキハ上告裁判所長ノ職權ヲ以テ其裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ

第二百八十條 裁判長ハ受命判事ヲ定ム可シ

受命判事ハ訴訟記録ヲ檢閲シ其報告書ヲ作ル可シ但自己ノ意見ヲ付ス可カラス

第二百八十一條 上告申立人及ヒ相手方ハ受命判事ノ報告書ヲ

差出スマテハ其趣意ヲ擴張ス可キ辯明書ヲ上告裁判所ニ差出スコトヲ得

受命判事報告書ヲ差出シタル後辯明書ヲ差出シタルトキハ之ヲ其報告書ニ添フ可シ

第二百八十二條 裁判所書記ハ開廷ヨリ三日前ニ開廷ノ期日ヲ上告申立人及ヒ相手方ノ辯護士ニ通知ス可シ

第二百八十三條 開廷ノ日ニハ受命判事先ツ其報告書ヲ朗讀ス可シ

檢事及ヒ辯護士ハ各其趣意ヲ辯明ス可シ
私訴ノ上告ニ付テハ檢事最終ニ其意見ヲ陳述ス可シ

第二百八十四條 上告申立人又相手方ヨリ辯護士ヲ差出ササルトキハ其儘ニテ判決ス可シ

第二百八十五條 上告裁判所ニ於テハ上告ノ理由ナキトキ又ハ法律上ノ方式及ヒ期間内ニ於テ起ササルトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ

第二百八十六條 上告ヲ理由アリトスルトキハ其上告ニ係ル判決ノ部分ヲ破毀シ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲ス可シ但後二條ニ記載シタル場合ハ此限ニ在ラス

第二百八十七條 擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ判決ヲ破毀シタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコ

判所ニ非常上告ヲ爲スコトヲ得

非常上告ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ破毀シ直チニ其事件ニ付キ判決ヲ爲ス可シ

第四章 抗 告

第二百九十三條 抗告ハ法律ニ於テ特ニ許シタル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第二百九十四條 抗告ニ付テハ直近ノ上級裁判所其裁判ヲ爲ス可シ

抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ抗告申立人ヨリ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

第二百九十五條 抗告ノ期間ハ裁判ノ送達アリタル日ヨリ三日トス

第二百九十六條 抗告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ豫審判事ニ差出ス可シ

其裁判所又ハ豫審判事ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ不服ノ點ヲ更正シ又理由ナシトスルトキハ意見ヲ付シテ三日内ニ抗告申立書ヲ抗告裁判所ニ送致シ且豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付テハ訴訟記録ヲモ送致ス可シ

第二百九十七條 抗告裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ書類ニ依リ抗告ノ裁判ヲ爲ス可シ

トナク上告裁判所ニ於テ直チニ判決ヲ爲ス可シ

第二百八十八條 公判ノ手續規定ニ背キタルコトアリト雖モ其後ノ手續ニ利害ヲ及ボササルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク止タ其手續ハ破毀ス可シ

第二百八十九條 判決ノ一分ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ他ノ部分ニ關係アルトキハ其部分ヲモ破毀ス可シ

擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ被告人ノ利益ノ爲メニ判決ヲ破毀シタルトキハ其利益ハ上告ヲ爲ササル共同被告人ニモ及ボス可シ

第二百九十條 上告裁判所ニ於テ破毀シタル事件ヲ他ノ裁判ニ移ス言渡ヲ爲ス可キトキハ原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ指定ス可シ其單ニ私訴ニ係ル事件ハ之ヲ其裁判所ノ民事部ニ移スコシ

第二百九十一條 第二百六十五條ノ規定ハ中告ニモ亦之ヲ準用ス

第二百九十二條 第一審裁判所ト第二審裁判所ト問ハス法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル場合ニ於テ期間内ニ上訴スル者ナクシテ其判決確定シタルトキハ其事件ニ付キ上告ヲ受クル權アル裁判所ノ檢事ハ司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ其裁

第二百九十八條 豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付キ抗告裁判

所ニ於テ必要ナリトスルトキハ受命判事ヲシテ事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

受命判事、豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

第二百九十九條 抗告裁判所ニ於テハ抗告ヲ許ス可キヤ否ヤ又抗告ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要件ノ一ヲ闕クトキハ其抗告ヲ棄却ス可シ

第三百條 抗告裁判所ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ原裁判ヲ取消シ自ら更ニ裁判ヲ爲シ又抗告ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ棄却ス可シ

第六編 再 審

第三百一條 再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪、輕罪ノ刑ノ言渡ニ對シ被告人ノ利益ノ爲メ之ヲ爲スコトヲ得但判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第一 人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタルモ其殺サレタルト認メラレシ者犯罪後生存シ又ハ犯罪前既ニ死去シタル確證アリタルトキ

第二 同一ノ事件ニ付キ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

第三 犯罪アル以前ニ作リタル公正證書ヲ以テ當時其場ニ在

第二章 刑事法規の變遷

ラサルコトヲ證明シタルトキ

第四 被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

第五 公正證書ヲ以テ訴訟記録ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證明シタルトキ

第六 判決ノ證據ト爲リタル民事上ノ判決他ノ確定ト爲リタル判決ヲ以テ廢棄若クハ破毀セラレタルトキ

第三百二條 再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者左ノ如シ

第一 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事

第二 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル控訴裁判所ノ檢事

事

第三 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル上告裁判所ノ檢事但司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訴ヲ爲スコシ

第四 刑ノ言渡ヲ受ケタル者

第五 刑ノ言渡ヲ受ケタル者死去シタルトキハ其親屬

第三百三條 再審ノ訴ハ刑ノ消滅シタルニ拘ハラズ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得

第三百四條 再審ノ訴ヲ爲サントスル者ハ其趣意書ニ原判決ノ謄本及ヒ證書類ヲ添ヘ之ヲ原裁判所ニ差出スコシ
原裁判所ノ檢事ハ其書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ上告裁判所ノ檢

事ニ差出可シ

原裁判所ノ檢事及ヒ控訴裁判所檢事自ラ再審ノ訴ヲ爲サントスルトキハ前項ノ手續ニ從ヒ其書類ヲ差出スコシ

第三百五條 上告裁判所ニ於テハ檢事ノ請求ニ因リ速ニ受命判事一名ヲシテ其取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

第三百六條 上告裁判所ニ於テハ受命判事ノ報告及ヒ檢事ノ意見ヲ聽キ判決ヲ爲スコシ

第三百七條 上告裁判所ニ於テ再審ノ理由アルコトヲ認メタルトキハ原判決ヲ破毀シ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲スコトヲ言渡シ其事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移スコシ

其送付ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ル可シ

第三百八條 死者ノ親屬ヨリ再審ノ訴ヲ爲シタル場合ニ於テ上告裁判所ニテ再審ノ理由アルコトヲ認メタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク原判決ヲ破毀スコシ

第三百九條 再審ノ判決ニ因リ無罪ノ言渡アリタルトキ又ハ前條ノ場合ニ於テ破毀ノ言渡アリタルトキハ其者ノ名譽ヲ復スル爲メ其判決ヲ揭示スコシ

第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

裁判所ノ權限ニ屬スルモノト認メタルトキハ決定ヲ以テ管轄運ノ言渡ヲ爲スコシ

又第六十五條ニ記載シタル場合ニ於テハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲スコシ

第三百十六條 前數條ニ於テ特ニ規定シタルモノヲ除ク外豫審、公判ノ手續ハ第三編第四編ノ規定ヲ準用ス

第八編 裁判執行、復權及ヒ特赦

第一章 裁判執行

第三百十七條 刑ノ執行ハ判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第三百十八條 死刑ノ言渡確定シタルトキハ檢事ヨリ速ニ訴訟記録ヲ司法大臣ニ差出スコシ司法大臣ヨリ死刑ヲ執行スコキ命令アリタルトキハ三日内ニ其執行ヲ爲スコシ

第三百十九條 死刑ヲ除クノ外刑ノ言渡確定シタルトキハ直チニ之ヲ執行スコシ

體刑ノ言渡ヲ受ケ其執行ヲ通レタル者ニ對シ檢事ノ發シタル逮捕狀ハ勾留狀ト同一ノ效ヲ有ス其關席判決ニ係ル場合ニ於テ發シタル者亦同シ

第三百二十條 刑ノ執行ハ其刑ヲ言渡シタル裁判所ノ檢事又ハ上告裁判所ヨリ命ヲ受ケタル裁判所ノ檢事ノ指揮ニ因リ之ヲ

第三百十條 裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル大審院

ノ特別權限ニ屬スル犯罪ニ付テハ檢事總長其搜查ヲ爲スコシ
地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官モ亦其犯罪ニ付キ搜查ヲ爲シ檢事總長ニ報告スコシ

第三百十一條 前條ニ記載シタル犯罪ノ現行犯アル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官ハ第四百四十四條及ヒ第四百四十七條第一項ノ規定ニ從ヒ豫

審處分ヲ爲スコトヲ得但豫審判事ニ通知スルコトヲ要セス

第三百十二條 前條ノ場合ニ於テハ地方裁判所檢事ヨリ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ檢事總長ニ送致スコシ

第三百十三條 檢事總長ハ何レノ場合ニ於テモ其事件大審院ノ特別權限ニ屬シ且起訴スコキモノト認メタルトキハ豫審判事ヲ命スコキコトヲ大審院長ニ請求スコシ

第三百十四條 大審院長ヨリ命ヲ受ケタル豫審判事ハ豫審ヲ爲シタル上ニテ他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキハ

訴訟記録ニ意見ヲ付シ大審院ニ差出スコシ

第三百十五條 大審院ニ於テハ檢事總長ノ意見ヲ聽キ先ツ其事件ヲ公判ニ付スコキヤ否ヤヲ決定スコシ

其事件地方裁判所又ハ區裁判所ノ權限ニ屬スルモノト決定シタルトキハ管轄裁判所ヲ指定シ其事件ヲ送致スコシ若シ特別

第二章 刑事法規の變遷

第二章 刑事法規の變遷

爲ス可シ

罰金、科料、訴訟費用及ヒ沒收物品、追徴金ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ徵收ス可シ

破壊又ハ廢棄ス可キ沒收物品ハ檢事之ヲ處分ス可シ

第三百二十一條 死刑ノ執行ニ付テハ裁判所書記其始末書ヲ作リ刑ノ執行規則ニ從ヒ立會ヲ爲シタル官ト共ニ署名捺印ス可シ

第三百二十二條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡ニ付キ疑義ノ申立又ハ其執行ニ付キ異議ノ申立ヲ爲シタルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ於テ之ヲ決定ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百二十三條 賠償及ヒ訴訟關係人ニ辨濟ス可キ訴訟費用ニ付キ其判決ノ執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

第二章 復權

第二百二十四條 復權ノ願ハ刑法第六十三條ニ定メタル期間經過シタル後刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヨリ司法大臣ニ之ヲ爲ス可シ

復權ノ願書ハ現ニ住スル地ノ地方裁判所檢事ニ之ヲ差出ス可シ

第三百二十五條 復權ノ願書ニハ左ノ書類ヲ添フ可シ

第一 判決ノ正本

第二 主刑ノ滿期、特赦ト爲リ時効ノ成就シタルコトヲ證明スル書類

第三 假出獄及ヒ假ニ監視ヲ免セラレタル證書

第四 賠償及ヒ訴訟費用ヲ辨償シ又ハ其ノ義務ヲ免カレタル證書

第五 過去、現在ノ住所及ヒ生計ヲ記載スル書類

第三百二十六條 檢事ハ願人ノ品行其他必要ノ取調ヲ爲シ前條ノ書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ檢事長ニ差出ス可シ

第三百二十七條 檢事長ハ更ニ必要ノ取調ヲ爲シ復權ノ願ニ關スル書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ司法大臣ニ差出ス可シ

第三百二十八條 司法大臣ハ復權ノ願ニ關スル書類ヲ檢閱シ之ニ意見書ヲ添ヘ速ニ上奏ス可シ

第三百二十九條 勅裁ニ因リ復權ノ願ヲ却下シタルトキハ司法大臣ヨリ其旨ヲ檢事長ニ通知ス檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢事ニ通知ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ刑法第六十三條ニ定メタル期間ノ半ヲ經過スルニ非サレハ更ニ其願ヲ爲スコトヲ得ス

更ニ復權ノ願ヲ爲スニ付テモ前數條ノ規定ニ從フ

第三百三十條 復權ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ其裁可

於テハ第三百三十條ノ規定ニ從フ

附則

第一條 此法律施行前ニ受理シタル豫審ノ故障及ヒ其故障ノ判決ニ對スル上告ハ之ヲ受理シタル地方裁判所又ハ大審院ニ於テ抗告トシテ之ヲ裁判ス可シ

第二條 大審院ニ於テ受理シタル哀訴、裁判管轄ヲ定ムルノ訴及ヒ嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴ハ治罪法ノ手續ニ依リ大審院之ヲ裁判ス可シ

第三條 既ニ發シタル勾留狀、收監狀ハ此法律ニ定メタル勾留狀ノ效ヲ有ス

第四條 此法律ノ規定ニ依リ市町村長ノ爲ス可キ職務ハ市町村長ヲ置カサル地ニ在テハ其職務ヲ行フ吏員ニ屬ス

第五條 此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行シ其日ヨリ治罪法ヲ廢ス

尙民事商事及刑事ノ施行規定に關しては同月律令第九號を以て次の如く發布せられてゐる。

民事商事及刑事ニ關スル律令施行規則

第一條 土地ニ關スル權利ニ付テハ當分ノ内民法第二編物權ノ規定ニ依ラス舊慣ニ依ル

狀ヲ檢事長ニ送致シ檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢事ニ送致ス可ス

檢事ハ裁可狀ノ原本ヲ願人ニ下付ス可シ

又刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ裁可狀ノ原本ヲ送致其裁判所ニ於テハ之ヲ判決ノ原本ニ記入ス可シ

第三章 特赦

第三百三十一條 特赦ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ監獄署長ヨリ犯人ノ情狀ヲ具シ司法大臣ニ申立ルコトヲ得

監獄署長ヨリ特赦ノ申立ヲ爲ストキハ檢事ヲ經由ス可シ但檢事ノ意見書ヲ添フ可シ

特赦ノ申立アリタルトキハ司法大臣ヨリ其書類ニ意見書ヲ添ヘ上奏ス可シ

第三百三十二條 司法大臣ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ特赦ノ申立ヲ爲スコトヲ得死刑ヲ除ク外特赦ノ申立アリト雖モ刑ノ執行ヲ停止セス

第三百三十五條 特赦ノ申立却下アリタルトキハ司法大臣ヨリ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ其旨ヲ通知ス可シ

第三百三十四條 特赦ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ特赦狀ヲ送致ス可シ此場合ニ

第二章 刑事法規の變遷

第二條 民事訴訟法、刑事訴訟法、商法施行條例、人事訴訟手續法、非訟事件手續法及競賣法中區裁判所ノ職務ニ屬セシメタルモノハ地方法院ヲシテ之ヲ行ハシム

建物船舶ノ所有權ノ所得又ハ保存、質權、抵當權ノ所得及建物ノ先取特權ノ所得又ハ保存ニ關スル登記手續ハ登記法ニ依リ地方法院ヲシテ其事務ヲ行ハシム

第三條 刑事訴訟法、人事訴訟手續法、商法施行條例、非訟事件手續法中司法大臣ノ職務ニ屬セシメタルモノハ臺灣總督之ヲ行フ

第四條 刑事訴訟法中郡長及島司ノ職務ニ屬セシメタルモノハ辨務署長ヲシテ之ヲ行ハシム

第五條 民法施行法、商法施行條例、非訟事件手續法中公證人ノ職務ニ屬セシメタルモノハ當分ノ内辨務署長ヲシテ之ヲ行ハシム

第六條 民事訴訟法、刑事訴訟法、人事訴訟手續法及非訟事件手續法中辯護士ノ職務ニ屬セシメタルモノハ當分ノ内訴訟代人ヲシテ之ヲ行ハシム

第七條 商法施行條例、競賣法中執達吏ノ職務ニ屬セシメタルモノハ法院執達者ヲシテ之ヲ行ハシム

中」ニ改ム

第三條中「刑事訴訟法、人事訴訟手續法、商法施行條例、非訟事件手續法中」ヲ「民事商事及刑事ニ關スル律令第一條ニ依リ依據スヘキ法律中」ニ改ム

第四條中「刑事訴訟法中」ヲ「民事商事及刑事ニ關スル律令第一條ニ依リ依據スヘキ法律中」ニ改ム

第五條中「民法施行法、商法施行條例、非訟事件手續法中」ヲ「民事商事及刑事ニ關スル律令第一條ニ依リ依據スヘキ法律中」ニ改ム

第六條中「民事訴訟法、刑事訴訟法、人事訴訟手續法及非訟事件手續法中」ヲ「民事商事及刑事ニ關スル律令第一條ニ依リ依據スヘキ法律中」ニ改ム

第七條中「商法施行條例、競賣法中」ヲ「民事商事及刑事ニ關スル律令第一條ニ依リ依據スヘキ法律中」ニ改ム

と改正せられてゐる。

尙三十一一年七月府令第五十四號を以て民事施行法、人事訴訟手續法、競賣法等が律令第八號第一條に所謂附屬法令なる旨規定せられたが此の府令は翌々三十三年府令第二十二號及第五十七號を以て一部改正せられてゐる。

第八條 民事訴訟法第三十六條ノ場合ニ於テ忌避セラレタル判官地方法院ニ屬スル時ハ覆審法院其申請ヲ裁判ス若シ右ノ判官カ忌避ノ申請ヲ正當ナリト爲ストキハ裁判ヲ爲スコトヲ要セス

第九條 刑事訴訟法第三十五條ノ場合ニ於テハ臺灣總督ノ命ニ依リ覆審法院檢察官ヨリ其院ニ裁判管轄ヲ移スノ申請ヲ爲スヘシ

覆審法院ニ於テハ訴訟關係人ノ申立ヲ聞クコトナク其申請ヲ決定スヘシ

第十條 此規則ニ關スル細則ハ府令ヲ之ヲ定ム

附則

第十一條 明治三十一年律令第八號民事及刑事ニ關スル律令及此規則ハ此規則ノ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令は明治三十三年二月律令第六號を以て第三條を『第三條中司法大臣ノ下ニ農商務大臣及逓信大臣ヲ加フ』と改正せられ同年七月律令第十號を以て

第二條第一項中「民事訴訟法、刑事訴訟法、商法施行條例、人事訴訟手續法、非訟事件手續法及競賣法中」ヲ「民事商事及刑事ニ關スル律令第一條ニ依リ依據スヘキ法律

二、本島人清國人に對する規定

而して民事商事及刑事に關する律令第一條但書本島人清國人のみに適用する規定に就ては翌三十二年四月に至り律令第八號を以て

左ノ事項ハ刑事訴訟法、民事訴訟法及其附屬法ニ據ル但別段ノ規定アルモノハ其ノ規定ニヨル

一、本島人及清國人ノ刑事ニ關スル事項

二、本島人及清國人ノ外ニ關係者ナキ民事及商事ニ關スル事項

との規定公布せられた。蓋し本島人及清國人には現行の例に據るべき規定なるも當時尙訴訟手續がなかつた爲め各法院の取扱區々に分れ自然統一を缺くの不都合を生じたので一日も早く準則を示す必要があり則ち訴訟法中本島人清國人に不適當の條項のみは特に別段の規定が設けることとし其他は凡て民刑訴訟法等を適用することとしたものである。

更に同月律令第九號を以て

本島人及清國人ノ犯罪ニ付テハ地方法院ノ檢察官ハ其事

件ノ輕重難易ニ從ヒ豫審ヲ求メ又ハ直ニ其法院ニ訴フ爲スコトヲ得

と公布せられた。この立法理由として述べたところには「刑事訴訟法第六十二條第一號の規定に依れば檢察事は重罪と思料したる事件に付ては必ず豫審を求めざるべからず此れ其事件の重大なるが故に審理の鄭重を要するに外ならざるべしと雖も本島に於ける匪徒刑罰令犯等極めて其罪跡の顯著にして敢て復證據の蒐集を要せざるものに對し一々豫審を行ふが如きは徒に形式に拘泥するものにして他の裁判事件の滯滞を來す而已ならず司法經濟上に不利を與へ最本島に適切ならざる條項なりとす因て茲に除外例を設け本島人及清國人の犯罪に關しては其事件の輕罪と重罪とを問はず事件の輕重難易に從ひ或は豫審を求め或は直に公判に附することを得せしむるは頗る必要のことなりとす是本按を制定する所以なり」とあつた

三、刑事訴訟手續法の發布

明治三十四年五月律令第四號を以て刑事訴訟手續が次の如く公布せられた

刑事訴訟手續ニ關スル律令

第一條 檢察官又ハ司法警察官ハ刑事訴訟法第四百四十四條及百四十七條ノ處分ヲ爲スニ當リ犯所ニ臨檢スル必要ナシト認メタルトキハ臨檢ヲ爲サシテ其處分ヲ爲スコトヲ得

第二條 檢察官ハ現行犯ニ非ラサル事件ト雖捜査ノ結果急速ノ處分ヲ要スルモノト思料シタル時ハ公訴ヲ提起セサル前ニ限り拘引狀ヲ發スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ禁錮以上ノ刑ニ該當スルモノト思料シタルトキハ拘引狀ヲ發シ又ハ檢證差押若シクハ搜索ヲ爲スコトヲ得但拘留後二十日以内ニ起訴セサルトキハ之ヲ釋放スヘシ

第三條 法院又ハ判官ハ刑事事件ニ付法院所在地外ニ於テ證據集取ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ司法警察官ニ左ノ

事項ヲ爲サシムルコトヲ得

- 一、檢證搜索及物件差押
 - 二、證人及參考人ノ取調
 - 三、鑑定ヲ命スルコト
- 前項ノ場合ニ於テ證人鑑定人ニ付テハ刑事訴訟法第四百四十四條第二項ヲ適用ス
- 第四條 匪徒刑罰令違犯事件ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七條ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得

規定の要旨及改正の理由とする處は「刑事訴訟手續に關する檢察官並司法警察官の權限を擴張し且法院又は判官は司法警察官をして(一)檢證捜査及物件差押(二)證人及參考人の取調(三)鑑定を命ずることを得せしめ仍匪徒刑罰令違犯事件に付ては刑事訴訟法第二百三十七條の規定を適用せざることを得る旨規定したり要するに刑事訴訟法第四百四十四條第四百四十六條第四百四十七條に依れば現行犯に對し檢察官が豫審處分を爲すは必ず犯所に臨檢せざるべからずと雖何等の必要何等の利益なき場合に於ても猶ほ臨檢を必要とするの理由を見出す能はざるのみならず却て其爲め時間と費用とを徒消し處分の敏缺活をくものあるを以て檢察官又は司法警

察官は犯所に臨檢する必要なしと認めたるときは臨檢を爲さずして其處分を爲すことを得又同法に依れば檢察官は現行犯にあらざれば勾留狀を發するを得ざる規定なるも本島に在りては交通の不便人情風俗の差異等よりて被告人の逃走證據の湮滅等を豫防するの極めて困難なる事情あり殊に匪徒罪の如き最も敏活迅速の處分を要するもの甚だ多し、故に本島に於ては非現行犯に對しても檢察官に勾留狀を發するの權能を與ふるは事件の進行並證據豫防上極めて必要なるを認め且現行律令に於て本島人清國人に對しては重罪事件と雖豫審を求めず直に公判に付することを得るの規定なれば檢察官に於ては一層完全の取調を爲し殆ど豫審の決定と同一の效力を保たせしめざるべからざるを以て此點より見るも檢察官は非現行犯に對しても勾留狀を發することを得ると爲すの必要あり又本島に於ては區裁判所に相當するものなきを以て一事件毎に地方法院判官をして出張取調を爲さしめざるべからず爲めに事件の進行上非常の障害を來たし時機を失するの虞あり故に法院又は判官は司法警察官をして檢證捜査物件差押證人及參考人の取調鑑定を命ずることを得る旨規定するの要を認め且刑事訴訟法第二百三

十七條第一項は單に形式上の事に止り實際の必要を認めず又其第二項は從來の經驗に依るに被告人に利益たること甚少く却て辯護人の事故の爲めに滞獄日數を増し事件の進行遅緩ならしむること極めて大にして特に匪徒罪の如き公安上迅速の處分を要するものに在りては該條適用の爲め障害を蒙むること甚多き實況あり元來匪徒罪の如きは豫審にすら付せざるの精神より見るも比較的輕微なる該條適用の如きは寧ろ撞著したるものと謂はざるべからず故に匪徒刑罰令違犯事件に付ては刑事訴訟法第二百三十七條の規定を適用せざることを得る旨規定したり」と云ふにあつた本令は施行四年にして次記明治三十八年刑事訴訟法特別手續の發布と同時に廢止になつたものである

四、刑事訴訟特別手續の發布並に廢止

明治三十八年七月に至つて律令第十號で次の如き刑事訴訟特別手續が發布せられた。本島には内地に異る特殊事情がある爲め從來刑事訴訟法にも二三の特別律令を設けられてゐたが尙實施の經驗に徴すれば刑事訴訟法中變更施行を要するもの多々ありと認め之を一括規定したと云ふのが制

定の理由であるが改正規定の概要を説明すれば次の如きものである。

刑事訴訟特別手續第一條に於て檢察官は非現行犯の場合と雖も捜査の結果急速の處分を要するものと思料したる時は公訴の提起前に限り拘引狀を發することを得る旨を規定し且拘留狀及釋放に付いて規定されたるは現行刑事訴訟法に於ては非現行犯の場合公訴提起前には法院並に檢察官の權限に屬せざるものなるも事件の性質上急速の處分を要し得宜に應じて活動するを得せしむる爲め既に三十四年律令第四號第二條に於て規定せられ爾來實施されつゝありしが本令の制定に當り其儘採用せられたるものなり。

第二條に於て檢察官犯罪の捜査を終りたる時公訴提起の手續に就て定められたるは現行法に依れば重罪はすべて之を豫審に附すべしと規定されたるも犯罪證據の明確にして毫も疑を挿む餘地なき事件の如きは一々之を豫審に付する必要なのみならず之が爲め無用の手續を要し以て事件の滯滞を來す虞れなきにあらず故に本條は事件の重罪と否とを問はず檢察官に於て必要と思料する場合にのみ之を豫審に付すべきものと定められたる所以なり。從來本島人清國

人の犯罪に付ては明治三十二年律令第九號に依り本條と同趣旨の規定を設けられ爾來實施中なりしが本條に依り國籍の區別を廢し一般に對する規定とせられたるなり。

第三條法院は官吏公吏の作りたる書類にして刑事訴訟法第二十條又は第二十一條の形式に瑕疵あるものに付ては當該官吏公吏をして之を補正せしめ有效ならしむることを得と定められたるは現行法に依れば形式にのみ瑕疵ある場合と雖も尙其の書類を無効となすの例なるが其の書類成立に疑ひなきものは僅かの瑕疵ある爲め全然無効となすが如きは徒らに形式に拘泥するの嫌あり甚だ其の當を得たるものにあらざるを以て本條に依り其の瑕疵を補正せしめ之を有效となすの道を開きたるものなり。

第四條法院又は判官が法院外に於て拘引狀若しは拘留狀を發したる時は檢察官の手を経ずして之を執行せしむることを得と規定されたり。是れ令狀の執行は檢察官の指揮に依り之を行ふを原則とすと雖も本條の場合の如き急速を要するに當り檢察官の手を経て之を執行せんとせば之が爲め往々時機を失するの嫌あるを以て特に本條の設けられたる所以にして實際の執務上最も必要とせらるゝ所なり。

第五條檢察官又は司法警察官は刑事訴訟法第四百四條及第四百七條の場合に於て犯所に臨檢するの必要なしと認めたる時は臨檢を爲さずして豫審判官に屬する處分を爲すことを得と定められたるは既に三十四年律令第四號第一條を其儘に採用せられ從來既に實施中に係るものなり。

第六條に於て法院又は判官は法院所在地外に於て證據蒐集を爲すべき場合に司法警察官をして一、檢證搜索及物件差押二、證人参考人の取調三、鑑定を命ずることを得る旨を規定し此の場合に於ては司法警察官は罰金及費用賠償の言渡をなし又は宣誓を爲さしむることを得すと定めたるは從來實施中に係る三十四年律令第四號第三條を其儘に採用されたるなり。

第七條保釋の許否其取消保證金の沒收及既に沒收したる金額の還付に付ては檢察官の意見を聽くことを要せざること、責付の言渡及其の取消に付ても亦同じと規定されたるは從來檢察官の意見を聽くの規定ありしも全く一の形式に過ぎずして法院は檢察官の意見如何に拘らず保釋の許否其他の決定をなし得るを以て今回の改正に依り檢察官の意見を聽くと否とは一に法院の取捨に委するの趣旨に基き規

定せられたるものなり。

第八條に於て法院は公判開廷前と雖も職權を以て證人、鑑定人の呼出を決定することを得と定められたるは刑事公判に於ける證據の取調は被告其の他訴訟關係人の申立を俟つを要せず法院は随意に之を行ふことを得る規定なるを以て公判開廷前と雖も必要と認めたる證人、鑑定人は豫め之が呼出を決定し置くは最も機宜に適したるものなるに依り本條を設けられたる所以なり。

第九條被告人、證人、參考人又は鑑定人より出頭すべき受書を差出さしめ又は口頭にて出頭を命じたる時は召喚狀又は呼出狀を發したると同一の效力を生ず。但し口頭に出頭を命じたる時は調書又は公判始末書に其の旨記載するにあらざれば其の効なしと規定せられたるは刑事訴訟法二百十三條、二百十四條、二百廿六條、二百廿七條及び改正草案の趣旨を參酌して手數を簡約にする爲に規定されたり。

第十條に於て刑事訴訟法第二百三十七條、第二百四十一條及第二百六十四條第三項の規定は法院に繫屬する事件に之を適用せずと定められたるは現行法に於ける重罪公判開廷前の下調は單に被告人の氏名、年齢、住所、職業、前科

の有無及辯護人を選任したるや否やを訊問するのみにて辯護人選任の有無を除く以外の事項は之を公判廷に於て取調ぶるも未だ以て遅しとなさず。而して現行法に據れば重罪に於ては必ず辯護人を付すべき規定なるも事件の性質判明にして辯護の餘地を有せざるに拘らず、尙辯護人を要するときは常に無用の手續たるのみならず裁判官は一片其間に私心を存せず公平に事實法律を精査して事件の裁斷を爲すべきを以て故らに官選辯護人を付するの必要はなかるべしとの意見多數を占めたる結果遂ひに従來實施したる官選辯護人を廢することとなりたるなり。従つて公判に於て辯護人を選定したりや否を取調ぶるの必要なきこととなりたり。

第十一條受命判官又は受託判官は臨檢を爲したる場合に於て必要ありと認るときは法院の決定を俟たず證人を訊問し又は鑑定を命ずることを得と定めたるは、受命判官が實地に臨檢したる場合に於て臨時證人を訊問し又は鑑定人をして鑑定を爲さしめざれば臨檢の目的を達する能はざる如き場合尠ならず、然かも現行法に依れば法院が決定したる外證人を訊問し又は鑑定人をして鑑定せしむることを許さざるを以て其の不便を感ずること甚しかりしが今回の

改正に依り此の不便を矯正せられたるものなり。

第十二條に於て主刑一年以下の禁錮又は二百圓以下の罰金に處すべきものと認めたる事件に於て被告人が其罪を自白したる時は檢察官及民事原告人の異議なき場合に限り他の證據の取調を爲さざることを得と定めたるは現行法に據れば假令被告に於て自白するも尙證據の取調を爲さざるべからずと雖も既に被告の自白に依り事實明瞭となる場合になきにあらざるべし。斯かる場合に在つても尙他の證據を取調べざるべからずとは徒らに無益の手數をなすに過ぎざれば刑事訴訟法第二百十九條、第二百三十九條の精神を參照して本條を規定されたるなり。

第十三條法院は豫審を経ざる事件にしては之を必要とする時は豫審判官に送付するの決定を爲すことを得と規定されたるは今回改正の特別手續に依り重罪事件は必ず豫審を経べしとの現行法の主義を採らざりし結果公判中に於て豫審手續に依るにあらざれば十分に證據の蒐集を爲す能はざるものと思料せらるゝものある時は其事件が重罪なると輕罪なるとを問はず之を豫審に付するを適當の處置とせらるゝに依り今回の改正ありし所以なり。

第十四條被告人判決言渡の期日にのみ關席したる時は對席判決として言渡すべし

「此の言渡しを爲したる時は地方法院は判決書に控訴期間を記載し職權を以て其正本を送達すべし。控訴期間は判決正本の送達ありたる時より始まる。」と規定せり是れ現行法に據れば判決言渡の期日に被告人出頭せざる時は關席判決を爲さざるべからずと雖も該事件は既に對審の上審理を終結したるものなれば被告人が判決言渡の期日にのみ出頭せざることあるも之を關席判決とし故障を許し更に新に審理すべきものとするは甚だ謂れなきことなり。

故に本條を以て斯の如き場合は之を對席判決とし再審理を爲すの徒勞を省きたるなり。

然れども被告人に於ては判決の言渡竝に其内容に就ては事實上之を知らざるを以て第二項を設け判決書の送達を爲し判決を知らしむると同時に控訴期間をも告知するの趣旨に出でたるものなり。

第十五條に於て罰金以下の刑に該るべき被告人呼出狀を受取り期日受書を差出し又は口頭にて期日出頭を命ぜられたるも本人又は代人出頭せざる爲め關席判決を受けたる時

は故障を申立ることを得ず。

此場合に於ては判決書に控訴期間を記載し職權を以て其正本を送達すべし。

控訴期間は判決正本の送達ありたる時より始まると規定されたるは元來罰金以下の刑に付ては被告人が自身出頭する能はざるときは代人を差出し得べきものなるに本人自ら呼出を受けながら出頭もせず、又は代人をも差出さざるに於ては既に本人に懈怠の責あるのみならず刑事の事件は民事の如く原告闕席すれば訴を却下し被告缺席すれば原告の請求を自白したるものと看做すが如きものにあらず。

故に被告が缺席するも證據書類に付反覆叮嚀に審査を遂げ檢察官の意見を聽きたる上判決すべきものなれば此等に對し故障を許すの必要なし、又罰金の如きは拘留せざるを以て故意に闕席判決を受け之に對して故障申立をし爲故障受理せられたる上更に續行日に缺席するが如きは實際屢々出現する處なるを以て此等の弊を矯正する爲めには最も適當なる規定なり

而して規定の全文は次の如きものであつた。

刑事訴訟特別手續

第一條 検査官ハ現行犯ニアラサル事件ト雖捜査ノ結果急速ノ處分ヲ要スルモノト思料シタルトキハ公訴ヲ提起セサル前ニ限り勾引狀ヲ發スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ禁錮以上ノ刑ニ該當スルモノト思料シタルトキハ勾留狀ヲ發シ又ハ檢證、差押若ハ搜索ヲ爲スコトヲ得但シ勾留後二十日以内ニ起訴セサルトキハ之ヲ釋放スヘシ

第二條 檢察官犯罪ノ捜査ヲ終リタルトキハ左ノ手續ヲ爲スヘシ

一 重罪又ハ輕罪ト思料シタル事件ニ付テハ其輕重難易ニ從ヒ豫審ヲ求メ又ハ直ニ其ノ法院ニ訴ヲ爲スヘシ

二 違警罪ト思料シタルトキハ直ニ其ノ法院ニ訴ヲ爲スヘシ

第三條 法院ハ官吏、公吏ノ作リタル書類ニシテ刑事訴訟法第二十條又ハ第二十一條ノ形式ニ瑕疵アルモノニ付テハ當該官吏、公吏ヲシテ之ヲ補正セシメ有效ナラ

シムルコトヲ得

第四條 法院又ハ判官カ法院外ニ於テ勾引狀若ハ勾留狀ヲ發シタルトキハ檢察官ノ手ヲ經スシテ之ヲ報行セシムルコトヲ得

第五條 檢察官又ハ司法警察官ハ刑事訴訟法第四十四條及第四百七十七條ノ場合ニ於テ犯所ニ臨檢スルノ必要ナシト認メタルトキハ臨檢ヲ爲サスシテ豫審判官ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

第六條 法院又ハ判官ハ法院所在地外ニ於テ證據蒐集ヲ爲スヘキ場合ニ於テ司法警察官ニ左ノ事項ヲ爲サシムルコトヲ得

- 一 檢證、搜索及物件差押
- 二 證人、參考人ノ取調
- 三 鑑定ヲ命スルコト

前項ノ場合ニ於テハ司法警察官ハ罰金及費用賠償ノ言渡ヲ爲シ又ハ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第七條 保釋ノ許否、其ノ取消、保證金ノ沒收及既ニ沒收シタル金額ノ還付ニ付テハ檢察官ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス責付ノ言渡及其ノ取消ニ付テモ亦同シ

第八條 法院ハ公判開廷前ト雖職權ヲ以テ證人、鑑定人ノ呼出ヲ決定スルコトヲ得

第九條 被告人、證人、參考人又ハ鑑定人ヨリ出頭スヘキ受書ヲ差出サシメ又ハ口頭ニテ出頭ヲ命シタルトキハ召喚狀又ハ呼出狀ヲ發シタルト同一ノ效力ヲ生ス但シ口頭ニテ出頭ヲ命シタルトキハ調書又ハ公判始末書ニ其ノ旨ヲ記載スルニアラサレハ其ノ效ナシ

第十條 刑事訴訟法第二百三十七條、第二百四十一條及第二百六十四條第三項ノ規定ハ法院ニ繫屬スル事件ニ之ヲ適用セス

第十一條 受命判官又ハ受託判官ハ臨檢ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ法院ノ決定ヲ待タス證人ヲ訊問シ又ハ鑑定ヲ命スルコトヲ得

第十二條 主刑一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處スヘキモノト認メタル事件ニ於テ被告人カ其ノ罪ヲ自白シタルトキハ檢察官及民事原告人ノ異議ナキ場合ニ限り法院ハ他ノ證據ノ取調ヲ爲ササルコトヲ得

第十三條 法院ハ豫審ヲ經サル事件ニシテ之ヲ必要トスルトキハ豫審判官ニ送付スルノ決定ヲ爲スコトヲ得

第十四條 被告人判決言渡ノ期日ニノミ關席シタルトキハ對席判決トシテ言渡スヘシ

ホササルトキハ覆審法院ハ控訴ヲ棄却スヘシ

前項ノ言渡ヲ爲シタルトキハ地方法院ハ判決書ニ控訴期間ヲ記載シ職權ヲ以テ其ノ正本ヲ送達スヘシ控訴期間ハ判決正本ノ送達アリタルトキヨリ始マル

第十八條 辯護人ハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條 罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ被告人呼出狀ヲ受取リ期日受書ヲ差出シ又ハ口頭ニテ期日出頭ヲ命セラレタルモ本人又ハ代人出頭セサル爲關席判決ヲ受ケタルトキハ故障ヲ申立ルコトヲ得ス

第十九條 再審ノ訴及非常上告ニ關シテハ覆審法院ヲ以テ上告裁判所トス

前項ノ場合ニ於テハ判決書ニ控訴期間ヲ記載シ職權ヲ以テ其ノ正本ヲ送達スヘシ控訴期間ハ判決正本ノ送達アリタルトキヨリ始マル

上告裁判所ハ覆審法院ノ判決ニ對スル再審ノ訴ニシテ其ノ原由アリト認ムルトキハ原裁判ヲ破毀シ其ノ事件ノ公訴及私訴ニ付再審スヘキコトヲ言渡シ之ヲ原法院ニ差戻スヘシ

第十六條 地方法院ニ於テ主刑一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ヲ言渡シタル判決ニ付テハ證據ニ關スル理由ノ明示ヲ省略スルコトヲ得

附 則
本令ハ明治三十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十二年律令第九號、同第二十六號及明治三十四年律令第四號ハ之ヲ廢止ス

前項ノ場合ニ於テ控訴ノ申立アリタルトキハ地方法院ハ三日内ニ理由書ヲ作成シ之ヲ覆審法院ニ送致スヘシ

右特別手續は大正八年八月律令第六號を以て三審制度の創設と共に次の如く改正せられた

第十七條 刑事訴訟法第二百六十九條ノ場合ヲ除クノ外訴訟手續法律ニ違ヒタルコトアリト雖判決ニ影響ヲ及

刑事訴訟特別手續中左ノ通改正ス

第十四條中「地方法院ハ」ヲ削リ「控訴期間」ヲ「上訴期間」ニ改ム

省略し又斯る事件の判決には證據説明を略することを得る旨規定せるも如斯略式手續は三審制度の根本義に悖るの嫌ひあり之を削除し一般規定即ち刑事訴訟に依ることとせる等改正の主要なる點とす」とあつた

第十六條 削除

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

第十七條 削除

前二項ノ規定ニ依リ檢察官ニ許シタル職務ハ司法警察官モ亦假ニ之ヲ行フコトヲ得但シ拘留狀ヲ發スルコトヲ得ス

第十九條 上告ヲ理由アリトスルトキハ其ノ上告ニ記載シタル場合ヲ除クノ外其ノ事件ヲ高等法院覆審部ニ差戻スヘシ

更に大正十年十二月律令第十號を以て次の如く改正せられてゐる。

第二十條 高等法院上告部ニ於テ高等法院覆審部ノ原判決ヲ破毀シ控訴及私訴ニ付再審ヲ爲スヘキコトヲ言渡シタル場合ニ於テハ其ノ事件ヲ覆審部ニ差戻スヘシ

第一條ノ二 司法警察官刑事訴訟法第四百七條ノ規定ニ依リ被告人ヲ訊問シタル後又ハ前條ノ場合ニ於テ禁錮以上ノ刑ニ該ルモノト思料シタルトキハ七日ヲ超エサル期間之ヲ留置スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ覆審部ハ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲スヘシ

第四條ニ左ノ一項ヲ加フ

本令施行ノ期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

前項ノ規定ニ依リ令狀ヲ執行セシメタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ檢察官ニ通知スヘシ

重罪輕罪控訴豫納金規則ハ之ヲ廢止ス

第十條 刑事訴訟法第二百四十一條ノ規定ハ法院ニ繫屬サルモノハ其ノ效力ヲ有ス

本令施行前爲シタル訴訟手續ニシテ從前ノ規定ニ違背セサルモノハ其ノ效力ヲ有ス

第十條 刑事訴訟法第二百四十一條ノ規定ハ法院ニ繫屬

改正の理由として述べられたところは「舊法に在りては輕微なる刑事事件にして被告人其罪を自白したるときは檢察官及民事原告人の異議なき場合には法院は他の證據調を

スル事件ニ之ヲ適用セス

地方法院判官ハ事件カ臺灣總督府法院條例第七條第一項第四號又ハ第五號ニ該當スト認ムルトキハ決定ヲ以テ其ノ事件ヲ合議部ニ移付スヘシ

第十四條第二項ヲ削ル

第十八條 削除

第二十條中「控訴」ヲ「公訴」ニ改ム

第二十一條 刑事訴訟法ニ依リ市町村長ノ立會ヲ要スル場合ニ於テハ二人以上ノ相當ノ立會人アルヲ以テ足ル

第二十二條 差押物件ノ還付ヲ爲スヘキ場合ニ於テ所有者ノ所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ還付爲スコト能ハサルトキハ檢察官ハ還付ノ請求ヲ爲スヘキ旨ヲ六月間公示シテ催告スヘシ

前項ノ公示ハ法院ノ掲示板ニ揭示シテ之ヲ爲ス尙事情ニ依リテハ新聞紙ニ一回又ハ數回廣告スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ保管ニ不便ナル物件ハ之ヲ公賣シテ其ノ代金ヲ保管スルコトヲ得

第一項ノ期間内ニ還付ノ請求ナキトキハ差押物件又ハ前項ノ代金ハ國庫ニ歸屬ス

臺灣に新刑法を實施すべきか否や又實施するに於ては其の形式並に實施期如何は當時一個の問題であつた。その間の経緯について岡松法學博士は明治四十一年一月十六日發行の臺灣日々新聞に次の如く述べてゐる。

改正刑法の施行期は何時頃なるべきかは未だ詳ならざるも司法省當局の意見としては施行法の議會通過を俟ちて是非七月より施行せんと云ふに在るが如し。而して該施行法も昨年十二月中に調査を終りたれば、さきに調査を終りたる監獄法と共に本期議會に提出さるゝに至らんが、臺灣の刑法は到底内地と同時に施行期日を定め得ざるべし。要するに臺灣の刑法も改正刑法其の儘を律令の形式に依つて施行するを至當なりと信ず。尤も改正刑法には現行刑法に對して刑の執行猶豫と附加刑としての沒收を残したる外他は全部取り除かれたるとの差別ありと雖も、刑の施行猶豫の如きは元來絶對的に行ふべきものならねば強ち猶豫するの必要なかるべし。殊に本島人の現狀に照らして執行猶豫の必要なしとせば別に訓令を設けて限定又は絶對不執行の方法を採るも亦然るべしと雖も本島在住の内地人に對しては刑の執行猶豫によるべき

附 則

本令施行ノ期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

判決言渡期日ニノミ關席シタル被告人ニ對シ本令施行前言渡シタル判決ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本令改正の理由に關しては「刑事訴訟手續運用上の便宜及從來の規定の不備を補ふ爲め本令改正の必要あるに依る」とあるのみであつた。

以上數次改正を見たる本特別手續も大正十三年一月より新刑事訴訟法施行せらるゝに至り別に特別の發布を見たので大正十二年十二月律令第六號を以て十二月三十一日限り之を廢止することとなつた。

第三節 臺灣刑事令の發布

竝一部改正

一、刑法、刑法施行法、刑事訴訟法の適用

内地に於て久しく問題であつた改正刑法は明治四十年四月法律第四十五號を以て發布せられ七月より實施するに至つた。

必要あるは勿論なり。又附加刑に於ても剝奪公權の如き監視の如きは臺灣と雖も既に存留の必要なかるべし。只内地同様に行はれざるは刑法施行法と監獄則との二法規なるべきも監獄則の如きは現行の臺灣監獄規則中の一部の改正を要するのみにして施行法に在りては或る部分に至つては内地法を採用するも可ならんが其の大部分は本島に適するべき程度に於いて編制するを要するなり。

畢竟するに改正刑法の内容に於いては現行刑法と大差なきを以つて現行刑法が臺灣に施行せられつゝあるに於いては敢へて臺灣特種の刑法若しくは改正刑法に對して部分的修正と取り捨てとを要せざるものと信ずる云々。かくて四十一年八月律令第九號を以て臺灣刑事令が次の如く發布せられた。之れ即ち本島刑事法の基本たるべきもので、規定の大意は刑事事項に付ては内地人、本島人の區別なく原則として刑法、刑法施行法及刑事訴訟法に依り、而して本島現下の情況及民度を參酌し特に刑の執行猶豫に就ては檢察官の請求を必要とする例外を定め尙從來、臺灣の爲め特に定められた匪徒刑罰令、臺灣阿片令、罰金及答刑處分例、犯罪即決例、刑事訴訟特別手續、明治三十二年

律令第二十七號刑事訴訟費用規則、重罪輕罪控訴豫納金規則及明治三十九年律令第七號「臺灣彩票ニ關スル件」は仍其效力を有するものとせられ、明治四十一年十月より實施せらるゝことになつた。畢竟公安維持の刑罰制度は其の大體に於て人に由て之を區別しない立前をとり又内地法に則るを通義とするものであるが、從來本島特殊の事情に基き制定せられた各種の前掲法令は前途尙之を持續する必要を認め新法の例外規定として效力を有するものとしたのである。

臺灣刑事令

第一條 刑事ニ關スル事項ハ刑法、刑法施行法及刑事訴訟法ニ依ル

第二條 本令施行前ニ公布シタル律令及律令ト同一ノ效力ヲ有スル日令ハ刑法施行法第一條ノ他ノ法律ト看做ス

第三條 刑法施行法第二十六條ニ記載シタル罪ニ付律令ヲ以テ規定シタルモノハ刑法第二條ノ例ニ從フ

第四條 刑ノ執行猶豫ハ檢察官ノ請求アル場合ニ限り之

ヲ言渡スコトヲ得

第五條 第一條ニ依リ依據スヘキ法律中區裁判所ノ職務ハ地方法院、郡長ノ職務ハ廳長、司法大臣ノ職務ハ臺灣總督之ヲ行フ

第六條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

第七條 匪徒刑罰令、臺灣阿片令、罰金及笞刑處分例、犯罪即決例、刑事訴訟特別手續、明治三十二年律令第二十七號、刑事訴訟費用規則、重罪輕罪控訴豫納金規則及明治三十九年律令第七號ハ仍其ノ效力ヲ有ス

附則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
左に刑法及刑法施行法を掲ぐる

刑法

第一編 總則

第一章 法例

第二章 刑

第三章 期間計算

第四章 刑ノ執行猶豫

第五章 假出獄

第六章 時効

第七章 犯罪ノ不成立及刑ノ減

第八章 未遂罪

第九章 併合罪

第十章 累犯

第十一章 共犯

第十二章 酌量減輕

第十三章 加減例

第二編 罪

第一章 皇室ニ對スル罪

第二章 内亂ニ關スル罪

第三章 外患ニ關スル罪

第四章 國交ニ關スル罪

第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪

第六章 逃走ノ罪

第七章 犯人藏匿及證憑隠滅ノ罪

第八章 贓物ノ罪

第九章 放火及失火ノ罪

第二章 刑事法規の變遷

第十章 濫水及ヒ水利ニ關スル罪

第十一章 往來ヲ妨害スル罪

第十二章 住居ヲ侵スル罪

第十三章 秘密ヲ侵スル罪

第十四章 阿片煙ニ關スル罪

第十五章 飲料水ニ關スル罪

第十六章 通貨偽造ノ罪

第十七章 文書偽造ノ罪

第十八章 有價證券偽造ノ罪

第十九章 印章偽造ノ罪

第二十章 偽證ノ罪

第二十一章 誣告ノ罪

第二十二章 猥褻、姦淫及重婚ノ罪

第二十三章 賭博及當籤ニ關スル罪

第二十四章 禮拜所及墳墓ニ關スル罪

第二十五章 瀆職ノ罪

第二十六章 殺人ノ罪

第二十七章 傷害ノ罪

第二十八章 過失傷害ノ罪

第二十九章 墮胎ノ罪

第二章 刑事法規の變遷

- 第三十章 遺棄ノ罪
- 第三十一章 逮捕及監禁ノ罪
- 第三十二章 脅迫ノ罪
- 第三十三章 略取及ヒ誘拐ノ罪
- 第三十四章 名譽ニ對スル罪
- 第三十五章 信用及ヒ業務ニ對スル罪
- 第三十六章 竊盜及ヒ強盜ノ罪
- 第三十七章 詐欺及ヒ恐喝ノ罪
- 第三十八章 横領ノ罪
- 第三十九章 贓物ニ關スル罪
- 第四十章 毀棄及ヒ隱匿ノ罪

刑法

第一編 總則

第一章 法例

- 第一條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス
- 帝國外ニ在ル帝國船舶内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付亦同シ
- 第二條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス
- 一 第七十三條及至第七十六條ノ罪

- 二 第七十七條乃至第七十九條ノ罪
- 三 第八十一條乃至第八十九條ノ罪
- 四 第四百四十八條ノ罪及其未遂罪
- 五 第五百四十四條、第五百五十五條、第五百五十七條及ヒ第五百五十八條ノ罪
- 六 第六百六十二條及ヒ第六百六十三條ノ罪
- 七 第六百六十四條乃至第六百六十六條ノ罪及ヒ第六百六十四條第二項、第六百六十五條第二項、第六百六十六條第二項ノ未遂
- 第三條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國臣民ニ之ヲ適用ス
- 一 第八八條、第九九條第一項ノ罪、第九八條、第九九條第一項ノ例ニ依リ處斷ス可キ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪
- 二 第九十九條ノ罪
- 三 第一百五十九條乃至第六十一條ノ罪
- 四 第六百六十七條ノ罪及ヒ同條第二項ノ未遂罪
- 五 第七百七十六條乃至第七百七十九條、第八百八十一條及ヒ第八百八十四條ノ罪
- 六 第九百九十九條、第二百條ノ罪及ヒ其未遂罪
- 七 第二百四十四條及ヒ第二百五條ノ罪
- 八 第二百四十四條乃至第二百六十六條ノ罪

九 第二百十八條ノ罪及ヒ同條ノ罪ヲ犯シテ人ヲ死傷ニ致シタル罪

十 第二百二十條及ヒ第二百二十一條ノ罪

十一 第二百二十四條乃至第二百二十八條ノ罪

十二 第二百三十條ノ罪

十三 第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一條及ヒ第二百四十三條ノ罪

十四 第二百四十六條乃至第二百五十條ノ罪

十五 第二百五十三條ノ罪

十六 第二百五十六條第二項ノ罪

帝國外ニ於テ帝國臣民ニ對シ前項ノ罪ヲ犯シタル外國人ニ付亦同シ

第四條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國ノ公務員ニ之ヲ適用ス

一 第一百一條ノ罪及ヒ其未遂罪

二 第一百五十六條ノ罪

三 第九十三條、第九十五條第二項、第十七條ノ罪及ヒ

第九十五條第二項ノ罪ヲ犯シテ人ヲ死傷ニ致シタル罪

第五條 外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行為ニ付更ニ處罰スルコトヲ妨ケス但犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレタ

第二章 刑事法規の變遷

ル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第六條 犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ變更アリタルトキハ其輕キモノヲ適用ス

第七條 本法ニ於テ公務員ト稱スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務ニ從事スル議員、委員其他ノ職員ヲ謂フ

公務所ト稱スルハ公務員ノ職務ヲ行フ所ヲ謂フ

第八條 本法ノ總則ハ他ノ法令ニ於テ刑ヲ定メタルモノニ亦之適用ス但其法令ニ特別ノ規定アルトキハ此限ニアラス

第三章 刑

第九條 死刑、徴役、禁錮、罰金、拘留及ヒ科料ヲ主刑トシ沒收ヲ附加刑トス

第十條 主刑ノ輕重ハ前條記載ノ順序ニ依ル但無期禁錮ト有期徴役トハ禁錮ヲ以テ重シトシ有期禁錮ノ長期有期徴役ノ長期ノ二倍ヲ超ユルトキハ禁錮ヲ以テ重シトス

同種ノ刑ハ長期ノ長キモノ又ハ多額ノ多キモノヲ以テ重シトシ長期又ハ多額ノ同シキモノハ其短期ノ長キモノ又ハ寡額ノ多キモノヲ以テ重シトス

二個以上ノ死刑又ハ長期若クハ多額及ヒ短期若クハ寡額ノ同シキ同種ノ刑ハ犯情ニ依リ其輕重ヲ定ム

第二章 刑事法規の變遷

第十一條 死刑ハ監獄内ニ於テ絞首シテ之ヲ執行ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ルマテ之ヲ監獄ニ拘留ス

第十二條 徴役ハ無期及ヒ有期トシ有期徴役ハ一月以上十五年以下トス

徴役ハ監獄ニ拘留シ定役ニ服ス

第十三條 禁錮ハ無期及有期トシ有期禁錮ハ一月以上十五年以下トス禁錮ハ監獄ニ拘留ス

第十四條 有期ノ徴役又ハ禁錮ヲ加重スル場合ニ於テハ二十年ニ至ルコトヲ得之ヲ減輕スル場合ニ於テハ一月以下ニ降スコトヲ得

第十五條 罰金ハ二十圓以上トス但之ヲ減輕スル場合ニ於テハ二十圓以下ニ降スコトヲ得

第十六條 拘留ハ一日以上三十日未満トシ拘留場ニ拘留ス

第十七條 科料ハ十圓以上二十圓未満トス

第十八條 罰金ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上一年以下ノ期間之ヲ勞役場ニ留置ス

科料ヲ併科シタル場合ト雖モ留置ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ス

罰金又ハ科料ノ言渡ヲ爲ストキハ其言渡ト共ニ罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル場合ニ於ケル留置ノ期間ヲ定メ之ヲ

從ヒテ之ヲ計算ス

第二十三條 刑期ハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス拘禁セラレサル日數ハ裁判確定後ト雖モ刑期ニ算入セス

第二十四條 受刑ノ初日ハ時間ヲ論セス全一日トシテ之ヲ計算ス時効期間ノ初日亦同放免ハ刑期終了ノ翌日ニ於テ之ヲ行フ

第四章 刑ノ執行總論

第二十五條 左ニ記載シタル者二年以下ノ徴役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタルトキハ情狀ニ因リ裁判確定ノ日ヨリ一年以上五年以下ノ期間内其執行ヲ廢止スルコトヲ得

一、前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

二、前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

第二十六條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行廢止ノ言渡ヲ取消スコシ

一、猶豫期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二、猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三、前條第二號ニ記載シタル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコト發覺シタルトキ

第二章 刑事法規の變遷

言渡スコシ

罰金ニ付テハ裁判確定後三十日内科料ニ付テハ裁判確定後十日内ハ本人ノ承諾アルニ非サレハ留置ノ執行ヲ爲スコトヲ得ス

罰金又ハ科料ノ言渡ヲ受ケタル者其幾分ヲ納ムルトキハ罰金又ハ科料ノ金額ト留置日數ヲ控除シテ之ヲ留置ス

留置期間内罰金又ハ科料ヲ納ムルトキハ前項ノ割合ヲ以テ殘日數ニ充ツ

留置一日ノ割合ニ滿タサル金額ハ之ヲ納ムルコトヲ得ス

第十九條 左ニ記載シタル物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得

一、犯罪行爲ヲ組成シタル物

二、犯罪行爲ニ供シ又ハ供セントシタル物

三、犯罪行爲ヨリ生シ又ハ之ニ因リ得タル物

沒收ハ其物犯人以外ノ者ニ屬セサルトキニ限ル

第二十條 拘留又ハ科料ノミニ該ル罪ニ付テハ特別ノ規定アルニ非サレハ沒收ヲ科スルコトヲ得但前條第一號ニ記載シタル物ノ沒收ハ此限ニ在ラス

第二十一條 未決拘留ノ日數ハ其全部又ハ一部ヲ本刑ニ算入スルコトヲ得

第三章 期間計算

第二十二條 期間ヲ定ムルニ月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ

第二十七條 刑ノ執行廢止ノ言渡ヲ取消サルコトナクシテ猶豫ノ期間ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其効力ヲ失フ

第五章 假出獄

第二十八條 徴役又ハ禁錮ニ處セラレタル者改換ノ狀アルトキハ有期刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ經過シタル後行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得

第二十九條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ假出獄ノ處分ヲ取消スコトヲ得

一、假出獄中更ニ罪ヲ犯シ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二、假出獄前ニ犯シタル他ノ罪ニ付罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三、假出獄前他ノ罪ニ付罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其執行ヲ爲スヘキトキ

四、假出獄ノ處分ヲ取消タルトキ

假出獄ノ處分ヲ取消タルトキハ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入セス

第三十條 拘留ニ處セラレタル者ハ情狀ニ因リ何時ニテモ行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出場ヲ許スコトヲ得

罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサルニ因リ留置セラレタル者亦同シ

第二章 刑事法規の變遷

第六章 時效

第三十一條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ時效ニ因リ其執行ノ免除ヲ得

第三十二條 時效ハ刑ノ言渡確定シタル後左ノ期間内其執行ヲ受ケサルニ因リ完成ス

一、死刑ハ三十年

二、無期ノ徵役又ハ禁錮ハ二十年

三、有期ノ徵役又ハ禁錮ハ十年以上ハ十五年三年以上ハ十年

三年未満ハ五年

四、罰金ハ三年

五、拘留料及沒收ハ一年

第三十三條 時效ハ法令ニ因リ執行ヲ猶豫シ又ハ之ヲ停止シタル期間内ハ進行セズ

第三十四條 時效ハ刑ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕シタルニ因リ中斷ス

罰金科料及ヒ沒收ノ時效ハ執行行為ヲ爲シタルニ因リ之ヲ中斷ス

第七章 犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免

第三十五條 法令又ハ正當ノ業務ニ因リ爲シタル行為ハ之ヲ罰セズ

第四十一條 十四歳ニ滿タサル者ノ行為ハ之ヲ罰セズ

第四十二條 罪ヲ犯シ未タ官ニ發覺セサル前自首シタル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

告訴ヲ待テ論ス可キ罪ニ付告訴權ヲ有スル者ニ首服シタル者亦同シ

第八章 未遂罪

第四十三條 犯罪ノ實行ニ著手シ之ヲ遂ケサル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

但自己ノ意思ニ因リ之ヲ止メタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

第四十四條 未遂罪ヲ罰スル場合ハ各本條ニ於テ之ヲ定ム

第九章 併合罪

第四十五條 確定裁判ヲ經サル數罪ヲ併合罪トス若シ或罪ニ付確定裁判アリタルトキハ止テ其罪ト其裁判確定前ニ犯シタル罪トヲ併合罪トス

第四十六條 併合罪中其一罪ニ付死刑ニ處ス可キトキハ他ノ刑ヲ科セズ但沒收ハ此限ニ在ラス

第四十七條 併合罪中二個以上ノ有期ノ徵役又ハ禁錮ニ處ス可キ罪アルトキハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其ノ半數ヲ加ヘタルモノヲ以テ長期トス但各罪ニ付キ定メタル刑

第二章 刑事法規の變遷

第三十六條 急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ權利ヲ防衛

スル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行為ハ之ヲ罰セズ

防衛ノ程度ヲ超エタル行為ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三十七條 自己又ハ他人ノ生命、財産、自由若クハ財産ニ對

スル現在ノ危難ヲ避クル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行

爲ハ其ノ行為ヨリ生ジタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超

エサル場合ニ限り之ヲ罰セズ但其程度ヲ超エタル行為ハ情狀

ニ依リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

前項ノ規定ハ業務上特別ノ義務アル者ニハ之ヲ適用セズ

第三十八條 罪ヲ犯ス意ナキ行為ハ之ヲ罰セズ但法律ニ特別ノ

規定アル場合ハ此限ニ在ラス

罪本重カルヘクシテ犯ストキ知ラサル者ハ其重キニ從テ處斷

スルコトヲ得

法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス但情

狀ニ因リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

第三十九條 心神喪失者ノ行為ハ之ヲ罰セズ心神耗弱者ノ行為

ハ之ヲ減輕ス

第四十條 瘡腫者ノ行為ハ之ヲ罰セズ又ハ其刑ヲ減輕ス

ノ長期ヲ合算シタルモノニ超ユルコトヲ得

第四十八條 罪金ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條第一項

ノ場合ハ此限ニ在ラス

二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ

處斷ス

第四十九條 併合罪中重キ罪ニ沒收ナシト雖モ他ノ罪ニ沒收ア

ルトキハ之ヲ附加スルコトヲ得

二個以上ノ沒收ハ之ヲ併科ス

第五十條 併合罪中既ニ裁判ヲ經タル罪ト未タ裁判ヲ經サル罪

トアルトキハ更ニ裁判ヲ經サル罪ニ付キ處斷ス

第五十一條 併合罪ニ付二個以上ノ裁判アリタルトキハ其刑ヲ

併セテ之ヲ執行ス但シ死刑ヲ執行スヘキトキハ沒收ヲ除ク外

他ノ刑ヲ執行セズ無期ノ徵役又ハ禁錮ヲ執行スヘキトキハ罰

金科料及沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セズ有期ノ徵役又ハ禁錮

ノ執行ハ其最モ重キ罪ニ付定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加エ

タルモノニ超ユルコトヲ得

第五十二條 併合罪ニ付キ處斷セラレタル者或罪ニ付キ大赦ヲ

受ケタル場合ニ於テハ特大赦ヲ受ケサル罪ニ付刑ヲ定ム

第五十三條 拘留又ハ科料ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六

條ノ場合ハ此限ニ在ラス

二個以上ノ拘留又ハ科料ハ之ヲ併科ス

第五十四條 一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸レ又ハ犯罪ノ手段若クハ結果タル行爲ニシテ他ノ罪名ニ觸ルルトキハ其最モ重キ刑ヲ以テ處斷ス

第四十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第五十五條 連續シタル數個ノ行爲ニシテ同一ノ罪名ニ觸ルトキハ一罪トシテ之ヲ處斷ス

第十章 累犯

第五十六條 懲役ニ處セラレタル者其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ五年内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處スヘキトキハ之ヲ再犯トス懲役ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラレタル者其執行ノ免除アリタル日ヨリ又ハ減刑ニ因リ懲役ニ減輕セラレ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除アリタル日ヨリ前項ノ期間内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處ス可キトキ亦同シ

併合罪ニ付處斷セラレタル者其併合罪中懲役ニ處スヘキ罪アリタルトキハ其罪最重ノモノニ非スト雖モ再犯例ノ適用ニ付テハ懲役ニ處セラレタルモノト看做ス

第五十七條 再犯ノ刑ハ其罪ニ付キ定メタル懲役ノ長期ノ二倍以下トス

第五十八條 裁判確定後再犯者タルコトヲ發見シタルトキハ前條ノ規定ニ從ヒ加重スヘキ刑ヲ定ム

懲役ノ執行ヲ終リタル後又ハ其執行ノ免除アリタル後發見セラレタル者ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セス

第五十九條 三犯以上ノ者ト雖モ仍ホ再犯ノ例ニ同シ

第十一章 共犯

第六十條 二人以上共同シテ犯罪ヲ實行シタル者ハ皆正犯トス

第六十一條 人ヲ教唆シテ犯罪ヲ實行セシメタル者ハ正犯ニ準ス

教唆者ヲ教唆シタル者亦同シ

第六十二條 正犯ヲ幫助シタル者ハ從犯トス從犯ヲ教唆シタル者ハ從犯ニ準ス

第六十三條 從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス

第六十四條 押留又ハ科料ノミニ處スヘキ罪ノ教唆者及ヒ從犯ハ特別ノ規定アルニ非サレハ之ヲ罰セス

第六十五條 犯人ノ身分ニ依リ構成スヘキ犯罪行爲ニ加功シタルトキハ其身分ナキ者ト雖モ仍ホ共犯トス

身分ニ因リ特ニ刑ノ輕重アルトキハ其身分ナキ者ニハ通常ノ刑ヲ科ス

第十二章 酌量減輕

第六十六條 犯罪ノ情狀調諒スヘキモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

第六十七條 法律ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スル場合ト雖モ仍ホ酌量減輕ヲ爲スコトヲ得

第十三章 加減例

第六十八條 法律ニ依リ刑ヲ減輕スヘキ一個又ハ數個ノ原由アリトキハ左ノ例ニ依ル

一 死刑ヲ減輕スヘキトキハ無期又ハ十年以上ノ懲役若クハ禁錮トス

二 無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕スヘキトキハ七年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮トス

三 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕スヘキトキハ其刑期ノ二分の一ヲ減ス

四 罰金ヲ減輕スヘキトキハ其金額ノ二分の一ヲ減ス

五 拘留ヲ減輕スヘキトキハ其長期ノ二分の一ヲ減ス

六 科料ヲ減輕スヘキトキハ其多額ノ二分の一ヲ減ス

第六十九條 法律ニ依リ刑ヲ減輕スヘキ場合ニ於テ各本條ニ二個以上ノ刑名アルトキハ先ツ適用スヘキ刑ヲ定メ其刑ヲ減輕ス

第七十條 懲役禁錮又ハ拘留ヲ減輕スルニ因リ一日ニ滿タサル

時間ヲ剩ストキハ之ヲ除棄ス

罰金又ハ科料ヲ減輕スルニ因リ一錢ニ滿タサル金額ヲ剩ストキ亦同シ

第七十一條 酌量減輕ヲ爲スヘキトキ亦第六十八條及前條ノ例ニ依ル

七十二條 同時ニ刑ヲ加重減輕スヘキトキハ左ノ順序ニ依リ

- 一 再犯加重
- 二 法律上ノ減輕
- 三 併合罪ノ加重
- 四 酌量減輕

第二編 罪

第一章 皇室ニ對スル罪

第七十三條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス

第七十四條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者亦同シ

第七十五條 皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ無期懲役ニ處ス

第七十六條 皇族ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ二月以上四年

第二章 刑事法規の變遷

以下ノ懲役ニ處ス

第二章 内亂ニ關スル罪

第七十七條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ擄奪シ其他恣意ヲ紊亂スルコトヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ内亂ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス

二 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ處シ其他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

三 附和隨行シ其他單ニ暴動ニ干與シタル者ハ三年以上ノ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但前項第三號ニ記載シタル者ハ此限ニ在ラス

第七十八條 内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

第七十九條 兵器、金銀ヲ資給シ又ハ其他ノ行爲ヲ以テ前二條ノ罪ヲ補助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ處ス

第八十條 前二條ノ罪ヲ犯スト雖モ未タ暴動ニ至ラサル前自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

第三章 外患ニ關スル罪

第八十八條 第八十一條乃至第八十六條ニ記載シタル罪ノ豫備

又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第八十九條 本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

第四章 國交ニ關スル罪

第九十條 帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ三年以上ノ懲役ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

第九十一條 帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但被害者ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

第九十二條 外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其國ノ國旗其他ノ國章ヲ損壞、除去又ハ汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

第九十三條 外國ニ對シ私ニ戰闘ヲ爲ス目的ヲ以テ其豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ三年以上五年以下ノ禁錮ニ處ス但自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

第二章 刑事法規の變遷

第八十一條 外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ與シテ帝國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ處ス

第八十二條 要塞、陣營、軍隊、艦船其他軍用ニ供スル場所又ハ建造物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス

兵器彈藥其他軍用ニ供スル物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第八十三條 敵國ノ利益ヲ爲メ要塞、陣營、艦船、兵器彈藥、汽車、電車、鐵道、電線其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ損壞シ若クハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第八十四條 帝國ノ軍用ニ供セサル兵器彈藥其他直接ニ戰闘ノ用ニ供スヘキ物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第八十五條 敵國ノ爲メ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ補助シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄シタル者亦同シ

第八十六條 前五條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第八十七條 前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第九十四條 外國交戦ノ際局外中立ニ關スル命令ニ違背シタル者ハ三年以上ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

者ハ三年以上ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十五條 公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ若クハ爲ササラシムル爲メ又ハ其職ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加エタル者亦同シ

第九十六條 公務員ノ施シタル封印又ハ差押ノ標示ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ封印又ハ標示ヲ無効タラシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ懲役ニ處ス

第九十七條 既決未決ノ囚人逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第九十八條 既決未決ノ囚人又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル者拘禁場又ハ械具ヲ損壞シ若クハ暴行脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通謀シテ逃走シタル者ハ三年以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第九十九條 法令ニ依リ拘禁セラレタル者ヲ奪取シタル者ハ三

百條 法令ニ依リ拘禁セラレタル者ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其他逃走ヲ容易ナラシム可キ行爲ヲ爲シタル

第二章 刑事法規の變遷

者ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ三年以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第一百一條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ヲ逃走セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第一百二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第七章 犯人藏匿及證憑隠滅ノ罪

第一百三條 罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百四條 他人ノ刑事被告事件ニ關スル證憑ヲ隠滅シ又ハ偽造變造シ若クハ偽造變造ノ證憑ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百五條 本章ノ罪ハ他人又ハ逃走者ノ親族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ爲ニ犯シタルトキハ之ヲ罰セス

第八章 騷擾ノ罪

第一百六條 多衆集合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ騷擾ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三 附和隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百七條 暴行又ハ脅迫ヲ爲ス爲メ多衆集合シ當該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍ホ解散セサルトキハ首魁ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第九章 放火及失火ノ罪

第一百八條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、艦船若クハ鐵坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第一百九條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セス又ハ人ノ現在セサル建造物、艦船若クハ鐵坑ヲ燒燬シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス但シ公共ノ危險ヲ生セサルトキハ之ヲ罰セス

第一百十條 火ヲ放テ前二條ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第一百十一條 第一百九條第二項又ハ前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ第

百八條又ハ第一百九條第一項ニ記載シタル物ニ延燒シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第一項ニ記載シタル物ニ延燒シタルトキハ三年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第一百十二條 第一百八條及第一百九條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第一百十三條 第一百八條又ハ第一百九條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ依リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

第一百十四條 火災ノ際鎮火用ノ物ヲ隠匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第一百五條 第九條第一項及第十條第一項ニ記載シタル物自己ノ所有ニ係ルト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保險ニ附シタルモノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ例ニ同シ

第一百十六條 火ヲ失シテ第一百八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第一百九條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第一百九條ニ記載シタル物又ハ第一百十條ニ記載シタル物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタ

第二章 刑事法規の變遷

ル者亦同シ

第一百七條 火藥、汽罐、其他激發ス可キ物ヲ破裂セシメテ第一百八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第一百九條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ放火ノ例ニ同シ自己ノ所有ニ係ル第一百九條ニ記載シタル物又ハ第一百十條ニ記載シタル物ヲ損壞シ依テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ

前項ノ行爲過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ同シ
第一百十八條 瓦斯、電氣、又ハ蒸氣ヲ漏出若クハ流失セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ノ生命身體又ハ財產ニ危險ヲ生セシメタル者ハ三年以上ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

瓦斯、電氣又ハ蒸氣ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第十章 溢水及ヒ水利ニ關スル罪

第一百十九條 溢水セシメテ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車若クハ鐵坑ヲ浸害シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第二十條 溢水セシメテ前條ニ記載シタル以外ノ物ヲ浸害シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

浸害シタル物目己ノ所有ニ係ルトキハ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ貸貸シ若クハ保險ニ付シタル場合ニ限り前項ノ例ニ依ル

第二百一十一條 水害ノ際防水用ノ物ヲ隱匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ水防ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十二條 過失ニ因リ溢水セシメテ第十九條ニ記載シタル物ヲ浸害シタル者又ハ第二百二十條ニ記載シタル物ヲ浸害シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者ハ三百以下ノ罰金ニ處ス

第二百二十三條 堤防ヲ決潰シ、水閘ヲ破壞シ其他水利ノ妨害ト爲ル可キ行爲又ハ溢水セシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一章 往來ヲ妨害スル罪

第二百二十四條 陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シテ往來ノ妨害ヲ生セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第二百二十五條 鐵道又ハ其標識ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ汽車又ハ電車ノ往來ノ危險ヲ生セシメタル者ハ二年以上ノ有

期懲役ニ處ス

燈臺又ハ浮標ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ艦船ノ往來ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ

第二百二十六條 人ノ現在スル汽車又ハ電車ヲ顛覆又ハ破壞シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

人ノ現在スル艦船ヲ顛覆又ハ破壞シタル者亦同シ
前二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百二十七條 第二百二十五條ノ罪ヲ犯シ因テ汽車又ハ電車ノ顛覆若クハ破壞又ハ艦船ノ顛覆若クハ破壞ヲ致シタル者亦前條ノ例ニ同シ

第二百二十八條 第二百二十四條第一項第二百二十五條及ヒ第二百二十六條第一項第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百二十九條 過失ニ因リ汽車、電車又ハ艦船ノ往來ノ危險ヲ生セシメ又ハ汽車、電車ノ顛覆若クハ破壞又ハ艦船ノ覆没若クハ破壞ヲ致シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

其業務ニ從事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二章 住居ヲ侵スル罪

第三百十條 故ナク人ノ住居又ハ人ノ看字スル邸宅、建造物若

クハ艦船ニ侵入シ又ハ要求ヲ受ケテ其場所ヨリ退去セサル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百十一條 故ナク皇居、禁苑、離宮又ハ行在所ニ侵入シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

神宮又ハ皇陵ニ侵入シタル者亦同シ

第三百十二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十三章 秘密ヲ侵スル罪

第三百十三條 故ナク封鎖シタル信書ヲ開披シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百十四條 醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

宗教若クハ禮祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキ亦同シ

第三百十五條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第十四章 阿片煙ニ關スル罪

第三百十六條 阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二章 刑事法規の變遷

第三百十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第三百十八條 稅關官吏阿片煙又ハ阿片煙吸食器具ヲ輸入シ又ハ其輸入ヲ許シタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第三百十九條 阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
阿片煙ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖リタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第三百四十條 阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第三百四十一條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十五章 飲料水ニ關スル罪

第三百四十二條 人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百四十三條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第三百四十四條 人ノ飲料ニ供スル淨水ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第四百四十五條 前三條ノ罪ヲ犯シテ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ
傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第四百四十六條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水
源ニ毒物其他人ノ健康ヲ害スヘキ物ヲ混入シタル者ハ二年以
上ノ有期懲役ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期
若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第四百四十七條 公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壞又ハ毒藥
シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第十六章 通貨偽造ノ罪

第四百四十八條 行使ノ目的ヲ以テ通用ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券
ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
偽造變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ
以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

第四百四十九條 行使ノ目的ヲ以テ内國ニ流通スル外國ノ貨幣
紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ二年以上ノ有期懲
役ニ處ス
偽造變造ノ外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ
目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

第四百五十條 行使ノ目的ヲ以テ偽造變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行
券ヲ取得シタル者ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第五百一十一條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第五百一十二條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ取得シタル後其偽造又
ハ變造ナルコトヲ知テ之ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ
人ニ交付シタル者ハ其名價三倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但
一圓以下ニ降スコトヲ得ス

第五百一十三條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ノ偽造又ハ變造ノ用ニ供
スル目的ヲ以テ器械又ハ原料ヲ準備シタル者ハ三月以上五年
以下ノ懲役ニ處ス

第十七章 文書偽造ノ罪

第五百一十四條 行使ノ目的ヲ以テ御墨國璽若クハ御名ヲ使用シ
テ詔書其他ノ文書ヲ偽造シ又ハ偽造シタル御墨國璽若クハ御
名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シタル者ハ無期又ハ三年
以上ノ懲役ニ處ス

御墨國璽ヲ押捺シ又ハ御名ヲ署シタル詔書其他ノ文書ヲ變造
シタル者亦同シ

第五百一十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若ク
ハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖
畫ヲ偽造シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署
名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ
偽造シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

公務所又ハ公務員ノ捺印若クハ署名シタル文書若クハ圖畫ヲ
變造シタル者亦同シ

前二項ノ外公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽
造シ又ハ公務所又ハ公務員ノ作リタル文書若クハ圖畫ヲ變造
シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五百五十六條 公務員其職務ニ關シ行使ノ目的ヲ以テ虚偽ノ文
書若クハ圖畫ヲ作り又ハ文書若クハ圖畫ヲ變造シタルトキハ
印章、署名ノ有無ヲ區別シ前二條ノ例ニ依ル

第五百五十七條 公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ權利、義務ニ關
スル公正證書ノ原本ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ二年以
下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ免狀鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記
載ヲ爲サシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ
處ス

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第五百五十八條 前四條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル
者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ文書若ク
ハ圖畫ヲ作り又ハ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ト同一ノ刑ニ
處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二章 刑事法規の變遷

第五百五十九條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ使用
シテ權利義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シ
又ハ偽造シタル他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利義務又
ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ三月以
上五年以下ノ懲役ニ處ス

他人ノ印章ヲ押捺シ若クハ他人ノ署名シタル權利義務又ハ事
實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同シ

前二項ノ外權利義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ
偽造又ハ變造シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金
ニ處ス

第六十條 醫師公務所ニ提出ス可キ診斷書、檢案書又ハ死亡
證書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百
圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十一條 前二條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル
者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲
シタル者ト同一ノ刑ニ處ス

前項ノ未遂ハ之ヲ罰ス

第十八章 有價證券偽造ノ罪

第六十二條 行使ノ目的ヲ以テ公債證書、官府ノ證券、會社
ノ株券其他ノ有價證券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ三月以上十

年以下ノ懲役ニ處ス
 行使ノ目的ヲ以テ有價證券ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタル者亦同シ
 第六十三條 偽造變造ノ有價證券又ハ虚偽ノ記入ヲ爲シタル
 有價證券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若ク
 ハ輸入シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス
 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十九章 印章偽造ノ罪

第六十四條 行使ノ目的ヲ以テ御墨圖墨又ハ御名ヲ偽造シタ
 ル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
 御墨圖墨又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御墨圖墨又
 ハ御名ヲ使用シタル者亦同シ

第六十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若ク
 ハ署名ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
 公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造
 シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦
 同シ

第六十六條 行使ノ目的ヲ以テ公務所ノ記號ヲ偽造シタル者
 ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
 公務所ノ記號ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所ノ記號ヲ
 使用シタル者亦同シ

第二十二章 猥褻姦淫及ヒ重婚ノ罪

第七十四條 公然猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス
 第七十五條 猥褻ノ文書、圖畫其他ノ物ヲ頒布若クハ販賣シ
 又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處
 ス販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ

第七十六條 十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥
 褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三
 歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者亦同シ

第七十七條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シ
 タル者ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ
 滿タル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ

第七十八條 人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乘シ又ハ之ヲシ
 テ心神ヲ喪失セシメ若クハ抗拒不能ナラシメテ猥褻ノ行爲ヲ
 爲シ又ハ姦淫シタル者ハ前二條ノ例ニ同シ

第七十九條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
 第八十條 前四條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス
 第八十一條 第七十六條乃至第七十九條ノ罪ヲ犯シ因テ

人ヲ死傷ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
 第八十二條 營利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勸誘シ
 テ姦淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金

第六十七條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ偽造
 シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
 他人ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル印章若
 クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ

第六十八條 第六十四條第二項、第六十五條第二項、第
 百六十六條第二項及前條第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十章 偽證ノ罪

第六十九條 法律ニ依リ宣誓シタル證人虚偽ノ陳述ヲ爲シタ
 ルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第七十條 前條ノ罪ヲ犯シタル者證言シタル事件ノ裁判確定
 前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スル
 コトヲ得

第七十一條 法律ニ因リ宣誓シタル鑑定人又ハ通事虚偽ノ鑑
 定又ハ通譯ヲ爲シタルトキハ前二條ノ例ニ同シ

第二十一章 誣告ノ罪

第七十二條 人ヲシテ刑事又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケシムル目的
 ヲ以テ虚偽ノ申告ヲ爲シタル者ハ第六十九條ノ例ニ同シ
 第七十三條 前條ノ罪ヲ犯シタル者申告シタル事件ノ裁判確
 定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス
 ルコトヲ得

ニ處ス

第八十三條 有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處
 ス其相姦シタル者亦同シ

前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫姦通ヲ縱容シタ
 ルトキハ告訴ノ効ナシ

第八十四條 配偶者アル者重ネテ婚姻ヲ爲シタルトキハ二年
 以下ノ懲役ニ處ス其相姦シタル者亦同シ

第二十三章 賭博及ヒ富籤ニ關スル罪

第八十五條 偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戲又ハ賭事ヲ爲
 シタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娛樂ニ供
 スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス

第八十六條 常習トシテ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ三年以下
 ノ懲役ニ處ス

賭博場ヲ開張シ又ハ博徒ヲ結合シテ利ヲ圖リタル者ハ三月以
 上五年以下ノ懲役ニ處ス

第八十七條 富籤ヲ發賣シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三十
 圓以下ノ罰金ニ處ス

富籤發賣ノ取次ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以
 下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ外富籤ヲ授受シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料

ニ處ス

第二十四章 禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪

第八十八條 神祠、佛堂、墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ行爲アリタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

說教、禮拜又ハ葬式ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十九條 墳墓ヲ發掘シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第九十條 死體、遺骨、遺髮又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄又ハ領得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第九十一條 第八十九條ノ罪ヲ犯シ死體、遺骨、遺髮又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第九十二條 檢視ヲ經スシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十五章 瀆職ノ罪

第九十三條 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第九十四條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助ス

ル者其職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第九十五條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦同シ

第九十六條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第九十七條 公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若其全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價格ヲ追懲ス

第二十六章 殺人ノ罪

第九十八條 公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付提供又ハ約束シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第二百條 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百一條 前二條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ依リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

第二百二條 人ヲ殺傷若クハ補助シテ自殺セシメ又ハ被殺者ノ囑託ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二百三條 第九十九條、第二百條及ヒ前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十七章 傷害ノ罪

第二百四條 人ノ身體ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百五條 身體傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第二百六條 前二條ノ犯罪アルニ當リ現場ニ於テ勢ヲ助ケタル者ハ自ラ人ヲ傷害セスト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百七條 二人以上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害シタル場合ニ於テ傷害ノ輕重ヲ知ルコト能ハス又ハ其傷害ヲ生セシメタル者ヲ知ルコト能ハサルトキハ共同者ニ非スト雖モ共犯ノ例ニ依ル

胎シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十三條 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其ノ承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十四條 醫師、産婆、藥劑師又ハ藥種商婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十五條 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得シテ墮胎セシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百十六條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第三十章 遺棄ノ罪

第二百十七條 老幼、不具又ハ疾病ノ爲扶助ヲ要ス可キ者ヲ遺棄シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十八條 老者、幼者、不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アル者之ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ爲ササルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者、直系尊族ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上

七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十九條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第三十一章 逮捕及監禁ノ罪

第二百二十條 不法ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十一條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第三十二章 脅迫ノ罪

第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ

第二百二十三條 生命、身體、自由、名譽若クハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキコトヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

待テ之ヲ論ス但被拐取者又ハ被賣者犯人ト婚姻ヲ爲シタルトキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ告訴ノ效ナシ

第三十四章 名譽ニ對スル罪

第二百三十四條 公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其事實ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誣罔ニ出ツルニ非サレハ之ヲ罰セス

第二百三十一條 事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二百三十二條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第三十五章 信用及業務ニ對スル罪

第二百三十三條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百三十四條 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者亦前條ノ例ニ同シ

第三十六章 窃盜及強盜ノ罪

第二百三十五條 他人ノ財物ヲ窃取シタル者ハ窃盜ノ罪ト爲シ

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フヘキコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキコトヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ

第三十三章 略取及ヒ誘拐ノ罪

第二百二十四條 未成年者ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十五條 營利、猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十六條 帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ賣買シ又ハ被拐取者若クハ被賣者ヲ帝國外ニ移送シタル者亦同シ

第二百二十七條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十八條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百二十九條 第二百二十六條ノ罪同條ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百二十七條一項ノ罪及此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク外本章ノ罪ハ營利ノ目的ニ出テサル場合ニ限り告訴ヲ

十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百三十六條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト爲シ五年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

第二百三十七條 強盜ノ目的ヲ以テ其準備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第二百三十八條 窃盜財物ヲ得テ其取還ヲ拒キ又ハ逮捕ヲ免レ若クハ罪跡ヲ湮滅スル爲暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ強盜ヲ以テ論ス

第二百三十九條 人ヲ昏醉セシメテ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以テ論ス

第二百四十條 強盜人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百四十一條 強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百四十二條 自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニ屬シ又ハ公務所ノ命ニ因リ他人ノ看守シタルモノナルトキハ本章ノ罪ニ付テハ他人ノ財物ト看做ス

第二百四十九條 人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

第二百五十條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罪ス

第二百五十一條 本章ノ罪ニハ第二百四十二條、第二百四十四條及第二百四十五條ノ規定ヲ準用ス

第三十八章 横領ノ罪

第二百五十二條 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

自己ノ物ト雖モ公務所ヨリ保管ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ横領シタル者亦同シ

第二百五十三條 業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百五十四條 遺失物、漂流物其他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以上ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百五十五條 本章ノ罪ハ第二百四十四條ノ規定ヲ準用ス

第三十九章 贓物ニ關スル罪

第二百五十六條 贓物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第二百四十三條 第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條乃條第二百四十一條ノ未遂罪ハ之ヲ罪ス

第二百四十四條 直系血族、配偶者及同居ノ親族又ハ家族ノ間ニ於テ第二百三十五條ノ罪及ヒ其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ其他ノ親族又ハ家族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

第二百四十五條 本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ之ヲ財物ト看做ス

第三十七章 詐欺及恐喝ノ罪

第二百四十六條 人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

第二百四十七條 他人ノ爲其事務ヲ處理スル者自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百四十八條 未成年者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乘シテ其財物ヲ交付セシメ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

贓物ノ運搬、寄藏、故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役及ヒ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五十七條 直系血族、配偶者、同居ノ親族又ハ家族及ヒ此等ノ者ノ配偶者ノ間ニ於テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除ス親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

第四十章 毀棄及ヒ隱匿ノ罪

第二百五十八條 公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百五十九條 權利義務ニ關スル他人ノ文書ヲ毀棄シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第二百六十條 他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第二百六十一條 前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞シ又ハ傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百六十二條 自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ又ハ質貸シタルモノヲ損壞又ハ傷害シタルトキハ前三條ノ例ニ依ル

第二百六十三條 他人ノ信書ヲ隱匿シタル者ハ六月以下ノ懲役

若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス
第二百六十四條 第二百五十九條、第二百六十一條及ヒ前條ノ
罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

右刑法の一部改正 右刑法は大正十年法律第七十七號を
以て一部次の如く改正公布せられてゐる。

刑法左ノ通り改正ス
第二百五十三條中「一年以上」ヲ削ル

刑法施行法

第一條 本法ニ於テ舊刑法ト稱スルハ明治十三年第三十六號布
告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト稱スルハ刑法施行前ニ公布シタル法
律及勅令布告ニシテ法律ト同一ノ效力ヲ有スルモノヲ謂フ

第二條 刑法施行前ニ舊刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル
者ニ付テハ左ノ例ニ從ヒ刑法ノ主刑ト舊刑法ノ主刑トヲ對照
シ刑法第十條ノ規定ニ依リ其輕重ヲ定ム

刑法ノ刑	舊刑法ノ刑
死刑	死刑
無期懲役	無期徒刑
無期禁錮	無期流刑
有期懲役	有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮

キハ左ノ例ニ依ル

一、確定裁判アリタル罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタル
トキト雖モ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ
於テハ其罪ト餘罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

二、確定裁判アリタル罪ニ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定
メタル法令ヲ適用シタルトキト雖モ舊刑法又ハ他ノ法律ニ
於テハ其罪ト餘罪トニ付キ數罪俱發ニ關スル規定ニ因リ

第七條 左ニ記載シタル者刑法施行前更ニ刑法ノ有期懲役ニ相
當スル刑ニ該ル罪ヲ犯シ刑法施行後其罪ニ付裁判ヲ爲ストキ
ハ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ累犯
ニ關スル規定ヲ準用ス

一、舊刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ處
セラレタル者

二、舊刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ係
ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラレ其執行ノ免除ヲ得又
ハ減刑ニ因リ懲役ニ相當スル刑ニ減輕セラレタル者

刑法第五十六條第三項ノ規定ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ
處斷セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第八條 刑法施行前ニ犯シタル一罪ト刑法施行後ニ犯シタル一
罪又ハ數罪トニ付同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ刑法施行前

第二章 刑事法規の變遷

有期禁錮	有期流刑、重禁獄、輕禁獄、輕禁錮
罰金	罰金
拘留	拘留
科料	科料

第三條 法律ニ依リ刑ヲ加重減輕ス可キトキ又ハ酌量減輕ヲ爲
ス可キトキハ加重又ハ減輕ヲ爲シタル後刑ノ對照ヲ爲ス可シ
數罪ヲ犯シタル者ニ付テハ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定
ヲ適用シタル後刑ノ對照ヲ爲ス可シ

一罪ニ付二個以上ノ主刑ヲ併科スヘキトキ又ハ二個以上ノ主
刑中其一個ヲ科ス可キトキハ其中ニテ重キ刑ノミニ付キ對照
ヲ爲ス可シ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ數罪ノ主
刑ヲ併科スヘキトキ亦同シ

第四條 刑法施行前舊刑法又ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ告訴ヲ待
テ論ス可キ罪ヲ犯シタル者ハ刑法ノ規定ニ依リ告訴ヲ要セサ
ルモノト雖モ告訴アルニ非サレハ其罪ヲ論セス

第五條 刑法第六條ニ依リ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合
ニ於テハ剝奪公權、停止公權、監視又ハ罰金ヲ附加ス可キト
キト雖モ之ヲ附加セス

第六條 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付刑法施行前又ハ後ニ確定
裁判アリタル後刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付裁判ヲ爲スト

ノ罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キトキト雖モ其罪ト刑
法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第九條 刑法施行前ニ犯シタル數罪ト刑法施行後ニ犯シタル一
罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テ刑法施行前
ノ罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キトキハ數罪俱發ニ關
スル規定ニ依リテ定マリタル一ノ重キ罪ト刑法施行後ノ一罪
又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依
リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用ス可キトキハ其數罪ト刑法施行後
ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十條 刑法施行後ニ犯シタル罪ニ付キ確定裁判アリタル後刑
法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ其罪ニ
舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ確定裁判アリタ
ル罪ト其罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十一條 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行後確定裁判
アリタル後刑法施行後ニ犯シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ス場合
ニ於テハ確定裁判アリタル罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シ
タルトキト雖モ其罪ト餘罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準
用ス

第十二條 第七條第一項各號ニ記載シタル者刑法施行後有期懲

役ニ係ル罪ヲ犯シタルトキハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

第七條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 刑法施行後ハ舊刑法又ハ舊刑法施行前ノ法令ノ刑ニ處セラレタル者ト雖モ刑ノ執行、假出獄及時效ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞役場ニ留置スル場合ニ於テハ檢事ノ請求ニ依リ裁判所決定ヲ以テ其言渡ヲ爲スコシ

前項ノ場合ニ於テハ第二條及ヒ明治十四年第八十一號布告第一條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲スコシ

舊刑法ノ刑ニ處セラレタル者ノ刑法施行前ニ於ケル時効期間ノ起算及ヒ時効ノ中斷ニ付テハ期滿免除ニ關スル規定ニ從フ

第十四條 刑法施行後ハ舊刑法ノ刑ニ處スコキ者ト雖モ刑ノ執行猶豫ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ第二條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲スコシ第十五條 刑法施行前假出獄ヲ許サレタル者及ヒ幽閉ヲ免ヒラレタル者ニ付テハ刑法施行ノ日ヨリ刑法ノ假出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

刑法施行前罰金又ハ科料ヲ納完セサル爲メ輕禁錮又ハ拘留ニ換ヘラレタル者ニ付テハ刑法施行ノ日ヨリ刑法第十八條及ヒ第三十條ノ規定ヲ準用ス但留置ノ日數ハ其執行ノ日ヨリ起算

ニ於テハ第二十三條ノ場合ヲ除ク外舊刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ依ル

第二十二條 他ノ法律中舊刑法ノ規定ヲ掲ケ又ハ舊刑法ノ規定ニ依リ若クハ之ニ依ラサルコトヲ定メタル場合ニ付キ刑法中其規定ニ相當スル規定アルモノハ刑法ノ規定ニ變更ス

爆發物取締罰則第十條ハ之ヲ廢止ス

第二十三條 前條ノ規定ニ依リ刑法ノ刑ヲ適用スコキ場合ニ於テハ他ノ法律中刑ノ加重ニ關スル特別ノ規定ハ之ヲ適用セス

刑ノ減輕ノ方法ニ付テハ刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ從フ

第二十四條 明治二十二年法律第二十八號及ヒ明治二十三年法律第九十九號ハ之ヲ廢止ス

第二十五條 左ニ記載シタル舊刑法ノ規定ハ當分ノ内刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

第二章 刑事法規の變遷

シ刑法第十八條ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第十六條 懲治場留置ノ執行ハ刑法施行後ト雖モ從前ノ例ニ從フ但司法大臣ハ何時ニテモ其留置ヲ解キ又ハ感化院ニ入院セシムルコトヲ得

第十七條 關席判決ヲ以テ言渡シタル刑ノ時効期間ハ其言渡ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第十八條 罰金公權、監視及附加ノ罰金ノ言渡ハ刑法施行ノ日ヨリ其效力ヲ失フ但既ニ徵收シタル附加ノ罰金ハ之ヲ還付セ

ス

附加ノ罰金ヲ完納セサル爲メ換ヘラレタル禁錮ニ付キ亦前項ニ同シ

第十九條 他ノ法律ニ定メタル主刑ハ第二條ノ例ニ準シ刑法ノ刑ニ對照シテ之ヲ刑法ノ刑名ニ變更ス但單ニ禁錮トアルハ之ヲ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ變更ス

他ノ法律ノ規定中罰金公權、停止公權、監視及ヒ附加ノ罰金ニ處スコキ旨ヲ定メタルモノハ之ヲ廢止ス

第二十條 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間又ハ金額ヲ變更セス但他ノ法律中特ニ期間又ハ金額ヲ定メサル刑ニ付テハ仍ホ舊刑法總則中間又ハ金額ニ關スル規定ニ從フ

第二十一條 他ノ法律ニ定メタル刑ヲ加重又ハ減輕スコキ場合

第二十六條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二條ノ例ニ從フ

- 一 軍機保護法ニ掲ケタル罪
- 二 徵兵令ニ掲ケタル罪
- 三 明治三十八年法律第六十六號ニ掲ケタル罪
- 四 通貨及ヒ證券模造取締法ニ掲ケタル罪
- 五 船舶法ニ掲ケタル罪
- 六 船員法ニ掲ケタル罪
- 七 船舶職員法ニ掲ケタル罪
- 八 船舶検査法ニ掲ケタル罪
- 九 戶籍法ニ掲ケタル罪
- 十 郵便法ニ掲ケタル罪
- 十一 舊刑法中印紙ノ偽造、變造及ヒ其知情使用ニ關スル罪
- 二十七條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ從フ
- 一 著作權法ニ掲ケタル罪
- 二 重要物產同業組合法ニ掲ケタル罪
- 三 移民保護法ニ掲ケタル罪
- 二十八條 人ノ資格其他ノ事項ニ關シ舊刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ掲ケタル他ノ法律ノ規定ハ刑法施行ノ爲メ變更セラルルコトナシ
- 二十九條 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ

該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重罪ト看做ス

第三十條 前條ニ該當セサル懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪

ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕罪ト看做ス

前條ニ該當セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ

付テハ舊刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看做ス

前條ニ該當セサル禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊

刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス

第三十一條 拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ

舊刑法ノ違警罪ト看做ス

第三十二條 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期

六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十三條 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ處セ

ラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處

セラレタル者ト看做ス

第三十四條 前條ニ記載シタル者及舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラ

レタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ公權ヲ剝奪セラレタル者

ト看做ス

前項ノ規定ハ復權ヲ得タル者ニハ之ヲ適要セス

第三十五條 六年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ處セラレタ

ル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕罪ノ刑ニ處セラレ

タル者ト看做ス

六年未滿ノ懲役ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ

舊刑法ノ重禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス

六年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ

舊刑法ノ輕禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス

第三十六條 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者及ヒ舊

刑法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ

刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公權

ヲ停止セラレタルモノト看做ス

第三十七條 他ノ法律中舊刑法第三十一條又ハ第三十三條ノ規

定アル爲メ人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付

テハ舊刑法第三十一條及ヒ第三十三條ノ規定ハ人ノ資格ニ關

シ刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

第三十八條 刑事訴訟法第八條ヲ左ノ如ク改ム

第八條 公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ經過スルニ依テ完成ス

一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年

二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付

テハ十年

三 長期十年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ三年

四 長期五年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付

判ニ附スル言渡ヲ爲スコシ

第四十三條 刑事訴訟法第七十二條ヲ左ノ如ク改ム

第七十二條 檢事ハ免訴又ハ管轄運ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲

スコトヲ得

第四十四條 刑事訴訟法第二百三十六條中「輕罪、重罪ノ」ヲ

削ル

第四十五條 刑事訴訟法第二百四十一條ヲ左ノ如ク改ム

條二百四十一條 裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ

重罪ナリトスルトキハ其事件ヲ豫審判事ニ送付スル決定ヲ

爲スコシ檢事ノ請求アルトキ亦同シ

被告事件豫審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ受命判事ヲシテ其

事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

第四十六條 刑事訴訟法第二百六十四條中「更ニ重罪事件トシ

テ裁判スコキ旨ノ決定ヲ爲シ」ヲ削ル

第四十七條 刑事訴訟法第三百十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

監獄ニ於テ執行スコキ二個以上ノ主刑ノ執行ハ其重キモノヲ

先ニス但シ特別ノ事由アルトキハ檢事ハ重キ刑ノ執行ヲ停止

シ他ノ刑ノ執行ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十八條 刑事訴訟法第三百十八條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

テハ三年

五 刑法第八十五條ノ罪ニ付テハ一年

六 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第三十九條 刑事訴訟法第六十二條第三號ヲ左ノ如ク改ム

第三 區裁判所ノ管轄ニ屬スル罪ト思料シタル事件ニ付テハ

證據書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ區裁判所檢事ニ送致スヘシ

第四十條 刑事訴訟法第七十五條第二條ヲ左ノ如ク改ム

第二 醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人

又ハ此等ノ職ニ在リシ者及ヒ宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者

又ハ此等ノ職ニ在リシ者其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知

得タル事實ニシテ默秘スコキモノニ關スルトキ

第四十一條 刑事訴訟法第二百六條第一項中「刑法第八十

條ニ從ヒ罰金」ヲ「四千圓以下ノ罰金又ハ科料」ニ改メ同條

第二項中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

同法第三百三十八條中「刑法第七十九條ニ從ヒ罰金」ヲ「四

十圓以下ノ罰金又ハ科料」ニ改ム同法第四百十四條第一項中

「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

第四十二條 刑事訴訟法第七十二條ヲ左ノ如ク改メ第三項ヲ

削ル

被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト思料シタルトキハ公

第二章 刑事法規の變遷

第三百十八條ノ二 死刑ノ執行ハ檢事及ヒ裁判所書記ノ立會ニテ之ヲ爲スコシ

死刑ノ執行ニ關スル者ノ外刑場ニ入ルコトヲ得ス但檢事又ハ監獄ノ長ノ許可ヲ得タル者ハ此限ニ在ラス

第三百十八條ノ三 死刑ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失シタルトキハ司法大臣ノ命令ニ依リ其痊癒ニ至ルマテ執行ヲ停止ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル婦女懷胎ナルトキハ分娩後司法大臣ノ命令アルニ非サレハ執行ヲ爲スコトヲ得ス

第四十九條 刑事訴訟法第三百十九條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其事故ノ止ムマテ刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

一 心神喪失ノ状態ニ在ルトキ

二 刑ノ執行ニ因リ生命ヲ保ツコト能ハサル虞アルトキ

三 受胎後七月以上ナルトキ

四 分娩後一月ヲ經過セサルトキ

第五十條 刑事訴訟法第三百二十條中「之ヲ爲スコシ」ノ下ニ

「刑ノ執行ノ停止ニ付亦同シ」ヲ加ヘ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ徵收ニ付テハ非訴事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第五十一條 刑事訴訟法第二十四條、第六十三條、第六十八條、第七十三條及ヒ第七十四條但書ハ之ヲ削ル

第五十二條 刑事訴訟法中復讐及特赦ニ關スル規定ハ之ヲ削ル

第五十三條 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ム可キ場合ニ於テハ其犯罪事實ニ付キ最終ノ判決ヲ爲シタル裁判所ノ檢事其裁判所ニ請求ヲ爲スコシ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ轉見ヲ聽キ決定ヲ爲スコシ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十四條 刑ノ執行猶豫ハ裁判所ニ於テ檢事ノ請求ニ因リ又

ハ職權ヲ以テ刑ノ言渡ト同時ニ判決ヲ以テ之ヲ言渡スコシ

第五十五條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ハ上訴ニ因リ其效力ヲ失フコトナシ但原判決ヲ取消シ又ハ破毀シタル場合ハ此限ニ在ラス

上訴裁判所ハ新ニ執行猶豫ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第五十六條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消ス可キ場合ニ於テハ刑

ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地又ハ最後ノ住所地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事其裁判所ニ請求ヲ爲スコシ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意

見ヲ聽キ決定ヲ爲スコシ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十七條 第五十三條及ヒ前條ノ裁判及抗告ニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 明治三十八年法律第七十號ニ依リ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケ仍ホ猶豫ノ期間ヲ經過セサル者ハ刑法ニ依リ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルモノト看做ス

第五十九條 明治三十九年法律第五十四號ハ之ヲ廢止ス

第六十條 私訴ハ公訴ニ附帶スルトキハ民事訴訟ノ方式ニ依ラズ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十一條 贓物犯人ノ手ニ在ルトキハ被害者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ爲スコシ

第六十二條 左ニ記載シタルモノヲ以テ公訴ニ關スル訴訟費用トス

一 豫審、公判ニ付キ呼出シタル證人、鑑定人及ヒ通事ニ給與ス可キ日當、旅費及ヒ止宿料

二 第六十六條ニ記載シタル費用

第六十三條 證人、鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ左ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム

一 證人ノ日當ハ出頭一度ニ付金二十錢乃至金五十錢但止宿

料ヲ給與スル場合ニ於テハ日當ヲ給與セス

二 鑑定人及通事ノ日當ハ出頭一度ニ付金三十錢乃至五圓

第六十四條 證人、鑑定人及ヒ通事ノ旅費ハ海陸路一里ニ付金

五錢乃至二十錢ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但通路兩線以上アルトキハ最近ノ通路ヲ以テ旅費ヲ算定ス

前項ニ掲ケタル者ノ止宿料ハ一日ニ付金二十錢乃至金一圓ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但シハ

里以上ノ地ヨリ來リ滞在スルトキニ非ラサレハ之ヲ給與セス

第六十五條 證人、鑑定人及ヒ通事ノ日當、旅費及ヒ止宿料ハ豫審ニ於テ其終決前、公判ニ於テ其判決前ニ本人ヨリ請求スルニ非サレハ之ヲ給與セス

第六十六條 鑑定、通譯ニ付キ數多ノ時間又ハ特別ノ技能若クハ費用ヲ要スルトキハ日當ノ外別ニ相當ノ金額ヲ給與スルコトヲ得

第六十七條 共犯ノ訴訟費用ハ共犯人ノ連帶負擔トス

附則

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ施行ス

刑法附則其他舊刑法施行ノ爲メ公布シタル法令ハ之ヲ廢止ス

刑法施行法の一部改正

第二章 刑事法規の變遷

右刑法施行は其後數次に互つて改正せられてゐる。

明治四十二年三月の改正 同月法律第四號度量衡法布に際し其附則を以て

刑法施行法第二十五條第一項第三號中「第七節及ヒ」ヲ削ル

と改正せられた。

明治四十二年四月の改正 同月法律第三十九號印紙犯罪處罰法施行に際し其附則を以て

刑法施行法第二十五條第一項第二號及第二十六條第十一號ハ之ヲ削ル

旨改正せられた。

明治四十三年四月の改正 同月法律第五十三號を以て銃砲火藥類取締法中改正せられ、其の附則を以て

刑法施行上第二十五條第一項中第一號ヲ削り以下各號順次繰上ク

と改正せられた。

大正五年三月の改正 同月法律第十五號重要物産同業組合法實施に際し其附則中

刑法施行法中第二十七條第二號ヲ左ノ如ク改ム

二、削除

と改められ更に同月法律第十七號を以て郵便法中改正せられたるに際し、附則を以て

刑法施行法第二十六條第十號ハ之ヲ削ル旨改正せられた。

大正十年四月の改正 同月法律第六十八號を以て刑事訴訟費用法實施に際し附則中

刑法施行法第六十二條乃至第六十七條ヲ削ル旨改正せられた。

大正十一年五月の改正 同月法律第七十一號破産法公布に際し其附則第三十八條を以て一部份の如く改正せられた。

民法施行法第二條、第三條及非訟事件手續法第五百二十二條、第五百十三條ハ之ヲ削除シ刑法施行法第二十五條第一項第三號ハ之ヲ削ル

昭和二年三月の改正 同月法律第四十七號兵役法發布に際し附則を以て

刑法施行法第二十六條第二號ヲ左ノ如ク改ム
二、削除
と改正せられた。

昭和十二年八月の改正 同月軍機保護法の發布に際し附則を以て

刑法施行法第二十六條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一、削除

と改正せられてゐる。

尙刑事令の改正に就ては法院月報所載手島法務課長の論文を次に轉載して参考に供する

臺灣刑事令の説明

本島司法の骨髄たるべき民刑律令は去八月二十八日を以て發布せられたり。是れが立法の要略に關しては既に本誌法院月報第六號に掲載せるを以て茲に再言せざるべきも起案より公布に至る迄の間幾多の調査と議論を重ね其結果は法の正文に顯れたるものと顯はれざるものとがある。而して其間如何なる消息あるかは等諸點は本令施行に際して讀者一般の熟知するを要すと信するもの尠からずである。表面觀察より本令を釋明すると大體に於て内地の改正刑事法は内地人臺灣人の區別なく適用せらるゝものである。然れども其裏面に於ては數多の特種立法保

存せられ、從て本島の刑事制度は如何の問題に對しては今日と雖も尙内地に比して大に差異ありと答へざるを得ないのである。今本令を分解すれば大要左の三點に歸するを見るべし。

(一) 本島刑事令は内地の刑法、刑法施行法及び刑事訴訟法に依據する事(第一條)

(二) 刑法施行法に對する本島特種の規定ある事(第二條、第三條、第四條)

(三) 刑法及び刑事訴訟法に對する本島特種の立法ある事(第七條)

更に換言すれば本島刑事令は其大本を内地法に則り、刑法、刑法施行法及び刑事訴訟法の三脚より組成すると雖も、全然之れに依るにあらずして各脚共に異例あることを示すものである。今之を各脚個箇に就き仔細に其異例を示せば。

(一) 刑法 の點に就ては從來形式上内地人、外國人に對しては全然内地法に依り本島人、清國人に對しては現行の例に依るの區別ありしと雖も、今回發布の刑事令に於ては之等諸人種に對して何等の區別を爲さず一切皆同一

の刑法に依ることを示せるものである。立法の脚色としては一視同仁の態度を遺憾なく發揮したるものなりと云ふことが出来る。故に人若し本島刑事制度上明治三十一年律令第八號と同四十一年律令第九號との間に於て如何なる差異ありやと問はゞ均しく内地刑法に依るものなりと雖も、舊令にありては人種に依り區別を設け、之に反し新令にありては何等人種上の區別を設けずと答ふべきである。更に之が例外規定如何と問はゞ舊令時代に於て刑法の例外法たりし匪徒刑罰令、臺灣阿片令、罰金及管刑處分例、犯罪即決例及び彩票規則等は依然本令第七條に於て保存せられ何等の異を見ざるものなれば結局新立法の結果としては内地新刑法が本島特種の刑事法を認容しつゝ本島に輸入せられたる姿に歸するのである。最も明治三十五年律令第一號「日本銀行に於て發行する銀行券の偽造及其取受行使に關する件」の如き特に之を保存するの規定なきものは新刑法輸入の爲め自然消滅に歸するものあるは勿論である。

(二) 刑法施行法 に就ては其名稱より云へば刑法の附屬法であつて既に刑法を本島に輸入する以上は當然之れをも

輸入せざるべからざるものである。然し同法は刑法の二字を冠せるに拘はらず刑法以外の諸法律に涉つて其存廢改正を規定せるが爲め、其性質より云へば刑法のみの附屬法と云ひ難く、廣く刑法と舊刑法其他の一般刑事法との調和法たると同時に他の法律の改廢法たるが故に、之を本島に輸入するに當り臺灣民事令に於ける民法施行法の如く附屬法と云はずして刑事令の一脚として輸入し列擧せられたる所以である。若し其名稱にカブレて單純なる普通附屬法と看做し其儘之を本島に輸入するときは忽ち二個の支障不足を感ずるのである。ソコで其二點を補足するの必要が起る。其の一は刑法と本島在來の日令及び律令との調和如何、其二は本島在來の法令中刑法施行法第二十六條に掲ぐるものと同一性質を有する國際規程に屬する罪の效力範圍如何の問題にして、之を決定明示せるものは刑事令第二條及び第三條とである。尙第三に本島の事情として刑法施行法の如くする能はざる點は刑の執行猶豫にして民度の進歩に伴ふて手加減を行ひ得るが爲めには不羈獨立の裁判官に擧て之を委し難きものあり。於是乎上令下服の責任ある檢察官の請求ある場合

に限らざるを得ず。刑事令第四條の規定乃ち之である。

(以上)の諸點は曩きに本誌上刑法施行法大要に述べ置きたるを以て参照ありたし、最後に第四に刑法施行法を其儘行ふときは刑事訴訟費用の事も同法の規定に依るに至り、其結果民事訴訟費用規則と大に權衡を失するに至るを以て之を保存するの必要あり、刑事令第七條の規定即ち是れである。

(三) 刑事訴訟法 に就ては之に依る旨を宣言すと雖も本島在來の實際状態と寸毫も異なることなし。又其例外法規たる刑事訴訟特別手續、三十二年律令第二十七號「臨時法院の判決に對する再審及非常上告方」、控訴豫納金規則の如きも刑事令第七條に於て悉く保存せられたるを以て全體に於て舊様依然たりと謂て宜しいのである。唯是迄は内地人に對しては三十一年律令第八號を以て之に適用品となし本島人清國人に對しては三十二年律令第八號を以て之に適用品となし一律の下に規定せられざるを以て今回の立法に於て併合したる迄に歸するのである。

右刑事令の一部改正

右刑事令は爾後數回に互つて其一部改正を見てゐる。即ち

(一) 大正九年八月律令第十四號を以て

第四號 削除

第五條中「廳長」ヲ「廳長又ハ郡守」ニ改ム

第七條中「重罪控訴豫納金規則及明治三十九年律令第七號」ヲ削ル

附則

本令ハ大正九年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

と改正せられたが、本改正に關しては大正九年九月二日發行臺灣日々新聞の次の記事で趣旨が明かである。

本島の法院に於ては臺灣刑事令第四條「刑の執行猶豫は檢察官の請求ある場合に限り之を言渡す事を得」との規定により檢察官に於て執行猶豫を與ふ可しとの意見を附せられざる場合裁判所に於て之を言渡す事を得ざるより從來法曹界に於て兎角の議論ありたるが三十一日府報號外律令第十四號を以て第四條削除の件公布せられ九月一日より施行する事となれり即今後執行猶豫は全然裁判長の權限に屬する事となりたる次第なり。右に付谷野高等法院長曰く右は刑の執行猶豫に關するものにして第四條は乃ち刑の執行猶豫は檢察官の請求ある場合に限り之

れを言渡すことを得と規定しあり這は當初手島檢察官等の主唱に繋り對本島人刑事政策上原則として本島人に執行猶豫を與へざる方針なりしを以て斯かる隱微の方法を看たり蓋し若し斯かる特殊條文有せざるに於いては臺灣刑事令は母國刑法の準用に基き刑の執行猶豫の如きは當然判事の職權に專屬すべきものなりしにも拘らず世界に類例なき法規を設け執行猶豫を檢事の請求ある場合に限局するに至れるが之れに對しては司法部内にも異議尠からず現時司法官の職權は本島に於ても内地同様頗る擴大せられ例へば殺人に關する罪に就きても刑の適用に關し禁錮三箇年以上死刑迄其自由裁量を認められつゝある趨勢なるに單に二箇年以下の禁錮に適用せらるべき執行猶豫を檢事の請求ある場合に限定せるは理論上不條理にして大勢に背馳せるのみならず實際上二三年以來檢察官は本島人にも刑の執行猶豫を請求しつゝありて今や全く立法本來の目的を放棄しつゝあるに鑑み且つ正義公道の見地よりして茲に臺灣刑事令第四條を撤廢せるものあるが爾後本島人中其情狀酌量すべきものにして執行猶豫の恩典を蒙るものは一層其多きに達すべし云々。

(二)更に大正十二年十二月に至り律令第八號を以て次の如く一部改正せられた

臺灣刑事令中左ノ通改正ス

第一條中「刑法施行法及刑事訴訟法」ヲ「及刑法施行法」

ニ改ム

第五條 削除

第七條中「罰金及笞刑處分例」「刑事訴訟特別手續」及

「刑事訴訟費用規則」ヲ削ル

附則

本令は大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

其の改正理由は本令發布と前後し罰金及笞刑處分例、刑事訴訟費用規則の廢止とがあり更に新刑事訴訟法を施行せられた結果と關係ある刑事令の改正を要するに至つたのである。

(三)昭和五年九月には律令第二號を以て次の如く改正せられた。

第一條中「及刑法施行法」ヲ「昭和五年法律第九號及刑法施行法」ニ改ム

附則

本令ハ昭和五年九月十日ヨリ之ヲ施行ス
昭和五年法律第九號とは盜犯等防止及處分に關する法律にして内地では既に六月より實施せられてゐるものである。

二、刑の執行猶豫に關する取扱規程

刑の執行猶豫制度は初犯者が輕刑に處せられて一旦禁獄の身となつたとき悔悟遷善の效よりも寧ろ獄中の罪惡に感染し兇惡の風に染むことを避けんとする趣旨から生じたもので、内地に於ては既に明治三十八年刑の執行猶豫規則が發布せられて試験的に實行されつゝあつた。此の制度を臺灣にも適用すべきかとの議論は既に本島朝野の間にも行はれつゝあつた。而して明治四十一年十月より刑法が實施せられたのであるが此の中で刑の執行猶豫を認むる規定があつたが臺灣刑事令を施行する際本島に於ては檢察官の請求に依て之を行ふことが認められたこと前述の如くである。而して實施の結果に就て明治四十二年度總督府事務成績提要には「刑の執行猶豫は美法なり然れども人を見て法を説かざるべからず。否らざれば折角の美法も亦惡法の結果を生

すべし。本島の民情は果して此の美法を施すに適するか施して却つて惡結果を生ぜざるか、是れ刑事令施行當時苦慮せし問題なりしが刑事令は終に刑の執行猶豫の請求を檢察官のみに一任し裁判官の職權を以て之れが言渡を爲すことを得せしめず、従つて本制度を實際に適用したる場合は極めて僅少にして四十一年度に於て二人、四十二年度に於て三人合計五人の猶豫者を出したるのみ。土地人口に差ありと雖も内地に比して殆んど本制度の實行を見ざるものと云ふべし。之を以て或は刑の執行猶豫は判官の職權を以ても言渡すことを得しむべく議する者ありと雖も、本島には別に檢察官に於て起訴猶豫の處分を爲すもの一箇年三百九十件あり。此處分は犯罪の特別猶豫として著大の効果あるを以て一般豫防たる執行猶豫を擴大せしむるの必要は刻下未だ生せず。唯此問題は將來大に留意すべき點なりとす。」云々と述べてゐる。而して之が大正九年に至り判官の裁量に依り執行猶豫を申渡すことを認められたことも既述の如くである。

猶豫取扱に關する訓令の發布 而して猶豫者は之を放任することを寛さず、適當の監督及猶豫取消の原因に付ての

注意又は其言渡を取消した場合に於ける取扱方に關して檢察局及地方廳の注意を要するものありとして曩是既に明治四十一年九月訓令第四百四十七號を以て次の如き規程が發布せられてゐた。

刑ノ執行猶豫ニ關スル取扱規程

- 第一條 廳長ハ犯罪即決例ニ依リ取扱フヘキ事件中刑ノ執行猶豫ヲ言渡サルヘキモノト思料スルトキハ管轄法院檢察官ニ送致スヘシ
- 第二條 檢察局及廳ニハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル犯人ノ名簿ヲ備フヘシ
- 檢察局ニ於テハ刑ノ執行猶豫ヲ受ケタル犯人及他ノ法院檢察官ノ通知ニ係ル者ニ付キ各別ニ之ヲ調製スヘシ
- 執行猶豫人名簿ハ別記第一號様式ニ依リ調製スヘシ
- 第三條 一定ノ住所ヲ有セサル犯人ニ對シ刑ノ執行猶豫ノ言渡アリタルトキハ檢察官ハ犯人ヲシテ速カニ届出テシムヘシ
- 第四條 檢察官ハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル犯人ニ對シ猶豫期間ノ始期竝ニ刑法第二十六條及第二十七條

ノ旨趣ヲ通知スヘシ

- 第五條 刑ノ執行猶豫ヲ言渡シタル地方法院ノ檢察官ハ犯人ノ氏名、年齢、住所、罪名、刑期、猶豫期間、其ノ始期其他必要ト認ムル事項ヲ犯人住所地ノ廳ニ通知スヘシ
- 犯人ノ住所地法院ノ管轄外ナルトキハ犯人ノ住所地ヲ管轄スル地方法院ノ檢察官ニモ亦前項ノ通知ヲ爲スヘシ
- 第六條 刑ノ執行猶豫ヲ言渡シタル覆審法院ノ檢察官ハ第一審法院ノ檢察官ニ前條第一項ニ定ムル事項ヲ通知スヘシ
- 前項ノ通知ヲ受ケタル法院檢察官ハ更ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ覆審法院ニ於テ控訴ヲ棄却シタル場合亦同シ
- 第七條 廳長ハ檢察官ヨリ犯人刑ノ執行猶豫ノ通知アルトキハ之ヲ執行猶豫名簿ニ記載シ犯人刑ノ執行猶豫期間内其ノ所轄外ニ住所ヲ轉シタルトキハ管轄法院檢察官ニ之ヲ通知スヘシ
- 第八條 前條ノ通知アリタルトキハ檢察官ハ犯人轉住地ノ廳ニ第五條第一項ニ定ムル事項ヲ通知スヘシ

前項ノ犯人其ノ法院ニ於テ言渡シヲナシタルモノニアラサルトキハ其ノ言渡シヲナシタル法院檢察官ニ住所ヲ轉シタル旨ヲ通知スヘシ

若シ轉住地其ノ法院ノ管轄外ナルトキハ第五條第二項ノ規定ヲ準用ス

- 第九條 廳長ハ刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル犯人ニ對シ執行猶豫取消シノ原因アリヤ否ヤヲ注意シ其ノ取消ノ原因アルコトヲ覺知シタルトキハ直ニ管轄法院檢察官ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第十條 檢察官刑ノ執行猶豫ヲ受ケタル犯人ニ付言渡取消ノ原因ヲ覺知シタルトキハ犯人所在地又ハ最後ノ住所地ヲ管轄スル法院ノ檢察官ニ之ヲ通知スヘシ

第十一條 執行猶豫ノ言渡ヲ取消シタル場合ハ檢察官ハ犯人住所地ノ廳刑ノ執行猶豫ヲ言渡シタル法院ノ檢察官及最後ノ住所地ヲ管轄スル法院ノ檢察官ニ犯人ノ氏名及取消ノ原因ヲ通知スヘシ

第十二條 檢察官刑ノ執行猶豫事故表ニ掲クル猶豫取消以外ノ事故發生シタルコトヲ覺知シタルトキハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ爲シタル法院ノ檢察官及最後ノ住所地

第一號様式

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

ヲ管轄スル法院ノ檢察官ニ之ヲ通知スヘシ
第十三條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ爲シタル法院ノ檢察官ハ刑ノ執行猶豫ノ判決確定シタモノニ付キ三月毎ニ別記第二號様式ニ依リ執行猶豫表及執行猶豫事故表ヲ製シ其ノ翌月末日迄ニ臺灣總督府ニ提出スヘシ

第 號		第 號	
原籍地	出生地	住所	姓名
職 業	身 分	刑 名	刑 期
職 業	身 分	猶豫期間	猶豫始期
職 業	身 分	猶豫終期	猶豫言渡
職 業	身 分	猶豫言渡	確定年月日
職 業	身 分	猶豫言渡	取消年月日
職 業	身 分	猶豫言渡	取消理由
職 業	身 分	猶豫言渡	備 考

第二號様式

第一

執行猶豫表

何法院(出張所)檢察局

計	人内成年	言渡		罪名		刑名		期間		内地人		本島人		外國人		清國人		區別氏名		年齢		
		名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名

備考

- 第一、猶豫犯人外國人ナルトキハ其ノ國籍ヲ記スヘシ
- 第二、一、他法院ニ於テ取消サレタルモノアルトキハ其ノ數、取消事由並ニ所在地又ハ最後ノ住所地ノ管轄法院ノ處分ナルヤ否ヤヲ備考欄ニ記スヘシ
- 二、所在地判明、復讐、入營、外國人ノ歸國又ハ外國渡航等ハ其ノ他欄ニ掲記シ且ツ其ノ事故ヲ備考欄ニ記スヘシ
- 三、外國人ニ係ルモノハ前號ノ外國籍及事故ヲ備考欄ニ記スヘシ

本表ニ記載スヘキ事項ナキトキハ縦線ヲ施シ提出スヘシ右規程の一部改正 此の規程は其後兩三回改正を見てゐる即ち(一)大正八年法院制度改正せられ上告審設置の結果高等法院上告部又は高等法院覆審部に於て刑の執行猶豫の

言渡あつた場合に於ける檢察官の爲すべき手續を規定する爲め八月訓令第五百十三號を以て

第六條 高等法院上告部又ハ高等法院覆審部ニ於テ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ爲シ各場合ニ於テハ其ノ法院ノ檢察官ハ第一審法院ノ檢察官ニ前條第一項ニ定ムル事項ヲ通知シ通知ヲ受ケタル檢察官ハ更ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ高等法院上告部又ハ高等法院覆審部ニ於テ上訴ヲ棄却シタル場合亦同シ

別記第二號様式中出張所ヲ支部ニ改ム

と改められ、(二)更に大正九年地方制度改正の結果本規程中改正の必要生じたので九月訓令第八十八號を以て

第一條 第七條及第九條中廳長ヲ郡守支廳長又ハ警察署長ニ改ム

第二條 第五條及第八條第十一條中廳ヲ決行官署ニ改ムと改正せられ、(三)大正十年執行猶豫表及執行猶豫事故表は年報に依り得るを以て總督府に提出する必要なしとして一月訓令第一號を以て次の如く改正せられた。

第十二條中「猶豫事故表ニ掲クル猶豫」ヲ「猶豫セラレタル犯人ニ付執行猶豫ノ言渡」ニ改ム

第十三條 削除

別記第二號様式ヲ削ル

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四節 改正刑事訴訟法の施行

一、刑事訴訟法の實施

明治四十一年内地法會多年の問題であつた改正刑法が實施されるや次で刑事訴訟法の改正が問題視せらるゝに至つた。爾來幾多の研鑽が積まれ漸く成案を得て終に大正十二年一月之が公布を見内地に於ては大正十三年一月一日より實施せらるゝことになつた。

本島に於て改正刑事訴訟法を如何に施行するかについても當然問題とならざるを得なかつた。而して臺灣には大正十年九月法令取調委員會が開設せられ先づ民法商法及其所屬法令の本島施行について審議し其結果特例二十八箇條を規定し大正十五年一月より之を施行するに至つた。茲に於て總督府法令取調委員會は刑事訴訟法實施の問題をとりあ

げた。勿論刑事訴訟法の改正は本邦法制史上一大革新を齎したものであるから當然本島實施についても考慮せられ譯には行かぬのであるが、本島に於ては人情、風俗、言語等を異にする特殊事情が存するので何等か特別を認めぬ譯にはゆかぬ。そこで法令取調委員會は谷野高等法院長、望月、後藤兩判官、三好檢察官、鼓參事官、和田法務課長の六名を特別委員に指命し大正十一年七月二十四日より翌大正十二年九月迄前後四十三回に互る特別委員會を開催し審議を重ねた結果漸く成案を得るに至つたので同二十七日委員長賀來總務長官以下諸委員出席し原案を審議することになつたが、席上賀來委員長から次の如き挨拶があつた。

本日より刑事訴訟に關する特例案の法令取調委員會を開くことになりましたが、私は本日午後二時二十五分の汽車にて急々上京することになり、爾後本委員會に出席し諸君の討議を聴くことを得ざるに至りたるは遺憾の次第であります、上京の用件は新總督御出迎の爲めと、前總督に御挨拶の爲めとでありまして、來月十三日新總督渡臺されるとき同時に歸臺の豫定であります。就ては聊か本委員會に對する所感を述べんと思ひます。

御承知の如く現在の臺灣に於ける刑事訴訟手續は、明治四十一年律令第九號臺灣刑事令に規定がありまして、原則として内地の刑事訴訟法に據つて居るのであります。乍然、臺灣には内地に於けると其の事情を異にするものあり、其他住民の多數は人情、風俗、言語等を異にする關係上、例へば事件の大部分は一々通譯を介して取調べなければならぬが如き、又一臺帶水の對岸支那と頗る密接の關係がありまして犯罪の捜査若くは裁判の執行等に付ても非常に困難を感じ、内地と其の事情を異にするものが多々ありますので、刑事訴訟法に對しても之を救済する爲め、種々の除外例を認めたる刑事訴訟特別手續なる律令が制定されて居ります。

即ち内地に於ける刑事訴訟法と、之に對して種々の除外例を認めたる刑事訴訟特別手續此の二つが、大體に於て現行の臺灣に於ける刑事訴訟法の手續法であります。然るに昨年内地に於ては新に刑事訴訟法が制定公布せられ、來年一月一日より施行せられ同時に現行の刑事訴訟法を廢止せらるゝことになりました。故に臺灣の律令たる刑事令に依據して居つた處の刑事訴訟法は無くなるの

で、臺灣としては母法變りたる以上相當考慮せねばならぬ時期になりました。而して大正十年法律第三號制定の趣旨から申しますれば、新に制定せられたる刑事訴訟法を臺灣に施行するのが最も適當でありまして、唯所謂臺灣特殊の事情に因り特例を設くるの必要あるものと存じます。

以上の次第よりして、昨年來法令取調委員會の特別委員會は、之れが立案に付非常なる努力と長月日間詳密なる審議を爲し、今漸く其の成案を見之れを本委員會に附議する様になつた次第であります。何卒各位慎重の御審議あらんことを希望致します。

前述の次第であります、私は本日出發上京致しますから、其の間望月委員を委員長代理に指名致します。

同日賀來委員長の指命に依り望月判官委員長代理となり九月二十八日、十月一、二、三、五、八日の七回に互り慎重審議を重ねて原案を可決し總督に答申の手續をとり大正十二年十二月勅令第三百二十六號を以て

刑事訴訟法へ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ臺灣ニ施行スとの勅令が公布せられた。同時に律令第六號を以て刑事訴

訟特別手續の廢止、律令第八號を以て臺灣刑事令の改正等が行はれ又勅令第五一四號を以て大正十一年勅令第四百七號を改正し臺灣に刑事訴訟法實施に關する特例を認めた。改正刑事訴訟法全文は次の如きものである

刑事訴訟法

第一編 總則

- 第一章 裁判所ノ管轄
- 第二章 裁判所職員ノ除斥、忌避及回避
- 第三章 訴訟能力
- 第四章 辯護及補佐
- 第五章 裁判
- 第六章 書類
- 第七章 送達
- 第八章 期間
- 第九章 被告人ノ召喚、勾引及勾留
- 第十章 被告人訊問
- 第十一章 押收及搜索
- 第十二章 檢證
- 第十三章 證人訊問
- 第二章 刑事法規の變遷

第十四章 鑑定

第十五章 通譯

第十六章 訴訟費用

第二編 第一審

- 第一章 搜索
 - 第二章 公訴
 - 第三章 豫審
 - 第四章 公判
 - 第一節 公判準備
 - 第二節 公判手續
 - 第三節 公判ノ裁判
- 第三編 上訴
- 第一章 通則
 - 第二章 控訴
 - 第三章 上告
 - 第四章 抗告
 - 第四編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續
 - 第五編 再審
 - 第六編 非常上告
 - 第七編 略式手續

第二章 刑事法廷の變遷

第八編 裁判ノ執行

第九章 私訴

第一章 通則

第二章 第一審

第三章 上訴

附則

刑事訴訟法

第一編 總則

第一章 裁判所ノ管轄

第一條 裁判所ノ土地管轄ハ犯罪地又ハ被告人ノ住所、居所、若ハ現在地ニ依ル

帝國外ニ在ル帝國艦船内ニ於テ犯シタル罪ニ付テハ前項ニ規定スル地ノ外其ノ艦船ノ本籍若ハ船籍ノ所在地又ハ犯罪後其ノ艦船ノ碇泊シタル地ニ依ル

第二條 事物管轄ヲ異ニスル數箇ノ事件牽連スルトキハ上級裁判所併セテ之ヲ管轄スルコトヲ得

第三條 事物管轄ヲ異ニスル數箇ノ牽連事件上級裁判所ノ公判ニ屬スル場合ニ於テ併セテ審判スルコトヲ必要トセザルモノアルトキハ上級裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル下級裁判所ニ之ヲ移送スルコトヲ得

第四條 事物管轄ヲ異ニスル數箇ノ牽連事件各別ニ上級裁判所及下級裁判所ノ公判ニ屬スルトキハ上級裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ノ以テ下級裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ヲ併セテ審判スルコトヲ得

第五條 土地管轄ヲ異ニスル數箇ノ事件牽連スルトキハ一箇ノ事件ニ付管轄權ヲ有スル裁判所併セテ他ノ事件ヲ管轄スルコトヲ得

第六條 土地管轄ヲ異ニスル數箇ノ牽連事件同一裁判所ノ公判ニ屬スル場合ニ於テ併セテ審判スルコトヲ必要トセザルモノアルトキハ其ノ裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル他ノ裁判所ニ之ヲ移送スルコトヲ得

土地管轄ヲ異ニスル數箇ノ牽連事件同一裁判所ノ豫審ニ屬スルトキ亦前項ニ同シ

第七條 事物管轄ヲ同シクスル數箇ノ牽連事件各別ニ數箇ノ裁判所ノ公判ニ屬スルトキハ各裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ之ヲ一ノ裁判所ニ併合スルコトヲ得

事物管轄ヲ同シクスル數箇ノ牽連事件各別ニ數箇ノ裁判所ノ豫審ニ屬スルトキ亦前項ニ同シ
前二項ノ場合ニ於テ各裁判所ノ決定一致セザルトキハ各裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ

事件ヲ一ノ裁判所ニ併合スルコトヲ得

第八條 數箇ノ事件ハ左ノ場合ニ於テ牽連スルモノトス

- 一 一人數罪ヲ犯シタルトキ
 - 二 數人共ニ同一又ハ別箇ノ罪ヲ犯シタルトキ
 - 三 數人通謀シテ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ
 - 四 數人同時ニ同一ノ場所ニ於テ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ
- 犯人贓匪ノ罪、證憑湮滅ノ罪、偽證ノ罪、虚偽ノ鑑定通譯ノ罪及贓物ニ關スル罪ト其ノ本犯ノ罪トハ共ニ犯シタルモノト看做ス

第九條 同一事件事物管轄ヲ異ニスル數箇ノ裁判所ノ豫審又ハ

公判ニ屬スルトキハ上級裁判所ニ於テ之ヲ審判ス

上級裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル下級裁判所ヲシテ其ノ事件ヲ審判セシムルコトヲ得

第十條 同一事件事物管轄ヲ同シクスル數箇ノ裁判所ノ豫審又

ハ公判ニ屬スルトキハ最初ニ公訴ヲ受ケタル裁判所ニ於テ之ヲ審判ス

各裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ後ニ公訴ヲ受ケタル裁判所ヲシテ其ノ事件ヲ審判セシムルコトヲ得

第十一條 裁判所ハ事實發見ノ爲必要アルトキハ管轄區域外ニ

第二章 刑事法廷の變遷

於テ職務ヲ行フコトヲ得

前項ノ規定ハ豫審判事及受命判事ニ之ヲ準用ス

第十二條 訴訟手續ハ管轄權ノ理由ニ依リ其ノ效力ヲ失ハス

第十三條 裁判所ハ管轄權ヲ有セザルトキト雖急遽ヲ要スル場合ニ於テハ事實發見ノ爲必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ハ豫審判事及受命判事ニ之ヲ準用ス

第十四條 檢事ハ左ノ場合ニ於テ關係アル第一審裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ノ管轄指定ノ請求ヲ爲スヘシ

一 裁判所ノ管轄區域明確ナラサル爲管轄裁判所ノ定ラザルトキ

二 管轄權ヲ言渡シタル確定裁判アリタル事件ニ付他ニ管轄裁判所ナキトキ

第十五條 法律ニ依ル管轄裁判所ナキトキ又ハ之ヲ知ルコト能ハサルトキハ檢事總長ハ大審院ニ管轄指定ノ請求ヲ爲スヘシ

第十六條 檢事ハ左ノ場合ニ於テ直近上級裁判所ニ管轄權ヲ請求ヲ爲スヘシ

一 管轄裁判所又ハ裁判所構成法第十三條第二項ノ規定ニ依リ定メタル裁判所ニ於テ法律上ノ理由又ハ特別ノ事情ニ因リ裁判權ヲ行フコト能ハサルトキ

二 被告人ノ地位、地方ノ民心、訴訟ノ狀況其ノ他ノ事情ニ

因リ裁判ノ公平ヲ維持スルコト能ハサル處アルトキ

前項第二號ノ場合ニ於テハ被告人亦管轄移轉ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第十七條 犯罪ノ性質、被告人ノ地位、地方民心其ノ他ノ事情ニ因リ管轄裁判所ニ於テ審判ヲ爲ストキハ公安ヲ害スル處アリト認ムル場合ニ於テハ檢事總長ハ大審院ニ管轄移轉ノ請求ヲ爲スヘシ

第十八條 管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ヲ爲スニハ理由ヲ附シタル請求書ヲ管轄裁判所ニ差出スヘシ

檢事前項ノ請求書ヲ差出スニハ管轄裁判所ノ檢事ヲ經由スヘシ

第十九條 檢事豫審又ハ公判ニ繫屬スル事件ニ付管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁判所ニ通知スヘシ

第二十條 檢豫審又ハ公判ニ繫屬スル事件ニ付第十六條第一項第二號ニ規定スル事由ノ爲管轄移轉ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テハ速ニ請求書ノ原本ヲ被告人ニ交付スヘシ

被告人ハ原本ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三日内ニ管轄裁判所ニ意見書ヲ差出スコトヲ得

第二十一條 被告人管轄移轉ノ請求書ヲ差出スニハ事件ノ繫屬

スル裁判所ヲ經由スヘシ

前項ノ裁判所請求書ヲ受取リタルトキハ速ニ之ヲ其ノ裁判所ノ檢事ニ送付スヘシ

檢事ハ請求書ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送付スヘシ

第二十二條 豫審又ハ公判ニ繫屬スル事件ニ付管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求アリタルトキハ決定アル迄訴訟手續ヲ停止スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ヲ受ケタル裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

第二章 裁判所職員ノ除斥、忌避及回避

第二十四條 判事ハ左ノ場合ニ於テ職務ノ執行ヨリ除斥セラル

ヘシ

一 判事被害者ナルトキ

二 判事私訴當事者ナルトキ

三 判事被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ配偶者、四親等内ノ血族、三親等内ノ姻族又ハ同居ノ戸主若ハ家族ナルトキ親族關係ノ止ミタル後亦同シ

四 判事被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ

五 判事事件ニ付證人又ハ鑑定人ト爲リタルトキ

六 判事事件ニ付被告人ノ代理人、辯護人、補佐人又ハ私訴當事者ノ代理人ト爲リタルトキ

七 判事事件ニ付檢事又ハ司法警察官ノ職務ヲ行ヒタルトキ

八 判事事件ニ付豫審終結決定若ハ前審ノ裁判又ハ其ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタルトキ但シ受託判事トシテ關與シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 判事職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキトキ又ハ偏頗ノ裁判ヲ爲ス處アルトキハ檢事、被告又ハ私訴當事者之ヲ忌避スルコトヲ得

辯護人ハ被告人ノ爲忌避ノ申立ヲ爲スコトヲ得但シ被告人ノ明示シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

第二十六條 事件ニ付請求又ハ陳述ヲ爲シタル後ハ偏頗ノ裁判ヲ爲ス處アリトシテ判事ヲ忌避スルコトヲ得但シ忌避ノ理由アリシコトヲ知ラサリシトキ又ハ忌避ノ理由其ノ後ニ發生シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 合議裁判所ノ判事ニ對スル忌避ノ申立ハ其ノ判事所屬ノ裁判所ニ之ヲ爲シ豫審判事、受命判事又ハ區裁判所判事ニ對スル忌避ノ申立ハ忌避スヘキ判事ニ之ヲ爲スヘシ

忌避ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ示スヘシ

シ

忌避ノ理由及前條但書ノ事實ハ申立ヲ爲シタル日ヨリ三日内ニ書面ヲ以テ之ヲ疏明スヘシ忌避セラレタル判事ハ第二十八條第四項但書、第二十九條ノ場合ヲ除クノ外忌避ノ申立ニ對シ意見書ヲ差出スヘシ

第二十八條 合議裁判所ノ判事忌避セラレタルトキハ其ノ判事所屬ノ裁判所決定ヲ爲スヘシ

忌避セラレタル判事ハ前項ノ決定ニ關與スルコトヲ得ス

第一項ノ裁判所忌避セラレタル判事ノ退去ニ因リ決定ヲ爲スコト能ハサルトキハ直近上級裁判所決定ヲ爲スヘシ

豫審判事忌避セラレタルトキハ其ノ判事所屬ノ裁判所、區裁判所判事忌避セラレタルトキハ管轄地方裁判所決定ヲ爲スヘシ但シ忌避セラレタル判事忌避ノ申立ヲ理由アリトスルトキハ其ノ決定アリタルモノト看做ス

第二十九條 訴訟ヲ遅延セシムル目的ノミヲ以テ爲シタルコト明白ナル忌避ノ申立ハ決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ此ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ適用セス第二十六條又ハ第二十七條第二項第三項ノ規定ニ違反シテ爲シタル忌避ノ申立ヲ却下スル場合亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ忌避セラレタル豫審判事、受命判事又ハ

區裁判所判事ハ忌避ノ申立ヲ却下スル裁判ヲ爲スコトヲ得
 第三十條 忌避ノ申立アリタルトキハ前條ノ場合ヲ除クノ外訴
 訟手續ヲ停止スヘシ但シ急遽ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 第三十一條 忌避ノ申立ヲ却下スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ
 爲スコトヲ得

第三十二條 忌避ノ申立ニ付決定ヲ爲スヘキ裁判所ハ第二十四
 條各號ノ一ニ該當スル者アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ除斥
 ノ決定ヲ爲スヘシ

第二十七條第四項及第二十八條第二項第三項ノ規定ハ前項ノ
 場合ニ之ヲ準用ス
 第三十三條 判事忌避セラルヘキ理由アリト思料スルトキハ回
 避スヘシ
 回避ノ申立ハ判事所屬ノ裁判所ニ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十八條ノ規定ハ回避ニ付之ヲ準用ス

第三十四條 前二條ノ決定ハ之ヲ送達セズ

第三十五條 本章ノ規定ハ第二十四條第八號ノ規定ヲ除クノ外
 裁判所書記ニ之ヲ準用ス
 豫審判事又ハ受命判事ニ附屬スル裁判所書記ニ對スル忌避ノ
 申立ハ其ノ附屬スル判事ニ之ヲ爲スヘシ

決定ハ裁判所書記所屬ノ裁判所之ヲ爲スヘシ但シ第二十九條

第二項ノ裁判ハ裁判所書記ノ附屬スル判事之ヲ爲スコトヲ得

第三章 訴訟能力

第三十六條 被告ハ法人ナルトキハ其ノ代表者訴訟行爲ニ付之
 ヲ代表ス
 數人共同シテ法人ヲ代表スル場合ト雖訴訟行爲ニ付テハ各自
 之ヲ代表ス

第三十七條 刑法第三十九條乃至第四十一條ノ例ヲ用キサル罪
 ニ該ル事件ニ付被告人意思能力ヲ有セザルトキハ其ノ法定代
 理人訴訟行爲ニ付之ヲ代表ス

第二十八條 前二條ノ規定ニ依リ被告人ヲ代表スル者ナキトキ
 ハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ特別代理人ヲ選任スヘシ
 特別代理人ハ被告人ヲ代表シテ訴訟行爲ヲ爲ス者アルニ至ル
 迄其ノ任務ヲ行フ

第四章 辯護及輔佐

第三十九條 被告人ハ公訴ノ提起アリタル後何時ニテモ辯護人
 ヲ選任スルコトヲ得

被告人ノ法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬及配偶者
 並被告人ノ屬スル家ノ戶主ハ獨立シテ辯護人ヲ選任スルコト
 ヲ得

第四十條 辯護人ハ辯護士中ヨリ之ヲ選任スヘシ

裁判所又ハ豫審判事ノ許可ヲ得タルトキハ辯護士ニ非サル者
 ヲ辯護人ニ選任スルコトヲ得

第四十一條 辯護人ノ選任ハ審級毎ニ之ヲ爲スヘシ

豫審中爲シタル辯護人ノ選任ハ第一審ノ公判ニ於テモ其ノ效
 力ヲ有ス

第四十二條 辯護人ノ選任ハ辯護人ト連署シタル書面ヲ差出シ
 テ之ヲ爲スヘシ

第四十三條 第三百三十四條又ハ第三百三十五條ノ規定ニ依リ
 附スヘキ辯護人ハ裁判所所在地ニ在ル辯護士又ハ司法官試補
 ノ中ヨリ裁判長之ヲ選任スヘシ

被告人ノ利害相反セザルトキハ同一ノ辯護人ヲシテ數人ノ辯
 護ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十四條 辯護人ハ被告事件公判ニ附セラレタル後裁判所ニ
 於テ訴訟ニ關スル書類及證據物ヲ閱覽シ且其ノ書類ヲ謄寫ス
 ルコトヲ得

豫審ニ於テハ辯護人ノ立會フコトヲ得ヘキ豫審處分ニ關スル
 書類及證據物ヲ閱覽シ且其ノ書類ヲ謄寫スルコトヲ得

辯護人ハ裁判長又ハ豫審判事ノ許可ヲ受ケ證據物ヲ謄寫スル
 コトヲ得

第四十五條 被告事件公判ニ付セラレタル後ニ於テハ辯護人ト

勾留ヲ受ケタル被告人トノ接見及信書ノ往復ヲ禁スルコトヲ
 得ス

第四十六條 辯護人ハ別段ノ規定アル場合ニ限り獨立シテ訴訟
 行爲ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 被告人ノ法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑
 屬及夫並被告人ノ屬スル家ノ戶主ハ被告事件公判ニ付セラレ
 タル後何時ニテモ輔佐人ト爲ルコトヲ得

輔佐人タラントスル者ハ審級毎ニ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ届出ツ
 ヘシ
 輔佐人ハ被告人ノ爲スコトヲ得ヘキ訴訟行爲ヲ獨立シテ爲ス
 コトヲ得
 但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五章 裁判

第四十八條 判決ハ口頭辯論ニ基キテ之ヲ爲スヘシ但シ別段ノ
 規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

決定ハ公判廷ニ於テ申立ニ因リ之ヲ爲ストキハ訴訟關係人ノ
 陳述ヲ聽クヘシ其ノ他ノ場合ニ於テハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽
 カシテ之ヲ爲スコトヲ得但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限
 ニ在ラス

命令ハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽カシテ之ヲ爲スコトヲ得

第二章 刑事法規の變遷

一七〇

決定又ハ命令ヲ爲スニ付必要アル場合ニ於テハ事實ノ取調ヲ爲スコトヲ得

前項ノ取調ハ部員ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ區裁判所判事ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

受命判事又ハ受託判事ハ取調ノ結果ニ付報告ヲ爲スヘシ

第四十九條 裁判ニハ理由ヲ附スヘシ

上訴ヲ許ササル決定又ハ命令ニハ理由ヲ附セサルコトヲ得

第五十條 裁判ノ告知ハ公判廷ニ於テハ宣告ニ依リ之ヲ爲シ其ノ他ノ場合ニ於テハ裁判書ノ謄本ヲ送達シテ之ヲ爲スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十一條 裁判ノ宣告ハ裁判長之ヲ爲スヘシ

判決ノ宣告ヲ爲スニハ主文及理由ヲ朗讀シ又ハ主文同時ニ理由ノ要旨ヲ告クヘシ

第五十二條 檢事ノ執行指揮ヲ要スル裁判ヲ爲シタルトキハ速ニ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ヲ檢事ニ送付スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十三條 被告人其ノ他訴訟關係人ハ其ノ費用ヲ以テ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第六章 書類

第五十四條 訴訟ニ關スル書類ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁所書記之ヲ作成スヘシ

第五十五條 訴訟ニ關スル書類ハ公判開廷前ニ於テハ之ヲ公ニスルコトヲ得ス

第五十六條 被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問ニ付テハ調書ヲ作ルヘシ

調書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問及供述

二 證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人宣誓ヲ爲ササルトキハ其ノ事由

調書ハ裁判所書記ヲシテ之ヲ供述者ニ讀聞カサシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閱覽セシメ其ノ記載ノ相違ナキカ否ヲ問フヘシ
供述者増減變更ヲ申立テタルトキハ其ノ供述ヲ調書ニ記載スヘシ

調書ニハ供述者ヲシテ署名捺印セシムヘシ

第五十七條 檢證、押收又ハ搜索ニ付テハ調書ヲ作ルヘシ

押收ヲ爲シタルトキハ其ノ品目ヲ調書ニ記載シ又ハ別ニ目錄ヲ作り之ヲ調書ニ添附スヘシ

第五十八條 前二條ノ調書ニハ取調又ハ處分ヲ爲シタル年月日

及場所ヲ記載シ其ノ取調又ハ處分ヲ爲シタル者裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ但シ公判期日外ニ於テ裁判所取調又ハ處分ヲ爲シタルトキハ裁判長裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ

前條ノ調書ニハ取調又ハ處分ヲ爲シタル時ヲモ記載スヘシ

第五十九條 裁判所書記ノ立會ナクシテ取調又ハ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所書記ノ行フヘキ職務ハ其ノ取調又ハ處分ヲ爲ス者自ラ之ヲ行フヘシ

第六十條 公判期日ニ於ケル訴訟手續ニ付テハ公判調書ヲ作ルヘシ

公判調書ニハ左ノ事項其ノ他一切ノ訴訟手續ヲ記載スヘシ
一 公判ヲ爲シタル裁判所及年月日

二 判事、檢事及裁判所書記ノ官氏名並被告人、代理人、辯護人、輔佐人及通事ノ氏名

三 被告人出頭セザリシトキハ其ノ旨

四 公開ヲ禁シタルトキハ其ノ旨及理由

五 被告事件ノ陳述及公判開廷中口頭ノ起訴アリタルトキハ其ノ要旨

六 辯論ノ要旨
七 第五十六條第二項ニ掲クル事項
朗讀シ又ハ要旨ヲ告ケタル書類

第二章 刑事法規の變遷

一七一

九 被告人ニ示シタル書類及證據物

十 公判廷ニ於テ爲シタル檢證及押收

十一 裁判長ノ記載ヲ命シタル事項及訴訟關係人ノ請求ニ因リ記載ヲ許シタル事項

十二 被告人若ハ辯護人最終ニ陳述シタルコト又ハ被告人若ハ辯護人ニ最終ニ陳述スル機會ヲ與ヘタルコト

十三 判決其ノ他ノ裁判ノ宣告ヲ爲シタルコト

第六十一條 公判調書ニ付テハ第五十六條第三項乃至第五項ノ規定ニ依ル手續ヲ爲スコトヲ要セス

供述者ノ請求アルトキハ裁判所書記ヲシテ其ノ供述ニ關スル部分ヲ讀聞カサシメ増減變更ノ申立アリタルトキハ其ノ供述ヲ記載セシムヘシ

第六十二條 公判調書ハ公判開廷ノ日ヨリ五日內ニ之ヲ整理スヘシ

第六十三條 公判調書ニハ裁判長裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ

裁判長差支アルトキハ上席ノ判事其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

區裁判所判事差支アルトキハ裁判所書記其ノ事由ヲ附記シ署名捺印スヘシ

裁判所書記差支アルトキハ裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

第六十四條 公判期日ニ於ケル訴訟手續ハ公判調書ノミニ依リ之ヲ證明スルコトヲ得

第六十五條 辯護人ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ速記者ヲシテ公判ニ於ケル被告人又ハ證人ノ供述ヲ筆記セシムルコトヲ得

第六十六條 裁判ヲ爲ストキハ裁判書ヲ作ルヘシ但シ決定又ハ命令ヲ宣告スル場合ニ於テハ裁判書ヲ作ラスシテ之ヲ調書ニ記載セシムルコトヲ得

第六十七條 裁判書ハ判事之ヲ作ルヘシ

第六十八條 裁判書ニハ裁判ヲ爲シタル裁判事署名捺印スヘシ
裁判長署名捺印スルコト能ハサルトキハ上席ノ判事其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印シ他ノ判事署名捺印スルコト能ハサルトキハ裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

第六十九條 裁判書ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判ヲ受クル者ノ氏名、年齢、職業及住居ヲ記載スヘシ裁判ヲ受クル者法人ナルトキハ其ノ名稱及事務所ヲ記載スヘシ

第七十條 裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ハ

原本又ハ謄本ニ依リ之ヲ作ルヘシ

第七十一條 官吏又ハ公吏ノ作ルヘキ書類ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外年月日ヲ記載シテ署名捺印シ其ノ所屬ノ官署又ハ公署ヲ表示スヘシ

書類ニハ每葉ニ契印スヘシ

第七十二條 官吏又ハ公吏書類ヲ作ルニハ文字ヲ改竄スヘカラス挿入、削除又ハ欄外記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印シ其ノ字數ヲ記載スヘシ但シ削除シタル部分ハ之ヲ讀得ヘキ爲字體ヲ存スヘシ

第七十三條 官吏又ハ公吏ニ非サル者ノ作ルヘキ書類ニハ年月日ヲ記載シテ署名捺印スヘシ

第七十四條 官吏又ハ公吏ニ非サル者ノ署名捺印スヘキ場合ニ於テ署名スルコト能ハサルトキハ他人ヲシテ代書セシメ捺印スルコト能ハサルトキハ花押又ハ捺印スヘシ

他人ヲシテ代書セシメタル場合ニ於テハ代書シタル者其ノ事由ヲ記載シテ署名捺印スヘシ

條七章 送達

第七十五條 被告人、私訴當事者、代理人、辯護人又ハ輔佐人ハ書類ノ送達ヲ受クル爲書面ヲ以テ其ノ住居又ハ事務所ヲ裁判所ニ届出ツヘシ

裁判所所在地ニ住居又ハ事務所ヲ有セサルトキハ其ノ所在地ニ住居又ハ事務所ヲ有スル者ヲ送達受取人ニ選任シ其ノ者ト

連署シタル書面ヲ以テ之ヲ届出ツヘシ
前項ノ規定ニ依ル届出ハ同一ノ地ニ在ル各審級ノ裁判所ニ對シ其ノ效力ヲ有ス

前二項ノ規定ハ在監者ニ之ヲ適用セズ
送達ニ付テハ送達受取人ハ之ヲ本人ト看做シ其ノ住居又ハ事務所ハ之ヲ本人ノ住居ト看做ス

第七十六條 住居、事務所又ハ送達受取人ヲ届出ツヘキ者其ノ届出ヲ爲ササルトキハ裁判所書記ハ書類ヲ郵便ニ付シテ其ノ送達ヲ爲スコトヲ得

前項ノ送達ハ書類ヲ郵便ニ付シタル時ヲ以テ之ヲ爲シタルモノト看做ス
第七十七條 檢事ニ對スル送達ハ書類ヲ檢事局ニ送付シテ之ヲ爲スヘシ

第七十八條 被告人ノ住居、事務所及現在地知レサルトキハ公示送達ヲ爲スコトヲ得
被告人裁判權ノ及ハサル場所ニ在ル場合ニ於テ他ノ方法ヲ以テ送達ヲ爲スコト能ハサルトキ亦前項ニ同シ

第七十九條 公示送達ハ裁判所ノ命シタルトキニ限り之ヲ爲ス

コトヲ得

公示送達ハ裁判所書記送達スヘキ書類又ハ其ノ抄本ヲ裁判所ノ揭示場ニ公示シテ之ヲ爲スヘシ

公判ニ於ケル第一回ノ召喚狀ノ公示送達ハ裁判所書記召喚狀ヲ裁判所ノ揭示場ニ公示シ且其ノ謄本ヲ官報又ハ新聞紙ニ掲載シテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ公示送達ハ最後ニ官報又ハ新聞紙ニ掲載シタル日ヨリ三十日、其ノ他ノ公示送達ハ揭示場ニ公示ヲ始メタル日ヨリ七日ノ期間ヲ經過スルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス

第八十條 書類ノ送達ニ付ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外民事訴訟法ヲ準用ス但シ司法警察官ノ發スル書類ノ送達ニ付テハ裁判所書記ニ屬スル職務ハ司法警察官之ヲ行ヒ執達吏ニ屬スル職務ハ司法警察吏之ヲ行フ

第八章 期間

第八十一條 期間ノ計算ニ付テハ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ之ヲ起算シ日、月又ハ年ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス但シ時効期間ノ初日ハ時間ヲ論セス一日トシテ之ヲ計算ス
月及年ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算ス

期間ノ末日、日曜日、二月一日、四月、十二月二十九日、三十日、三十一日又ハ一般ノ休日トシテ指定セラレタル日ニ當ルト

キハ之ヲ期間ニ算入セス但シ時効期間ニ付テハ此ノ限ニ在ラ
ス
第八十二條 法定ノ期間ハ訴訟行爲ヲ爲スヘキ者ノ住所又ハ事
務所ノ所在地ト裁判所所在地トノ距離ニ從ヒ海陸路二十里毎
ニ一日ヲ加ヘ其ノ距離又ハ端數二十里ニ滿タサルモ五里以上
ナルトキハ一日ヲ加フ但シ海路ハ二海里ヲ一里トシテ之ヲ計
算ス
前項ノ規定ハ宣告シタル裁判ニ對スル上訴ノ提起期間ニハ之
ヲ適用セス
外國又ハ交通不便ノ地ニ在ル者ノ爲ニハ特ニ期間ヲ定ムルコ
トヲ得

第九章 被告人ノ召喚、勾引及勾留

第八十三條 裁判所公訴ヲ受ケタルトキハ被告人ヲ召喚スヘシ
第八十四條 被告人ノ召喚ハ召喚狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ
被告人ヨリ期日ニ出頭スヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ差出シ又
ハ出頭シタル被告人ニ對シ口頭ヲ以テ次回ノ出頭ヲ命シタル
トキハ召喚狀ヲ送達シタルト同一ノ效力ヲ有ス口頭ヲ以テ出
頭ヲ命シタル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ調書ニ記載スヘシ
受訴裁判所ニ近接スル監獄ニ在ル被告人ニ對シテハ監獄官吏
ニ通知シテ之ヲ召喚スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ被告人監獄官吏ヨリ通知ヲ受ケタル時ヲ以
テ召喚狀ノ送達アリタルモノト看做ス

第八十五條 召喚ニ因リ出頭シタル被告人ハ速ニ之ヲ訊問スヘ
シ
被告人裁判所構内ニ在ルトキハ召喚ヲ爲ササル場合ニ於テモ
之ヲ訊問スルコトヲ得
第八十六條 被告人再度ノ召喚ヲ受ケ故ナク出頭セサルトキハ
之ヲ勾引スルコトヲ得
第八十七條 左ノ場合ニ於テハ直ニ被告人ヲ勾引スルコトヲ得
一 被告人定リタル住居ヲ有セザルトキ
二 被告人罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ
三 被告人逃亡シタルトキハ又ハ逃亡スル虞アルトキ
五百圓以下ノ罰金拘留又ハ科料ニ該ル事件ニ付テハ前項第一
號ノ場合ヲ除ク外被告人ヲ勾引スルコトヲ得但シ前條及
第百六條ノ規定ノ適用ヲ妨ケス
第八十八條 被告人ノ勾引ハ勾引狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ
第八十九條 勾引シタル被告人ハ裁判所ニ引致シタル時ヨリ四
十八時間内ニ之ヲ訊問スヘシ其ノ時間内ニ勾留狀ヲ發セサル
トキハ被告人ヲ釋放スヘシ
第九十條 第八十七條ノ所定ニ依リ被告人ヲ勾引スルコトヲ得

ヘキ原由アルトキハ之ヲ勾留スルコトヲ得

被告人ノ勾留ハ第八十五條又ハ前條ノ規定ニ依リ被告人ヲ訊
問シタル後ニ非ツレハ之ヲ爲スコトヲ得但シ被告人死亡シ
タル場合ハ此ノ限ニ在ラス
被告人監獄ニ在ルトキハ第一項ノ原由ナシト雖之ヲ勾留スル
コトヲ得

第九十一條 被告人ノ勾留ハ勾留狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

第九十二條 被告人ヲ勾留シタル場合ニ於テハ其ノ身體及名譽
ヲ保全スルコトニ注意スヘシ

第九十三條 裁判長ハ急速ヲ要スル場合ニ於テハ第八十三條乃
至第九十一條ノ規定スル處分ヲ爲シ又ハ部員ヲシテ之ヲ爲サ
シムルコトヲ得

第九十四條 裁判長ハ被告人ノ所在地ノ豫審判事若ハ區裁判所
判事、法令ニ依リ特別裁判權ヲ有スル官署、檢事又ハ司法警
察官ニ被告人ノ勾引ヲ囑託スルコトヲ得
受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得但シ司法
警察官ハ此ノ限ニ在ラス
受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セザルトキハ受託ノ權限アル
官署ニ移送スルコトヲ得但シ司法警察官ハ此ノ限ニ在ラス
囑託又ハ移送ヲ受ケタル官署ハ勾引狀ヲ發スヘシ

第九十五條 被告人ノ所在地ヲ覺知スルコトハ能ハサルトキハ

裁判長ハ檢事長ニ被告人ノ容貌體格其ノ他ノ徵表ヲ記載シタ
ル書面ヲ送付シ其ノ捜査及勾引ヲ囑託スルコトヲ得
囑託ヲ受ケタル檢事長ハ其ノ管内ノ檢事ヲシテ勾引狀ヲ發シ
捜査及勾引ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第九十六條 前二條ノ場合ニ於テ囑託ニ因リ勾引狀ヲ發シタル
官署ハ被告人ヲ引致シタル時ヨリ四十八時間ニ其ノ人違ナキ
カ否ヲ取調フヘシ被告人人違ニ非ザルトキハ速ニ之ヲ指定セ
ラレタル裁判所ニ送致スヘシ此ノ場合ニ於テハ第八十九條ノ
期間ハ被告人ノ送致ヲ受ケタル時ヨリ之ヲ起算ス

第九十七條 召喚狀、勾引狀又ハ勾引狀ニハ被告事件、被告ハノ
氏名及住居ヲ記載シ裁判長又ハ受命判事之ニ記名捺印スヘシ
勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル場合ニ於テ被告人ノ住居分明ナラ
サルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要セス其ノ氏名分明ナラサル
トキハ容貌、體格其ノ他ノ徵表ヲ以テ被告人ヲ指示スヘシ
召喚狀ニハ被告人ノ出頭スヘキ年月日時、場所及召喚ニ應セ
サルトキハ勾引狀ヲ發スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ
勾留狀ニハ被告人ヲ勾留スヘキ監獄ヲ指定スヘシ
裁判長第九十三條ノ規定ニ依リ召喚狀、勾引狀又ハ勾留狀ヲ
發スル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第九十八條 前條第一項及第二項ノ規定ハ第九十四條第四項及

第九十五條第二項ノ勾引狀ニ付テハ此ノ場合ニ於テハ

勾引狀ハ囑託ヲ爲シタル裁判長ノ氏名及囑託ニ因リ之ヲ發ス

ル旨ヲ記載スヘシ

第九十九條 召喚狀ハ之ヲ送達ス

第一百條 勾引狀又ハ勾留狀ハ檢事ノ指揮ニ依リ司法警察官吏之

ヲ執行ス但シ急速ヲ要スル場合ニ於テハ裁判長、受命判事、

豫審判事又ハ區裁判所判事其ノ執行ヲ指揮スルコトヲ得

監獄ニ在ル被告人ニ對シテ發シタル勾留狀ハ檢事ノ指揮ニ依

リ監獄官吏之ヲ執行ス

檢事ノ指揮ニ依リ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スル場合ニ於テハ

之ヲ發シタル官署ハ其ノ原本ヲ檢事ニ送付スヘシ

第一百一條 勾引狀ハ數通ヲ作り之ヲ司法警察官吏數人ニ交付ス

ルコトヲ得

第一百二條 司法警察官吏ハ必要アルトキハ管轄區域外ニ於テ勾

引狀ノ執行ヲ爲シ又ハ其ノ地ノ司法警察官ニ其ノ執行ヲ求ム

ルコトヲ得

第一百三條 勾引狀ヲ執行スルニハ之ヲ被告人ニ示シテ指定セラ

レタル裁判所ニ引致スヘシ第九十四條第四項及第九十五條第

二項ノ勾引狀ニ付テハ之ヲ發シタル官署ニ引致スヘシ

勾引狀ヲ執行スルニハ之ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル監

獄ニ引致スヘシ

第一百四條 勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ハ其ノ贖

本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第一百五條 軍服用ノ應舎又ハ艦船ノ内ニ在ル者ニ對シ勾引狀又

ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ應舎若ハ艦船ノ長又ハ之

ニ代ルヘキ者ニ勾引狀又ハ勾留狀ヲ示シテ引渡ヲ求ムヘシ

軍服用ノ應舎又ハ艦船ノ外ニ在リテ現ニ勤務ニ従事スル軍

人、軍屬又ハ陸軍海軍所屬ノ學生生徒ニ對シテ勾引狀又ハ勾

留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ其ノ所屬ノ長又ハ之ニ代ルヘ

キ者ニ勾引狀又ハ勾留狀ヲ示シテ引渡ヲ求ムヘシ

第一百六條 裁判長ハ必要アルトキハ指定ノ場所ニ被告人ノ出頭

又ハ同行ヲ命スルコトヲ得被告人正當ノ事由ナクシテ之ヲ肯

セサルトキハ其ノ場所ニ勾引スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ

第八十九條ノ期間ハ其ノ場所ニ引致シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第一百七條 勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ護送ス

ル場合ニ於テ必要アルトキハ假ニ最寄ノ監獄ニ之ヲ留置スル

コトヲ得

第一百八條 勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ引致シタル場合ニ

於テ必要アルトキハ之ヲ監獄ニ留置スルコトヲ得

第九十九條 勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行シタルトキハ之ノ執行ノ場

所及年月日時ヲ記載シ之ヲ執行スルコト能ハサルトキハ其ノ

事由ヲ記載シテ記名捺印スヘシ

勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ニ關スル書類ハ執行ヲ指揮シタル檢

事其ノ他ノ官署ニ之ヲ差出スヘシ

勾引狀ノ執行ニ關スル書類ヲ受取リタル檢事其ノ他ノ官署ハ

被告人ノ引致セラレタル年月日時ヲ勾引狀ニ記載スヘシ

第一百十條 檢事ハ裁判所ノ同意ヲ得テ勾留セラレタル被告人ヲ

他ノ監獄ニ移スコトヲ得

第一百一條 勾留セラレタル被告人ハ法令ノ範圍内ニ於テ他人

ト接見シ又ハ書類若ハ物ノ授受ヲ爲スコトヲ得

勾引狀ニ因リ監獄ニ留置セラレタル被告人亦同シ

第一百二條 裁判所ハ罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡ヲ圖ル虞アルトキ

ハ勾留セラレタル被告人ト他人トノ接見ヲ禁シ又ハ他人ト授

受スヘキ書類其ノ他ノ物ヲ檢閲シ、其ノ授受ヲ禁シ若ハ之ヲ

差押フルコトヲ得但シ糧食ハ其ノ授受ヲ禁シ又ハ之ヲ差押フ

ルコトヲ得ス

裁判所檢閱ヲ爲スコト能ハサルトキハ檢事之ヲ爲スコトヲ得

第一百三條 勾留ノ期間ハ二月トス特ニ繼續ノ必要アル場合ニ

於テハ決定ヲ以テ之ヲ更新スルコトヲ得

第一百四條 勾留ノ原由消滅シタルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ

勾留ヲ取消スヘシ

第一百五條 勾留セラレタル被告人又ハ其ノ法定代理人、保佐

人、直系尊屬、配偶者、被告人ノ屬スル家ノ戶主若ハ辯護人

ハ保釋ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第一百六條 保釋ノ請求アリタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定

ヲ爲スヘシ

保釋ヲ許ス場合ニ於テハ保證金額ヲ定ムヘシ

保釋ヲ許ス場合ニ於テハ被告人ノ住居ヲ制限スルコトヲ得

第一百七條 保釋ヲ許ス決定ハ保證金ヲ納メシメタル後之ヲ執

行スヘシ

檢事ハ保釋請求者ニ非サル者ヲシテ保證金ヲ納メシムルコト

ヲ得

檢事ハ有價證券又ハ裁判所ノ管轄地内ニ住居シ保證金ヲ納ム

ルニ十分ナル資産ヲ有スル者ノ差出シタル保證書ヲ以テ保證

金ニ代フルコトヲ許スコトヲ得

保證書ニハ保證金額及何時ニテモ其ノ保證金ヲ納ムヘキ旨ヲ

記載スヘシ

第一百八條 裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ勾留セラレ

タル被告人ヲ親族其ノ他ノ者ニ責付シ又ハ被告人ノ住居ヲ制

第二章 刑事法規の變遷

限シテ勾留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

責付ヲ爲スニハ被告人ノ親族其ノ他ノ者ヨリ何時ニテモ召喚ニ應ジ被告人ヲ出頭セシムヘキ旨ノ書面ヲ差出サシムヘシ

第百十九條 被告人逃亡シタルトキ、逃亡スル處アルトキ、召喚ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキ、罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ又ハ住居ノ制限ニ違反シタルトキハ裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ保釋、責付又ハ勾留ノ執行停止ヲ取消スコトヲ得

保釋ヲ取消ス場合ニ於テハ裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取スルコトヲ得

保釋セラレタル者刑ノ言渡ヲ受ケ其ノ判決確定シタル後執行ノ爲召喚ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セス又ハ逃亡シタルトキハ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取スヘシ

第百二十條 勾留若ハ保釋ヲ取消シ又ハ勾留狀ノ效力消滅シタルトキハ檢事ハ沒取ニ係ラサル保證金ヲ還付スヘシ

第百二十一條 上訴提起期間内又ハ上訴中ノ事件ニ付勾留ノ期間ヲ更新シ、勾留ヲ取消シ又ハ保釋ヲ爲シ、責付ヲ爲シ、勾留ノ執行停止ヲ爲シ又ハ之ヲ取消スヘキ場合ニ於テ訴訟記録原裁判所ニ在ルトキハ原裁判所其ノ決定ヲ爲スヘシ

官吏ニ命スヘシ

三 司法警察官吏ハ命令ヲ待タスシテ直ニ犯人ヲ逮捕スヘシ
第百二十五條 現行犯人其ノ場所ニ在ルトキハ何ハト雖之ヲ逮捕スルコトヲ得

犯人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之ヲ地方裁判所若ハ區裁判所ノ檢事又ハ司法警察官吏ニ引渡スヘシ

第百二十六條 司法警察吏現行犯人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタルトキハ速ニ之ヲ司法警察官ニ引致スヘシ

司法警察吏犯人ヲ受取リタル場合ニ於テハ逮捕者ノ氏名、住居及逮捕ノ事由ヲ聽取ルヘシ必要アルトキハ逮捕者ニ對シ共ニ官署ニ至ルコトヲ求ムルコトヲ得

第百二十七條 司法警察官現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取リ又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被疑者ヲ受取リタルトキハ即時訊問シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ留置ノ必要アリト思料スルトキハ遅クモ四十八時間内ニ書類及證據物ト共ニ之ヲ地方裁判所若ハ區裁判所ノ檢事又ハ相當官署ニ送致スル手續ヲ爲スヘシ

第百二十八條 司法警察官吏檢事若ハ司法警察官ノ命令ニ因リ現行犯人ヲ逮捕シ又ハ司法警察官檢事ノ命令ニ因リ被疑者ニ對シ勾引狀ヲ發シタル場合ニ於テハ前二條ノ規定ニ依ラス速

第二章 刑事法規の變遷

第百二十二條 豫審判事ハ被告人ノ召喚、勾引及勾留ニ關シ裁判所又ハ裁判長ト同一ノ權ヲ有ス

第百二十三條 左ノ場合ニ於テ急速ヲ要シ判事ノ勾引狀ヲ求ムルコト能ハサルトキハ檢事ハ勾引狀ヲ發シ又ハ之ヲ他ノ檢事若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

- 一 被疑者定リタル住居ヲ有セサルトキ
- 二 現行犯人其ノ場所ニ在ラサルトキ
- 三 現行犯ノ取調ニ因リ其ノ事件ノ共犯ヲ發見シタルトキ
- 四 既決ノ囚人又ハ本法ニ依リ拘禁セラレタル者逃亡シタルトキ
- 五 死體ノ檢證ニ因リ犯人ヲ發見シタルトキ
- 六 被疑者常習トシテ強盜又ハ竊盜ノ罪ヲ犯シタルモノナルトキ

第百二十四條 檢事又ハ司法警察官吏其ノ職務ヲ行フニ當リ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ犯人其ノ場所ニ在リテ其ノ住居若ハ氏名分明ナラサルトキ又ハ第八十七條第一項各號ニ規定スル事由アルトキハ左ノ處分ヲ爲スヘシ

- 一 檢事ハ司法警察官吏ニ犯人ノ逮捕ヲ命スヘシ必要アル場合ニ於テハ自ラ之ヲ逮捕スルコトヲ得
- 二 司法警察官ハ直ニ犯人ヲ逮捕シ又ハ其ノ逮捕ヲ司法警察

ニ之ヲ命令シタル檢事又ハ司法警察官ニ引致スヘシ

第百二十九條 檢事現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取リ又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被疑者ヲ受取リタルトキハ遅クモ二十四時内ニ訊問シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ留置ノ必要アリト思料スル場合ニ於テ急速ヲ要シ判事ノ勾引狀ヲ求ムルコト能ハサルトキハ勾引狀ヲ發シ速ニ公訴ヲ提起シ又ハ書類及證據物ト共ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事又ハ相當官署ニ送致スル手續ヲ爲スヘシ

檢事他ノ檢事ヨリ被疑者ヲ受取リタルトキハ前項ノ手續ニ準シ處分スヘシ但シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ勾留ヲ取消スヘシ

檢事他ノ檢事ノ囑託ニ因リ被疑者ニ對シ勾引狀ヲ發シタル場合ニ於テハ第一項ノ手續ニ依ラス速ニ之ヲ囑託シタル檢事ニ送致スヘシ

第百三十條 現ニ罪ヲ行ヒ又ハ現ニ罪ヲ行ヒ終リタル際ニ發覺シタルモノヲ現行犯トス
兇器贓物其ノ他ノ物ヲ所持シ、誰何セラレテ逃走シ、犯人トシテ追呼セラレ又ハ身體被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料スヘキ場合ハ現行犯人其ノ場所ニ在リタルモノト看做ス

第二章 刑事法規の總論

第三百一十一條 第九十七條、第九十八條及第百條乃至第百十條ノ規定ハ第百二十三條及第百二十九條ノ勾引又ハ勾留ニ付之ヲ準用ス

第三百三十二條 五百圓以下ノ罰金、勾留又ハ科料ニ該ル罪ノ現行犯人ニ付テハ犯人ノ住居若ハ氏名分明ナラサル場合又ハ犯人逃亡スル虞アル場合ニ限り第百二十四條乃至前條ノ規定ヲ適用ス

第十章 被告人訊問

第三百三十三條 被告人ニ對シテハ先ツ其ノ人違ナキコトヲ確ムルニ足ルヘキ事項ヲ訊問スヘシ

第三百三十四條 被告人ニ對シテハ被告事件ヲ告ケ其ノ事件ニ付陳述スヘキコトアリヤ否ヤヲ問フヘシ

第三百三十五條 被告人ニ對シテハ丁寧親切ヲ旨トシ其ノ利益ト爲ルヘキ事實ヲ陳述スル機會ヲ與フヘシ

第三百三十六條 被告人ヲ訊問スルトキハ裁判所書記ヲシテ立會ハシムヘシ

第三百三十七條 事實發見ノ爲必要アルトキハ被告人ト他ノ被告人又ハ證人ト對質セシムルコトヲ得

第三百三十八條 被告人雙ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ啞ナルトキハ書面ヲ以テ答ヘシムルコトヲ得

第三百三十九條 本章ノ規定ハ被疑者ヲ訊問スル場合ニ之ヲ準用ス但シ司法警察官訊問ヲ爲ス場合ニ於テハ司法警察吏ヲシテ立會ハシムヘシ

第十一章 押收及搜索

第四百十條 裁判ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外證據物又ハ沒收スヘキ物ト思料スルモノアルトキハ之ヲ差押フヘシ

裁判所ハ差押フヘキ物ヲ指定シ所有者、所持者又ハ保管者ニ其ノ物ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第四百一十一條 裁判所ハ被告人ヨリ發シ又ハ被告人ニ對シテ發シタル郵便物又ハ電信ニ關スル書類ニシテ通信事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ保管又ハ所持スルモノヲ差押ヘ又ハ之ヲ提出セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ該當セサル郵便物又ハ電信ニ關スル書類ニシテ通信事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ保管又ハ所持スルモノハ被告事件ニ關係アリト思料スルニ足ルヘキ狀況アルモノニ限り之ヲ差押ヘ又ハ提出セシムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ發信人又ハ受信人ニ通知スヘシ但シ通知ニ因リ審理ヲ妨タル虞アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四百一十二條 被告人其ノ他ノ者ノ遺留シタル物又ハ所有者、

所持者若ハ保管者ニ於テ任意ニ提出シタル物ハ之ヲ領置スルコトヲ得

第四百十三條 裁判所ハ必要アルトキハ被告人ノ身體、物又ハ住居其ノ他ノ場所ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

被告人ニ非サル者ノ身體、物又ハ住居其ノ他ノ場所ニ付テハ押收スヘキ物ノ存在ヲ認知スルニ足ルヘキ狀況アル場合ニ限り搜索ヲ爲スコトヲ得

婦女ノ身體ノ搜索ニ付テハ成年ノ婦女ヲシテ之ヲ立會ハシムヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四百十四條 搜索ニ付テハ秘密ヲ保チ且搜索ヲ受クル者ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ注意スヘシ

第四百十五條 搜索ヲ爲シタル場合ニ於テ證據物又ハ沒收スヘキ物ナキトキハ搜索ヲ受ケタル者ノ請求ニ因リ其ノ旨ノ證明書ヲ交付スヘシ

第四百十六條 押收又ハ搜索ニ付テハ鎖鑰又ハ封緘ノ開披其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得押收物ニ付亦同シ

第四百十七條 軍事上秘密ヲ要スル場所ニ於テハ其ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ押收又ハ搜索ヲ爲ヘコトヲ得

第四百十八條 公務員又ハ公務員タリシ者ノ保管又ハ所持スル

第二章 刑事法規の總論

物ニ付本人又ハ當該公務所ヨリ職務上ノ秘密ニ關スルモノナルコトヲ申立テタルトキハ當該監督官廳ノ承諾アルニ非サレハ押收ヲ爲スコトヲ得但シ當該監督官廳ハ帝國ノ安寧ヲ害スル場合ヲ除クノ外承諾ヲ拒ムコトヲ得

國務大臣、宮内大臣、内大臣、樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官、會計検査院長、元師、參謀總長、海軍軍令部長、教育總監若ハ軍事參議官又ハ此等ノ職ニ在リタル者其ノ保管又ハ所持スル物ニ付前項ノ申立ヲ爲シタルトキハ勅許ヲ得ルニ非サレハ押收ヲ爲スコトヲ得

第四百十九條 醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、辨理人、公證人、宗教若ハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者ハ業務上委託ヲ受ケタル爲保管又ハ所持スル物ニシテ他人ノ秘密ニ關スルモノニ付差押ヲ拒ムコトヲ得但シ本人承諾シタルトキハ此限ニ在ラス

第五百十條 裁判所ハ押收スヘキ物又ハ搜索スヘキ場所、身體若ハ物ヲ指定シタル命令狀ヲ發シ司法警察官ヲシテ押收又ハ搜索ヲ爲サシムルコトヲ得

命令狀ニハ押收又ハ搜索ヲ爲スヘキ事由ヲ記載シ裁判長之ニ記名捺印スヘシ

命令狀ハ處分ヲ受クル者ノ請求アルトキハ之ヲ示スヘシ